

日本馬術連盟
競技会関連規程集

2019年度版
(2020年1月1日 改定)



公益社団法人 日本馬術連盟

FEI 馬スポーツ憲章

馬のウェルフェアのために

国際馬術連盟（FEI）は、国際的な馬スポーツに係わるすべての者が、FEI 馬スポーツ憲章を順守し、いかなる場合にも馬のウェルフェアが最優先されることに同意し、これを受け入れることを求める。馬のウェルフェアよりも、競技の勝敗または商業的な側面に重きを置くことがあってはならない。以下の要点を特に順守しなければならない。

1. ウェルフェア概要

a) 良質な管理

馬を最上の状態で管理するには厩舎設備および飼料給与が不可欠である。清潔で良質な飼葉、飼料、水が常に与えられなければならない。

b) トレーニング方法

馬は当該種目で求められる身体能力および技術に応じたトレーニングを受けるべきである。馬を虐待するような方法または恐怖を与える方法を用いてはならない。

c) 装蹄および馬装具

フットケアおよび装蹄は高い水準にななければならない。馬装具は傷害や外傷のリスクを避けるようにデザインされ、つくられていなければならない。

d) 輸送

輸送中は、馬の傷害やその他の健康被害に対して十分な対策がとられていなければならない。車両は安全、良好な換気、高水準の整備、常に清潔な状態で、かつ適格なドライバーが運転しなければならない。馬を正しく扱える者が、常に馬の管理のために同行していること。

e) 移動

すべての輸送は最新の FEI ガイドラインに則って綿密に計画され、定期的に飼料および水を給与するための休憩時間をとらなくてはならない。

2. 競技参加適性

a) 競技参加への適性と能力

競技への参加は、十分な能力を備えた競技参加適性のある馬および選手に限定されなければならない。トレーニングから競技参加までの間には、馬に適当な休養期間を与えなければならない。輸送後にも休養期間を与えるべきである。

b) 健康状態

競技参加適性がないと判断された馬は、競技への参加または参加の継続をすることはできない。その馬の参加適性に疑義のある場合には獣医師のアドバイスを求めること。

c) ドーピングと薬物

ドーピング行為および薬物の不法使用またはそれらの行為を意図することは、ウェルフェアに係わる深刻な問題であり、認められていない。いかなる獣医学的な治療であっても、治療後には競技の前に完全に回復するだけの十分な時間が必要である。

d) 外科的処置

競技馬のウェルフェアあるいは他馬および／または選手の安全をおびやかすあらゆる外科的処置は認められていない。

e) 妊娠牝馬／出産直後の牝馬

妊娠 4 カ月以降または仔馬を伴っている牝馬は競技に参加させてはならない。

f) 扶助の誤用

馬に対して過剰な負担となる騎乗あるいは器具（鞭や拍車など）による過剰な扶助は認められていない。

3. 競技会が馬のウェルフェアを損なってはならない。

a) 競技場

馬は適当かつ安全な路面上で馬のトレーニングと競技を行わなければならない。すべての障害物および競技環境は馬の安全を考慮してデザインしなければならない。

b) 路面

馬の通行路や、トレーニングあるいは競技を行う馬場の路面はすべて、傷害を引き起こす要因を取り除いてデザイン、維持されていなければならない。

c) 異常な気象条件

馬のウェルフェアあるいは安全が確保できない気象条件の下では、競技を実施してはならない。競技参加後の馬のために、馬体を冷やす環境および設備を整えなければならない。

d) 競技会場の厩舎

馬房は安全かつ衛生的で、換気が良く、快適であり、馬の品種と性質に適応できるだけの十分な広さがなければならない。水の使える洗い場が常設されていなければならない。

4. 馬の人道的な扱い

a) 獣医学的治療

競技会においては常に獣医学的な専門技術が提供されるべきである。もし馬が競技中に受傷、あるいは疲弊した場合、選手は競技を中止し、獣医師の診断を受けなければならない。

b) 救急センター

必要であれば、さらなる検査および治療のために、馬は救急車で最寄りの治療施設に搬送されなければならない。受傷した馬には輸送前に最大限の手当てを施すこと。

c) 競技におけるケガ

競技中に発生した傷害については調査が行われるべきである。競技場路面の状態、競技出場の頻度、その他の危険要因について、傷害の発生を最小限に食い止めるために、注意深く調査しなければならない。

d) 安楽死

傷害が重篤なものである場合、その馬は可及的速やかに獣医師によって安楽死処置を行う必要がある。安楽死は苦痛を最小限にする人道的な方法で行われなければならない。

e) 引退

競技から引退した馬は、人道的に扱われなければならない。

5. 教育

FEI は馬術スポーツに係わるすべての者が、競技馬のケアおよび管理に関する知識について、可能な限り高いレベルの教育を受けることを推進する。

馬のウェルフェアのための馬スポーツ憲章は、あらゆる意見を受け入れて、適宜改正される。新しい研究成果に注目するとともに、FEI はウェルフェアに関する研究のための助成およびサポートをいっそう促進する。

公益社団法人日本馬術連盟会員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本馬術連盟（以下「日馬連」という。）の会員が遵守すべき倫理に関する事項を定めることにより、もって日馬連に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(会員及び基盤団体の範囲など)

第2条 この規程において、「会員」とは、定款第5条第1項に規定する会員をいう。

2. この規程において、「基盤団体」とは、規約第3条第1項に規定する県馬連及び組成団体をいう。
3. この規程において、「事実調査」とは、会員及び関係者からの事情聴取、資料等の提出を求めることなど事実を明らかにするために行われる一切の行為をいう。

(基本的責務)

第3条 会員は、定款第3条に規定する日馬連の目的を達成するため、その使命にふさわしい倫理を自覚して行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条 会員は、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、その役職や地位を利用して自らの私的な利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

2. 会員は、暴力行為、イジメ、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、差別、暴言、その他人権尊重の精神に反する言動を行ってはならない。
3. 会員は、暴力団など反社会的勢力の構成員となってはならず、反社会的勢力と交際及び取引してはならない。
4. 会員は、賭博、強盗、恐喝、窃盗、強制わいせつ、暴行など刑事犯罪を犯してはならない。
5. 会員は、麻薬及び向神経薬取締法に違反する行為を行ってはならない。
6. 会員は、名誉を重んじ、常に品位を高め日馬連の信頼を維持するよう努めなければならない。
7. 会員は、正当な理由なく第9条の事実調査を拒んではならない。

(倫理委員会・相談窓口・相談員)

第5条 日馬連役員倫理規程に規定する倫理委員会、相談窓口が、この規程の実行性を確保する事務を行う。

2. 相談窓口の相談員は、基盤団体に所属する会員の事案については、倫理委員会の指示を受け基盤団体の倫理委員会と協調して第9条に規定する事実調査を行う。

(苦情相談の申し出)

第6条 会員は、相談窓口又は倫理委員会又は基盤団体の倫理委員会に対して会員に関する苦情相談を行うことができる。

(基盤団体の責務)

第7条 基盤団体は、基盤団体に所属する者の事案に関し倫理委員会を設置し、本規程に準じた規程を設けて倫理問題を処理しなければならない。

2. 基盤団体に所属する者で会員でない者の事案については、当該基盤団体の倫理委員会が対応する。
3. 基盤団体の倫理委員会は、前条により会員に関する苦情の相談があったときは、速やかに日馬連倫理委員会に報告し、相談員と協調して事実調査などに対応しなければならない。
4. 基盤団体は、前項の事実調査を行い、会員である基盤団体に所属する者に対して懲罰を科した場合には、その内容を日馬連に報告しなければならない。

(懲罰の種類)

第8条 本規程による懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1)除名
- (2)資格、登録の取り消し
- (3)資格、登録の停止
- (4)戒告

(処分等)

- 第9条 会員に第4条の規定に違反するおそれがあると認められる場合、倫理委員会は直ちに事実調査を開始し、その行為を防止する。
2. 会員に第4条の規定に違反する行為があったと疑うに足る相当な理由がある場合、倫理委員会は、直ちに事実調査を行う。
 3. 前2項の調査の結果、会員に第4条の規定に違反する行為があったと認められた場合、会長は、倫理委員会の報告を受けて理事会に諮り、第8条に規定する懲罰を科す等の必要な措置を講ずるものとする。ただし、除名については定款の定めに従う。
 4. 日馬連は、基盤団体会員としての処分にかかわらず、日馬連会員としての処分を決定する。
 5. 日馬連は、処分を決定した場合には、懲罰対象者ならびに所属する基盤団体にただちに処分内容、処分理由を通知する。
 6. 日馬連は、苦情申立者に調査、処分等の結果を文書にて通知する。
 7. 日馬連は、基盤団体に対して、監督責任を問うことができる。

(利害関係者の排除)

- 第10条 苦情申立者又は懲罰対象者と利害関係にある者は、当該事案処理の対応にあたることはできない。

(苦情申立者のプライバシー保護)

- 第11条 当該事案における苦情申立者の個人情報の取り扱いは、日馬連個人情報保護規程によるほか、必要な場合を除いて匿名とする。

(苦情申立者に対する不利益扱いの禁止)

- 第12条 日馬連は、苦情申立者が申立をしたことを理由に、苦情申立者等に対して不利益な取扱いをしないものとする。
2. 日馬連は、苦情申立者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、本規程及び日馬連役職員倫理規程により処分することができる。

(不正目的の申立の禁止)

- 第13条 苦情申立者は、不正の利益を得る目的、日馬連又は第三者に損害を与える目的、その他不正の目的で申立を行ってはならない。
2. 日馬連は、前項に該当する申し立てを行った者に対し、本規程及び日馬連役職員倫理規程により処分することができる。

(懲罰対象者の弁明・仲裁付託)

- 第14条 日馬連による最終的な処分決定にあたっては、最終決定以前に、懲罰対象者に弁明の機会が与えられる。
2. 日馬連の最終的な処分決定に対し、当該者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託することができる。

(復権)

- 第15条 除名又は資格、登録取り消しの処分を受けた会員が、再度資格取得又は登録しようとする場合は、違反行為をしない旨の誓約書を提出し、理事会で決定されるものとする。

(その他)

- 第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

附則

この規程は、公益社団法人日本馬術連盟の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附則

この規程は、平成25年3月6日から施行する。(第1条～第16条)

附則

この規程は、平成27年4月16日から施行する。(第14条2)

目 次

FEI 馬スポーツ憲章

公益社団法人日本馬術連盟会員倫理規程

日本馬術連盟競技会規程 第 31 版 1

序 文 1

第 1 編 競技会規則

第 1 章 総 論

第 1 0 1 条	競技者	1
第 1 0 2 条	競技馬	2
第 1 0 3 条	競技成績	2
第 1 0 4 条	参加申し込み	2
第 1 0 5 条	広告と宣伝	2
第 1 0 6 条	危険の回避	3
第 1 0 7 条	虐待行為	3
第 1 0 8 条	選手の保護	4
第 1 0 9 条	馬の保護	4
第 1 1 0 条	準備運動場	4
第 1 1 1 条	損害賠償保険	4
第 1 1 2 条	審判員等	4

第 2 章 日本馬術連盟主催競技会

第 1 1 3 条	名 称	5
第 1 1 4 条	分 割	5
第 1 1 5 条	実施要項	5
第 1 1 6 条	開催日程	5
第 1 1 7 条	参加資格	5
第 1 1 8 条	推薦基準	6
第 1 1 9 条	ジュニア層の年齢区分	6
第 1 2 0 条	大会役員の編成	6
第 1 2 1 条	実施競技	6
第 1 2 2 条	開 催	6
第 1 2 3 条	開催地の選定	7
第 1 2 4 条	個人情報の取り扱い	7

第 3 章 法務制度

第 1 2 5 条	序 文	7
第 1 2 6 条	利害の抵触	7
第 1 2 7 条	競技場審判団－任務	7
第 1 2 8 条	上訴委員会－任務	8
第 1 2 9 条	抗 議	9
第 1 3 0 条	上 訴	10

第131条	保証金	11
第132条	抗議、上訴、および科罰の記録	11
第133条	裁定内容の履行時期	12
第134条	科罰	12

第2編 障害馬術競技

第1章 はじめに

第200条	通則	15
-------	----	----

第2章 アリーナとスクーリングエリア

第201条	アリーナ、スクーリングエリア、練習用障害物	16
第202条	アリーナへの立ち入りと練習用障害物	18
第203条	ベル	19
第204条	コースと全長測定	20
第205条	コースプラン	20
第206条	コースの修正	21
第207条	標旗	21

第3章 障害物

第208条	障害物－概略	22
第209条	垂直障害	23
第210条	幅障害	23
第211条	水濠障害、垂直障害を伴った水濠障害、およびリバプール	24
第212条	コンビネーション障害	25
第213条	バンク、堆土、傾斜路	26
第214条	閉鎖コンビネーション障害、一部閉鎖コンビネーション障害、 および一部開放コンビネーション障害	26
第215条	選択障害とジョーカー	26

第4章 走行中のペナルティ

第216条	ペナルティ－概略	27
第217条	障害物の落下	27
第218条	垂直障害と幅障害	28
第219条	不従順	28
第220条	経路からの逸脱	28
第221条	拒止	29
第222条	逃避	29
第223条	反抗	29
第224条	落馬および人馬転倒	29
第225条	許可のない援助	30

第5章 タイムと速度

第226条	走行タイム	30
第227条	規定タイム	30
第228条	制限タイム	31
第229条	計時	31
第230条	計時の中断	31
第231条	計時中断中の不従順	32

第232条	タイム修正	32
第233条	走行中の停止	32
第234条	速度	33
第6章 ペナルティー一覧		
第235条	過失	33
第236条	基準A	34
第237条	基準Aでのスコア	35
第238条	基準Aに基づく採点方法	35
第239条	基準C	36
第7章 罰金、イエローカード、失権、失格		
第240条	罰金とイエローカード	37
第241条	失権	37
第242条	失格	39
第243条	馬に対する虐待行為	40
第244条	ブーツとバンテージ規制	41
第8章 ジャンプオフ		
第245条	ジャンプオフ概略	41
第246条	ジャンプオフでの障害物	42
第247条	ジャンプオフあるいは第2ラウンドでの失権もしくは出場辞退	43
第9章 順位		
第248条	個人順位と表彰	43
第10章 選手と馬		
第249条から第255条（適用なし）		
第256条	服装、保護用ヘッドギア、敬礼	44
第257条	馬装	47
第258条	事故	48
第11章 役員		
第259条	役員	48
第12章 競技		
第260条	概要	48
第261条	ノーマル競技とグランプリ競技	49
第262条	パワーアンドスキル競技	49
第263条	ハンティング競技、あるいはスピードアンドハンディネス競技	50
第264条、第265条（適用なし）		
第266条	フォルト・アンド・アウト競技	51
第267条	ヒット・アンド・ハリー競技	52
第268条	リレー競技	52
第269条	アキュムレーター競技	54
第270条	トップスコア競技	54
第271条	コース自由選択競技	56
第272条	ノックアウト競技	56
第273条	2回走行競技（J E F）	57
第274条	二段階走行競技	59
第275条	決勝ラウンドを行うグループ競技	60

第276条	決勝ラウンドを行う競技	61
第277条	ダービー競技	62
第278条	コンビネーション障害で競う競技	62
第279条	貸与馬による競技会と競技（適用なし）	
第13章	獣医検査、ホースインスペクション、馬の薬物規制、馬のパスポート（適用なし）	
第280条	獣医検査、ホースインスペクション、パスポート査閲（適用なし）	
第281条	馬の薬物規制（適用なし）	
第282条	馬のパスポートと個体識別番号（適用なし）	
付則1	FEI 名誉バッジ（適用なし）	
付則2	規定タイムの計算	64
付則3	ノックアウト競技	66
付則4	計時器とスコアボードの要件	66
付則5	CSI 招待ルール（適用なし）	
付則6	CSI および CSIO 開催要件（適用なし）	
付則7	水濠障害の構造	70

第3編 設定せず

第4編 馬場馬術競技

第401条	馬場馬術の目的と一般原則	71
第402条	停止	71
第403条	常歩	72
第404条	速歩	73
第405条	駈歩	75
第406条	後退	76
第407条	移行	77
第408条	ハーフホルト	77
第409条	方向変換	77
第410条	図形	77
第411条	レッグイールディング	79
第412条	側方運動	79
第413条	ピルーエット、ハーフピルーエット、ターン・オン・ザ・ホンチズ	82
第414条	パッサージュ	83
第415条	ピアップエ	83
第416条	インパルジョン／従順性	84
第417条	コレクション	85
第418条	選手の姿勢と扶助	85
第419条から第420条	（適用なし）	
第421条	競技種目	86
第422条	参加条件	86
第423条から第425条	（適用なし）	
第427条	服装（JEF）	86
第428条	馬装	88
第429条	競技場（アリーナ）と練習馬場	92

第430条 競技課目の実施	94
第431条 時間	97
第432条 採点	97
第433条 審査用紙	97
第434条 順位	97
第435条 成績の公表	98
第436条 (適用なし)	
第437条 競技場審判団	99
第438条から第459条 (適用なし)	
付則1～15 (適用なし)	
付則16 用具/馬具参照例	100

第5編 総合馬術競技

総合馬術ビジョン表明

第1章 概要

第500条 はじめに	103
------------	-----

第2章 競技の構成

第501条 (適用なし)	
第502条 フォーマットとレベル	104
第503条 カテゴリー	104
第504条 (適用なし)	

第3章 競技運営

第505条から第509条 (適用なし)	
---------------------	--

第4章 役員

第510条から第514条 (適用なし)	
第515条 役員の仕事	105

第5章 競技出場のためのテクニカル要件 (適用なし)

第6章 選手と馬のウェルフェア

第523条 選手のウェルフェア	109
第524条 馬のウェルフェア	109
第525条 危険な騎乗	111
第526条 馬に対する虐待行為	112
第527条 イエローカードと記録に残る警告	114

第7章 競技ルール概略

第528条 順位	115
第529条から第533条 (適用なし)	
第534条 タイムテーブル	116
第535条 練習とウォームアップ (JEF)	116
第536条 コースと馬場への立ち入り	116
第537条 中断および変更	117
第538条 服装	118
第539条 馬装/服装	120
第540条 許可されない援助	122
第541条 (適用なし)	

第 8 章 馬場馬術競技	
第 5 4 2 条 FEI 馬場馬術競技規程	122
第 5 4 3 条 運 営	122
第 5 4 4 条 採 点	123
第 9 章 クロスカントリー競技	
第 5 4 5 条 クロスカントリー競技ルール	125
第 5 4 6 条 コース	127
第 5 4 7 条 障害物	128
第 5 4 8 条 採 点	130
第 5 4 9 条 過失の定義	132
第 10 章 障害馬術競技	
第 5 5 0 条 FEI 障害馬術競技規程	134
第 5 5 1 条 目 的	134
第 5 5 2 条 コースと障害物	134
第 5 5 3 条 採 点	134
付 則	
付則 A 馬場馬術－付則	136
付則 B から E (適用なし)	
付則 F 選手との協議	141
付則 G から I (適用なし)	
用語集〈抜粋〉	143
別表 競技会のカテゴリーとレベル (5 0 2 条)	144

第 6 編 設定せず

第 7 編 設定せず

第 8 編 エンデュランス馬術競技

第 8 0 0 条 通 則	145
第 8 0 1 条 コース／「競技場 (フィールド・オブ・プレイ)」	146
第 8 0 2 条 コースの標識設置	147
第 8 0 3 条 コース図	148
第 8 0 4 条 コースの修正と競技会の予定変更／遅延あるいは中止	148
第 8 0 5 条 スタート方法	148
第 8 0 6 条 走行時間とその計測	149
第 8 0 7 条 競技とフェアプレイ	149
第 8 0 8 条 競技実施要項	150
第 8 0 9 条 服装規定	151
第 8 1 0 条 馬装と用具	151
第 8 1 1 条 虐待行為	153
第 8 1 2 条 負担重量	153

第813条 順位決定	154
第814条 主催および公認エンデュランス競技会（JEF）	154
第815条 出場資格	155
第816条から819条（適用なし）	
第820条 獣医療規制	157
第821条 インспекションと獣医検査（エグザミネーション）	158
第822条 ベストコンディション賞	162
第823条 獣医師による競技中の治療処置	162
第824条 役員の責務	162
第825条（適用なし）	
第826条 褒章	163
第827条 表彰式	163
第828条（適用なし）	
付則1から2（適用なし）	
付則3：失権等に関する記号の説明	164
付則4（適用なし）	

第9編 年間獲得ポイント

第901条 目的	166
第902条 集計と公表	166
第903条 ポイントの集計	166
第904条 集計の締め切り	168
（別表1）馬場馬術課目および馬装基準	171
（別表2）馬場馬術競技場	172
（別表3）主催競技会の大会役員編成に関する基準	173
（別表4）国民体育大会馬術競技 中央競技役員編成に関する基準	176

全日本障害馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程 第18版

第1条 定義	178
第2条 競技会の体系	178
第3条 事務処理	178
第4条 申請	178
第5条 公認申請料・種目認定料	178
第6条 承認	178
第7条 主催者	178
第8条 国際馬術連盟公認	179
第9条 審査事項	179
第10条 留意事項	179
第11条 大会役員	180
第12条 認定種目	180

第13条	認定種目の適用規程	180
第14条	認定種目のコース	180
第15条	認定種目の参加資格	180
第16条	インドア競技場	180
第17条	公認の公示	181
第18条	全日本馬術大会	181
第19条	グレードの宣言	181
第20条	グレードの変更	181
第21条	ポイントの集計	181
第22条	審判長	182
第23条	審判長の任務	183
第24条	審判員およびスチュワード	183
第25条	コースデザイナー	183
第26条	報告書	184
第27条	競技成績	184
(様式 A) 障害馬術競技会公認申請書		186
(様式 B) 公認障害馬術競技会 審判長報告書		187
(様式 C) 公認競技会ポイント対象グレード申請書		192

公認障害馬術競技会カテゴリー制度細則 193

第1条	目的	193
第2条	カテゴリー	193
第3条	申請	193
第4条	基準	193
第5条	認定	193
第6条	調整	193
別表	公認障害馬術競技会カテゴリー基準	194

全日本馬場馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程 第13版 196

第1条	定義	196
第2条	事務処理	196
第3条	申請	196
第4条	公認申請料・種目認定料	196
第5条	承認	196
第6条	主催者	196
第7条	審査事項	196
第8条	留意事項	197
第9条	大会役員	197
第10条	審判長	197

第 11 条	審判長の任務	198
第 12 条	公認競技会審判長リスト	198
第 13 条	認定種目	198
第 14 条	認定種目の参加資格	199
第 15 条	競技場の条件	199
第 16 条	公認の表示	199
第 17 条	報告書	199
第 18 条	競技成績	199
第 19 条	全日本馬場馬術大会	199
第 20 条	ポイント集計	200
	(様式 A-馬場) 馬場馬術競技会公認申請書	202
	(様式 B-馬場) 公認馬場馬術競技会審判長報告書	203

総合馬術競技に関する公認競技会規程 第 2 版 205

第 1 条	定 義	205
第 2 条	事務処理	205
第 3 条	申 請	205
第 4 条	公認申請料	205
第 5 条	承 認	205
第 6 条	主催者	205
第 7 条	国際馬術連盟公認	205
第 8 条	審査事項	205
第 9 条	大会役員	206
第 10 条	認定種目	206
第 11 条	公認の公示	206
第 12 条	報告書	206
第 13 条	競技成績	206
	(様式 A-総合) 総合馬術競技会公認申請書	207

エンデュランス競技に関する公認競技会規程 第 2 版 208

第 1 条	定 義	208
第 2 条	事務処理	208
第 3 条	申 請	208
第 4 条	公認申請料	208
第 5 条	承 認	208
第 6 条	主催者	208
第 7 条	国際馬術連盟公認	208
第 8 条	審査事項	209

第9条 大会役員	209
第10条 技術代表	209
第11条 審判長	209
第12条 チーフスチュワード	209
第13条 獣医師団	209
第14条 獣医師団長リスト	209
第15条 公認の公示	209
第16条 報告書	210
第17条 競技成績	210
第18条 完走証明書	210
(様式 A-エンデュランス) エンデュランス競技会公認申請書	211
(様式 B-エンデュランス) 公認エンデュランス馬術競技会審判長報告書	212

ナショナルチームおよびプログレスチーム(障害・馬場・総合)規程	214
--	------------

日本馬術連盟認定騎乗者資格規程	218
------------------------	------------

日本馬術連盟審判員規程	230
--------------------	------------

馬場馬術シットイン・シャドウジャッジ実施細則	236
------------------------	-----

(別表) シットイン・シャドウジャッジ評価表	238
------------------------	-----

日本馬術連盟指導者規程	239
--------------------	------------

日本馬術連盟障害馬術コースデザイナー規程	242
-----------------------------	------------

乗馬登録規程	247
---------------	------------

国民体育大会馬術競技規程	251
---------------------	------------

日本馬術連盟獣医規程	256
-------------------	------------

補則 エンデュランス競技におけるホース・インスペクション	274
------------------------------	-----

(様式) JEF 公認競技会獣医事報告書	278
----------------------	-----

日本馬術連盟検査・予防接種実施要領	279
--------------------------	------------

日本馬術連盟 アンチ・ドーピング憲章	281
---------------------------	------------

日本馬術連盟 アンチ・ドーピング規程	282
---------------------------	------------

日本馬術連盟 馬アンチ・ドーピングおよび治療規制に関する規程	287
---------------------------------------	------------

日本馬術連盟競技会規程 第 31 版

序 文

本規程は、日本馬術連盟(以下 JEF という)が主催および公認する競技会において適用する規程を定めるものである。なお、条項は国際馬術連盟(以下 FEI という)が制定する各種競技会規程に準拠するものとし、除外する条項についてはその都度明記する。

本規程にあらゆる事態を想定して記載することは不可能である。予測しがたい異例の事態が発生した場合は、できる限り本規程と FEI 諸規程の趣旨に沿い決定を下すのが競技場審判団あるいは組織の任務である。記載されていない事項の場合は、本規程と FEI 諸規程との最大限の整合性をとり、常識とスポーツマン精神に則って解釈されるべきである。

第 1 編 競技会規則

第 1 章 総 論

第 101 条 競技者

1. 主催及び公認競技会認定種目に出場する競技者は、日本国籍を有する者で JEF の認定する騎乗者資格 A 級または B 級を取得している者であること。
2. 外国籍の選手の取り扱いは次の通りとする。
 - ① FEI 公認競技に出場する選手は、FEI 一般規程に基づく所属 NF からの国際エントリーの提出により、騎乗者資格 A 級取得者扱いとして情報管理を行う。
 - ② JEF 主催・公認競技会に出場する選手は次のいずれかを選択することができる。ただし、いずれの場合も各全日本大会の選手権競技には出場できない。
 - i. 都道府県馬術連盟経由または JEF に直接会員登録する。この場合、FEI 一般規程に基づく所属 NF 発行のゲストライセンスの提出により、騎乗者資格 B 級取得者扱いとする。
 - ii. FEI 一般規程に基づく所属 NF 発行のゲストライセンスの提出に加えて、情報管理料(10,800 円(ただし 10 月 1 日以降 11,000 円))の納入により、騎乗者資格 B 級取得者扱いとして情報管理を行う。なお、当該選手を所有者として乗馬登録をする場合については第 102 条に示す。
3. 競技会で使用する所属名称は、選手が参加申込を行う際に申告した団体の名称を使用する。なお、使用できる名称は、JEF の正会員ならびに登録会員(団体)とする。
4. 国民体育大会の参加資格については、国民体育大会実施要項総則 5(参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準)、馬術競技実施要項、国体馬術競技会規程を適用する。

第102条 競技馬

1. 主催および公認競技会に参加する競技馬は、参加申込みの際に JEF 乗馬登録が完了していること。
2. 第101条2.② iiの選手が所有者となって登録する乗馬については以下の通り取り扱う。
 - ① 乗馬登録関連の手数料はすべて半額（新規・更新・変更）とするが、当該馬の所有者を当該外国籍選手から当連盟の会員に変更する場合は、新規登録料の差額分を納入すること。それ以降の手数料は通常の額とする。
 - ② 主催・公認競技会においては当該競技の参加資格のあるすべての選手が騎乗することができ、その成績は当該馬のポイントに加算される。ただし、全日本大会において騎乗できるのは当該外国籍選手に限る。
3. 外国籍選手が騎乗して FEI 公認競技に出場する乗馬については JEF 登録を義務付けない。その場合、当該競技の結果は JEF システムには掲載するが、全日本大会出場のためのポイントは付与しない。
4. 主催競技会に参加する競技者は、乗馬登録証を携行しなければならない。

第103条 競技成績

1. 主催および公認競技会の実行委員会は、別に定めるところにより、全成績記録を作成の上、競技会終了後1週間以内に JEF に報告しなければならない。
2. 主催競技会実行委員会あるいは公認競技会主催者及びその審判長からの報告に基づき、選手・馬匹の競技成績をデータベースに登録するものとし、自由に閲覧できるものとする。
3. 記録の範囲は、JEF に登録されている選手及び馬匹とする。
4. 成績証明書発行申請を行う場合、競技会成績証明書発行手数料（5,400 円 （ただし 10 月 1 日以降 5,500 円） <税込>）を添えて申請する。
5. JEF が承認した公認競技会 （ただし障害★★★★に限る） に対して、JEF 会長名の賞状を1枚提供する。なお、対象競技は、主催者が1競技を指定することができる。また、賞状を提供する競技には JEF 会長杯名義を使用することができる。ただし、経費は主催者の負担とする。

第104条 参加申し込み

1. 主催および公認競技会への参加申し込みに関する責任は、選手が負うものとする。
2. 事実と異なる事項を記載または実施要項に記載された資格及び条件に違背するところがある場合、当該競技に参加することはできない。

第105条 広告と宣伝

1. 国民体育大会を除く全ての競技会において、選手は衣類や装具のメーカー名またはスポンサーのロゴの入った服装を着用することができる。

2. 名称およびロゴの掲出場所、サイズ、適用種目は下表の通りとする。
 なお、複数のロゴを掲出する場合、全てのロゴが指定のサイズ内に収まっていること。

日馬連主催・公認競技会で選手・馬につけられるスポンサーロゴ

掲出場所・サイズ	障 害	馬 場	総 合	エンデュランス
鞍下ゼッケンの両側に各 200 cm ² 以内	○	○	○	○
ジャケット・上衣の胸ポケットの高さに 左右両側各 80 cm ² 以内	○	○	○ (馬場と障害のみ)	×
キュロットの左足部分に 80 cm ² 以内 (縦最大 20 cm、横最大 4 cm)	○	×	○ (クロスと障害のみ)	×
シャツの両襟・ハンティングストックの両側、 女性のブラウスのカラー中央に各 16 cm ² 以内	○	○	○	○
ジャケット・上衣のいずれかの腕部分に 200 cm ² または両側の腕の部分に各 100 cm ²	×	×	○ (クロスのみ)	○
ヘルメットの中央部分縦に 125 cm ² (縦最大 25 cm、横最大 5 cm)	○	×	○ (クロスと障害のみ)	○
イヤーフードに 75 cm ² 以内のロゴ	○	○	○	×

3. TV契約で認められていれば、アリーナの側面と障害物に広告を表示することができる。スポンサー付き障害物の規格詳細は、本規程の第 208 条 3 に網羅されている。
4. 本条項でいう競技場内とは、選手が審査を受ける場所と馬体検査を受ける場所全てを含む。

第 106 条 危険の回避

競技場審判団が危険であると判断した場合は、関係役員と協議の上、危険の回避に努めなければならない。なお、実施要項等を変更する場合は、周知徹底しなければならない。

第 107 条 虐待行為

1. いかなる人物も競技会の開催中、あるいはその他いかなるときにも馬の虐待行為を行ってはならない。「虐待行為」とは次にあげる何れの行為も含め、またこれに限定することなく、馬に対して痛みや不必要な不快感を起こさせたり、起こすと思われる行為、あるいは不作為をいう：

- ・馬に対して何らかの電気ショック装置を使用すること
- ・過度に、または執拗に拍車を使用すること
- ・銜、あるいはその他の器具で馬の口を突く行為
- ・疲労している馬や、跛行している馬、負傷している馬で競技に出場すること
- ・馬の「肢たたき」をすること
- ・馬体のいかなる部分であれ、知覚過敏処置あるいは知覚鈍麻処置を取ること
- ・十分な飼料や飲水を与えなかったり、あるいは運動もしない状態で馬を放置すること
- ・障害を落下させた時に馬に過剰な痛みを与える装置や器具を使用すること

2. 馬への虐待行為を目撃した者は、直ちに抗議書式（第 129 条）にて報告しなければならない。競技会開催期間中に、あるいは競技会に直接関連して馬への虐待行為を目撃した場合は、抗議（第 129 条）として役員へ報告するものとする。その他の時期に馬への虐待行為を目撃した場合は、JEF 司法委員会へ付託のため抗議（第 129 条）として JEF 理事長へ報告しなければならない。

第 108 条 選手の保護

1. 競技場審判団は、医事担当役員と協議のうえ、重症あるいは重症になり得る怪我や健康状態のため競技継続は不適格である選手について、いつでも競技あるいは競技会全般から外することができる。

第 109 条 馬の保護

1. 競技会期間中、参加馬の治療行為は、馬への福祉および人馬の安全確保のため、原則として禁止する。ただし、事故や急病に対処するため主催者側の許可を得たときは治療することができる。
2. 緊急を要する治療を行ったときは、治療後に主催者に届け出なければならない。
3. 主催者の許可を得た治療であっても、その治療が競技成績に影響を及ぼすと判断されたときは、競技場審判団が、獣医師団長/獣医師団と協議のうえで、競技に継続参加できるかを決定する。また、治療後の競技成績を無効とすることがある。
4. 馬が禁止物質による処置あるいは治療を受けながら競技会に参加できるか否かは、JEF 獣医規程に定める手順に従い、獣医師団長あるいは獣医師団の勧告を受けて競技場審判団が判断する。

第 110 条 準備運動場

準備運動場については、各競技者同一の条件で行うこととし、特定の競技者または馬匹のみが優遇されてはならない。

第 111 条 損害賠償保険

1. 主催競技会への参加申込みにあたっては、何らかの傷害保険への加入を条件とする。
2. JEF は、主催競技会開催の都度、参加競技者及び関係者に対し、団体加入損害賠償保険の契約を行う。この場合、保険料は、当該大会の実行予算にて負担する。また公認競技会においても損害賠償保険の加入を推奨する。

第 112 条 審判員等

1. 主催および公認競技会に従事する審判員、コースデザイナー、スチュワードは、JEF が認定する資格を有する者とし、各種規程に従って任命されなければならない。
2. 主催および公認競技会に大会役員として従事する技術代表、審判員、コースデザイナー、スチュワード、オフィシャル獣医師（JEF 獣医規程 1005 条）、救護医師あるいは装蹄師は、当該競技会において選手として出場することはできない。

第2章 日本馬術連盟主催競技会

第113条 名称

規約第21条に規定する主催競技会のうち全日本馬術大会の名称は、接頭辞として回数及び接尾辞として実施年（西暦）を付して表示する。

第114条 分割

全日本馬術大会は、分割して実施することができる。分割した場合は、競技会名の接尾辞の後に「パートⅠ」または「パートⅡ」を付すものとする。

第115条 実施要項

主催競技会の実施要項は、当該競技本部が作成する。

第116条 開催日程

主催競技会の開催日程は、前年の12月末日までに各競技本部が取りまとめ理事会の承認を得て公表する。

第117条 参加資格

1. 主催競技会における参加資格は、それぞれ次のとおりとする。

1. 1 全日本障害馬術大会（パートⅠ、パートⅡ）

- ① 公認競技会における馬のポイントにより出場権を得た馬匹。
- ② 障害馬術本部が推薦する馬匹。

1. 2 以下に該当する選手が全日本障害馬術大会パートⅡの中障害Cまたは中障害Dに参加する場合には、騎乗馬匹の年齢を7歳以下に制限する。但し、競走馬からの転用馬に関しては、競走馬の登録抹消日から3年以内であれば、馬匹の年齢が8歳以上でも参加することができる。

- ・ 前年度の全日本障害馬術大会パートⅡ以降に実施された公認競技会または主催競技会において、大障害種目に出場した選手
- ・ 前年度の全日本障害馬術大会パートⅠで実施された大障害飛越競技以外のいずれかの種目（予選競技を含む）で10位以内に入った選手
- ・ 前年度の全日本障害馬術大会パートⅡ以降にナショナルチームに認定されているもしくは認定されていた選手

2. 全日本馬場馬術大会（パートⅠ、パートⅡ）

- ① 公認競技会におけるポイントにより出場権を得た人馬。
- ② 馬場馬術本部が推薦する馬匹。

3. 全日本総合馬術大会（パートⅠ、パートⅡ）は、実施要項にて規定する。

4. 全日本エンデュランス馬術大会は、実施要項にて規定する。

5. ヤング、ジュニア、チルドレンについては、各大会実施要項にて規定する。

第118条 推薦基準

- 1 前条における本部推薦の基準は以下の通りとする。
 1. 1 全日本障害馬術大会
 - ・対象となる選手はナショナルチームのメンバーとする。
 - ・対象大会は全日本障害馬術大会パート I とし、大障害飛越競技 A・Bのみとする。
 - ・騎乗する馬匹は、1 選手 3 頭までとし、選手・馬匹参加料は無料とする。
 1. 2 全日本馬場馬術大会
 - ・対象となる選手はナショナルチームのメンバーとする。
 - ・対象大会は全日本馬場馬術大会パート I とし、選手権競技のみとする。
2. 推薦での出場頭数は、総馬匹数の概ね 2 割以内とし、推薦依頼が多数の場合は過去の実績と会場の厩舎数をもとに各競技馬術本部が選考する。
3. 推薦の選手及び馬匹は大会プログラムにその旨明記する。
4. 全日本障害馬術大会パート I およびパート II の各大会において、ランキングポイントによる出場権獲得馬リストの発表後、規約第 6 条の地域区分において出場資格獲得馬が 5 頭未満の場合、以下の条件により地域参加枠を配分する。
 - ・獲得馬が 2 頭以下の場合 → 地域参加枠 3 頭
 - ・獲得馬が 3 頭の場合 → 地域参加枠 2 頭
 - ・獲得馬が 4 頭の場合 → 地域参加枠 1 頭
 - ・獲得馬が 5 頭以上の場合 → 地域参加枠 0 頭
5. 地域参加枠で出場する人馬は、ポイント対象期間の公認競技会においてグレード宣言しているクラスで 1 回以上の完走実績があること。
6. 全日本障害馬術大会に出場できる種目は、宣言しているグレードと同一であること。

第119条 ジュニア層の年齢区分

ジュニア層の年齢区分は以下の通りとする。

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| チルドレンライダー | 10 才となる暦年の始めから 16 才となる暦年の終わりまで |
| ジュニアライダー | 14 才となる暦年の始めから 18 才となる暦年の終わりまで |
| ヤングライダー | 16 才となる暦年の始めから 22 才となる暦年の終わりまで |

第120条 大会役員の編成

1. 主催競技会の大会役員編成は、別表 3 による。
2. 国民体育大会馬術競技の中央競技役員編成は、別表 4 による。

第121条 実施競技

実施する競技は、国内最上位クラスで行う選手権競技のほか、理事会で承認する競技とする。

第122条 開催

全ての主催競技会は、当該競技本部が実行委員会を編成して準備・運営にあたり開催する。

第123条 開催地の選定

会場地については、当該競技本部が選定を行い理事会に報告する。

第124条 個人情報の取り扱い

日本馬術連盟プライバシーポリシーに従うこととする。

第3章 法務制度

第125条 序文

1. 法務制度を以下の通り定める。
 1. 1 定款、規約、諸規程に基づいて任命された役員と団体の法的権限と責任
 1. 2 科罰の範囲
 1. 3 JEF 管轄下にある個人や団体の行為あるいは行動に対する抗議と報告を行う手順
 1. 4 定款、規約、諸規程に基づいて職務を遂行する個人や団体が下した決定または科罰に対する上訴の手続き
2. 抗議あるいは上訴に対して判断を下すにあたり、この任にあたる期間は書面や口頭の類を問わず入手可能な証拠を検証して、可能であれば当事者全員から聞き取り調査を行い、これに関わる物証全てを考察し、いかなる場合も偏りのない公正な判断を下すよう尽力しなければならない。

第126条 利害の抵触

JEFにおいて何らかの役職についている個人が、他者の行動の動機づけに影響を与える可能性がある、または影響を与えられると思われる多様な利害の一つでも関わっている、または関わっていると思われる場合は、実質的な利害の抵触が存在すると言える。

利害の抵触とは、JEFを代表するか、あるいはJEFのためまたはJEFの代理としてビジネスまたはその他の取り引きを行う際に、客観性に影響を与える可能性がある、あるいは影響を与えられる、家族関係を含む、個人的な関係、職業上の関係または金銭的な関係と定義づけられる。

回避可能な利害の抵触は回避しなければならない。しかし、利害の抵触はオフィシャルとして必要な経験や専門性に関連している。利害の抵触と専門性とのバランスは当該競技種目規程に規定されるべきである。(JEF)

第127条 競技場審判団－任務

1. 競技場審判団は、競技会開催中もしくはこれに直接関連して発生した事柄について、同審判団の管轄期間内に提出されたすべての抗議と報告を処理する権限を有する。
2. 競技場審判団の管轄期間は、主催者と選手関係者の公式ミーティングあるいは1回目のホース・インスペクション開始の1時間前に始まり、各々の競技種目に応じ、その種目の最終成績発表後30分までとする。
3. 獣医療がからむ特殊な事例であり、上訴委員会が設けられていない場合には、競技会の獣医師団長あるいは獣医師代表を顧問の資格で競技場審判団に加わるよう招請しなければならない。
4. 役員（JEFが任命した役員を除く）、馬の所有者、馬の管理責任者、選手、チーム役員に対して、競技場審判団は以下の科罰を科すことができる：

4. 1 警告；
 4. 2 50,000円までの罰金－JEFへ支払うこと；
 4. 3 競技から1頭あるいは複数頭の馬の失格処分；
 4. 4 制限区域から許可なく馬を退出させた場合、この馬に騎乗する選手は1頭あるいは複数頭について、それ以降24時間の競技出場停止処分。問題の馬は自動的に当該競技会の残りの競技から失格となる；
 4. 5 違反が重大と思われる場合は競技会開催中に即時失格処分とし、上訴委員会（上訴委員会が設置されていない場合はJEF司法委員会）へ付託する。
5. 決定は書面にて当事者に通達されなければならない。科罰を伴う場合は公認競技会審判長がこれを記録しなければならない。
6. 以下の場合は競技場審判団の下した決定に対して上訴はできない：
6. 1 決定に関わる疑義が競技中における実際の演技観察、あるいは演技に対して与えられる得点などの場合；
例（これに限定されるものではないが）：
障害落下があったかどうか、馬が不従順であったかどうか、馬が障害を拒止したのか飛越中の障害落下なのか、落馬あるいは人馬転倒か、コンビネーション障害で馬が巻乗りをしたのか、拒止かあるいは逃避か、走行に要した時間はどうかであったか、時間内に障害を飛越したか、競技規程に基づいて判断した場合に、選手が通過した特定経路は減点対象となるかどうか。
 6. 2 ホース・インスペクション不合格の場合を含め、獣医学的理由による馬の失権；
 6. 3 科罰が追加されることのない警告の発令；
 6. 4 競技会期間中の即時失格
7. 競技場審判団は、以下の場合には上訴委員会へ付託する：
7. 1 競技場審判団の権限を超えた事例；
 7. 2 競技場審判団の権限内ではあるが、競技場審判団が科すことのできる科罰以上に厳しいものが相応しいと思われる事例；
 7. 3 馬に対する虐待行為であるとの申し立てに関わるものであるが、競技を審査するという観点から直ちに判断が必要なわけではなく、またその主たる任務は競技の審査であることに鑑みて、上訴委員会による対応がより適切であると思われる事例

第128条 上訴委員会－任務

1. 上訴委員会の設置が指定されている競技会では、委員長とメンバー2名以上は、競技会期間中、即ちその管轄期間を通していつでも対応できる状況になければならない。競技場審判団に提出された抗議が保留となっている場合は、この問題に関する競技場審判団の決定が発表されてから1時間が経過するまで、上訴委員会は対応できる状態になければならず、またその管轄権が及ぶ範囲となる。
2. 上訴委員会は以下の事例を扱うものとする：
 2. 1 第127条6に定めるものを除く、競技場審判団の下した決定に対する上訴。この場合は上訴委員会の決定が最終のものとなる；
 2. 2 上訴委員会に提出された抗議、あるいは競技場審判団から上訴委員会に付託された抗議、および競技場審判団の権限を超えた事例すべて；
 2. 3 乗馬登録の不正行為に関する報告および予防接種歴の不備に関する報告；
3. 獣医療に関わる事例で相応と思われる場合は、競技会の獣医師団長か獣医師代表を顧問の資格で上訴委員会に加わるよう要請しなければならない。

4. 役員、馬の所有者、馬の管理責任者、選手、チーム役員に対して、上訴委員会は以下の科罰を科すことができる：
 4. 1 警告；
 4. 2 100,000円までの罰金－JEFへ支払うこと；
 4. 3 一競技あるいは競技会全体から1頭、あるいは複数頭の馬の失格処分；
 4. 4 制限区域から許可なく馬を退出させた場合、この馬に騎乗する選手は1頭あるいは複数頭について、それ以降24時間の競技出場停止処分。問題の馬は自動的に当該競技会の残りの競技から失格となる；
 4. 5 違反が重大と思われる場合は競技、あるいは競技会全体から1頭もしくは複数頭の馬を即時失格処分とし、(JEF 司法委員会への付託のため) JEF 理事長へ委託する。
5. 上訴委員会は以下の事例について、JEF 司法委員会への付託のため JEF 理事長へ報告するものとする：
 5. 1 その権限を超えた事例
 5. 2 上訴委員会の権限内の事例ではあるが、上訴以外の内容であり、上訴委員会が科すことのできる科罰よりも厳しいものが相応しいと思われる事例

第129条 抗議

1. 主催あるいは公認競技会に何らかの資格で関与している人物あるいは団体に対して、もしくは JEF の管轄下にある人物あるいは団体に対して、主催/公認競技会の期間中あるいはこれに関連して、もしくはその他の時点で発生した場合であっても、諸規程の遵守不履行、または共通の行動原則、公平性あるいは皆が共有する標準的なスポーツマンシップへの違反行為などについて、抗議を申し立てることができる。
2. 抗議は、都道府県馬連会長、国民体育大会の参加チーム監督、役員、団体会員代表者、代表者不在の場合は競技会出場馬の管理責任者が行える。例外として馬への虐待行為に関わる抗議は、いかなる人物あるいは団体でも提出することができる。
3. 下記7項に記載された事項を含め、競技の開催あるいは運営において、諸規程の遵守を怠った場合は、競技場審判団の管轄期間中に同審判団へ抗議を提出しなければならない。
この他の事項に関わる抗議は上訴委員会の管轄期間中に同委員会へ、また上訴委員会が設けられていない場合は競技場審判団へ提出しなければならない。
4. 競技会開催中もしくはこれに直接関連して発生したのではなく、もしくは競技会終了後まで判明しなかった事柄に関する抗議は、JEF 理事長宛に報告し、これには JEF 司法委員会が対応するものとする。事例が競技会への移動中、あるいは検疫やトレーニング、環境順応期間中を含めて到着後に起きた場合は競技会に直接関連して発生したものと見なす。
5. JEF 司法委員会へ付託のために JEF 理事長宛てに提出する抗議は、当該競技会終了後、14日以内に JEF 理事長の元へ届かなければならない。
6. 抗議は書面で準備し、抗議申し立て資格のある人物が署名し、場合によってはその抗議の裏付けとなる証拠と証人の氏名と共に必要な保証金を添えて、自ら競技場審判団長あるいは上訴委員長へ提出するか、あるいは JEF 理事長へ送付しなければならない。

7. いかなる状況であっても、以下の事柄に対する抗議は競技場審判団宛てに、次の制限時間内に行うことができ、これらに対する競技場審判団の判断を踏まえなければ上訴委員会へ上訴する権利はない：
 7. 1 選手あるいは馬の出場資格、あるいはアリーナの馬場状態に関する抗議：当該競技開始の30分前まで；
 7. 2 障害馬術競技の障害区間における障害、コースプラン、コース全長に関する抗議：競技開始の15分前まで；
 7. 3 総合馬術競技会におけるクロスカントリー障害、あるいはコース、またエンデュランス競技のコースに関する抗議：当該競技が行われる前日の午後6：00まで；
 7. 4 競技中の不正行為や偶発事例、あるいは競技成績に関わる抗議：競技成績の発表後30分まで
8. いかなる状況であっても、JEF 理事長が、自らの裁量により正当と判断した場合においては、いかなる人物あるいは団体による抗議、いかなる人物あるいは団体に対する抗議、もしくは自ら主導して提出した抗議については、時を選ばずいかなる事柄であっても、保証金がない場合においても、JEF 司法委員会へ付託することができる。
9. 抗議を行う人物は、できれば事例の証人を立てると共に他の形態の証拠を確保し、抗議の提出先団体へ証人の同行を願うか、あるいは証人の氏名と住所を記載して正式に署名を受けた証人による陳述書を準備しなければならない。
10. 審判長/審判員、技術代表、獣医師団長は、抗議の要因となったあらゆる行為、あるいは義務不履行を JEF 理事長へ報告しなければならない（保証金なし）。

第130条 上 訴

1. 正当な利害を有する人物あるいは団体であれば、規約および一般規程、競技規程に基づいて権限を与えられた人物あるいは団体が下した決定に対して、上訴することができる。但し、容認されるものには制限がある（下記2項を参照のこと）：
 1. 1 競技場審判団が下した決定に対する上訴については、上訴委員会（上訴委員会が設けられていない場合は JEF 司法委員会）へ
 1. 2 上訴委員会による決定に対する上訴については、JEF 理事長を通して JEF 司法委員会へ
 1. 3 JEF 司法委員会による決定に対する上訴については、日本スポーツ仲裁機構へ。このような上訴を行う人物あるいは団体は、JEF 理事長へこの旨を通知し、上訴文書のコピーを提出しなければならない。
2. 以下の事柄に対する上訴は認められない：
 2. 1 第127条6. 1～4に網羅された事例（あるいは上訴委員会が設けられていない場合にアリーナや障害、コースに関わる事例）における競技場審判団の決定；
 2. 2 競技場審判団が出した決定に対する上訴について、上訴委員会が下した決定；
 2. 3 上訴委員会が設けられていない場合で、競技場審判団が出した決定に対する上訴について JEF 司法委員会が下した決定
3. 上訴委員会への上訴は文書で準備し、これに署名して、裏付け証拠書類を添付するか、あるいは1名または複数の証人を伴って、競技場審判団の決定が出された後1時間以内に行わなければならない。

4. 上訴委員会が設けられていない場合、JEF 司法委員会への上訴は文書で準備し、これに署名して、裏付け証拠書類を添付するか、あるいは1名または複数の証人を伴って、競技会終了後14日以内にJEF 理事長へ提出、あるいは出向かなければならない。選手に関わる内容の上訴権は、選手あるいは馬の能力資格の問題、および競技規程の解釈にからむ問題に限定される。
5. JEF 司法委員会への上訴は JEF 理事長宛てに送るものとするが、上訴者本人またはその委任を受けた代理人が署名し、裏付け証拠書類を添付するか、あるいは1名または複数の証人を指定の公聴会に伴うこととし、またこの上訴は先の決定事項通知が JEF 理事長から送付された日より30日以内にJEF 理事長の元へ届かなければならない。
6. 1 日本スポーツ仲裁機構への提訴は裏付け証拠書類を伴い、スポーツ仲裁規則に定める手順に従って、日本スポーツ仲裁機構事務局へ送付しなければならない。
6. 2 スポーツ仲裁規則に示された期限以降に日本スポーツ仲裁機構の元へ届いた提訴については、検討の対象とならない。
7. 新たな証拠を上訴で提示することはできない。ただし、相当の努力を払っても第一審前の公聴会までにこの新たな証拠を得ることが不可能であったと示された場合を除く。

第131条 保証金

1. 競技場審判団あるいは上訴委員会に対する抗議と上訴には、JEF に対して10,000円の保証金を添えなければならない。
2. JEF 司法委員会への抗議と上訴には、JEF に対して30,000円の保証金を添えなければならない。
3. 馬への虐待行為にかかわる抗議については保証金を添える必要はない。
4. 日本スポーツ仲裁機構への抗議と上訴については、スポーツ仲裁規則に従って手続きを行うものとする。

第132条 抗議、上訴、および科罰の記録

1. 審判団長（総合馬術競技会の場合は技術代表）は JEF 理事長への報告書の中で、競技場審判団が受け付けたすべての報告と抗議について記載するとともに、他の関連事項も含めてこれらに対して競技場審判団が下した決定と科罰について記載しなければならない。
2. 上訴委員長は、上訴委員会が受け付けたすべての抗議、報告、上訴について JEF 理事長へ報告するとともに、他の関連事項も含めてこれらに対して上訴委員会が下した決定と科罰について報告しなければならない。
3. JEF 理事長は以下について責任を負う：
 - (i) イエロー警告カードの発行の記録と JEF 司法委員会が決定した内容の通知
 - (ii) JEF 司法委員会の議事録と日本スポーツ仲裁機構の決定についての記録
 - (iii) 上記機関の決定とその発効日を当事者に通知すること
 - (iv) 公表に値すると考える決定事項、あるいは公表すべき決定事項すべてについて発表すること
 - (v) 競技会役員からの報告書の処理

第133条 裁定内容の履行時期

1. 上訴できない事例に対する裁定は即時発効し、可能な限り速やかにその旨が当事者または団体に通知されなければならない。
2. 裁定内容の通知後に上訴権の放棄が行われた場合、上訴権を放棄した当事者に対する裁定は、権利放棄の通知が JEF に届いた日に発効する。
3. 上訴可能な事例についての競技場審判団および上訴委員会の裁定は、その裁定内容の発効時期は、上訴可能期間の終了時あるいは当事者が公式に上訴権を放棄したときのいずれか早い時期となる。
4. 上訴権のある事例においても、JEF 司法委員会による第一次裁定あるいは JEF 司法委員会または日本スポーツ仲裁機構による第二次あるいは最終的な裁定内容は、当事者または団体あてに書面で通知された日あるいは JEF 司法委員会または日本スポーツ仲裁機構が特に定めた日から発効することがある。
5. 上訴委員会による第二次あるいは最終的な裁定は、当事者または団体にその内容を通知した日から発効されるべきである。

第134条 科 罰

1. 適正な科罰を科すよう、決定を下す際には以下の要因とともに、これに関連する他の要因も考慮するべきである。
 1. 1 行為あるいは義務不履行が、その違反者が選手に不公平な利益をもたらしたかどうか
 1. 2 行為あるいは義務不履行が、他の人物あるいはこれに関わる団体に物的損害を与えたかどうか
 1. 3 行為あるいは義務不履行が、馬への虐待行為に関わるものであったかどうか
 1. 4 行為あるいは義務不履行が、このスポーツに関わる人物の尊厳、あるいは誠実さを傷つけるものであったかどうか
 1. 5 行為あるいは義務不履行が、詐欺や暴力、虐待、あるいはこれに類する犯罪行為に関わるものであったかどうか
 1. 6 行為あるいは義務不履行が、故意であったと見なされたかどうか
2. 意図的ではなく、また重大な結果に至らなかった些少な侵犯や違反行為の場合は、口頭または書面による警告を与えることが適切である。
3. 特に違反者が注意を怠ったような事例では罰金を科すことが適切である。
4. 定款、規約、諸規程あるいは各種競技会規程に明記されている場合、あるいは迅速な処置が必要な状況では失格処分が適切である。
 4. 1 競技からの失格とは、馬の所有者が変わった場合でも当該選手とその騎乗馬 1 頭、あるいは複数頭が出場リストと順位から除外され、その競技で獲得した賞金が没収されることを意味する。
 4. 2 競技会からの失格とは、馬の所有者が変わった場合でも当該選手とその騎乗馬 1 頭、あるいは複数頭が当該競技会で残りの競技への参加が禁じられることを意味し、(4.1 項に示す規定に加えて) 定款、規約、諸規程あるいは各種競技会規程に定める場合には当該競技会でそれ以前の競技において獲得した賞金の没収も含まれる。

5. 意図的あるいは甚だしい不注意による諸規則の侵害や違反行為があった場合は、JEF 司法委員会が課す諸条件に従い、出場停止処分が適切である。事例によっては、定款、規約、諸規程あるいは各種競技会規程に基づいて、自動的に出場停止処分となる場合もある。
5. 1 出場停止処分は明示された期間中効力をもち、この間は当該処分を受けた人物、馬あるいは団体は、選手、競技馬あるいは役員として競技または競技会に参加することができず、JEF が管轄する競技会、あるいは規約第 6 章に従って JEF が管轄する競技会の運営や参画もできない。
5. 2 出場停止処分の発効時を決定する際には、正当な科罰を執行するよう、適正な管轄団体が違反の重大性を斟酌しなければならない。
- 6.
6. 1 上記 3～5 項に矛盾することがあっても、「馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程」(EADMCR) 条項に反する事例については、EADMCR に定める科罰を適用する。
6. 2 いかなる形態における馬の虐待（肢たたき、四肢の知覚過敏処置、あるいは知覚鈍磨処置、禁止されている調教方法など）も、1,200,000 円を上限とする罰金と／あるいは 3 ヶ月から終身の出場停止処分が科される。
6. 3 競技会役員または競技会に関わる第三者（他の選手、ジャーナリスト、観客など）に対する不穏当な行動には、15,000～800,000 円の罰金と／あるいは 3～12 ヶ月の出場停止処分が科される。
6. 4 いかなる種類の不正、暴力、また競技会に適用される国内法で犯罪行為と定義される行動には、100,000～1,200,000 円の罰金と／あるいは 1 ヶ月から終身の出場停止処分が科される。
7. 上記 6.2 項と 6.3 項に記載した違反で、それほど重大な性格のものではない場合と／あるいは各種競技会規程に定める事例について：
 7. 1 法務制度に定める手順をとらず、競技場審判団長、上訴委員長およびチーフ・スチュワードが馬の管理責任者にイエロー警告カードを手渡すか、あるいは他の適切な方法で発行する。
 7. 2 同じ馬の管理責任者が、最初に警告通知書が発行された時点から 1 年以内に、同じ競技会あるいは他の主催あるいは公認競技会で再度警告通知書を受け取った場合、この馬の管理責任者はその出場している競技会終了直後から自動的に 2 ヶ月間の競技出場停止処分を受ける。JEF 理事長は、この馬の管理責任者に対して出場停止処分を通告する責務を負う。
 7. 3 警告通知書を発行した場合は、当該競技会の主催者ならびに JEF 理事長に報告しなければならない。
8. 場合により罰金と出場停止処分、失格が組み合わされた科罰となることもある。罰金額と出場停止期間は前記 6 項のガイドラインと状況に鑑みて決定する。
9. 法務制度に則って科された罰金は、すべて JEF に支払われるものとする。組織委員会やその他の団体に支払うのではなく、請求を受けた段階で JEF へ支払わなければならない。支払いの請求を受けてから 30 日以内に罰金を支払わなかった者は、罰金の支払いが完了するまで自動的に出場停止処分となる。不注意により罰金が組織委員会、あるいは他の何れかの人物に支払われた場合は、JEF へ送金しなければならない。

10. JEF 司法委員会の決定により、敗訴した当事者に対して、JEF が司法手続きに要した経費として 50,000~600,00 円を課す場合がある。更に公聴会の開催により、あるいは審理が過度に長引いた場合、またはその他の予期せぬ事由により JEF の支払う審理経費が増加した場合は、当事者に対して更に 850,000 円を上限として経費支払いが命じられることもある。公正さを期して、公聴会がその他の公聴会や JEF 司法委員会の運営会合と兼ね合わせで行われる場合の JEF 負担経費は、個別に計算されるものとする。

第2編 障害馬術競技

第1章 はじめに

第200条 通則

1. 障害馬術競技とは、障害物を配置したコースを用いて様々な条件のもとで馬と選手のコンビネーションが審査される競技である。この競技は飛越における馬の自由な動きやエネルギー、技能、速度、従順性、および選手のホースマンシップを具現することを目的とする。競技を統制するためには厳格かつ詳細な障害馬術規程を定めることが肝要である。
2. 選手が障害物の落下、拒止、規定タイム超過などの過失を犯した場合には減点される。競技の種類によるが、減点の最も少ない選手、あるいは走行タイムの最も早い選手、得点の最も多い選手が優勝となる。
3. 障害馬術競技の多様性が推奨される。競技やコースに変化をもたせることは選手や観客の関心を高める大切な要素であり、従って本障害馬術規程は障害馬術競技に適用される諸規程を画一化するものではあっても競技の本質を画一化するものではない。
4. 一般規程と障害馬術規程に記載の要件を遵守するという条件で、障害馬術本部にて協議の上、他種の競技を許可する場合がある。各競技の詳細な競技条件は、競技会の実施要項とプログラムに明記しなければならない。JEFが競技の開催条件を承認しない限り、組織委員会は競技の実施を認められない。これらの競技を開催する諸条件は、書面にてJEFの承認が必要である。(JEF)
5. 競技はすべての選手に公平でなければならない。その為には、公式ビデオ記録など、利用できるあらゆる技術的支援を駆使し、JEF諸規程に則ってその責務を遂行する競技役員を支援することが認められる。公式なビデオ記録がJEF諸規程に即して認可されるには、公式成績発表後30分以内に審判長への提出が必要である。ビデオ記録を用いて再考するか否かは審判長の判断に任される。競技場審判団がビデオ証拠を信頼し、成績発表後に競技結果を変更する場合には、このビデオ記録に元の裁定あるいは判断が誤っていたとする確固たる証拠がなければならない。ビデオの使用はいかなる場合も適用される規定の範囲内とし、その使用によって現行規定を変えるものであってはならない。水濠障害については、水濠障害審判員の判断が最終である(第211条8を参照)。(JEF)
6. 経費 本項については主催および公認競技会では適用しない (JEF)
7. 組織委員会の資金上の義務については、JEFが保証するものではない。(JEF)
8. 主催および公認競技会で行う標準競技とスピードアンドハンディネスについては次の各項を適用する。
 8. 1. 1 水濠を設置する場合は、実施要項に明記しその幅(奥行)を示さなければならない。
 8. 1. 2 垂直障害の内、少なくとも2個は必ず最高の高さのものを設置しなければならない。
 8. 1. 3 コンビネーション障害は、3個のダブル障害または1個のダブル障害と1個のトリプル障害までとする。

8. 2 グレード及び実施基準は以下のとおりとする。(JEF)

8. 2. 1 グレードは、大障害 A、B、中障害 A、B、C、D、小障害 A、B、C の9区分とする。(JEF)

8. 2. 2 基準 A (ノーマル競技及びグランプリ競技) で実施する競技 (JEF)

グレード	最大高さ (cm)	最大幅 (cm)	障害物個数 (以内)	速度 (m/分)
大障害 A	160	160~180	13	375~400
大障害 B	150	150~170	13	375~400
中障害 A	140	140~160	13	350~400
中障害 B	130	130~150	13	350~400
中障害 C	120	120~140	13	350
中障害 D	110	110~130	13	350
小障害 A	100	100~120	13	350
小障害 B	90	90~110	13	350
小障害 C	80	80~100	13	325~350

※三段横木障害の幅については、上記規定にとられないものとする。

ダブルまたはトリプルのコンビネーション障害は、1個の障害と数える。

ジャンプオフの速度は、変更できない。

8. 3 基準 C (スピードアンドハンディネス) で実施する競技 (JEF)

前記 8.2.2 に記載のグレードに応じて以下のとおり増減する。

高さ：-5cm / 幅：増減なし / 速度：適用なし

第2章 アリーナとスクーリングエリア

第201条 アリーナ、スクーリングエリア、練習用障害物

1. アリーナは四方を囲まれていなければならない。競技中、馬がアリーナ内にいる間はすべての出入口を物理的に閉鎖しなければならない。

2. 屋内アリーナは 800 m²以上の広さがなければならない。屋外アリーナは 3,000 m²以上の広さがなければならない。なお、正当な事由により、障害馬術本部がこの規則に関する例外を認める場合がある。
(JEF)

3. スクーリングエリア

組織委員会は、適正なトレーニング条件として十分な広さを持つスクーリングエリアを最低1ヶ所は提供しなければならない。少なくとも垂直障害1個と幅障害1個を用意する必要がある。またグラウンドは馬のトレーニングに適切な状態でなければならない。参加選手数が多く、また十分なスペースがある場合には障害物を追加して提供すべきである。これらの障害物はすべて通常の方法で構築し、赤と白の標旗を設置しなければならない。しかしこのような標旗に代えて、テープやペンキなどで障害物のソデあるいは支柱の上端を白色や赤色にしてもよい。

スペース的に余裕があり参加選手数が多い場合は、スクーリングエリアを別に1面設けることができる。

スクーリングエリアが一般の人々もアクセスできるようなエリアに位置している場合、安全上の理由により、周囲に幅約1メートルのバッファゾーンを設けて、一般の人が馬と直接接触しないようにしなければならない。(JEF)

4. 練習用障害物

組織委員会が提供した障害用資材以外のものを用いることは禁止され、これに違反した場合は失格および／または罰金が科せられる（第242条2.6と第240条2.5を参照）。練習用障害物は標旗の指示方向にしか飛越してはならない。練習用障害物のいかなる部分も物理的に人が支えてはいけない。

4. 1 グラウンドラインは障害物正面の真下、あるいは踏切側手前1.00m以内に置くことができる。障害物踏切側にグラウンドラインを置く場合には、それと同じ距離で障害物着地側にもグラウンドラインを置くことができるが、距離は1.00m以内とする。
4. 2 高さ1.30mあるいはそれ以上の障害物では、グラウンドライン使用の有無にかかわらず、障害物踏切側に最低2本の横木を掛け金にのせて設置しなければならない。低い方の横木は常に1.30m未満の高さでなければならない。
4. 3 もし障害物最上段にクロスバーを使う場合は、個々に落下するよう設置しなければならない。横木の上端は掛け金にのせることとする。しかしクロスバーの後方に水平横木を置くことはでき、その場合はクロスバー中心より少なくとも20cm高くしなければならない。
4. 4 障害物の最上段横木は両端とも必ず掛け金にのせなければならない。もし横木を掛け金の端にのせる場合は、踏切側に近い部分ではなく着地側の方へのせなければならない。
4. 5 障害物の高さ最大が1.40mあるいはそれ以下の競技において練習用馬場で使用できる障害物は、進行中の競技にて使われている障害物の高さおよび幅の最大実測値から10cmを超えない範囲とする。進行中の競技に使われている障害物の高さが1.40mを超える場合は、練習用馬場で使用できる障害物の高さを1.60mまで、幅は1.80mまでとする。
4. 6 横木が持ち上げられている場合、あるいはその片端もしくは両端が掛け金にのせられている場合に、馬を常歩で通過させることは認められない。
4. 7 組織委員会は水濠障害を模した障害用資材を提供することができる。

5. ジムナスティック・トレーニング

5. 1 選手はグラウンドに置き横木を用いてジムナスティック・トレーニングを行うことができるが、この目的に使用できる障害物の高さは1.30mまでとする。このような障害物を使用する選手は、肢たたきに関する規定に違反してはならない（第243条2.1参照）。十分なスペースがあれば、ストライドなしで設置した連続障害（インアンドアウト/バウンス練習）を使ったトレーニングが許可される。このような運動には高さ1.00m以内の障害物を3個まで利用できる；障害間距離は2.50m以上、3.00m以下とする。
5. 2 置き横木：十分なスペースがある場合は、高さ1.30m以下の垂直障害の踏切側に2.50m以上離して置き横木を用いることができる。置き横木は着地側にも置くことはできるが、速歩で飛越する場合は2.50m以上離し、駈歩通過の場合は3.00m以上離すこととする。障害物から6.00m以上離して飛越側か着地側のいずれか、または両方に置かれた横木は、置き横木とみなされないため、垂直障害およびオクサーのいずれでも使用が認められる。

5. 3 運動とトレーニング：午前中の数時間はスチュワード1名を常駐させて、選手が運動やトレーニングを行えるよう、可能な限り準備を整える必要がある。選手は第201条4、第201条5、第201条6に違反しない範囲で障害物を変えることができる。
6. 十分なスペースがあって正しい障害間距離で設置する場合に限り、コンビネーション障害の使用が認められる。障害用資材は組織委員会が用意しなければならない。
トレーニング・エリアが混んでいる場合、選手は単独障害のみ使用できる。
7. スクーリングエリアの使用中は、必ずスチュワードが監視していなければならない。

第202条 アリーナへの立ち入りと練習用障害物

1. 選手が徒歩でアリーナへ入場できるのは、各競技前のコース下見 1 回のみであり、これにはジャンプオフのある競技も含まれる。アリーナ入場口や、目立つようアリーナ中央に「アリーナ閉鎖」を表示して、アリーナへの入場を禁止する。アリーナ内への入場が許可されるのは競技場審判団がベルを鳴らして入場の合図をした時と、「アリーナ開放」の表示がある場合である。また場内放送でのアナウンスも必要である。ただし、異なるコースで 2 回走行が行われる競技では、2 回目の走行前に下見をすることができる。
2. 練習用施設が著しく限られている屋内競技会については、組織委員会が競技場審判団の合意を得た上で、時間を定めてアリーナを練習に開放することができる。
3. スクーリングエリアが不適切もしくは使用できない場合は、コースに使われていない練習用障害物をアリーナ内に 1 個設置しなければならない。その他の状況下ではいかなる競技においても、任意障害あるいは練習用障害物を設置することはできない。一部の特別競技（六段障害飛越競技やピュイッサンス競技など）においては、競技場審判団の判断により、1 回目あるいは 2 回目のジャンプオフ後に残っている選手はアリーナ内に待機していなければならない場合がある。この場合、競技場審判団はアリーナ内に練習用障害物 1 個の設置を認めなければならない。
4. 練習用障害物は高さ 1.40 m、幅 1.60 m 以内の幅障害、あるいは高さ 1.40 m 以内の垂直障害とし、必ず赤と白の標旗を設置するが番号は付けない。この障害物の大きさは競技中に変更してはならない。この障害物の飛越試行は 2 回までとする。この障害物を 3 回以上飛越、または飛越しようと試みた選手は失格となる場合があり、加えて罰金が科せられる（第 242 条 2.3 と第 240 条 2.6 を参照）。

練習用障害物を間違った方向から飛越した場合は失格となる（第 242 条 2.7）。

選手には練習用障害物の飛越に最大 90 秒が与えられ、競技場審判団によるベルの合図でカウントが始まる。

練習用障害物における落下、拒止あるいは逃避は、飛越行為 1 回とみなされる。1 回目の試行で拒止があり、障害物の落下もしくは移動を伴った場合は、この練習用障害物が復旧された時点で 2 回目かつ最終飛越を試みることができる。障害物の復旧に要した時間は 90 秒には含まれない。

競技場審判団は選手が練習用障害物の飛越試行を終了した後、もしくは90秒が経過した時点で競技走行開始の合図をしなくてはならない。このベルの合図後に、1回しか試行していない選手は2回目の飛越を試みてもよいが、スタートラインを正方向から45秒以内に通過しなければならない；これを怠った場合は走行タイムの計測が開始される（第203条1.2を参照）。

5. 競技開始前に行われるパレードの最中にアリーナ内の障害物を飛越したり、飛越しようとしてはならない。この条項に違反した場合は失格となる場合がある（第242条2.4を参照）。
6. 入賞者は競技場審判団の許可を得て、プレス向けに障害物を1個飛越することができる。ただし、その後の走行に使用される障害物ではないものとし、またこの行為は奨励されるべきものではない。

第203条 ベル

1. ベルは選手とのコミュニケーション手段である。競技場審判団のメンバー1名がベルを担当し、この使用に責任を負う。ベルは次の場合に使われる：
 1. 1 コースの準備が終わり、選手に下見のためアリーナ入場を許可すること（第202条1を参照）と下見終了を伝える。
 1. 2 スタートの合図を送り、アリーナに隣接して設置されたスコアボードのタイム表示装置、あるいはこれに代わる表示装置にて45秒のカウントダウンを開始する。

45秒のカウントダウンは選手が走行開始前に使える時間を示す。予期できぬ状況が発生した場合は、競技場審判団にこの45秒カウントダウンを中断する権限がある。スタートの合図から人馬のコンビネーションが正方向からスタートラインを通過するまでに生じた不従順などの偶発事例は減点されない。（第235条3を参照）しかし人馬コンビネーションが競技アリーナに入場した時点からスタートライン通過までのいかなる時点でも、落馬および／または人馬転倒があった場合は、走行開始の合図が出されていたか否かにかかわらず、同コンビネーションは当該ラウンドあるいは当該競技に出場することは認められず、しかるべくベルを鳴らす必要がある。

ベルが鳴ってから第1障害を飛越するまでにスタートラインを正方向から2回目通過した場合は、不従順とみなされる。

しかし状況に鑑み、競技場審判団はその判断でスタートを有効化せず、あるいはスタート手順を取りやめ、再度スタートの合図を行ってカウントダウンを再開する権限を有する。
 1. 3 何らかの理由や予期せぬ事態により選手の走行を中断させるため、および中断後に走行再開の合図をする（第217条4と第233条を参照）。
 1. 4 不従順によって落下した障害物が復旧されたことを選手に合図する（第233条を参照）。
 1. 5 長めの合図を繰り返して、選手が失権となったことを知らせる。
2. 第233条2に特段の記載がある場合を除き、選手が停止の合図に従わない場合は競技場審判団の判断により失権となる（第241条4.5を参照）。
3. 走行中断後に選手が走行開始のベルの合図を待たずに走行を再開し、障害物を飛越したり飛越しようとした場合、その選手は失権となる（第241条3.14を参照）。

第204条 コースと全長測定

1. 競技場審判団は競技開始前にコースの下見を行い、これを検証しなければならない。コースとは、乗馬した選手が競技中に正方向からスタートを切ってフィニッシュに至るまでに走行するであろう軌跡を言う。全長は馬が通常走行するライン上を短距離部分で正確に測定してメートル表示をするが、カーブする箇所では特に通常の走行ラインに留意する。この通常走行するラインとは障害物の中央を通るものとする。
2. 本条項については主催および公認競技会では適用しない。(JEF)
3. 一度競技が開始されると、コースデザイナーおよび技術代表（選任されている場合）と協議のうえ、競技場審判団だけがコースの全長測定に著しい誤りがあったと結論づけることができる。これは遅くとも、不従順やその他いかなる中断もなしにコースを完走した選手が3名出るまでとし、これら3選手は45秒のカウントダウン終了前にコース走行を始めたとみなす。そして次の選手が走行を開始する前に判断する。この場合、競技場審判団は規定タイムを変更することができる。規定タイムが延ばされた場合、この変更前にコース走行を終了している選手については、その変更に従ってスコアを修正する。規定タイムの短縮は、既に走行を終了している選手が規定タイムの変更によりタイム減点を受けることがない範囲でのみ可能である。
4. フィッティング状態が悪化した場合、競技場審判団は当該競技の最初の選手がスタートする前に、実施要項に記載された規定速度を変更できる。
5. メートル表示のコース全長は、競技に使用される障害物総数×60を超えてはならない。
6. スタートラインとフィニッシュラインは、第1障害および最終障害から6m～15m以内の距離で設置しなければならない。これらのラインは両方とも、全面赤の標旗を右側に、全面白の標旗を左側に設置しなければならない。スタートラインとフィニッシュラインの標旗の脇には「S」（＝スタート）と「F」（＝フィニッシュ）の文字を書いたマーカーも設置しなければならない。

第205条 コースプラン

1. コースデザイナーは、コース詳細をすべて正確に示したコースプランのコピーを競技場審判団へ渡さなければならない。競技場審判団に渡されたコースプランのコピーを、各競技開始の遅くとも30分前までにアリーナの入場口にできるだけ近い場所へ掲示しなければならない。すべての競技会において、コースデザイナーが測定したコース全長は、事前に掲示されるコースプランに記載しなければならない。
2. 本規程に定める特定競技の場合を除き、障害物は飛越順序に従って番号を付けなければならない。
3. コンビネーション障害に付ける番号は1つとする。競技場審判団と選手に分かり易くするため、コンビネーションの各障害物にこの番号を繰り返し表示できる。その場合は区別するために文字を加える（例：8A、8B、8Cなど）。

4. コースプランには以下の項目の記載が必要である：
4. 1 スタートラインとフィニッシュラインの位置。別段の記載がない限り、走行中にこれらのラインを再度通過しても減点対象とはならない。
4. 2 障害物の相対的な位置、障害物の種類（幅障害、垂直障害、トリプルバー）、障害物に表示される通し番号と文字表示
4. 3 左側に白標旗、右側に赤標旗で表示した回転義務地点
4. 4 選手が通過すべきコースを継続したラインで示したり（この場合、選手は正確にこのコースを通らなければならない）、矢印で各障害物の飛越方向を示す（この場合、選手はコースを自由に選択できる）。制限のないコースに回転義務地点を指定する場合は、同一プラン上に継続したラインと矢印で示さなければならない。
4. 5 使用するペナルティ一覧
4. 6 競技での走行速度（適用する場合）
4. 7 コース全長
4. 8 規定タイムと制限タイム（ある場合）；または障害馬術規程に定める特定競技では指定タイム
4. 9 ジャンプオフに使用される障害物、コース全長、規定タイム、制限タイム
4. 10 完全閉鎖もしくは一部閉鎖とみなされるコンビネーション障害（第 214 条を参照）
4. 11 コースに関する競技場審判団の決定および／または変更事項

第 206 条 コースの修正

1. 状況によりやむを得ず、既に掲示されたコースプランを修正する必要がある場合は、競技場審判団の合意をもってのみ変更できる。この場合、各チーム監督と個人選手全員へ変更事項の伝達が必要である。
2. 一度競技が開始された後は障害馬術規程に別段の記載がない限り、その競技の開催条件を修正したり、コースや障害物を変更してはならない（第 204 条 3 を参照）。競技を中断する必要がある場合（激しい雷雨や照明の不備など）は、同じ障害物とコースを使い、できるだけ同じ条件下で中断した段階から競技を続行しなければならない。（JEF）
3. 上記 2 にかかわらず、競技場審判団の意見により状況の悪化あるいは他の異例な状況により必要と判断された場合は、ラウンド中もしくはラウンドとラウンドの合間に障害物の位置を移動させることができる。水濠障害や乾壕、固定障害のように移動できない障害物の場合はコースから外す。障害物がラウンド中にコースから外された場合は、変更以前に走行を終了している選手で当該障害にて減点があった選手について、障害減点やそれに伴うタイム修正を取り消し、スコアを調整しなければならない。しかし、既に発生した失権とタイム減点はすべてそのままとする。
4. 上記 3. により変更されたコースについて、必要であれば規定タイムと制限タイムを新たに設定する。

第 207 条 標旗

1. 全面赤と全面白の標旗を用いて、次のようなコース詳細を示さなければならない。
 1. 1 スタートライン；「S」と記したマーカーも設置しなければならない（第 204 条 6 を参照）。

1. 2 障害物の限界；標旗は障害物の支柱のどの部分に装着してもよい。また標旗を単独で立てても構わない。垂直障害については赤旗と白旗を 1本ずつ 設置し、幅障害の限界を示すには少なくとも 2本ずつ の赤旗と白旗を設置しなければならない。これらの標旗は練習用馬場に提供される障害物（第 201 条 3）、あるいはアリーナ内の練習用障害物（第 202 条 3）の限界を示すためにも使用しなければならない。練習用馬場では、標旗の代わりに上端が赤色あるいは白色の障害物のソデ／支柱を使用してもよい。
 1. 3 回転義務地点；
 1. 4 フィニッシュライン；「F」と記したマーカーも設置しなければならない（第 204 条 6）。
2. 障害物、スタートライン、フィニッシュライン、回転義務地点において、選手は必ず標旗の間を（赤旗を右手に、白旗を左手に見て）通過しなければならない。水濠障着地側の限界を示す標旗のポールは、砕けたり割れたりせず、またこれに当たった時には曲がるような素材で作る必要がある；標旗には尖った先端や角があってはならない。
 3. 選手が標旗間を正しく通過しなかった場合は、戻って正しく通過してから走行を続行しなくてはならない。修正を行わなかった場合は失権となる（第 220 条 2 を参照）。
 4. アリーナ内で標旗を転倒させても減点にはならない。障害物や回転義務地点、フィニッシュラインの限界を示す標旗を不従順や反抗によって（これらのラインを通過せずに）転倒させたり、予期せぬ事情により倒れた場合は、標旗の再設置を直ぐには行わない；選手は走行を継続しなければならず、障害物／回転義務地点は標旗が元の位置にあるものとして審査が行われる。この標旗は次の選手にスタートの合図を出す前に再設置しなければならない。
 5. しかしながら、水濠障害や自然障害の限界を示す標旗が不従順や予期せぬ事情により転倒し、この標旗の転倒によって障害物の性質が変わってしまった場合には、競技場審判団が当該選手の走行を中断させる。標旗が再設置されている間は時計を止め、第 232 条の手順に従ってタイム修正の 6 秒を適用する。
 6. 特定の競技では、スタートラインとフィニッシュラインを両方向から通過する場合がある。この場合は 4 本の標旗を使用し、赤旗 1 本と白旗 1 本をラインの各々の端に設置する。

第3章 障害物

第208条 障害物－概略

1. 障害物は全体の形状と外観が魅力に溢れ、変化に富み、周囲の環境によく合ったものでなければならない。障害物自体、およびこれを構成する各々のパーツも落下し得るものでなければならず、かつ軽すぎてわずかな接触でも落下するものであったり、重過ぎて馬の転倒や怪我を誘引するものであってはならない。
2. 障害物はホースマンシップと公平性を念頭においてデザインしなければならない。

3. スポンサー付き障害物とは、標旗間に広告やスポンサー製品、またはそれを表現するような描写がある障害物のことを言う。障害物のソデに表示された広告あるいは製品描写の面積が 0.5 m²を超える場合も、スポンサー付き障害物とみなされる。障害物のソデに 0.5 m²以内の面積で広告が表示されている場合は、スポンサー付き障害物とみなさない。

本項目は JEF が主催する競技会や競技に適用する。技術代表（公認競技会の場合コースデザイナー）は、安全性と技術的適性の観点から、すべての障害物のデザインと構造を承認しなければならない。

スポンサー付き障害物の飛越回数は、障害馬術本部長および JEF 理事長の合意を得て増やすことができる。**(JEF)**

4. 本条項については、主催および公認競技会では適用しない。**(JEF)**

5. 六段障害飛越競技、ピュイッサンス競技、パワーアンドスキル競技を除いては、いかなる場合も障害物の高さが 1.70m を超えてはならない。幅障害は 2.00m を超えるものであってはならないが、例外としてトリプルバー（三段横木）の最大幅は 2.20m とする。この制限は 1 回あるいは数回のジャンプオフにも適用する。水濠障害の奥行は、踏切部分を含めて 4.50m を超えてはならない。

6. 横木とその他の障害物構成パーツは、掛け金（カップ）で支えるものとする。横木は掛け金の上で回転し得る状態になければならない；この場合、掛け金の深さは 18mm 以上、30mm 以内とする。ブランク、欄干、障壁、ゲートなどの掛け金については、通常の掛け金よりも開いているか、あるいは平らなものでなければならない。

7. 本規程と最終実施要項に記載された障害物の高さとの制限は、細心の注意を払って遵守しなければならない。しかし、障害物に使われている材料や設置された場所によって規定の大きさを多少超えるような場合は、規定の上限を超えたとはみなされないが、使用可能な材料を用いて実施要項に記載されている大きさの上限を超えないよう、最大限の努力を払っていることを条件とする。実施要項で高さ最大を 1.45m あるいはそれ以上と記載している競技では、競技に使用する障害物の高さをコースデザイナーの判断で実施要項記載の高さより 3cm を限度として高くできる。

8. 本規程に明記されたもの以外で、競技に使われる障害物については、実施要項に明示しなければならない。

第 209 条 垂直障害

1. その構造のいかんを問わず、同一垂直面で過失が判定される場合にのみ、垂直障害と称することができる。

第 210 条 幅障害

1. 幅障害は高さとの両方で飛越に努力を要するよう造られた障害物である。幅障害の奥の横木や、トリプルバーの中央と奥の横木には掛け金として FEI 認可のセイフティーカップを使用しなければならない。競技アリーナおよびスクーリングエリアでは認可されたセイフティーカップの使用が義務づけられる。

2. セイフティーカップに関する規則の遵守については審判長が責任を負う。公認競技会における審判長はこれに関わるあらゆる規則違反を障害馬術本部へ報告する。競技会で使用される FEI 認可のセイフティーカップ業者の名称を実施要項に記載する。(JEF)

第 2 1 1 条 水濠障害、垂直障害を伴った水濠障害、およびリバプール

1. 障害物を水濠障害と称するには水濠の手前、中間、着地側にいかなる障害物も設置してはならない。水濠障害の奥行は 2.00m 以上とし、掘り下げる必要がある。水濠障害設営の詳細については付則 7 を参照のこと。

水濠障害が付則 7 に記載の規格を満たさない場合は、第 211 条 10 に記載されている通り、垂直障害を水濠の上に設置しなければならない。

2. 踏切側には高さが 40cm 以上、50cm 以下の踏切（生垣、小さい壁）を設置しなければならない。水濠障害正面の幅は奥行より 30%以上広くなければならない。
3. 主催競技会では、厚さ約 1cm で対比色のプラスティシオンで覆った幅 6cm 以上、8cm 以内の着地板で水濠障害の着地側限界を明示しなければならない。このプラスティシオンは馬が踏んだときにはその都度、取り替える。馬が跡を残したときにはいつでも取り替えられるよう、予備の着地板と共にプラスティシオンを幾つか準備しておく必要がある。着地板は水際の地面に正しく固定しなければならない；競技場審判団によるコース視察時には、着地板の全長が水に接している状態でなければならない。(JEF)
4. 水濠障害の底がコンクリートや硬い素材でできている場合は、ヤシ製あるいはゴム製マットのような柔らかい素材で覆わなければならない。
5. 水濠障害での過失は次の通り：
 5. 1 水濠障害の限界を示す着地板に馬の一蹄またはそれ以上の蹄がのった場合。蹄または蹄鉄が着地板に接触して跡を残した場合は過失である。球節あるいはブーツの跡は過失とならない。
 5. 2 馬の一蹄またはそれ以上の蹄が着水した場合。
6. 生垣や踏切部分にぶつかったり、これを転倒または移動させても過失とはならない。
7. もし 4 本の標旗のうち 1 本を落下または移動させた場合は、水濠障害審判員が標旗のどちら側を馬が通過したか見極めて、それが逃避にあたるか否かを判断する。逃避と判断した場合はベルを鳴らし、落下または移動した標旗が復旧されるまで計時を止め、第 232 条に則って 6 秒を加算する。
8. 水濠障害審判員の決定は最終的なものである。このため水濠障害審判員は競技場審判団メンバーでなければならない。
9. 水濠障害審判員は、水濠障害で減点のあった馬の個体識別番号と減点理由を記録しなければならない。

- 1 0. オープン水濠障害の上には高さ 1.50m までの垂直障害のみ設置でき、これに使用する横木の数に制限はないが、FEI 認可のセイフティーカップを使用する。垂直障害はこの水濠障害正面から 2.00m 以内に設置することとする。この障害物は水濠障害ではなく垂直障害として審査される。その為、限界を指定する着地板やその他の措置を講じる必要はない。着地板が使用されている場合は視覚的補助と考え、これに何らかの跡が残っても減点とはならない。踏切側の障害構成パーツが移動した場合でも同様に判断する。水濠障害の上に設置する垂直障害には、長さ 3.50m 以上の横木のみ使用できる。
- 1 1. 第 211 条 10 の例外として、障害物の下、手前あるいは背後に水を用いる場合（いわゆる「リバプール」）には、（水の部分を含めた）障害物の奥行きは 2.00 m 以内とする。奥行き 2.00m 以上を超えるオープンウォーターはリバプールとして使用できない。
- 1 2. 投光照明のもとで行われる競技で水濠障害を使用できるか否かは、技術代表（公認競技会については公認競技会審判長）の判断に任される。（JEF）
- 1 3. 本項については主催および公認競技会では適用しない（JEF）

第 212 条 コンビネーション障害

1. ダブル、トリプルもしくはそれ以上のコンビネーション障害とは、2 個あるいはそれ以上の障害物の集合を意味し、各障害間距離は 7m~12m として（ただし、基準 C 採用のハンティング競技やスピードアンドハンディネス競技の場合、および障害間距離が 7m 未満の固定障害を除く）、2 回以上の連続飛越を必要とするものである。障害間距離は、着地側の障害物基底部から次の障害物の踏切側基底部までを測定する。
2. コンビネーション障害では、いかなる障害物も周回することなく、各障害物を別々に、かつ連続して飛越しなければならない。コンビネーション障害のどの障害物における過失も個々に減点される。
3. 拒止や逃避があった場合、選手はそのコンビネーション障害が完全閉鎖か一部閉鎖（第 214 条を参照）、あるいは六段障害飛越競技でない限り、このコンビネーション障害をすべて再飛越しなければならない。（JEF）
4. コンビネーション障害を構成する各障害物における過失と再飛越の際の過失は個々に減点され、合算される。
5. コンビネーション障害では、トリプルバーは最初の障害物にのみ使用することができる：

第213条 バンク、堆土、傾斜路

1. 第213条2に記載の場合を除き、バンク、堆土、傾斜路、サンカンロードはそれに障害物が設けられていてもいなくても、また飛越方向がどちらからであってもコンビネーション障害とみなされる（第212条を参照）。
2. 障害物が設置されていないか、あるいは1本か数本の横木のみがその上に設置されているバンクや堆土は、1回で飛越しても良い。この方法で飛越しても減点対象とはならない。
3. 高さ1m以内のテーブルバンクを除き、バンクや堆土、サンカンロード、崖錘、スロープ、傾斜路を屋内競技会に使用してはならない。

第214条 閉鎖コンビネーション障害、一部閉鎖コンビネーション障害、および一部開放コンビネーション障害

1. 四方を囲まれており、飛越以外には通過の方法がない場合には、このコンビネーション障害を完全閉鎖障害とみなす。
2. 閉鎖コンビネーション障害とは出入りのできる羊用囲い（四角形または六角形）、もしくはこれに類似するもので、競技場審判団が閉鎖コンビネーション障害と判断したものとする。コンビネーション障害の一部が開放でもう一方が閉鎖である場合は、一部開放かつ一部閉鎖とみなす。拒止や逃避が生じた場合は次の要領で対処する（第219条を参照）：
 2. 1 閉鎖部分で不従順が生じた場合、選手はコースの表示方向へ飛越して出なければならない。
 2. 2 開放部分で不従順が生じた場合、選手はそのコンビネーション障害のすべてを再飛越しなければならない。これを怠った場合は失権となる（第241条3.15参照）。
不従順により障害物の落下および/または移動が生じた場合は、タイム修正の6秒が適用される。一度、障害物の囲いの中に入って拒止が生じた場合には、選手はコースの表示方向へ飛越して出なければならない。計時が再開された時点で6秒の減点が加算され、選手は走行を再開する。
3. 競技場審判団は競技前にコンビネーション障害を閉鎖とするか一部閉鎖とするかを決定しなければならない。この決定はコースプランに示さなければならない。
4. コースプランにコンビネーション障害が閉鎖か一部閉鎖なのか明記されていない場合は、開放コンビネーション障害とみなし、しかるべく審査される。

第215条 選択障害とジョーカー

1. 競技でコース上の2つの障害物に同一番号が付けられている場合は、選手はいずれの障害物を飛越するか選択できる：
 1. 1 障害物の落下や移動を伴わずに拒止や逃避が生じた場合は、次の試行に際して選手は拒止あるいは逃避のあった障害物を飛越する義務はない。飛越する障害物を選択できる。

1. 2 障害物の落下や移動を伴う拒止や逃避が生じた場合は、その落下あるいは移動した障害物が復旧され、競技場審判団がスタートの合図を出すのを待って、選手は走行を再開しなければならない。飛越する障害物を選択できる。
2. 選択障害の各々に赤色と白色の標旗を設置する必要がある。
3. ジョーカーは難しい障害物であり、ホースマンシップと公平性を念頭においてデザインしなければならない。これはアキュムレーター競技かトップスコア競技でのみ使用できる。

第4章 走行中のペナルティ

第216条 ペナルティ - 概略

走行中に次のような事例にはペナルティが発生する：

1. 障害物の落下（第 217 条を参照）と水濺障害における馬の肢の着水、もしくは水濺障害限界を示す着地板に肢もしくは蹄鉄の跡が残った場合
2. 不従順（拒止、逃避、あるいは反抗）（第 219 条を参照）
3. コースからの逸脱（第 220 条を参照）
4. 人馬転倒および／または落馬（第 224 条を参照）
5. 許可のない援助（第 225 条を参照）
6. 規定タイムあるいは制限タイムの超過（第 227 条と第 228 条を参照）

第217条 障害物の落下

1. 馬または選手の過失により、次のようなことが発生した場合は障害物の落下とみなされる：
 1. 1 障害物全体あるいは同一垂直面上で上のパーツが落下したものの、落下したパーツが他のパーツに引っかかって落ちなかった場合（第 218 条 1 を参照）。
 1. 2 少なくとも障害物の片側が掛け金のいかなる部分からも外れている場合
2. 飛越方向を問わず、飛越中に障害物の一部や標旗に接触したり、これを移動させてしまっても、障害物の落下とはみなされない。疑念がある場合は、競技場審判団が選手に有利となるよう判断すべきである。不従順による障害物および／または標旗の落下や移動は、拒止としてのみ減点される。

不従順の結果、障害物（標旗の場合を除く）の移動が発生した場合はベルを鳴らし、復旧される間は時計を止める。この場合は落下とみなされず、不従順でのみ減点され、第 232 条に則ってタイム修正される。

3. 障害物の落下に対する減点は、基準 A と基準 Cに記載の通り（第 236 条と第 239 条を参照）。
4. 落下した障害物の一部が他の障害物を飛越する際に妨げとなる場合はベルを鳴らし、これを除去してコースの走行が可能となるまで時計を止める。
5. 適正に復旧されなかった障害物を選手が正しく飛越した場合は減点とならない。しかしこの障害物を落下させた場合は、競技で採用されている基準に従って減点される。

第 218 条 垂直障害と幅障害

1. 垂直障害もしくは障害物の一部が 2 つ以上のパーツで構成されており、これらが同一垂直面上で積み上げられている場合は、最上部が落下した時にのみ減点となる。
2. 一回の飛越で通過しなければならない幅障害が、同一垂直面上に位置しない複数のパーツで構築されている場合は、落下したパーツの個数や位置に関わりなく最上段にある 1 個か複数個のパーツが落下した場合にのみ 1 過失としてカウントされる。障害物の空間をうめる目的で使われる木や生垣は、減点対象とならない。

第 219 条 不従順

1. 次に述べる行為は不従順とみなされ、減点となる（第 236 条と第 239 条を参照）：
 1. 1 拒止
 1. 2 逃避
 1. 3 反抗
 1. 4 コースのいかなる場所であれ、またいかなる理由があろうと、巻乗りと思われるもの、もしくは連続巻乗りを行った場合。コース上で要求されていない限り、直前に飛越した障害物の周囲を回るのも不従順である。
2. 上記の記載にかかわらず、次に述べる行為は不従順とみなされない：
 2. 1 逃避や拒止の後に、（障害物が復旧されているか否かにかかわらず）飛越態勢に入るために行う 45 秒以内の巻乗り。

第 220 条 経路からの逸脱

1. 選手が次のような走行を行った場合は経路からの逸脱とみなされる：
 1. 1 発表されたコースプラン通りの走行をしなかった場合。
 1. 2 スタートラインやフィニッシュラインの標旗間を正方向から通過しなかった場合（第 241 条 3.6 と第 241 条 3.17 を参照）。
 1. 3 回転義務地点を通らなかった場合（第 241 条 3.7 を参照）。
 1. 4 一部の特別競技を除いて、指定された順序あるいは方向へ障害物を飛越しなかった場合（第 241 条 3.10 と第 241 条 3.11 を参照）。
 1. 5 コースの一部ではない障害物を飛越したり飛越しようとした場合、あるいはこれを抜かした場合。コースに含まれない障害物は閉鎖されるべきであるが、仮にアリーナ関係者がこれを閉鎖していなかった場合でも、コースの一部でない障害物を飛越した選手は失権となる。
2. 経路からの逸脱を修正しない場合は、その人馬コンビネーションは失権となる（第 241 条 3.6、第 241 条 3.7、第 241 条 3.17 を参照）。

第221条 拒止

1. 飛越しなければならない障害物の前で馬が止まった場合は、障害物が落下もしくは移動する、しなやかにかかわらず拒止とみなされる。
2. 障害物の手前で止まっても、後退したり障害物を倒したりせず、直ちにその場から障害物を飛越した場合は減点されない。
3. この停止が長引いて、馬が自発的にであろうとなかろうと一歩でも後退した場合は拒止とみなされる。
4. 馬が滑り込みながらも障害物を押し倒して通り過ぎた場合、ベル担当の審判員はこれが拒止か障害物の落下かを速やかに判断しなければならない。当該審判員が拒止と判断した場合は直ちにベルを鳴らし、選手は障害物が復旧された時に速やかに再試行できるよう準備しなければならない(第232条と第233条を参照)。
 4. 1 審判員が拒止とみなさなかった場合はベルを鳴らさず、選手は走行を継続しなければならない。選手は障害物の落下で減点される。
 4. 2 コンビネーション障害では、ベルが鳴った後にコンビネーションの別の障害物を飛越しても失権の対象とはならず、またその障害物を落下させたとしても減点されない。

第222条 逃避

1. 馬が選手のコントロールから逃れ、飛越しなければならない障害物や、通過しなければならない回転義務地点を避けた場合は逃避とみなされる。
2. 馬が2本の赤標旗、あるいは2本の白標旗の間を飛越した場合は、障害物を正しく飛越したとはみなされず、選手は逃避で減点され、再度、障害物を正しく飛越しなければならない。
3. 飛越しようとしている障害物、コンビネーションの一部、フィニッシュライン、もしくは回転義務地点の延長線上を馬体全体、あるいはその一部が通過した場合は逃避とみなされ、しかるべく減点される。

第223条 反抗

1. 馬が前進を拒んだり、何らかの理由で止まったり、1回もしくは数回にわたって多少なりとも半回転をしたり、もしくは理由を問わず後肢で立ち上がったたり後退した場合は反抗とみなされる。
2. 障害物が正しく復旧されていない場合や予期せぬ状況を競技場審判団へ知らせる場合を除き、いかなる時、あるいは理由であれ、選手が馬を止めた場合は反抗となる(第233条3.2を参照)。第241条3.4に記載の状況を除き、反抗は拒止として減点される。

第224条 落馬および人馬転倒

1. 選手の意思の有無にかかわらず、選手の身体が転倒していない馬体から離れて地面に接触するか、あるいは鞍上に戻るためには何らかの支えまたは外部からの援助が必要となった場合は、落馬とみなされる。
落馬しないよう選手が何らかの形で体を支えたり、外部から援助を受けたことが明白でない場合は、選手に有利なように計らう。

2. 馬の肩と後躯がともに地面に着いている、あるいは障害物と地面に着いた場合は、転倒とみなされる。
3. いかなる場合でも、競技アリーナ、練習馬場、あるいは競技会場のその他の場所で選手の落馬／人馬転倒があった場合、その選手および／または馬は各々、競技会メディカルサービスや獣医師代表から許可を受けなければ、当該競技会で次のラウンドあるいは次の競技に出場できない。

第225条 許可のない援助

1. スタートラインを正方向に通過してから最終障害飛越後にフィニッシュラインを通過するまでの間、選手や馬を助ける目的で行われた第三者による物理的介入は、援助の依頼があったかどうかにかかわらず許可なき援助とみなされる。
2. 例外的に、競技場審判団は選手が徒歩でアリーナへ入場したり、人から援助を受けることを認め、許可なき援助とみなさないことがある。
3. 走行中に馬上の選手に対して馬装や頭絡の調整を支援したり、もしくは鞭を手渡す行為は当該選手の失権となる。走行中に馬上の選手にヘッドギアおよび／または眼鏡を手渡すことは許可なき援助とはみなされない（第241条3.20参照）。
4. 障害馬術競技においてはイヤフォンおよび／または他の電子通信機器の使用は厳格に禁止され、そのような機器を用いた場合は失権となる。疑義を避けるために明記すると、選手、グルームあるいはその他の人物は、アリーナを除けば片耳にイヤフォンを装着することはできる（第256条1.10参照）。

第5章 タイムと速度

第226条 走行タイム

1. 走行タイムとは選手がコースを完走し終わるまでの時間と、タイム修正（第232条を参照）がある場合はこれを加算した時間であり、1/100秒まで記録する。走行タイムは第226条2に記載されているようにスタートラインを通過した時点、あるいは45秒のカウントダウンが終了した時点（第203条1.2参照）のいずれか早い方で計測開始となる。最終障害を飛越後、選手が騎乗した状態でフィニッシュラインを正しい方向から通過する時点まで計測する。
2. 走行は、選手が騎乗している状態でベルの合図後にスタートラインを正方向から初めて通過した時点で始まる。この走行は最終障害を飛越後、選手が騎乗した状態でフィニッシュラインを正方向から通過する時点までとする。
3. 選手にはっきり見えるディスプレイで、45秒のカウントダウンを表示しなければならない。

第227条 規定タイム

1. 各競技における走行の規定タイムは、第234条と付則2に定めるコース全長と速度に対応して決定される。

第228条 制限タイム

1. 規定タイムが設定されているすべての競技において、その制限タイムは規定タイムの2倍とする。

第229条 計時

1. 競技会ではどの競技でも同じ計時システムを使うか、あるいは同一タイプの計時器を使用しなければならない。状況によって障害馬術本部が例外を認めた場合を除き、主催競技会、国民体育大会馬術競技では、障害馬術本部が動作確認済みの1/100秒まで記録できる計時器の使用が義務づけられる。(JEF)
1. 2 公認障害馬術競技会カテゴリー★★以上では、1/100秒まで記録できる計時器の使用が義務づけられる。(JEF)
1. 3 タイムキーパーは馬番号と走行に要した時間について計時システムを使用して記録しなければならない。(JEF)
2. 電子計時システムが故障した時に備えて、2個のデジタル・ストップウォッチを用意し、またもう1つを不従順でベルが鳴らされてから走行再開までの時間や中断、連続している2個の障害間の所要時間、反抗の制限タイムを計測するために用いる。審判長あるいは競技場審判団メンバー1名は、デジタル・ストップウォッチを持たなければならない。
3. ストップウォッチを使用して時間を計測する競技では、時間の記録を1/100秒まで行う。タイムキーパーが2名配置されている場合は1名の測定時間のみを公式計時とみなし、2人目の測定時間はバックアップとして用いる。
4. 電子計時器が故障した場合、これにより影響を受けた選手のタイムはストップウォッチで1/100秒まで測定する。(JEF)
5. 選手の走行タイムの確定にビデオ記録は使用しない。
6. 選手のスタートラインおよび/またはフィニッシュライン通過が競技場審判団席からはっきり判断できない場合は、スタートラインとフィニッシュラインに各々役員を1名配置するなど、1~2名の役員をおいて選手の通過を旗で合図させなければならない。選手が走行を完了するのに要した時間は競技場審判団席にて記録する。

第230条 計時の中断

1. 計時が中断されている間、選手はベルの合図で走行の再開が許可されるまで自由にアリーナ内を移動することができる。
時計が止められた地点に選手が戻った時点で、時計が再スタートされる。例外として、不従順による障害物の落下や移動があった場合は第232条が適用される。
2. 計時の開始と停止の責務は、唯一、ベル担当の審判員が負う。使用される計時器はこの操作が可能なものでなければならない。タイムキーパーはこの性能に責任を負う必要はない。

3. 電子計時システムは、選手の走行タイムを記録するばかりでなく、タイム修正があればこれも含めなければならない。

第231条 計時中断中の不従順

1. 走行タイムの計測中断は、第232条と第233条の条項に従うこととする。コースからの逸脱、逃避、あるいは拒止の場合は時計を止めない。
2. 計時中断中の不従順は減点されないが、障害物の落下を伴う拒止の後に2回目の拒止があった場合を除く。
3. 失権に関する条項は計時を中断している間も有効である。

第232条 タイム修正

1. 不従順の結果、選手がいかなる障害物であっても移動させたり落下させた場合、あるいは水濺障害や自然障害の限界を示す標旗を移動させたり落下させた場合、もしくは標旗の落下によって障害物の性質が変わってしまった場合はベルが鳴らされ、障害物が再構築されるまで時計が止められる。障害物が再構築された段階で、ベルを鳴らしてコースの準備ができ、選手は走行を継続できる旨を知らせる。選手は拒止に対して減点され、走行終了に要した時間に6秒のタイム修正が加算される。拒止があった障害物地点で、馬が地面を離れた瞬間に時計が再スタートとなる。落下を伴う不従順がコンビネーションの2つ目以降の障害物で発生した場合には、当該コンビネーションの最初の障害物の踏切で馬が地面を離れた時に時計が再スタートとなる。

第233条 走行中の停止

1. 何らかの理由や予期せぬ事態により選手が走行を継続できない場合は、ベルを鳴らして選手の走行を止めるべきである。選手が停止しようとしていることが明らかになった段階で直ちに時計を止める。コースの準備ができた段階でベルを鳴らし、選手が走行を停止した地点に戻った時に時計を再開させる。減点はなく、当該選手の走行時間に6秒の加算もない。
2. 選手がベルを鳴らされても走行を停止しない場合は本人の責任にて競技を継続することとなり、時計を止めない。競技場審判団は、その選手が指示を無視して走行を停止しなかったことで失権とするか、状況によって走行の続行を許可するかを決定しなければならない。選手が失権とされずに走行の続行を認められた場合は、停止の指示が出される前と後の障害物スコアがカウントされる。
3. 飛越する障害物が正しく構築されていない旨を競技場審判団に伝えるために、選手が自ら走行を停止した場合や、予期せぬ事態により選手が不可抗力で、通常の状況下では走行を継続できなくなった場合などは、直ちに時計を停止しなければならない。
3. 1 もしその障害物の寸法が正しく、また正確に復旧されており、あるいは予期せぬ事態との申し立てを競技場審判団が認めなかった場合、当該選手は走行中の停止で減点され（第223条1を

参照)、走行タイムに6秒が加算される。

3. 2 もし障害物や障害物の一部が再構築を要する状態であったり、予期せぬ事態が競技場審判団により認められた場合、選手は減点されない。中断した時間は差し引かれ、選手が走行を中断した地点に戻るまで時計が止められる。このような場合に選手の対応が遅れても、その遅れは斟酌され、妥当と思われる秒数が同選手の記録タイムから差し引かれる。

第234条 速度

1. 国際競技における速度は次の通り：
 1. 1 最低速度 350m/分、最高速度 400m/分
屋内アリーナでは速度を 325m/分まで落としても良い；実施要項に記載すれば、屋外アリーナでも速度を分速 325mまで落とすことができる。
 1. 2 ピュイッサンス競技/パワーアードスキル競技：最低速度なし
 1. 3 グランプリ競技：屋外では分速 375m以上 400m以下、屋内では分速 350m以上。
広さが 65m×85m以下の屋外アリーナでは、分速 350mに速度を設定することができる。
 1. 4 ネーションズカップ：国内競技では適用しない。(JEF)
5*と4*の屋外ネーションズカップ競技では 400m/分
3*の屋外ネーションズカップ競技では 375m/分
2*と1*のネーションズカップ競技、およびすべての屋内ネーションズ・カップ競技で 350m/分
 1. 5 ヤングホース競技：分速 325m以上。

第6章 ペナルティ一覧

第235条 過失

1. スタートラインとフィニッシュラインの間で発生した過失を考慮しなければならない。
例外：最終障害の落下は、選手がアリーナから退場するまでに、もしくは次の選手に走行開始を合図するベルが鳴るまでのいずれか早い時点までに、その最上段部分が掛け金から片端あるいは両端とも落下した場合に、過失とみなされる。過失の定義は、第 217 条と第 218 条に従う。
2. 走行が中断されている間の不従順については減点されない。(第 231 条 2 を参照)
3. スタートの合図が出てから選手/馬コンビネーションが正しい方向でスタートラインを通過するまでに発生した不従順は減点されない。しかし人馬コンビネーションがアリーナに入場してから、走行開始の合図後にスタートラインを正しい方向で通過するまでに選手の落馬および/または人馬転倒が生じた場合、当該コンビネーションはそのラウンドあるいは競技に出場できない。
さらにいかなる時点でも競技アリーナで選手の落馬/人馬転倒があった場合は、走行開始の合図の有無にかかわらず、その選手および/または馬は各々、競技会メディカルサービスや獣医師団長(公認競技会においてはオフィシャル獣医師)から許可を受けなければ、当該競技会で次のラウンドあ

るいは次の競技に出場が認められない。(第 224 条 3 参照) (JEF)

4. フィニッシュライン通過後の選手の落馬／人馬転倒は失権とならない。しかしフィニッシュライン通過後の落馬／人馬転倒については以下を適用する：
4. 1 ジャンプオフを即時行う競技にて、フィニッシュライン通過後に選手の落馬／人馬転倒があった場合、当該選手／馬コンビネーションはジャンプオフからは失権となり、ジャンプオフを出場辞退、棄権あるいは失権した最下位選手と同順位となる。当該人馬は各々、競技会メディカルサービスや獣医師団長（公認競技会においてはオフィシャル獣医師）から許可を受けなければ、当該競技会でそれ以降の競技に出場が認められない。(JEF)
4. 2 （即時には行わない）ジャンプオフを伴う競技にて、フィニッシュライン通過後に選手の落馬／人馬転倒があった場合、あるいは 2 回走行競技の第 1 ラウンドのフィニッシュライン通過後に落馬／人馬転倒があった場合、当該選手／馬コンビネーションは各々、競技会メディカルサービスや獣医師団長（公認競技会においてはオフィシャル獣医師）から許可を受けなければ、ジャンプオフあるいは第 2 ラウンドに出場が認められない。(JEF)
4. 3 ジャンプオフでフィニッシュライン通過後に選手が落馬した場合、あるいは人馬コンビネーションがジャンプオフへの出場資格がなく初回ラウンドのフィニッシュライン通過後に選手が落馬した場合、もしくはジャンプオフのない競技でフィニッシュライン通過後に選手が落馬した場合、当該選手および／または馬は各々、競技会メディカルサービスや獣医師団長（公認競技会においてはオフィシャル獣医師）から許可を受けなければ、当該競技会でそれ以降の競技に出場が認められない。(JEF)

第 236 条 基準 A

1. 過失は本章に示す一覧表に従い、減点あるいは失権として科される。

過失	減点
(i) 1 回目の不従順	減点 4
(ii) 飛越中の障害物の落下	減点 4
(iii) 水濠障害で馬の四肢あるいはそれ以上の肢が着水、または着地側で水濠の限界を示す着地板に肢もしくは蹄鉄の跡が残った場合	減点 4
(iv) すべての競技において <u>選手の落馬あるいは人馬転倒</u>	失権
(v) 2 回目の不従順、あるいは第 241 条に定める他の違反行為	失権
(vi) 制限タイムの超過	失権
(vii) 第 1 ラウンドと第 2 ラウンド、タイムレースでないジャンプオフでの規定タイム超過	4 秒ごとに減点 1
(viii) タイムレースのジャンプオフにおける規定タイム超過	1 秒ごとに、あるいは端数につき減点 1

2. 不従順の減点は同一障害だけではなく、全走行を通して累積される。

第237条 基準Aでのスコア

1. 障害物での過失減点とタイム減点を加算したものが、選手の走行スコアとなる。第1位および/またはその他の順位で同点がでた場合は、当該競技について定められた条件に従い、走行タイムが順位決定に勘案される場合がある。

第238条 基準Aに基づく採点方法

1. タイムレースとしない競技
 1. 1 同減点の選手は同順位となる。実施要項に定める条件により、第1位で同減点の場合はタイムレースでないジャンプオフを1回もしくは2回実施することができる。
 1. 2 タイムレースとせず、規定タイムを設けた競技ではあるが、第1位で同減点となった場合はタイムレースのジャンプオフを1回行う。他の選手については、初回ラウンドにおける減点によって順位を決定する。
 1. 3 タイムレースとせず、規定タイムを設けた競技ではあるが、第1位で同減点となった場合はタイムレースではない1回目のジャンプオフを行い、これでも第1位で同減点がでた場合は、タイムレースで2回目のジャンプオフを行う。他の選手については1回目のジャンプオフでの減点と、必要であれば初回ラウンドでの減点で順位を決定する。
2. タイムレース競技
 2. 1 どの順位についても同減点の選手がでた場合は、走行に要したタイムに従って順位を決定する。第1位で減点とタイムが同じ場合は、短縮コースでジャンプオフを1回行うことができ、実施要項の条項に則って障害物の高さおよび/または幅を増すことができる。
 2. 2 タイムレース競技であるが、第1位で同減点となった場合はタイムレースのジャンプオフを1回行う。他の選手については第1ラウンドでの減点とタイムで順位を決定する。マイナー競技（一般規程を参照）では、実施要項にその旨を記載すれば基準Cに従ってジャンプオフを行うことができる。
 2. 3 第238条2.2と同じく、これはタイムレース競技であるが、タイムレースで1回目ジャンプオフを行っても、なお第1位で同減点の選手がでた場合は、タイムレースで2回目のジャンプオフを行う。他の選手については最初のジャンプオフでの減点とタイム、そして必要であれば第1ラウンドでの減点とタイムで順位を決定する。
3. タイムレースで順位が決定されるすべての競技において、第1位で減点とタイムが同じ場合は、実施要項の条項に則って障害物の高さおよび/または幅を増した短縮コースでジャンプオフを1回行うことができる。実施要項にジャンプオフに関する条項を定めていない場合は、ジャンプオフなしの競技と考える（第245条6を参照）。
4. 第238条1.1 および第238条2.1に則って実施される競技では、いかなる場合もジャンプオフは2回までとする。

第239条 基準C

1. 基準Cでの過失は秒数に換算されて走行に要した時間に加算されるか、あるいは失権が科される。

2. 基準Cにおける減点

過失	減点
飛越中の障害物落下、馬の四肢あるいはそれ以上の肢が水濠障害で着水、もしくは着地側で水濠の限界を示す着地板を踏んだ場合	4秒（二段階走行競技、ノックアウト競技、基準Cで行われるジャンプオフでは3秒） インドア競技では以下の減点を適用する： 障害物の高さ1.40mまで：4秒； 障害物の高さ1.45m：組織委員会の判断で3秒または4秒とし、実施要項に明記； 障害物の高さ1.50m：組織委員会の判断で2秒*、3秒または4秒とし、実施要項に明記。 *減点2秒はコース上の障害物の50%以上が高さ1.50mの場合にのみ適用する；高さ1.50mの障害物が50%に満たない場合は減点3秒（あるいは4秒）を適用する
(i) 1回目の不従順	なし
(ii) 落下および／または障害物の移動を伴う1回目の不従順	6秒のタイム修正
(iii) 2回目の不従順、もしくは第241条に定める他の違反	失権
(iv) すべての競技において <u>選手</u> の落馬あるいは人馬転倒	失権

3. 基準Cでは規定タイムはない。以下の制限タイムを適用できる：

(i)..... 180秒：コース全長が600m以上の場合、あるいは

(ii)..... 120秒：コース全長が600m未満の場合

制限タイムの超過.....失権

4. 基準Cに基づくスコア

走行に要した時間（タイム修正がある場合はこの秒数を含める）に、障害物の落下1個につき4秒（ジャンプオフ、あるいは二段階走行競技の二段階目については3秒）を加算し、選手の走行スコアを秒数で示す。

5. 基準Aあるいは基準Cのスピード競技で馴致を行いたいと希望する選手は、当該競技の開始前に組織委員会へ連絡しなければならない。馴致走行を希望する者は当該競技の最初に出場する。上記に従わない選手は競技場審判団により失権とされる場合がある（第241条4.4を参照）。

6. 第1位で同点の場合は、競技会実施要項にジャンプオフに関する特定条項がない限り、等しく第1位となる。

第7章 罰金、イエローカード、失権、失格

第240条 罰金とイエローカード

1. 審判長、上訴委員長、チーフスチュワードおよび技術代表は各々が第134条7に則り、イエロー警告カードを出す権限を有する。(JEF)
2. 次のような場合、妥当とみなされれば審判長または上訴委員長が、一般規程に則って、罰金を科すことがある。(JEF)
 2. 1 失権後、速やかにアリーナを去らない選手
 2. 2 走行終了後、速やかにアリーナを去らない選手
 2. 3 失権または棄権した後に、アリーナから退場するまでに単独障害の飛越を2回以上試みたり、誤った方向から飛越した選手
 2. 4 フィニッシュラインを通過した後に、1個あるいは複数の障害物を飛越して失権となった選手、または競技場審判団の許可なしにマスコミ向けに障害物を飛越した選手(第202条6を参照)
 2. 5 スクワリングエリアで組織委員会が準備したものと異なる障害物を使用した選手(第242条2.6と第201条4を参照)
 2. 6 アリーナ内に設けられた練習用障害物を許可された回数以上に飛越したり、飛越しようとした選手(第202条4、第242条2.3、第262条1.9を参照)
 2. 7 アリーナへの入場の際して、競技場審判団あるいは役員に敬礼を怠った選手(第256条2.1を参照)
 2. 8 個体識別番号を付けていない反則が度重なった場合(第282条2参照)
 2. 9 広告規定(一般規程第135条参照)に違反したり、服装および馬具に関する規則(第256条1と第257条)に従わない選手
 2. 10 組織委員会の指示に従わない選手
 2. 11 変形させる目的で障害物に触れた選手
 2. 12 役員の指示に従わなかったり、競技会役員やその他競技会関係者(他の選手、JEF役職員あるいは代表者、ジャーナリスト、観客など)に対して不穏当な行動をとった選手(JEF)
 2. 13 警告を受けても違反を繰り返す選手
3. 審判長あるいは上訴委員長が科した罰金についてはすべてJEFから当該選手に請求書が送られ、罰金はJEFに支払われるものとする。(JEF)

第241条 失権

1. 規程もしくは競技条件に別段の記載がない限り、失権とは争点となっている競技において選手と馬が競技を継続できないことを意味する。失権は時間を遡って適用できる。
2. 選手は棄権したり失権となった後に、単独障害を1個飛越する権利があるが、その競技のコース中にある障害物であること。しかしながら、これは落馬による失権には適用しない。

3. 障害馬術競技において選手が失権となる事由を以下に示す。競技場審判団は以下の場合に失権を適用しなければならない：
 3. 1 競技場審判団が許可した練習用障害物を除き、走行を開始する前にアリーナ内の障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（第202条3参照）
 3. 2 スタートの合図が出される前に走行を開始し、コース上の第1障害物を飛越した場合（第202条5と第203条1.2を参照）
 3. 3 走行タイムの計測が始まってから45秒以内に第1障害物を飛越しなかった場合。ただし、不可抗力による場合を除く（第203条1.2を参照）。
 3. 4 走行中に馬が継続して45秒間反抗した場合（第223条2を参照）
 3. 5 次の障害物を45秒以内に飛越しなかった場合、もしくは最終障害物を飛越してフィニッシュラインを通過するまでの所要時間が45秒を超えた場合
 3. 6 スタートラインで標旗間を正しい方向から通過せずに第1障害物を飛越した場合（第220条1.2を参照）
 3. 7 回転義務地点を通過しなかった場合、あるいはコースプラン上に継続したラインで示された経路をとらなかった場合
 3. 8 走行中にコースの一部ではない障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（第220条1.5を参照）
 3. 9 コース上の障害物を抜かした場合（第220条1.5を参照）、あるいは逃避や拒止の後にその障害物を再飛越しなかった場合
 3. 10 順序を間違えて障害物を飛越した場合（第220条1.4を参照）
 3. 11 誤った方向から障害物を飛越した場合（第220条1.4を参照）
 3. 12 制限タイムを超過した場合（第236条と第239条を参照）
 3. 13 拒止の後に、落下した障害物が復旧されるのを待たずに飛越したり、飛越しようとした場合
 3. 14 走行中断の後、ベルが鳴るのを待たずに障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（第203条3を参照）
 3. 15 コンビネーション障害の閉鎖部分である場合を除き（第214条を参照）、拒止または逃避の後にコンビネーションのすべての障害物を再飛越しなかった場合（第212条3を参照）
 3. 16 コンビネーションの各障害物を別々にかつ連続して飛越しなかった場合（第212条2を参照）
 3. 17 （一部の特別競技を除き）最終障害物を飛越した後にフィニッシュラインの標旗間を騎乗で正方向から通過せず、アリーナを出た場合（第226条2を参照）
 3. 18 スタート前も含め、競技場審判団の許可なく選手および／または馬がアリーナを出た場合
 3. 19 スタート前も含め、走行を終了する前に放馬した馬がアリーナから出た場合
 3. 20 走行中にヘッドギアおよび／または眼鏡以外の物を騎乗したまま受け取った場合
 3. 21 馬具と装具に関する規定を遵守しない場合（第257条1と第257条2を参照）
 3. 22 選手もしくは馬に競技を終了できないような事故が起こった場合（第258条を参照）
 3. 23 閉鎖コンビネーション障害を正しい方向から出なかつたり、閉鎖コンビネーション障害を移動させた場合
 3. 24 走行中の2回目の不従順（第236条と第239条を参照）
 3. 25 走行中の選手の落馬あるいは人馬転倒（第224条、第236条、第239条を参照）；注記：フィニッシュライン通過後の落馬／人馬転倒は失権とならない（第235条4を参照）
 3. 26 何らかの理由により選手あるいは馬が競技続行に不適性であると競技場審判団が判断した場合

- 3. 27 走行終了後にアリーナ内にある障害物を飛越したり、あるいは飛越しようとした場合；ただし選手／馬コンビネーションが障害物を飛越せざるを得ないような状況、例えばジャンプオフを即時に行う競技であったり、あるいは二段階競技でベルの合図が遅すぎて障害前で馬を制止できない場合などを除く（プレス向けに障害物を1個飛越する許可については、第202条6を参照）。
 - 3. 28 ヘッドギアの固定ポイントを的確に締めずに、またはまったく締めずに飛越したり、あるいは飛越しようとした場合；ただし固定ポイントを締め直すために選手が急停止すると危険な場合を除く（第256条1.4を参照）。
 - 3. 29 競技中にイヤフォンおよび/または他の電子通信機器を装着している選手（第225条4参照）
 - 3. 30 馬の脇腹に出血
 - 3. 31 口に出血がみとめられる馬（明らかに馬が舌や唇を噛んだためと思われる口の出血などマイナーな事例では、役員は口をすすがせたり血を拭き取る行為を許可し、当該選手の競技継続を認めることがある；口にこれ以上の出血が確認された場合は失権となる）
- 4. 次の場合、失権となるかは競技場審判団の判断に任される：
 - 4. 1 選手氏名および/または出場番号が呼ばれてもアリーナへ入場しなかった場合
 - 4. 2 騎乗してアリーナへ入場、あるいはアリーナから退場しなかった場合（ただしフィニッシュライン通過後に落馬した場合は退場前に再騎乗する必要はない）
 - 4. 3 上記 3.20の場合を除き、許可されない物理的援助を受けた場合
 - 4. 4 事前に組織委員会に通知することなく、基準Aあるいは基準C採用のスピード競技で馬を馴致させた場合
 - 4. 5 走行中にベルが鳴っても停止しなかった場合（第203条2と第233条2）

第242条 失格

- 1. 失格とは選手、その騎乗馬（1頭もしくは複数頭）、および/または人馬ともに、争点となっている競技または競技会全般から出場資格を失うことを意味する。失格は時間を遡って適用できる。
- 2. 次の場合に競技場審判団は失格を科すことができる：
 - 2. 1 競技開始後に選手が徒歩でアリーナへ入場した場合
 - 2. 2 競技場審判団の許可なくアリーナ内で練習したり障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（第202条2、第202条5、第202条6を参照）
 - 2. 3 アリーナ内の練習用障害物を許可された回数以上に飛越したり、飛越しようとした場合（第202条4、第240条2.6、第262条1.9を参照）
 - 2. 4 アリーナ内にある障害物や、次の競技に使用される障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（第202条5を参照）
 - 2. 5 競技場審判団の許可を得なかったり、あるいは正当な理由なしに、ジャンプオフを前にして競技を棄権した場合
 - 2. 6 競技会開催中に、組織委員会が用意したものとは異なる障害物を使って練習を行った場合（第240条2.5と第201条4を参照）

2. 7 スクーリングエリアに設置された障害物を誤った方向から飛越した場合、あるいはアリーナ内に練習用障害物が設置されているときにこれを誤った方向から飛越した場合（第201条4と第202条4参照）
2. 8 獣医規程第1043条（四肢の知覚異常検査指針）にて対象となっている事例などを含め、競技場審判団メンバー、上訴委員会メンバー、スチュワードあるいは他の関係者から役員に報告のあった馬への虐待行為および/または残虐な扱いすべて（一般規程第142条2参照）。
3. 以下の場合は失格措置が必須である：
 3. 1 馬体のいずれかの部位で拍車や鞭の過剰使用を示唆する兆候；追加措置を適用することもある（第243条参照）
 3. 2 競技会場のいかなる場所においても、許可されていない障害物を飛越すること
 3. 3 競技会期間中にどのような目的であれ、馬とともに競技会場を出ること。

第243条 馬に対する虐待行為（第107条も参照）（JEF）

1. 様々なやり方の肢たたきを含め、いかなる形態であろうと馬に対する残忍行為、非人道的行為、虐待行為は厳しく禁止される（第243条2を参照）。

競技場審判団の見解により馬への虐待行為であるとみなされた行為あるいは一連の行為に対して、本規程に則って次のペナルティのいずれか、あるいは複数のペナルティが科される：

- (i) イエローカード（第134条を参照）
- (ii) 罰金
- (iii) 失権
- (iv) 失格

2. 次の行為は馬に対する虐待行為とみなされる：（一般規程第142条参照）

2. 1 馬の肢たたき

「肢たたき」という用語は、競技において馬がより高く、かつ注意深く障害物を飛越するように導くある種の人為的技巧と解釈される。肢たたきとなり得る例をすべてここに挙げることは無理であるが、概して言えば、選手および/または騎乗していない助手（この場合も選手の責任）が手に持った物で馬の肢をたたくこと（何であれ、誰がやろうとも）、または意図的に馬が何かにつぶかるよう仕向けること、例えば必要以上に障害物を高くしたり/あるいは幅を広くすること、不適正なグラウンドラインを置くこと、速歩通過用横木やコンビネーション障害の間隔を狂わせたり、馬を障害物前で急に止めたり追うこと、あるいは馬が肢をぶつけないように飛べないような向け方することなどを言う。

競技場審判団の管轄期間中に、肢たたきやその他いかなる形態であっても虐待的調教が行われた場合、当該選手と馬は少なくとも24時間、すべての競技から失格となる。更に競技場審判団は状況に鑑みて妥当と思われる場合には、当該選手および/または馬をその競技会全般から失格とするなどの措置をとることもできる。

2. 2 鞭の過剰使用

- 鞭は選手の感情のはけ口として使用してはならない。そのような使い方は常に過剰となる
- 馬の頭部を鞭で打つ行為は常に鞭の過剰使用となる
- 4回以上続けて馬を打ってはいけない。馬の皮膚が破れた場合には、常に鞭の過剰使用とみなされる
- 失権した後に鞭を使ってはならない。

鞭を誤用したり過度に使用したと確認された選手は失格となり、競技場審判団の判断により罰金が科されることもある。

2. 3 他の形態での虐待行為

他のいかなる形態での虐待行為（例えば肢の知覚過敏処置や知覚鈍麻処置、禁止されている調教方法の採用、拍車の過剰使用、そして一般規程、獣医規程やまたは他の FEI 諸規程に明記されている他の事例など）も禁止され、本規程に基づいて適切に処罰されなければならない。

第244条 ブーツとバンテージ規制

1. スチュワード業務 - ブーツおよびバンテージ規制(第257条2.3~第257条2.5と獣医規程1028条も参照)

グランプリ競技、ネーションズカップ競技、および各競技会で最高賞金額が設定されている競技では、全頭についてブーツとバンテージの検査を行わなければならない。他の競技でもブーツとバンテージの検査を行うことが推奨される。ブーツとバンテージ規制の手順については、FEI獣医規程とFEI障害馬術スチュワード・マニュアルを参照のこと。

第8章 ジャンプオフ

第245条 ジャンプオフ-概略

1. 同一競技において1回またはそれ以上の走行を経て、第1位で同点となった選手のみがジャンプオフに出場できる。選手は、初回走行で騎乗した馬でジャンプオフに出場しなければならない。
2. 原則として、ジャンプオフは本競技で使われたルールと基準、およびその種の競技で適用されるジャンプオフ規程に則って行わなければならない。しかし、基準A採用のマイナー競技のジャンプオフについては、その旨が実施要項に記載してあれば基準Cで審査を行うこともできる。いかなる場合も、ジャンプオフは本競技の走行が終了した後、直ちに行わなければならない。
3. 実施要項に明記してあれば、本走行を減点なしで完走した選手はその後直ちにジャンプオフへ進むよう、組織委員会が定めることができる。この場合は、ジャンプオフ・コース走行開始の合図として、ベルをもう一度鳴らさなければならないが、これに際しては第203条1.2の45秒ルールを適用する。ジャンプオフへ出場資格を得た選手は、本走行を終了してからジャンプオフの前にアリーナから退出することは認められない。この種のジャンプオフは、第238条1.2あるいは第238条2.2に従い、基準Aで行われる競技でのみ認められ、グランプリ競技や最高賞金額が設けられている競技では許可されない。本走行で減点なしで完走した選手がいない場合は、適宜、第238条1.1あるいは第238条2.1に従って順位を確定する。
4. 本規程に別段の定めがない限り（パワーアンドスキル競技は262条参照：**JEF**）、いかなる競技でも3回以上のジャンプオフは行えない。
5. 実施要項または本規程で特に決められている場合を除き、ジャンプオフのスターティングオーダーは、その前に行われた本走行のスターティングオーダーと同じでなければならない。（**JEF**）

ジャンプオフのある1回走行競技の本走行スタート前に落鉄した馬については、これより後のスターティングオーダーとなる。ジャンプオフでスタート前に落鉄した場合は、3頭分後ろのスターティングオーダーとなる。蹄鉄の装着がこの時まで終了していない場合は、競技場審判団の判断で、スターティングオーダーをさらに繰り下げるか失権とするか決定される。

6. 第1位で同点となった場合は、実施要項の条項に則ってジャンプオフを1回行うことができる。実施要項にジャンプオフの条項がない場合は、ジャンプオフを行わない競技とみなす。

第246条 ジャンプオフでの障害物

1. ジャンプオフでの障害物は、第208条5に定める限度内で、高さおよび／または幅（部分的もしくは全体的に）を変更できる。しかしながら、ジャンプオフ用障害の寸法を増すことができるのは、第1位で同点となっている複数の選手が障害減点なしで本走行を終えている場合のみである。
2. オリジナルコースでコンビネーション障害が使われている場合は、ジャンプオフにもコンビネーション障害を最低1個は含めなければならない。
3. ジャンプオフにおける障害物の個数は6個（コンビネーション障害は1つと数える）にまで減らすことができる。
4. ジャンプオフでは障害物の形、タイプ、色を変えてはならないが、コンビネーション障害の一部を取り除いても構わない。コンビネーション障害がトリプル、あるいは4個の障害物で構成されている場合は、中央の障害物だけを除くことはできない。
5. ジャンプオフ用障害物の飛越順序は、オリジナルコースから変更してもよい。
6. ジャンプオフにおいては、コンビネーションの障害間距離を変更してはならない。
7. ジャンプオフ用コースには、最大2個まで単独障害を追加することができる。この追加障害物については2個とも、コース下見に際してコースに設置されているか、あるいは本走行もしくは複数の走行で使用された障害物で構築しなければならない；もし本走行で使われた障害物を本走行とは異なる素材でジャンプオフ用に構築したり、あるいは新たな素材を加えて構築する場合は、ジャンプオフ用の追加障害物とはみなされないが、素材の変更は競技場審判団の承認を受け、コースプランに示して選手に通知していることを条件とする。2個の追加障害物は幅障害2個、垂直障害2個、あるいは幅障害1個と垂直障害1個の何れでもよい。障害物はどちらの方向へ飛越してもよいのか、あるいは一方向のみなのかをコースプランと障害物自体にも明示しなければならない。本走行のコースに含まれていた障害物をジャンプオフで反対方向から飛越する場合、この障害物は追加が認められる2個の障害物の一つとみなされる。第1あるいは第2ラウンドにて使用された垂直障害をジャンプオフで幅障害（あるいはその逆）に造りかえることができるが、その場合は2個の追加障害物の一つとみなされる。 また直前のラウンドにおいて垂直障害2個で構成されていたコンビネーションを、ジャンプオフでは反対方向からの飛越とすることもできるが、この場合、このコンビネーションはジャンプオフ用コースで許可される追加の障害物2個分とみなされる。

第247条 ジャンプオフあるいは第2ラウンドでの失権もしくは出場辞退

1. ジャンプオフあるいは第2ラウンドで失権もしくは棄権した選手／チームは、ジャンプオフ／第2ラウンドの最下位となり同順位とする。
2. 競技場審判団の許可を得てジャンプオフへの出場を辞退した選手は、いかなる場合もジャンプオフで失権した選手、あるいはコース走行中に棄権した選手と同順位となる。
3. 順位決定のジャンプオフ前に、2名またはそれ以上の選手がジャンプオフ出場を辞退した場合、競技場審判団はこの申請を受け入れるか退けるべきかを決定する。競技場審判団がこの出場辞退を認める場合は、組織委員会がくじ引きでトロフィーの授与先を決め、賞金は合計して選手間で等分する。競技場審判団から競技続行の指示があったにもかかわらず選手らが従わなかった場合は、トロフィーの授与はなく、当該選手らはジャンプオフを行った場合の最下位順位と賞金を受け取る。

第9章 順位

第248条 個人順位と表彰

1. 個人選手の順位は、競技で採用されている基準と競技実施要項に記載の指示、あるいはコースプランに示された変更事項に従って決定される。
2. 入賞する可能性がない選手については、競技場審判団の判断で、その走行中のどの時点でも走行中止を命じることがある。
3. 競技の第1ラウンドを完走できない選手は、一部の特別競技を除いて受賞する権利はない。
4. 予選競技で入賞した選手は、予選で出場資格を得た決勝競技への出場を辞退した場合でも、予選競技での受賞を維持できる。
5. 入賞した選手は、その入賞馬とともに表彰式に参加しなければならない。しかし安全上の理由から、競技場審判団が例外を設けることもある。入賞した選手が正当な理由なしに表彰式へ出席しなかった場合は、競技場審判団の判断で組織委員会から当該選手への賞を保留することがある。従って、組織委員会は実施要項とプログラムに表彰式への出席を求める入賞者数を公表しなければならない。実施要項あるいはプログラムに出席すべき人数が記載されていない場合は、入賞したすべての人馬が表彰式に出席しなければならない。
6. 競技スポンサーから提供された馬着を除き、表彰式で馬着を使用することは認められない。しかし特別な状況下では、競技場審判団がこの規則を緩和できる。
7. 本項については主催および公認競技会では適用しない (JEF)

第10章 選手と馬

第249条から第255条については、主催および公認競技会では適用しない。

第249条 CSIO への招待

第250条 CSI への招待

第251条 参加申込（一般規程第116条も参照）

第252条 スターティングオーダー

第253条 出場選手の申告

第254条 馬の参加と年齢、頭数

第255条 シニア競技へのマイナー選手の参加（付則9、11、12も参照）

第256条 服装、保護用ヘッドギア、敬礼

1. 服装

1. 1 選手は観客の前には正しい服装でなければならず、競技中および表彰式においては第256条1条、第256条3、および一般規程第135条2の適用条項に合致した服装が求められる。

1. 2 コース下見に際しては身だしなみのよい服装でなければならない。いかなる場合でも長靴、白または淡黄褐色の乗馬ズボン、長袖あるいは半袖シャツ、白いタイあるいはチョーカーを着用しなければならない。シャツは白い襟（カラー）付きでなければならない；長袖シャツの場合は白い袖口が付いてなければならない。

1. 3 悪天候の場合、競技場審判団は外套または防水服（透明または半透明のものに限る）の着用を許可することもある。また、乗馬ズボン用の雨具については、競技場内での着用は許可しない。非常に暑い天候の場合は、競技場審判団は選手にジャケット着用なしに騎乗を認めることがある。

(JEF)

1. 4 騎乗中はいかなる者も、常に3点で固定された保護用ヘッドギアを適正に着用することが義務づけられる。どのような時であれ選手がヘッドギアを脱いだ場合には、本規則で許可しているか否かにかかわらずすべて自己責任となる。走行中にヘッドギアが脱げるか、あるいはその固定ポイントが外れた選手はかぶり直し、またはつけ直し、固定ポイントがゆるくなった場合は締め直さなければならない。そのような場合、選手がヘッドギアを再装着/または固定ポイントを締め直す際に停止しても減点されないが、時計は止めない。固定ポイントを正しく締め直すために急停止すると危険な状況（例えばコンビネーションの途中であったり、あるいは飛越しようとしている障害物の1歩または2歩手前でゆるんだ場合）を除き、選手が固定ポイントを的確に締めずに、またはまったく締めずに障害物を飛越したり、あるいは飛越しようとした場合は失権となる。例外として、シニア選手が表彰式で褒賞を受領する際、あるいは国歌の演奏中、その他式典の際にヘッドギアを外すことはできる。 (JEF)

1. 5 民間人は、所属NFの承認した服装、ジャケット（競技用ジャケットの色は指定なし；襟はジャケットと同色かあるいは他の色でも良い）、白または淡黄褐色の乗馬ズボン、黒または茶色の長靴の着用が求められる。他の暗色の長靴もJEFの判断で認められる場合がある。長靴は踵付きでなければならない。シャツは長袖でも半袖でもよいが、白の襟付きであることと、長袖シャツの場合は白い袖口が必要である。白いタイあるいはチョーカーを着用しなければならない。ジャケットを着用しない場合（天候による例外については第256条1.3参照）は、袖付きのシャツを着用しなければならない；長袖も半袖も許可される。（JEF）
1. 6 警察官、自衛隊関係者は、民間人と同じ服装かもしくは制服を着用することができる。（JEF）
1. 7 競技場審判団の判断により、服装が不適切な選手については競技への参加が認められないことがある。
1. 8 この規程に従わない選手は、競技場審判団により10,000円の罰金が科される。更に、当該選手はアリーナからの退場を求められ、規程に準拠した服装を着用するまでは競技参加を認められない。（JEF）
1. 9 色彩について論議が生じた場合はJEF理事長に付託し、障害馬術本部との協議によりJEF理事長の決定が最終となる。（JEF）
- 1.10 イヤフォンおよび／または電子通信機器を障害馬術競技中に着用することはできない。疑義を避けるために明記すると、選手、グルームあるいはその他の人物は、アリーナ以外であれば片耳にイヤフォンを装着することはできる。

2. 敬礼

2. 1 競技場審判団長が別段の指示を出さない限り、競技場審判団の管轄下にてアリーナで行われるすべての競技において、各選手は敬意の意味合いで主審に敬礼しなければならない。競技場審判団は、敬礼を怠った選手の走行開始を拒否することができる。更に競技場審判団は当該選手に罰金を科すこともある（第240条2.7参照）。特別な理由により、競技場審判団は組織委員会と協議の上、各競技の開始前に選手の敬礼を必要とするか否かを決定する場合がある。国家元首が臨席されているときには、組織委員会が審判長の了承を得て、敬礼は国家元首に対して行うよう出場選手に指示しなければならない、また役員席に特別な来賓がある場合にも同様な処置をとることがある。
2. 2 選手は、パレード、表彰式、あるいは国歌が流れる間は敬礼することとする。
2. 3 競技場審判団は、特別な理由により敬礼は不要と判断することができる。
2. 4 選手は敬礼の際にヘッドギアを外してはならない。鞭を上げるか頭を下げることで適切な敬礼をしたとみなされる。

3. 選手および馬につける広告（一般規程第135条参照）

3. 1 IOCの後援を受けて行われる地域大会やオリンピック大会（オリンピック大会におけるオリンピック馬術競技規程参照）を除くすべての競技会において、選手はメーカー、選手スポンサー、選手のチームスポンサー、NFスポンサー、選手の所属国、および／または選手自身を識別表示する服装を着用および装具を使用できるが、以下に示す特定条件に従う場合のみとする：
 3. 1. 1 スポンサーではないメーカーの識別表示

3. 1. 1. 1 競技エリアにいる場合と表彰式の際に、スポンサー企業ではない衣類・装具メーカーを特定する名称やロゴの表示は、衣服と装具につき各1ヶ所、 3cm^2 以内の表面積とする。
3. 1. 2 スポンサーの識別表示
3. 1. 2. 1 競技エリアにいる場合と表彰式の際に表示できる選手スポンサー、選手のチームスポンサーおよび/または所属NFのスポンサーの名称および/またはロゴは、以下の表面積を超えない範囲とする：
- i) ジャケットあるいは上衣の両側各々に胸ポケットの高さで 80cm^2
 - ii) シャツの両襟あるいは女性のブラウスの襟では中央部分で 16cm^2
 - iii) 民間人はヘッドギアの中央部分に垂直にスポンサーロゴを表示できる。このロゴは長さ25cm、幅5cm以内とする。
 - iv) 乗馬ズボン左脚に縦方向で1ヶ所 80cm^2 （長さ20cm、幅4cm以内）
 - v) 鞍下ゼッケンの側面は両側とも 200cm^2
 - vi) イヤーフードでのロゴは 75cm^2
3. 1. 2. 1. 1 上記の記載に関わらず、公認障害馬術競技大会の組織委員会は、実施要項にてこのような名称やロゴの表示を禁止することができるが、第256条3.1.2.1に示した限度内でのJEFパートナーと/あるいはJEFスポンサーの名称とロゴについては例外とする。**(JEF)**
3. 1. 2. 2 主催競技会とすべての公認障害馬術競技会において、組織委員会は競技および/または競技会スポンサーの名称および/またはロゴを、競技エリアにいる組織委員会運営員の衣服、および馬が競技エリアにいる場合や表彰式の際に使用する馬着にも表示できる。選手のゼッケンに付ける名称および/またはロゴのサイズは 100cm^2 以内とする。
3. 1. 3 選手の所属識別 **(JEF)**
3. 1. 3. 1 競技エリアにいる場合や表彰式の際に表示できる選手の国名やロゴ、国の象徴および/または国旗、および/または選手のNFロゴもしくは名称は、以下の表面積を超えない範囲とする：
- (i) ジャケットあるいは上衣の両側各々に胸ポケットの高さで、また襟に適度な大きさ
 - (ii) ジャケットあるいは上位の片腕に 200cm^2 、もしくはジャケットあるいは上位の両腕各々に 100cm^2
 - (iii) ヘッドギアの中央部分に垂直に（第256条3.1.2.1.iiiの仕様を参照）
 - (iv) 乗馬ズボン左脚に縦方向で1ヶ所 80cm^2 （長さ20cm、幅4cm以内）
 - (v) 鞍下ゼッケンの側面は両側とも 200cm^2
 - (vi) イヤーフードのロゴは 75cm^2
- いかなる場合も、表示方法と見える度合いが3.1.2.1と3.1.3.1に記載の表面積に合致している限り、選手の所属を選手スポンサー名称および/またはロゴと併せて表示してもよい。**(JEF)**
3. 1. 4 選手名
3. 1. 4. 1 競技エリアにいる場合や表彰式の際に表示できる選手氏名は、乗馬ズボン左脚に縦方向で1ヶ所 80cm^2 以内（長さ20cm、幅4cm以内）とする。

3. 2 本条項に別段の記載がない限り、競技エリアにいる間または演技中に、いかなる選手、役員、馬についても広告や宣伝を身につけることはできず、騎乗用具にも表示できない。しかしながらコース下見の際に、上衣の前後であれば400cm²以内、ヘッドギアでは50cm²以内で選手は自分のスポンサー、チームスポンサーおよび／またはNFスポンサーのロゴ、および／または国籍を表示することができる。
3. 3 チーフスチュワードは、選手がアリーナへ入場する前に前述条項を遵守しているかを確認する責任がある。前述の内容に準拠していない選手は競技の間、アリーナへの入場が認められない。
(JEF)
3. 4 適用される放映契約、インターネット契約、あるいはこれに類する法規や合意によって認められていれば、障害物とアリーナの側面に広告を表示することができる。スポンサーにつき障害物の規格詳細は第208条3に網羅されている。
3. 5 書面による別段のJEF合意がない限り、本条項でいう競技エリアとは選手が審査される場所または馬がホースインスペクションを受ける場所すべてを含む。これには練習馬場を含めない。
(JEF)

第257条 馬装

1. 競技アリーナにて：
 1. 1 ブリンカーと馬の目を覆うフライマスクの使用は禁止である。
 1. 2 頭絡の頬革上に革、シープスキンもしくはこれに類する素材をあてることはできるが、馬の頬から測って直径3cmを超えないものとする。
 1. 3 可動式ランニング・マルタンガールのみ使用が許可される。チルドレン競技の馬にはスタンディング・マルタンガールの使用が認められる。
 1. 4 銜の規制はない。しかし競技場審判団には、獣医師の助言に基づき、馬が怪我をしそうな銜の使用を禁止する権限がある。
手綱は銜に付けるか頭絡に直接装着しなければならない。手綱は2組まで使用できる。2組の手綱を使う場合にはその1組を銜に付けるか頭絡に直接装着しなければならない。ギャグとハックモアの使用が許可される。
 1. 5 表彰式やパレードの間を除き、競技アリーナでの折り返し（ランニングレーン）の使用は禁止である。
 1. 6 第257条1.1～第257条1.5に記載の規程遵守を怠った場合は失権となる（第241条3.21参照）
2. 組織委員会の管轄下にある競技会場内すべての場所（制限区域）で、以下の条項を適用する：
 2. 1 安全確保の観点より、鐙や鐙革（セイフティ鐙にも適用される）は固定せず、あおり革の外側で托革から垂れ下がっていないなければならない。選手は直接あるいは間接的にであれ、自分の体のいかなる部分も馬具に縛り付けてはならない。
 2. 2 選手はフラットワークを行う際に馬場馬術用の鞭を使用できるが、先端に重りの付いた鞭はいかなる時も認められず、またアリーナとスクーリングエリアで横木通過や障害飛越をする際に、75cmを超える長さの鞭を使用したり携帯することも禁止されている。鞭の代用品を携帯することも認められない。
 2. 3 馬の前肢あるいは後肢に装着が認められる装具（単一のブーツか複数のブーツ、フェットロックリングなど）の総重量は、1肢あたり500gまでとする（蹄鉄は含まない）。

2. 4、2. 5、2. 6については、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)
2. 7 舌紐の使用は禁止である。舌押さえの使用については獣医規程第1027条を参照のこと。
2. 8 競技アリーナで第257条2.1～第257条2.3のいずれかを条項遵守を怠った場合は失権となる(第241条3.21を参照)。(JEF)

3. 馬具および装具に付ける広告

馬具および装具に付ける広告の制限については、第256条3に定める条件を適用する。

第258条 事故

1. 事故により選手または馬が走行を終えることができない場合は、両者とも失権となる。事故が発生しても選手が走行を完了した場合は、乗馬で退場しなくても失権とならない。
2. 競技場審判団が事故後に選手あるいは馬が競技継続には適さないと判断した場合、同審判団はこれを失権としなければならない。

第11章 役員

第259条 役員

主催競技会は、別表3「主催競技会の大会役員編成に関する基準」および別表4「国民体育大会馬術競技中央競技役員編成に関する基準」による。(JEF)

7. 利害相反

状況から判断して大方の者が利害の競合があると推察するような場合には、利害相反が実質的に存在すると言える。利害相反とは、JEFを代表するか、あるいはJEFに代わってビジネスや取引を行うにあたり、客観性に影響を与える可能性があったり、あるいは与えるとみなされるような、家族関係などを含む人的関係、職業上の関係、あるいは金銭的關係と定義づけられる。

現実的に可能な限り、利害相反は避けなければならない。しかしながら、スポーツ成績の向上を目指すため、JEFが利害の抵触と確立された専門性との釣り合いをとらねばならない事例もあるだろう。(JEF)

第12章 競技

第260条 概要

1. 個人およびチームを対象とする様々な障害馬術競技がある。以下の条項では、国際競技会で最も多く行われる競技を網羅する。
2. 組織委員会は、スポーツに多様性をもたせるためにも新しいタイプの競技を提案することができる。しかしながら、本章に述べる競技についてはすべて、この障害馬術規程を厳守して開催しなければならない。

第261条 ノーマル競技とグランプリ競技

1. ノーマル競技とグランプリ競技（後者は実施要項に明記していなければならない）は飛越能力の審査を主たる要素にしているが、第1位で同点の選手がでた場合は1回目のジャンプオフ、もしくは最大限2回のジャンプオフにスピードを導入して優劣を決定することができる。
2. これらの競技は基準Aにてタイムレース、あるいはタイムレースとしない条件で審査されるが、必ず規定タイムを設ける。
3. コースは馬の飛越能力の審査を主眼として設定する。組織委員会は障害物の数、障害物の種類、そして高さや幅が所定の制限内で設置されるよう責任を負う。
4. グランプリ競技への出場資格の項については、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)
5. グランプリ競技は次のいずれかの方式に従って行わなければならない：
 5. 1 ジャンプオフを1回もしくは2回行う1回走行で、ジャンプオフの1回目か2回目はタイムレースとするか、あるいは両方ともタイムレースとする；
あるいは
 5. 2 タイムレースのジャンプオフを1回行う2回走行（同一または異なるコースにて）；
あるいは
 5. 3 2回走行を行い、2回目をタイムレースとする。
6. 本項は、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)
7. 本項は、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第262条 パワーアンドスキル競技

1. 通 則
 1. 1 パワーアンドスキル競技の目的は、限定数の大障害における馬の飛越能力を示すことにある。
 1. 2 第1位で同点の選手が出た場合は、一連のジャンプオフを行わなければならない。
 1. 3 ジャンプオフ用障害物は、いかなる場合も本競技のコースに使用されたものと形やタイプ、色も同じでなければならない。
 1. 4 3回目のジャンプオフを終えても優勝者を決定できない場合、競技場審判団は競技の継続を止めることができる。4回目のジャンプオフでも決定できない場合は、競技場審判団が競技の継続を止めなければならない。この段階で残っている選手は同一順位となる。
 1. 5 3回目のジャンプオフ後に選手が競技の継続を希望しない場合は、競技場審判団は競技の継続を止めなければならない。
 1. 6 3回目のジャンプオフで過失があった場合は、4回目のジャンプオフを行うことができない。
 1. 7 同減点の場合、タイムは順位の決定要素にならない。規定タイムも制限タイムも設定しない。
 1. 8 競技は基準Aに基づき審査を行う。
 1. 9 選手が練習用馬場でスクーリングができない場合は、アリーナ内に練習用障害物を設置しなければならない。オプション障害物の使用は認められない。

1. 10 アリーナの広さと選手数によって状況が許す場合、競技場審判団は1回目もしくは2回目のジャンプオフで残っている選手をアリーナ内で待機させることができる。この場合、競技場審判団は練習用障害物の使用を認めることがある。

2. ピュイッサンス競技

2. 1 本走行のコースは4個～6個の単独障害で構成し、このうち少なくとも1個は垂直障害でなければならない。第1障害は高さを1.40m以上とし、それ以降は高さが1.60m～1.70mの障害物を2個、高さが1.70m～1.80mの箱障害か垂直障害を1個設置しなければならない。コンビネーション障害、水濠障害、乾壕、自然障害の使用はすべて禁止されている。

踏切側に傾斜板（箱障害基底部からの距離は最大30cm）が付いている箱障害の使用は認められる。

2. 2 箱障害の代わりに垂直障害を使うこともできるが、その場合は上に横木を1本のせたプランク（平板）、あるいは上に横木を1本のせたプランクと横木のコンビネーション、もしくはすべて横木で構成した障害物で代用することができる。

2. 3 第1位で同点の選手がでた場合は、引き続き2個の障害物でジャンプオフを行わなければならない。障害物は箱障害1個あるいは垂直障害を1個と幅障害1個とする（第246条1を参照）。

2. 4 ジャンプオフでは2つの障害物の高さを段階的に上げ、幅障害については幅も広げなければならない。第1位で同点の選手らが前回の走行で減点を出していない場合にのみ、垂直障害あるいは箱障害の高さを上げることができる（第246条1を参照）。

3. 六段障害飛越競技

3. 1 この競技では、6個の垂直障害を各障害間距離が約11mとなるよう直線上に配置する。障害物は同じ種類の横木だけを使用して等しく構築しなければならない。横木を支える掛け金の深さは最大で20mmとする。障害物の数はアリーナの広さに応じて減らすことができる。

3. 2 障害物をすべて同じ高さで造ってもよく、例えば一律1.20mに設定するもしくは

3. 2. 1 段階的に高さを変えて、例えば1.10m、1.20m、1.30m、1.40m、1.50m、1.60mとする
あるいは

3. 2. 2 最初の2つの障害物を1.20mで、次の2つの障害物を1.30mというように設定する。

3. 3 馬が拒止したり逃避した場合は、過失のあった障害物から走行を再開しなければならない。

3. 4 第1位で同点となっている選手らが第1ラウンドで減点があった場合を除き、最初のジャンプオフは高さを上げた6個の障害物で行わなければならない。最初のジャンプオフ後に、障害物数を4個までに減らすことができるが、障害間距離は当初に定めた11mを維持しなければならない（障害物を減らす場合は低いものから外すこと）。

第263条 ハンティング競技、あるいはスピードアンドハンディネス競技

1. これらの競技の目的は馬の従順さ、調教程度、そしてスピードを示すことにある。

2. これらの競技は基準Cで審査される（第239条を参照）。

3. コースは彎曲していて、障害物の種類も多様でなければならない（選択障害を設けることができ、これによって選手は難度の高い障害物を飛越することで走行距離を短縮できる）。

バンク、スロープ、乾塚などの自然障害を飛越する競技をハンティング競技と呼び、実施要項でもその名称で記載しなければならない。（この種類で）その他の競技はすべてスピードアンドハンディネス競技と呼ぶ。

4. コースプランには通過すべきコースを指定しない。コースプランでは、各障害物の飛越方向を矢印で示すのみとする。
5. 回転義務地点がどうしても必要な場合にのみ、コースプランに記載する。

第 264 条、第 265 条については、主催および公認競技会においては適用しない。

第 264 条 ネーションズカップ

第 265 条 スポンサーチーム競技と他の団体競技

第 266 条 フォルト・アンド・アウト競技

1. この競技はそれぞれ番号を付けた中規模の障害物を用い、タイムレースとして行う。コンビネーション障害を含めてはならない。選手の走行は過失が何であれ（障害物の落下、不従順、落馬など）、最初の過失が発生した時点で終了となる。
障害物が落下したり、指定時間が経過した時点でベルが鳴らされる。その後、選手は次の障害物を飛越しなければならず、馬の前肢が着地した時に時計が止められるが、ベルが鳴ってから飛越した障害物については得点とならない。
2. この競技ではボーナスポイントが与えられる：正しく障害物を飛越すると2点、障害物の落下があると1点である。
3. 走行終了の原因となった過失が不従順など、障害物の落下以外であった場合、もしくは（飛越後に）時計を止める障害物を選手が飛越しなかった場合はベルが鳴らされる。当該選手は同得点を獲得した選手の中で最下位となる。落馬に関わるペナルティは失権である（第241条3.25）。
4. この競技の優勝者は獲得点数の一番多い選手である。同点の場合は走行タイムが勘案され、一番早く走行した選手が優勝となる。
5. フォルト・アンド・アウト競技は2つの方法で行うことができる：
 5. 1 一定数の障害物で行う場合
競技は最大数の障害物を用いて行われ、選手が最後障害物を飛越してフィニッシュラインを通過した時点で時計が止められる。
第1位について得点もタイムも同じであった場合にのみ、障害物の数を限定してフォルト・アンド・アウト競技のジャンプオフを行わなければならない。
 5. 2 60秒～90秒の指定時間（屋内アリーナでは45秒）を設けて行う場合
選手は指定時間内にできるだけ多くの障害物を飛越し、コース走行を終了しても指定時間が残っている場合は、再スタートして同じコースを回る。
馬が既に踏み切った後に指定時間となった場合は、障害物落下の有無にかかわらず、その障害物はカウント対象となる。次の障害物で馬の前肢が着地した時点でタイムをとる。同減点で同タイムの場合は同順位となる。

第267条 ヒット・アンド・ハリー競技

1. この競技では最初の過失で失権となるのではなく、選手は正しく飛越した障害物について2点、落下した障害物について1点を獲得する。コンビネーション障害は認められない。
2. この競技は60秒から90秒（屋内では45秒）までの指定時間内で行われる。不従順はその選手が費やしたタイムで減点されるが、2回の不従順あるいは落馬は失権となる。
3. この競技の優勝者は、指定時間内に終了し、最も多くの得点およびタイムが速い選手とする。
4. 指定時間が切れるとベルが鳴らされる。選手が次の障害物を飛越して馬の前肢が着地した時点で時計が止められるが、ベルが鳴らされた後に飛越した障害物は得点とならない。
5. 馬が既に踏み切った後に指定時間が切れた場合は、その障害物の落下の有無にかかわらずカウント対象となる。選手の走行タイムは前記4で述べたように、次の障害物でとる。
不従順と障害物の移動あるいは落下があった場合は、指定時間から6秒が差し引かれ、これに応じてベルが鳴らされる。
6. 時計を止めることとなる障害物を最初の試行で飛越しなかった場合は、走行終了となる。この選手は同得点を得た選手の中で最下位となる。

第268条 リレー競技

1. 通 則

1. 1 リレー競技は2名あるいは3名の選手で構成するチームを対象とした競技である。チームメンバーは一緒にアリーナへ入る。
1. 2 コースプランに示されたコースをチームメンバーが連続して完走しなければならない。
1. 3 スタートラインを通過した選手は第1障害を飛越しなければならず、また最終障害を飛越した選手はフィニッシュラインも通過することで、時計が止められる。選手が最後から2番目の障害物を飛越した後に、別の選手がフィニッシュラインを通過した場合、チームは失権となる。
1. 4 走行タイムは最初の選手がスタートラインを通過した時点から、同チームの最終走者がフィニッシュラインを通過する時点までを計測する。
1. 5 規定タイムは当該競技の速度と、コース全長にチームメンバーの人数を掛けたものに基づいて算出する。
1. 6 走行中に障害物の落下を伴う不従順があった場合は、走行に要した時間にタイム修正を加算しなければならない（第232条を参照）。
1. 7 チームメンバー1名が失権するとチーム全体の失権となる。
1. 8 チームメンバーによる2回目の不従順、あるいは選手の落馬または人馬転倒1回でチーム全体の失権となる。
1. 9 バトンタッチの際に、選手が前走者の馬の前肢が地面に着く前に踏み切った場合はチーム失権となる。

2. リレー競技は次の要領で行われる：

2. 1 ノーマル・リレー

2. 1. 1 ノーマル・リレーでは、最初の選手がコースを走行して最終障害を飛越した段階で次の選手が走行を開始し、以下同様に繰り返す。
2. 1. 2 チームメンバーが最終障害を飛越して、その馬の前肢が地面に着き次第、次の選手が第1障害を飛越できる。

2. 1. 3 これらの競技は基準Cで行う。
2. 2 フォルト・アンド・アウト・リレー（飛越回数リレー競技）
この競技は第266条に定めるフォルト・アンド・アウト競技の条項に基づいて行われ、チームメンバー全員で最多数の障害物を飛越するか、または設定された合計時間内にチームメンバー全員でできるだけ多くの障害物を飛越することで競うものである。
2. 2. 1 最多数の障害物飛越で競う場合
2. 2. 1. 1 各選手が走行を終了した時点、あるいは最終障害以外で過失があった時にはベルが鳴らされ、選手は必ず交代しなければならない。次の選手は第1障害から、あるいは障害物の落下があった場合はその次の障害物、もしくは不従順があった障害物から走行を開始しなければならない。
2. 2. 1. 2 チームの最終走者が過失なしで走行を終了した場合、あるいはコースの最終障害物を落下させた場合、同選手の走行はフィニッシュラインを越えた時点で終了し、この時点で時計を止めなければならない。
2. 2. 1. 3 チームの最終走者が最終障害以外の障害物を落下させた場合は、ベルが鳴らされ、同選手は走行タイムの記録のために次の障害物を飛越しなければならない。この最終走者が何らかの理由で時計を止める障害物を飛越しなかった場合、そのチームは同得点でタイムが記録されているチームの中で最下位となる。
2. 2. 1. 4 この競技ではボーナスポイントが与えられる：障害物を正確に飛越した場合は2点、飛越に障害物の落下を伴った場合は1点。1回目の不従順は減点1、それ以降はチームの構成人数によるが、2番目あるいは3番目の選手による不従順は各々減点2。規定タイムの超過は、1秒あるいは1秒未満の端数ごとに減点1。
2. 2. 1. 5 順位は各チームの得点合計で最も点数が高く、またタイムの速い順に決定される。
2. 2. 2 設定された合計時間内で競う場合
2. 2. 2. 1 この場合は、2.2.1.1、2.2.1.3、2.2.1.4、2.2.1.5の条項を適用しなければならない。
2. 2. 2. 2 各チームとも45秒（最小限）から90秒（最大限）にチームメンバーの人数を掛けた指定時間を与えられる。
2. 2. 2. 3 チームは指定時間内にできるだけ多くの障害物を飛越し、チームメンバー全員が走行を終了してもまだ指定時間が残っている場合は、最初のチームメンバーが再スタートして同じコースを回る。
2. 2. 2. 4 チームの最終走者がその走行の最終障害を落下させた場合、同選手はコースの第1障害を飛越して走行タイムを記録してもらわなければならない。
2. 2. 2. 5 走行中に障害物の落下を伴う不従順があった場合は、指定時間からタイム修正の6秒が差し引かれる。
2. 3 フォルト・アンド・アウト・サクセッシブ・リレー（飛越回数連続リレー競技）
この競技はフォルト・アンド・アウト・リレーと同じ規則に従って行われ、できるだけ多くの障害物を飛越することで競うものである。しかし、選手は前走者が過失を出した時点で交代し、各チームの人数と同じ回数のコース走行を終了するまで継続する。
2. 4 フォルト・アンド・アウト・オプショナル・リレー（飛越回数選択リレー競技）
2. 4. 1 この競技では、選手の交代を任意で行うことができるが、各選手がその走行を終了した時点、あるいは過失があった時にはベルが鳴らされ、その場合は交代が義務づけられる。
2. 4. 2 選択リレーは基準Cで行われる。

(※) 国民体育大会で実施するリレー競技

国民体育大会馬術競技会実施要項および同規程に記載される要領で実施する。(JEF)

第269条 アキュムレーター競技

1. この競技は6個、8個、または10個の徐々に難度の高くなる障害物を用いて行う。コンビネーション障害は認められない。段階的な難度には障害物の高さや幅だけでなく、コースの難度も含まれる。
2. ボーナスポイントが次の通り与えられる：第1障害を無過失で飛越した場合は1点、同様に第2障害で2点、第3障害で3点等々となり、合計21点、36点または55点が与えられる。障害物を落下させた場合は得点なし。障害物の落下以外の過失は基準Aに従って減点される。
3. この競技はジャンプオフを行わないタイムレースの第1ラウンド、あるいは本走行の結果、第1位で同得点だった場合にタイムレースまたはタイムレースではないジャンプオフを行う第1ラウンドで行う。ジャンプオフを行う場合は6個以上の障害物を用いるが、高さおよび/または幅を増すことができる。ジャンプオフで使われる障害物は第1ラウンドと同じ順序で飛越しなければならず、第1ラウンドで割り振られた障害物個々のポイントはそのままとする。
4. 競技がタイムレースではなく、ジャンプオフは1回として行われる場合、ジャンプオフへ残れなかった選手については走行タイムに関わりなく第1ラウンドの得点に応じて順位が決定される。第1ラウンドをタイムレースとし、ジャンプオフを行う競技として開催する場合、ジャンプオフへ残れなかった選手については、第1ラウンドの減点とタイムに従って順位が決定される。
5. コースの最終障害では選択障害を置くことができ、そのうちの1個をジョーカーとして指定することができる。ジョーカーは選択障害よりも難度が高くなければならず、ポイントは2倍となる。ジョーカーを落下させた場合は、そのポイントがその時点までに選手が得たポイント合計より差し引かれる。
5. 1 オプションとして、ジョーカーをフィニッシュラインの後に設置することができ、その場合はジョーカーをメインコースの一部とせず、次の方式を採用しなければならない：選手はフィニッシュラインを通過して走行タイムが記録され、その後20秒が与えられて飛越を選択すればジョーカーを1回試行できる。このジョーカーを正しく飛越できた場合は、メインコース最終障害の2倍のポイントが選手に与えられる。ジョーカーを落下させた場合は、(第217条1) この2倍のポイントがそれまでの合計得点から差し引かれる。フィニッシュラインを通過した後に選手の落馬または人馬転倒があったものの、それがジョーカーを飛越できる20秒以内である場合、当該選手は失権とならないが、ジョーカー飛越の試行は認められない；フィニッシュライン通過までに累積したポイントを維持する。

第270条 トップスコア競技

1. この競技では一定数の障害物がアリーナに設置される。各障害物にはその難度に応じて10点から120点までのポイントが付けられる。コンビネーション障害の使用は認められない。
2. 障害物はどちらの方向からでも飛越できるように造らなければならない。

3. 障害物に割り当てられるポイントは、コースデザイナーの判断により同じ点数を繰り返し使用しても構わない。アリーナ内に障害物を12個設置できない場合、どの障害物を省くかはコースデザイナーに任される。
4. 選手は正しく障害物を飛越した場合、その個々の障害物に付けられたポイントを獲得する。落下した障害物については得点を得られない。
5. この競技では45秒（最小限）から90秒（最大限）までの指定時間を与えられる。この時間内に、選手は自分の選んだ障害物を、自分の希望する順序と方向に飛越できる。スタートラインはどちらの方向から通過してもよい。（スタートラインには標旗を4本、即ちその両端に各々赤と白の標旗を設置しなければならない。）走行中、選手はスタートラインとフィニッシュラインを好きなだけ両方向に通過することが許される。
6. ベルを鳴らして指定の走行時間の終了を告げ、その間のポイントが得点となる。タイムを記録するため、選手はいずれかの方向からフィニッシュラインを通過しなければならない。フィニッシュラインを通過しない場合は失権となる。フィニッシュラインには標旗を4本、即ちラインの両端各々に赤と白の標旗を設置しなければならない。
7. 障害飛越で馬が既に踏み切った時点で指定時間となった場合は、その障害物を正しく飛越できれば選手の得点として加算される。
8. 走行中に落下した障害物は復旧されない；それを再び飛越しても得点とはならない。不従順の結果として障害物の落下が生じたり、障害物の最上段と同じ垂直面上に位置する下段部分が移動した場合にもこれを適用する。障害物の落下を伴わない不従順の場合は、その障害物を飛んでもよいし、違う障害物へ進んでも構わない。
9. 各障害物を2度ずつ飛越してもよい。自発的であるとないとにかかわらず、障害物を3度目に飛越すること、または既に落下した障害物の標旗間を通過しても失権とはならない。しかし、この障害物に割り当てられたポイントを獲得することはできない。
10. 不従順についてはすべて、それに費やした時間で減点される。落馬/人馬転倒は失権となる。（第241条3.25を参照のこと）
11. 最高得点を得た者が優勝となる。同得点の場合は、指定タイムのスタートからベルが鳴った後のフィニッシュラインの通過までの所要時間が最も短い選手を上位とする。第1位で同得点および同タイムだった場合は、実施要項に記載があれば、40秒の指定時間で同様の方式にてジャンプオフを1回行う。（第245条6を参照のこと）。実施要項に記載がない場合は、同得点で同タイムの選手は賞を分け合う。

12. ジョーカーの使い方には2つの選択肢がある：

12. 1 コースの一部として、標旗で分かるように設置した「ジョーカー」と呼ばれる障害物を1個設置できる。ジョーカーは2回飛越できる。この障害物を正しく飛越するごとに200点が与えられるが、もし落下があった場合はそれまで選手が獲得した得点合計から200点が差し引かれる。
12. 2 ジョーカーをメインコースの一部としない。所定時間が過ぎるとベルが鳴らされ、選手の走行は終了となる。選手はフィニッシュラインを通過して走行タイムの記録を受けなければならず、その後20秒が与えられてジョーカーの飛越を試みることができる。ジョーカーでは1回の試行のみ認められる。このジョーカーを正しく飛越した場合は200点が与えられるが、もし落下があった場合はそれまで選手が獲得した得点合計から200点が差し引かれる。

第271条 コース自由選択競技

1. この競技では、選手は自分が選択した飛越順序で障害物を1回ずつ飛越する。すべての障害物を飛越しない選手は失権となる。コンビネーション障害は認められない。
2. 選手はスタートラインとフィニッシュラインをどちらの方向からでも通過してよい。両ラインには、それぞれ標旗を4本、即ちラインの両端各々に赤と白の標旗を設置しなければならない。コースプランに示されていない限り、障害物は何れの方向から飛越しても構わない。
3. この競技は速度を定めず、基準Cに従って行う。
4. 走行タイムの計測開始から120秒以内にコース走行を終了できない場合は失権となる。
5. 不従順はすべて選手が費やした時間によって減点される。落馬／人馬転倒に関わるペナルティについては、第241条3.25を参照のこと。
6. 障害物の落下や移動を伴う拒止、逃避があった場合は、落下または移動してしまった障害物が復旧され、競技場審判団がスタートの合図を出してから選手は走行を再開できる。その後、自分の選択した障害物を飛越できる。この場合は走行タイムに6秒のタイム修正（第232条を参照）が加算される。

第272条 ノックアウト競技

1. この競技は2名1組で互いに競うものである。選手はプログラム中の別の競技、または予選競技の結果によって出場資格を獲得しなければならず、タイムレースで基準Aに従うか、あるいは基準Cに基づいて審査される。
2. 同じように造られた2つのコースを使い、2名の選手は同時に競う。コンビネーション障害は認められない。

もし他方の選手のコースに侵入して相手の邪魔になった場合には、侵入した選手が失権となる。

3. 勝ち抜き戦で残った選手が2名ずつ組を作って次の勝ち抜き戦で対決し、以降、優勝者を決める最後の2名になるまでこの手順で続けられる。
4. この競技で騎乗できるのは、各選手とも予選ラウンドあるいは予選競技で出場資格を得た馬のうち1頭である。対戦相手が棄権した場合、残った選手は不戦勝となり、次のラウンドへ進める。
5. 予選ラウンドまたは予選競技で最下位にて同点の選手がでた場合は、タイムレースのジャンプオフを行わなければならない。
6. 2名の選手によって行われる勝ち抜き戦において、基準Aで採点する場合はタイムレースとしない。いかなる性質の過失（障害物の落下、拒止、逃避）でも減点1となる。しかしながら、障害物の落下を伴うか否かにかかわらず拒止が発生した場合は、その障害物を飛越せずに、あるいはその障害物の復旧を待たずに走行を継続する。基準Aで審査される場合、選手は減点1となる。障害物の飛越を試みずに通過した場合は失権となる。基準Cに従って行われている競技であれば、この場合は走行タイムに3秒が加算される。

第241条に定める条項に違反した場合は、当該競技から失権となる。

7. 競技が基準Cに従って行われている場合は、各過失とも3秒の加算となる。
8. 減点が少ない方の選手、また同減点の場合は早くフィニッシュラインを通過した選手が次の勝ち抜き戦に出場でき、この様にして最後の2名による優勝決定戦になるまで続けられる。各ラウンドで敗退した選手は同順位となる。
9. 競技場審判団のメンバー1名はスタートラインにてスタートの合図を出し、またもう1名はフィニッシュラインで、どちらの選手が先に通過したかを判定しなければならない。
10. 勝ち抜き戦で2名の選手が引き分けとなった場合は、再度走行を行う。
11. 競技が基準Cに従って行われる場合は、選手ごとに別々の計時装置を使用しなければならない。
12. 勝ち抜き戦のスターティングオーダーは、FEI障害馬術規程付則3に掲載された表に従って決定する（実施要項の条件により16名または8名）。

第273条 2回走行競技 (JEF)

1. この競技は同じ速度で2つのコースを使用して行うが、コース構成や障害物の数、障害物の大きさは同一でも異なるものでもよい。各選手は同一馬で出場しなければならない。第1ラウンドで失権、あるいは棄権した選手は第2ラウンドに参加できず、順位対象とならない場合がある。
2. 選手全員が第1ラウンドに出場しなければならない。実施要項に定められた条件により、以下の選手が第2ラウンドに進める：

2. 1 選手全員；あるいは
2. 2 第1ラウンドでの順位（実施要項に従い減点とタイム、または減点のみを採用）に従い、限定数の選手（少なくとも選手の25%、また実施要項には記載されていなくても、減点なしで走行した選手は全員）。

3. 下記のいずれかの方式に則った競技審査方法を実施要項に明記しなければならない：

第1ラウンド	第2ラウンド	ジャンプオフ
基準A	基準A	スターティングオーダー
3. 1 タイムレース	タイムレースとしない	スターティングオーダー
3. 2 タイムレースとしない	タイムレースとしない	スターティングオーダー
3. 3. 1 タイムレース	タイムレース	スターティングオーダー
3. 3. 2 タイムレースとしない	タイムレース	スターティングオーダー
3. 4. 1 タイムレース	タイムレース	スターティングオーダー
3. 4. 2 タイムレースとしない	タイムレース	スターティングオーダー

4. 順位決定

4. 1 順位はジャンプオフでの減点とタイムで決定される。ジャンプオフに出場しない選手の順位は、2回のラウンドで生じた減点合計と第1ラウンドでのタイムによって決まる。
4. 2 順位はジャンプオフでの減点とタイムで決定される。ジャンプオフに出場しない選手の順位は、2回のラウンドにおける減点合計によって決まる。
4. 3 順位は2回のラウンドにおける減点合計と第2ラウンドでのタイムで決定される。第2ラウンドに出場しない選手の順位は、第1ラウンドでの減点（第1ラウンドがタイムレースでない場合）または第1ラウンドでの減点とタイム（第1ラウンドがタイムレースの場合）によって決まる。
4. 4 順位はジャンプオフでの減点とタイムで決定される。ジャンプオフに出場しない選手は、2回のラウンドにおける減点合計と第2ラウンドでのタイムにより決定される。第2ラウンドに出場しない選手の順位は、第1ラウンドでの減点とタイム（第1ラウンドがタイムレースの場合）または第1ラウンドでの減点（第1ラウンドがタイムレースでない場合）によって決まる。

第274条 二段階走行競技

1. 二段階走行ノーマル競技

1. 1 この競技は中断なしに行われる二段階走行で構成され、速度は同じでも違えてもよく、一段階目のフィニッシュラインが二段階目のスタートラインとなる。
1. 2 一段階目は7個から9個の障害物で構成するコースで、コンビネーション障害は入れても入れなくてもよい。二段階目は4個から6個の障害物を用いて行い、これにはコンビネーション障害を1個入れてもよい。
1. 3 一段階目で減点のあった選手については最終障害の飛越後あるいは一段階目の規定タイムを超過した時点でベルが鳴らされ、一段階目のフィニッシュライン通過後に走行停止となる。当該選手は一段階目のフィニッシュライン通過後に停止しなければならない。
1. 4 一段階目で減点のなかった選手はコースの走行を継続し、二段階目のフィニッシュラインを通過して走行終了となる。
1. 5 次のいずれかの方式に則った審査方法を実施要項に明記しなければならない：

一段階目走行	二段階目走行	順位
1. 5. 1 基準A、 タイムレースとしない	基準A タイムレースとしない	二段階目の減点により決定。二段階目に出場資格を得られなかった選手は一段階目の減点に応じた順位となる。
1. 5. 2 基準A、 タイムレースとしない	基準A タイムレース	二段階目の減点とタイムにより決定。二段階目に出場資格を得られなかった選手は一段階目の減点に応じた順位となる。
1. 5. 3 基準A、 タイムレース	基準A タイムレース	二段階目の減点とタイムにより決定。二段階目に出場資格を得られなかった選手は一段階目の減点とタイムに応じた順位となる。
1. 5. 4 基準A、 タイムレースとしない	基準C	二段階目の合計タイム（基準C）により決定。二段階目に出場資格を得られなかった選手は一段階目の減点に応じた順位となる。
1. 5. 5 基準A、 タイムレース	基準C	二段階目の合計タイム（基準C）により決定。二段階目に出場資格を得られなかった選手は一段階目の減点とタイムに応じた順位となる。

1. 6 一段階目終了後に停止させられた選手は、両段階ともに出場した選手より下位に順位付けられる。
1. 7 第1位で同点の選手となった場合、当該選手らは等しく第1位となる。

1. 8 グランプリ競技への馬の出場資格要件を満たすには（第261条4.4参照）第274条1.5.1～第274条1.5.5に記載のいずれかの方式で行われた競技の一段階目を完走することで十分である。
2. 特別二段階走行競技
2. 1 この競技は中断なしに行われる二段階走行で構成され、速度は同じでも違えてもよく、一段階目のフィニッシュラインが二段階目のスタートラインとなる。
2. 2 一段階目は5個から7個の障害物で構成するコースで、コンビネーション障害は入れても入れなくてもよい。一段階目と二段階目の障害物合計は11個以上、13個以内とする。二段階目にはコンビネーション障害を1個入れてもよい。
2. 3 一段階目を完走した選手は二段階目の走行を継続できる。
2. 4 二段階目はフィニッシュライン通過で走行終了となる。
2. 5 この競技は次の方式で審査しなければならない：

一段階目走行	二段階目走行	順位
基準A、 タイムレースとしない 一段階目では 5個～7個の障害物	基準Aのタイムレース 残りの障害物（一段階目と 二段階目で合計11個～13 個）	一段階目と二段階目の減点合計（両段階での障害 過失と規定タイム超過の減点）により決定、およ び必要であれば二段階目のタイムに応じた順位と なる。

2. 6 一段階目あるいは二段階目で失権もしくは棄権した選手の順位付けはない。
2. 7 第1位で同点となった場合、当該選手らは等しく第1位となる。
2. 8 グランプリ競技への馬の出場資格要件を満たすには（第261条4.4参照）、第274条2.5に従って行われた競技の両段階を完走していなければならない。

第275条 決勝ラウンドを行うグループ競技

- この競技では選手はグループ分けする。グループ分けは抽選でも、予選競技の成績、あるいは最新の障害馬術ランキングに基づいて行ってもよいが、実施要項に明記する。
- グループ分けの方法、およびグループ内でのスターティングオーダーの決定方法を実施要項に明記しなければならない。
- まず第1グループの選手が全員出場し、それから第2グループの選手全員、以降同様に出場する。
- 各グループで最上位の選手が決勝ラウンドに出場できる。

5. 組織委員会は実施要項にて、各グループで最上位ではなかったものの次に成績のよかった選手のうち限定数の選手も決勝ラウンドへ進めると規定することができる。
6. 決勝ラウンドでは、選手全員が減点0で走行を開始する。
7. 決勝ラウンドに出場する選手は第1ラウンドのスターティングオーダーに従うか、あるいは実施要項にその旨が規定されていれば第1ラウンドの成績（減点とタイム）のリバースオーダーで出場する。
8. 第1ラウンドと決勝ラウンドは、タイムレースで基準Aに従って審査する。
9. この競技はグランプリ競技、あるいは最高賞金額のでる競技、もしくは他の競技の予選としては採用できない。
10. 決勝ラウンドに出場した選手には全員に賞金を授与しなければならない。
11. 決勝ラウンドへの出場資格を得た選手がこれに出場しなかった場合でも、次点の選手の繰り上げは行わない。

第276条 決勝ラウンドを行う競技

1. 二回走行と決勝ラウンドを行う競技
 1. 1 この競技では、第1ラウンドで上位16名の選手が第2ラウンドへの出場資格を獲得し、第2ラウンドでは第1ラウンドでの成績（減点とタイム）のリバースオーダーで出場する。
 1. 2 二回走行における減点とタイムの合計、あるいは第2ラウンドの減点とタイムだけで選考された上位8名の選手が決勝ラウンドへ出場する。
 1. 3 第2ラウンドのコースは第1ラウンドのコースと異なってもよい。
 1. 4 決勝ラウンドのコースは第1ラウンドおよび/または第2ラウンドの障害物を用いた短縮コースでなければならない。
 1. 5 決勝ラウンドのスターティングオーダーは実施要項に定める条件に従い、2回の走行における減点とタイムの合計、あるいは第2ラウンドの減点とタイムだけで決定した順位のリバースオーダーとする。
 1. 6 決勝ラウンドでは、選手全員が減点0で走行を開始する。
 1. 7 3回の走行ともタイムレースで基準Aに従って審査する。決勝ラウンドで規定タイムを超過した場合は、4秒を超えるごとに減点1となる。
 1. 8 この競技はグランプリ競技あるいは最高賞金額のでる競技としては採用できない。
 1. 9 決勝ラウンドへの出場資格を得た選手がこれに出場しない場合でも、次点の選手の繰り上げは行わない。
 1. 10 決勝ラウンドで失権あるいは棄権した選手は、決勝ラウンドで最下位の選手と同順位となる。
2. 走行1回と決勝ラウンドを行う競技（決勝ラウンド：選手は減点0で走行開始）
 2. 1 この競技では、第1ラウンドから選手数の少なくとも25%、10名以上が決勝ラウンドへ出場でき、決勝ラウンドでは第1ラウンドの成績（減点とタイム）のリバースオーダーで出場する。
次の選手は実施要項の条件に従い決勝ラウンドへの出場資格を得る：

(i) 第1ラウンドでの減点とタイムに基づき、選手数の少なくとも25%か指定人数、いかなる場合でも10名以上が決勝ラウンドへの出場資格を得る；あるいは、

(ii) 第1ラウンドでの減点とタイムに基づき、選手数の少なくとも25%か指定人数、いかなる場合でも10名以上が決勝ラウンドへの出場資格を得る。そしていかなる場合も第1ラウンドで減点0の選手は全員が決勝ラウンドへの出場資格を得る。

決勝ラウンドに進める確実な選手割合あるいは人数を実施要項に記載しなければならない。

2. 2 決勝ラウンドでは選手全員が減点0で走行を開始する。
2. 3 両走行ともタイムレースで基準Aに従って審査する。決勝ラウンドで規定タイムを超過した場合は、4秒を超えるごとに減点1となる。
2. 4 この競技はグランプリ競技あるいは最高賞金額のでの競技としては採用できない。
2. 5 決勝ラウンドへの出場資格を得た選手がこれに出場しない場合でも、次点の選手の繰り上げは行わない。
2. 6 決勝ラウンドで失権あるいは棄権した選手は、決勝ラウンドで最下位の選手と同順位となる。

第277条 ダービー競技

1. この競技は1,000m以上、1,300m以下の走行距離にて、飛越数の50%以上が自然障害で構成されたコースで行われ、走行は1回のみとし、実施要項に明記されている場合はジャンプオフを1回だけ行う。
2. この競技は基準Aか基準Cで審査を行う。基準Cで審査する場合は規定タイムを設けず、制限タイムのみとする。コース全長が障害馬術規程第239条3に定める制限タイム設定の要件を超える場合は、競技場審判団の判断で制限タイムを延長することができる。
3. この競技が競技会の中で最高賞金額の競技であっても、実施要項に定める条件に従い、各選手は3頭まで騎乗できる。

第278条 コンビネーション障害で競う競技

1. コースは6個の障害物で構成しなければならない；第1障害を単独障害として、その後は5個のコンビネーション障害。少なくとも1個はトリプルコンビネーションでなければならない。
2. この競技は基準Aか基準Cで審査する。
3. 実施要項の条件に従ってジャンプオフを行う場合、ジャンプオフ用コースは6個の障害物で構成しなければならない。このコースにはダブル1個、トリプル1個と単独障害4個とするか、あるいはダブル3個と単独障害3個としなければならない。そのため、第1ラウンドで使用したコンビネーション障害の一部は取り除かなければならない。
4. 第204条5の条項はこの競技に適用しない。しかしコース全長は600m以内を超えてはならない。

第279条 貸与馬による競技会と競技については、主催および公認競技会では適用しない。

第13章 獣医検査、ホースインスペクション、馬の薬物規制、馬のパスポートについては、主催および公認競技会においては適用せず、JEF 獣医規程および JEF ドーピング防止及び薬物規制規程に基づく。

以下の条項については、主催および公認競技会では適用しない。

第280条 獣医検査、ホースインスペクション、パスポート査閲

第281条 馬の薬物規制

第282条 馬のパスポートと個体識別番号

付則1 FEI 名誉バッジ

付則2 規定タイムの計算

速度：300m/分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	20秒	22秒	24秒	26秒	28秒	30秒	32秒	34秒	36秒	38秒
	2	40秒	42秒	44秒	46秒	48秒	50秒	52秒	54秒	56秒	58秒
	3	60秒	62秒	64秒	66秒	68秒	70秒	72秒	74秒	76秒	78秒
	4	80秒	82秒	84秒	86秒	88秒	90秒	92秒	94秒	96秒	98秒
	5	100秒	102秒	104秒	106秒	108秒	110秒	112秒	114秒	116秒	118秒
	6	120秒	122秒	124秒	126秒	128秒	130秒	132秒	134秒	136秒	138秒
	7	140秒	142秒	144秒	146秒	148秒	150秒	152秒	154秒	156秒	158秒
	8	160秒	162秒	164秒	166秒	168秒	170秒	172秒	174秒	176秒	178秒
	9	180秒	182秒	184秒	186秒	188秒	190秒	192秒	194秒	196秒	198秒

速度：325m/分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	19秒	21秒	23秒	24秒	26秒	28秒	30秒	32秒	34秒	36秒
	2	37秒	39秒	41秒	43秒	45秒	47秒	48秒	50秒	52秒	54秒
	3	56秒	58秒	60秒	61秒	63秒	65秒	67秒	69秒	71秒	72秒
	4	74秒	76秒	78秒	80秒	82秒	84秒	85秒	87秒	89秒	91秒
	5	93秒	95秒	96秒	98秒	100秒	102秒	104秒	106秒	108秒	109秒
	6	111秒	113秒	115秒	117秒	119秒	120秒	122秒	124秒	126秒	128秒
	7	130秒	132秒	133秒	135秒	137秒	139秒	141秒	143秒	144秒	146秒
	8	148秒	150秒	152秒	154秒	156秒	157秒	159秒	161秒	163秒	165秒
	9	167秒	169秒	170秒	172秒	174秒	176秒	178秒	180秒	181秒	183秒

速度：350m/分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	18秒	19秒	21秒	23秒	24秒	26秒	28秒	30秒	31秒	33秒
	2	35秒	36秒	38秒	40秒	42秒	43秒	45秒	47秒	48秒	50秒
	3	52秒	54秒	55秒	57秒	59秒	60秒	62秒	64秒	66秒	67秒
	4	69秒	71秒	72秒	74秒	76秒	78秒	79秒	81秒	83秒	84秒
	5	86秒	88秒	90秒	91秒	93秒	95秒	96秒	98秒	100秒	102秒
	6	103秒	105秒	107秒	108秒	110秒	112秒	114秒	115秒	117秒	119秒
	7	120秒	122秒	124秒	126秒	127秒	129秒	131秒	132秒	134秒	136秒
	8	138秒	139秒	141秒	143秒	144秒	146秒	148秒	150秒	151秒	153秒
	9	155秒	156秒	158秒	160秒	162秒	163秒	165秒	167秒	168秒	170秒

速度：375m/分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	16秒	18秒	20秒	21秒	23秒	24秒	26秒	28秒	29秒	31秒
	2	32秒	34秒	36秒	37秒	39秒	40秒	42秒	44秒	45秒	47秒
	3	48秒	50秒	52秒	53秒	55秒	56秒	58秒	60秒	61秒	63秒
	4	64秒	66秒	68秒	69秒	71秒	72秒	74秒	76秒	77秒	79秒
	5	80秒	82秒	84秒	85秒	87秒	88秒	90秒	92秒	93秒	95秒
	6	96秒	98秒	100秒	101秒	103秒	104秒	106秒	108秒	109秒	111秒
	7	112秒	114秒	116秒	117秒	119秒	120秒	122秒	124秒	125秒	127秒
	8	128秒	130秒	132秒	133秒	135秒	136秒	138秒	140秒	141秒	143秒
	9	144秒	146秒	148秒	149秒	151秒	152秒	154秒	156秒	157秒	159秒

速度：400m/分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	15秒	17秒	18秒	20秒	21秒	23秒	24秒	26秒	27秒	29秒
	2	30秒	32秒	33秒	35秒	36秒	38秒	39秒	41秒	42秒	44秒
	3	45秒	47秒	48秒	50秒	51秒	53秒	54秒	56秒	57秒	59秒
	4	60秒	62秒	63秒	65秒	66秒	68秒	69秒	71秒	72秒	74秒
	5	75秒	77秒	78秒	80秒	81秒	83秒	84秒	86秒	87秒	89秒
	6	90秒	92秒	93秒	95秒	96秒	98秒	99秒	101秒	102秒	104秒
	7	105秒	107秒	108秒	110秒	111秒	113秒	114秒	116秒	117秒	119秒
	8	120秒	122秒	123秒	125秒	126秒	128秒	129秒	131秒	132秒	134秒
	9	135秒	137秒	138秒	140秒	141秒	143秒	144秒	146秒	147秒	149秒

付則3 ノックアウト競技

(FEI障害馬術規程第272条)

付則4 計時器とスコアボードの要件

(JEF注) 主催競技会と国民体育大会馬術競技については、本付則4の記載事項を準用し、障害馬術本部が動作確認を行ったものを使用する。

1. 審判員席およびスコアボードでのディスプレイ要件

1. 1 審判員席から見えること

- 45秒のカウントダウン(0になった時点で走行タイム計測の開始)
- 経過時間(フィニッシュタイムからスタートタイムを差し引いたもの)
- 規定タイム
- 規定タイム超過によるタイム減点
- タイム修正(拒止に伴い障害物を壊したことによる6秒)。6秒のタイム修正は、時計が再スタートされ、選手が走行を再開した時点で直ちに加算される。
- 障害物での過失(基準A)
- 過失は秒に換算され、直ちに経過時間に加算される(基準C)
- 合計タイム

1. 2 少なくとも次の情報はスコアボードに表示しなければならない。

1. 2. 1 CSI 1*、CSI 2*、CSIO 1*、CSIO 2*、CSIO 3*、CSI-Am/V/U25/Y/J/P/Ch

- アルファベットで9文字以上の表示
- 45秒のカウントダウン
- 経過時間
- 過失
- 走行中の馬の番号

1. 2. 2 CSI 3*およびCSIOV/Y/J/P/Chでは、上記項目すべてに加えて：

- アルファベットで20文字以上の表示
- 馬名
- 選手名
- 国籍

1. 2. 3 CSI 4*とCSI 5*では、上記項目すべてに加えて：

- 暫定順位
- 上位者のスコアとタイム
- できれば暫定上位5選手の成績表示

1. 2. 4 CSIO 4*/CSIO 5*/大会/選手権大会では、上記項目すべてに加えて：

- ネーションズカップの特別要件
- すべてのチーム名とスコア
- 第1ラウンドと第2ラウンドでカウントしないスコアの明示
- 選手が入場してきた時に、他のチームメンバー成績を表示。各チームの成績を表示するかは任意である。

2 回走行競技の場合：

- 第2ラウンド：第1ラウンドでの減点を表示
- 第2ラウンド：順位にタイムが関わる場合は第1ラウンドでのタイム
- 第2ラウンド：順位にタイムが関わる場合は合計タイム(第1ラウンドと第2ラウンド)
- 第2ラウンド：両走行での減点合計

1. 3 認可されているシステム

- タイマーと電光管（フォトセル）の接続はワイヤレスでもよい。タイマーからはワイヤで処理システムへ接続される。
- 大会、選手権大会、他の競技会の場合、電光管（フォトセル）をワイヤで同期式時刻管理タイマーに接続するのは任意である。
- CSI 4 * と CSIO 4 * 競技会、およびカテゴリーの高い競技会では、スプリットタイミングシステムの使用が義務付けられている。

2. FEI 障害馬術競技会での計時

FEI カレンダーに掲載されている障害馬術競技会ではすべて、FEI が承認した電子タイマー、電光管（フォトセル）、ワイヤレス送信装置を使用しなければならない。これら承認された機器のリストは FEI ウェブサイトに公表されている。FEI 承認リストにあるもの以外のタイマー機器を使用する競技会は、FEI 審査の対象とはみなされないが、FEI 障害馬術ディレクターが例外を認めた場合はこの限りではない。計時の仕様詳細と手順については、FEI ウェブサイトに公表されている国際障害馬術競技会のメモランダムにさらに詳細な記載がある。

2. 1 FEI 障害馬術競技会での計時

2. 1. 1 センサーでの計時

電子タイマーでは、馬がスタートラインあるいはフィニッシュラインを通過して、電光管（フォトセル）の間の光線を切った時にタイムがとられる。タイムは馬の胸でとらなければならない。選手が馬を追い込んで頭からラインを通過した場合でも、修正は行わない。手動計時の場合も、上述のようにタイムをとる。センサーの高さは、スタートラインとフィニッシュライン地点で同じでなければならない。電光管（フォトセル）とともに基準時間が使われる場合は、連動あるいは個々で使う場合も日時をセットし、各競技開始前にメイン時計と同期させなければならない。日時の同期は競技会開始の60分以内に行い、競技会期間中を通して維持しなければならない。タイマーはいかなる競技でも競技中は再同期できないが、競技と競技の間であれば再同期できる。

2. 1. 2 タイムの記録

すべての時刻は専用接続、あるいは統合されたプリンターで、少なくとも 1/1,000 (0.001) の精度にて瞬時かつ自動および連続的に印字紙に記録しなければならない。電子計時システムは、各選手のスタートタイムとフィニッシュタイムの数値比較による経過時間計算ができるよう、タイムデータを装備していなければならない。経過時間の計算後、記録されたタイムは 1/100 秒に切捨てる。各選手の最終走行成績は、1/100 (0.01) の精度で表示する。

2. 1. 3 手動計時

手動計時は電子タイマーから完全に分離しており、単独であって、FEI カレンダーに掲載されているすべての競技において使用しなければならない。スタートとフィニッシュの両地点に配備され、少なくとも 1/100 (0.01) の精度で時間を表示できるストップウォッチあるいはバッテリー式手動計時装置が、適正手動計時機器として認定される。記録された手動タイム（自動あるいは手書）の印刷記録は、直ちにスタート地点およびフィニッシュ地点で確認できなければならない。走行に要した経過時間は、スタートタイムとフィニッシュタイムとの数値比較で求める。手動計時によるタイムは、修正計算を経たうえで公式成績に採用できる。

2. 1. 4 手動計時修正の計算

タイムが記録されなかった選手よりも前に出場している選手5名とその後の選手5名、あるいは必要に応じて出場順番の近い選手10名の電子計時タイムと手動計時タイムの差を計算する。10名分の時間差を10で割って修正値を求め、電子計時タイムがとれなかった選手の手動計時タイムに適用しなければならない。

2. 1. 5 計時装置内での時間修正

公認のタイムプリンターで選手の走行タイム手動入力あるいは修正をする場合は、すべての計時関連文書に、修正を行っていることを示す何らかの印（星、アステリクスなど）をつけて手動入力が行われたことを表示しなければならない。

2. 1. 6 タイムのプリントアウト

プリンターで印刷された公式タイム記録紙は外国人審判員に渡し、確認を受ける。競技会の組織委員会は競技会の公式承認がおりるまで、あるいは計時や競技会成績に関わる上訴が決着するまで、これらを管理する。完全なバックアップ・システムが求められる競技会でも、これを適用する。外国人審判員は成績書式および FEI への報告書に署名し、競技会を承認したことを明示しなければならない。システム A、システム B、および手動タイムの印字記録はすべて、組織委員会が競技会終了後3ヶ月間、あるいは計時や競技会成績に関わる上訴が決着するまで、保管しなければならない。

2. 1. 7 タイム表示

主催者は選手全員の公式タイムを常時提示できる適正な設備を提供するものとする。

2. 2 オリンピック大会と世界選手権大会での計時

2. 2. 1 電子タイマー

オリンピック大会と世界選手権大会では、個別に電子同期させた2台の計時システム（プリンター付き）をスタート地点とフィニッシュ地点の電光管（フォトセル）に直接接続し、実際の時刻とリンクして機能させなければならない。競技会開始前に、そのうちの片方をシステム A（メイン・システム）とし、他方をシステム B（バックアップ・システム）として指定する。システム A はこれに対応する電光管（フォトセル）A に接続しなければならない。システム B は電子的に分離された電光管（フォトセル）B へ別個に接続しなければならない。

図解、およびスタートラインとフィニッシュラインの設定については、FEI ウェブサイトで公開されている国際障害競技会メモランダムを参照のこと。スタート地点とフィニッシュ地点に置く各システムの電光管（フォトセル）は両者とも同じように配置し、いかなる場合も 0.5m 以内で物理的に可能な限り近づけて置かなければならない。

2. 2. 1. 1 タイムの記録

条項 2.1.2 を参照。A と B の両システムは、選手のスタートタイムとフィニッシュタイムの数値比較による経過時間計算ができるよう、タイムデータを装備していなければならない。最終成績に採用するタイムはすべてシステム A からのデータでなければならない。メインの電子計時システム（システム A）に故障があった場合は、システム B で計算された経過時間を上記と同じ手順を経て採用しなければならない。経過時間の計算にシステム B の時刻をシステム A に代えて採用することは認められない。システム A あるいはシステム B から経過時間を算出できない場合については、2.1.4 に定める手動計時による計算値を有効とみなす。

2. 2. 1. 2 計時システムの同期

計時システムの同期は、各競技会開始前60分以内に行わなければならない。各競技会期間中は毎日、全システムの同期を行わなければならない。タイマーはいかなる競技でも競技中は再同期できないが、競技と競技の間であれば再同期できる。

2. 2. 1. 3 他の大会と選手権大会

他の大会や選手権大会すべてにおいて、同様のシステムを適用することが強く推奨される。

2. 2. 2 電光管（フォトセル）

オリンピック大会と世界選手権大会では、FEI が承認した2基の電光管（フォトセル）システムが必要であり、スタートラインとフィニッシュラインに設置する。どちらの設置場所においても、片方をシステムAに接続し、他方はシステムBに接続する。スタート地点とフィニッシュ地点では各システムのフォトセルを等しく配列し、また物理的に可能な限り近づけて設置しなければならない。いかなる場合も0.5m以内の間隔とする。

2. 2. 3 手動計時

これについては条項 2.1.3 を参照のこと。ストップウォッチあるいはバッテリー式手動計時器を使用する場合は、各競技会の開始前に同期させなければならない。できればシステムAとシステムBと同じ時刻を使用する。

2. 3 全 FEI 競技会におけるワイヤレス計時器

FEI 障害馬術競技会が行われるアリーナでは、ワイヤレス・インパルス送信システムの使用が重要であると FEI は認識しており、設置の簡素化と現代障害馬術の機能性を促進するため、このシステムの採用を奨励している。しかし、どのようなワイヤレスシステムも、有線接続されたタイマーとフォトセルに比べて不具合が生じやすいことに留意するべきである。

付則 5 CSI 招待ルールについては、主催および公認競技会では適用しない。

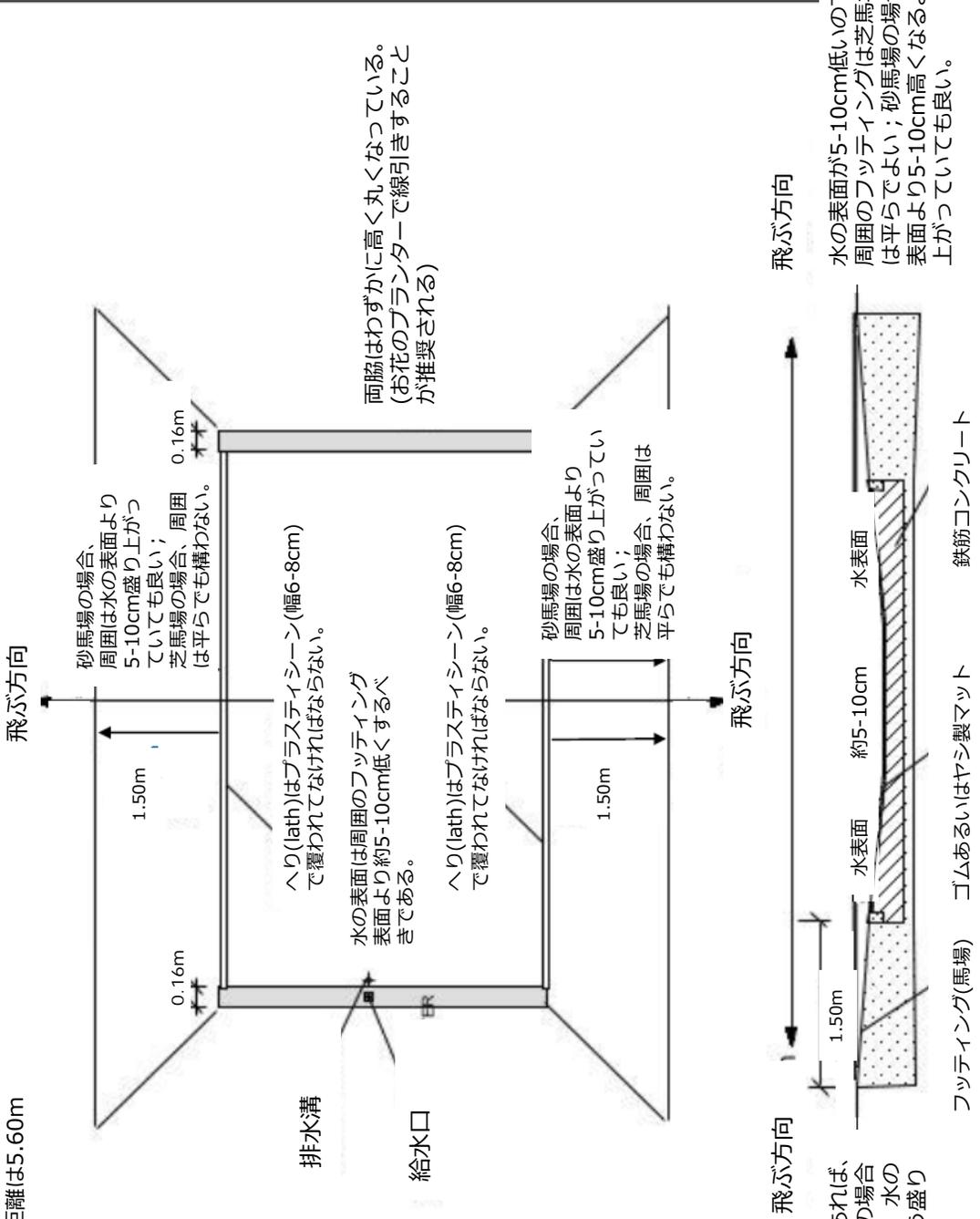
付則 6 ヨーロッパおよび北アメリカで開催される CSI 大会開催要件および CSIO 開催要件(世界共通)については、主催および公認競技会では適用しない。

付則7 水濺障害の構造

水濺障害のデザイン

水濺手前の最低距離：
幅が3.00m以下の場合、水濺幅に水濺幅の30%を加えた距離がなければならない。
例：幅4.30mの場合、最低距離は5.60m

正しく構築された水濺障害とは、水の表面が周囲のフッティングより低くなっていることである。そのため、水濺障害周辺のフッティングは水の表面より5-10cm高くしなければならない。下図は、水の表面と周囲のフッティングの高さが5-10cmの差を造るための方法である。



第3編 設定せず

第4編 馬場馬術競技

第401条 馬場馬術の目的と一般原則

1. 馬場馬術の目的は調和のとれた調教によって馬を幸あるアスリートに育て上げることにある。その結果として、馬は穏やかで柔軟性を示し、のびのびとフレキシブルな動きを見せるばかりでなく、自信をもち、注意深く敏捷となって選手との相互理解が完璧な域にまで達するのである。

このような資質は次のような動きで表現される：

- ペースを自由自在に変じ、かつ整正であること
 - 調和がとれていて軽快であり、かつ容易な動きであること
 - 旺盛なインパルジョンから生み出される前躯の軽快な振り出しと後躯のエンゲイジメント
 - いかなる緊張や抵抗も見せず、従順性／透過性（Durchlässigkeit）をもって銜を受け入れていること
2. これによって、あたかも馬自身が自分の意志で要求された運動を行っているような印象を与えるのである。馬は注意深くかつ自信に満ち、おおらかに選手の指示に従って直線上ではどのような運動でも馬体を完全に真直ぐにし、曲線上を進む時には馬体をそのカーブに一致させるようバンドさせる。
 3. 常歩は整正かつ自由でのびのびとしたもの。速歩は自由で、関節をよく屈伸させて、整正で闊達な歩き。駈歩は運歩にまとまりがあり、軽快で均衡のとれたもの。後躯の動きは決して不活発であったり、緩慢ではない。馬は選手の極めてわずかな扶助に反応して、馬体の隅々まで生气と活力を行き渡らせた動きをする
 4. いかなる抵抗もなく、旺盛なインパルジョンと諸関節の良好な屈伸が生まれてくると、馬は色々な扶助に躊躇することなく自ら進んで従い、沈着かつ正確に反応し、天性のものと調教の積み重ねによる心身の調和を醸し出す。
 5. 停止の時を含めて馬はいかなる運動中でも「オン・ザ・ビット」の態勢でなければならない。調教の進度に応じて、また歩幅の伸長やコレクションの度合いに応じて、馬がいくぶん頭頸を起揚させてアーチを描き、終始軽くソフトなコンタクトで従順に銜を受け入れている状態を「オン・ザ・ビット」と言う。頭は一定の位置に保たれ、原則として鼻面は僅かに垂直線よりも前に出ており、項は頸の最も高い位置にあって屈撓し、選手の要求にいかなる反抗もない。
 6. ケイダンスは速歩と駈歩において現れるものであり、非常に顕著な整正さと旺盛なインパルジョン、バランスをもって馬が動いている時に示す正しい調和の結果である。ケイダンスは速歩や駈歩で行ういかなる運動においても、また速歩や駈歩のどのような歩度でも維持されなければならない。
 7. ペースの整正さは馬場馬術の必須条件である。

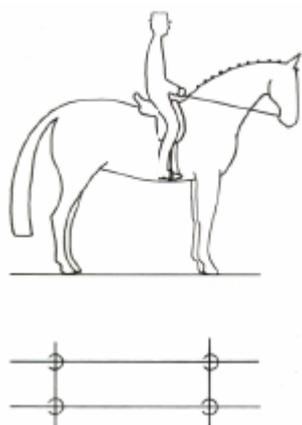
第402条 停止

1. 停止において馬は注意深く、後躯をエンゲイジメントさせて不動かつ真直ぐに立ち、体重は四肢に均

等にかけていなければならない。頸は起揚して頂が最も高い位置にあり、鼻梁は垂直線上よりもわずかに前に出ているべきである。馬は「オン・ザ・ビット」の状態、選手の拳と軽くソフトなコンタクトを保ちつつ静かにチューイングし、選手のわずかな扶助で直ちに運動を開始できる態勢になければならない。停止は3秒以上示さなければならない。敬礼を行っている間は停止を示すものとする。

2. 停止とは、選手がシートと脚の扶助を適宜強め、柔らかく握った拳に向かって馬を押し出すことによって馬体重を後躯に移動させ、速やかではあるが急停止ではない定位置での停止へと導びくことによって得られるものである。停止は一連のハーフホルト（「移行」の項目を参照）で準備を行う。

3. 停止前後のペースのクオリティは採点に欠かせない要素である。



第403条 常歩

1. 常歩とはマーチングペースであり、馬の四肢は一肢ずつ等間隔で「4回」踏歩する。馬体全体に緊張がまったくない整正さが、常歩で行うすべての運動において維持されなければならない。

2. 同側の前肢と後肢がほとんど同時に動いている時には、常歩が側対になりかけていると言えよう。この側対歩様のような不整な歩きは著しくペースを損なうものである。

3. 常歩には中間常歩、収縮常歩、伸長常歩および自由常歩がある。オーバートラッキングの程度や態勢の違いによって、このような常歩を明確に区別して示すべきである。

3.1 中間常歩

明瞭で整正、かつ堅苦しきのない中等度に伸展させた常歩である。馬は「オン・ザ・ビット」であり、活力に富むも、ゆったりとした均等かつしっかりした常歩で進み、後肢は前肢の着地点よりも前に踏み込む。選手は馬の頭頸の自然な動きを許しつつも、馬の口と軽くソフトで静定したコンタクトを保つ。

3.2 収縮常歩

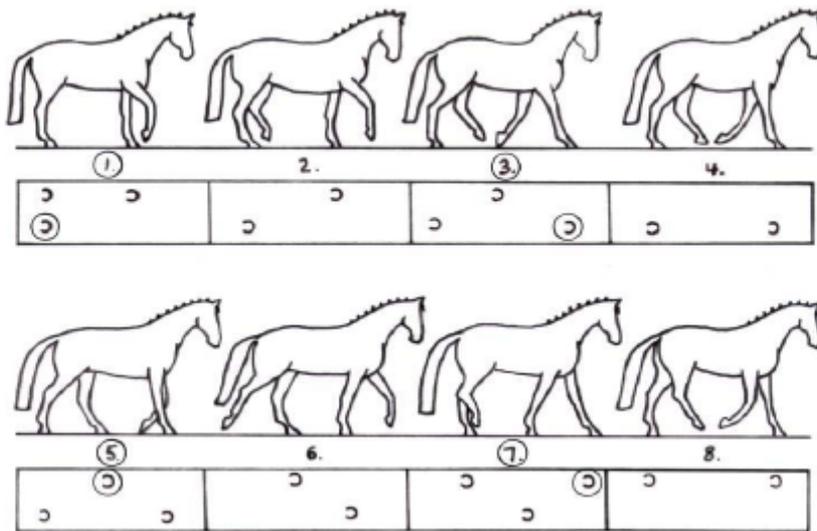
馬は「オン・ザ・ビット」であり、頸を起揚させてアーチを描き、明らかなセルフキャリッジを見せて前進する。鼻梁は垂直に近づき、選手の拳と馬の口との軽いコンタクトが維持されている。後肢は飛節の力強い動きを伴ってエンゲイジメントする。ペースは前進氣勢があり活発で、四肢は正しい順序で踏歩する。すべての関節が一層顕著に屈曲するため、歩幅は中間常歩よりも狭くなるが、肢は一段と高く上がるようになる。収縮常歩は一段と力強い歩きを示すものであるが、歩幅は中間常歩よりも狭くなる。

3.3 伸長常歩

馬は性急になることなく、また歩きの整正さを損なわずに、できる限り歩幅を伸ばした動きを見せる。後肢は明瞭に前肢の着地点よりも前に踏み込む。選手が馬の口とのコンタクトや頂のコントロールを失うことなく、馬に頭頸を（前下方に）ストレッチアウトさせる。鼻梁は明らかに垂直線よりも前になければならない。

3.4 自由常歩

自由常歩はリラクゼーションのある、頭頸をストレッチアウトさせた、完全な自由を与えられたペースである。後肢が前肢の着地点よりも明瞭に前へ踏み込むグラウンドカバーとストライドの伸展は、自由常歩のクオリティには必須である。



常歩は4ビートのリズムで8段階に分かれたペースである。

<丸で囲んだ番号はビートを示す>

3.5 手綱を伸ばした状態でのストレッチ

この訓練により馬の「透過性（Durchlässigkeit）」が明瞭に印象づけられ、バランスやサプルネス、従順性、リラクゼーションが示される。この「手綱を伸ばした状態でのストレッチ」運動を正しく実施するためには、馬が頭頸を前下方へ徐々に伸ばすのにあわせて選手は手綱を伸ばす。頸を前下方へ伸展させるにつれ、馬の口はおおむね肩と水平のライン上にまで至るものとする。選手の拳とは弾性のある一定したコンタクトを保たなければならない。リズムを保ったペースでなければならない。馬は後軀を十分にエンゲイジメントさせ、肩は軽い状態であること。再び手綱をとる間、馬は口や頂で抵抗することなくコンタクトを受け入れなければならない。

第404条 速歩

1. 速歩とは、空中にある一瞬時に区切られた両斜対肢（左前肢と右後肢、および右前肢と左後肢）による「2ビート」のペースである。
2. 速歩では伸びやかで活力に満ちた整正な歩きを示すべきである。
3. 速歩のクオリティは全般的な印象、即ち収縮歩度であっても伸長歩度であっても、歩きの整正さとエラスティシティー、ケイダンス、インパルジョンにより審査される。このクオリティは柔軟な背中と

十分にエンゲイジメントさせた後躯に起因し、またどのような歩度の速歩でも同じリズムと自然なバランスを維持できる能力によって生まれるものである。

4. 速歩には尋常速歩、歩幅の伸展、収縮速歩、中間速歩および伸長速歩がある。

4.1 尋常速歩

これは収縮速歩と中間速歩との間であり、馬の調教が十分に進んでおらず、収縮運動のできる段階に至っていない場合のペースである。適切なバランスを示して「オン・ザ・ビット」の状態にある馬は、左右均等でエラスティックなステップと飛節の良好な動きをもって前進する。「飛節の良好な動き」という表現は、後躯の闊達な動きがもたらすインパルジョンの重要性を強調するものである。

4.2 歩幅の伸展

4 歳馬用の課目では「歩幅の伸展」が求められる。これは尋常速歩と中間速歩の間の歩度であり、中間速歩を行うには馬の調教が十分に進んでいない段階のものである。

4.3 収縮速歩

馬は「オン・ザ・ビット」の状態にあり、頸を起揚させてアーチを描いて前進する。飛節は屈伸して十分なエンゲイジメントを示し、活力に富んだインパルジョンを維持しなければならない。これによって両肩を一層自在に動かせるようになり、完全なセルフキャリッジが具現される。他の速歩歩度に比べて馬の歩幅は狭くなるが、エラスティシティーとケイダンスが減ずることはない。

4.4 中間速歩

中間速歩とは、伸長速歩に比べて中程度の伸展を見せるペースであるが、伸長速歩よりも「丸み」がある。急ぐことなく馬は明確に歩幅を伸ばし、後躯からのインパルジョンを受けて前進する。馬は収縮速歩や尋常速歩の時よりも頭を垂直よりもう少し前へ出し、頭頸を僅かに下げることを許される。歩きは均等であり、全体の動きはバランスがとれ、のびのびとしたものであるべきである。

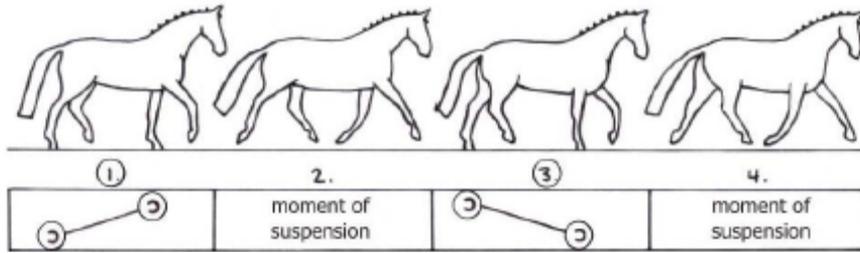
4.5 伸長速歩

馬はできる限りのグラウンドカバーを見せる。急ぐことなく、馬は後躯からの力強いインパルジョンを受けて歩幅を最大限に伸ばす。選手は馬が項の位置を一定に保ちながらもフレームを伸展させ、地面をしっかりとらえて前進することを許す。前肢は進行方向の延長線上に着地しなければならない。前肢と後肢の動きは、伸長させた時に等しく前へ振り出すべきである。馬の動き全体が十分にバランスのとれたもので、収縮速歩への移行は後躯へ一層体重をかけることでスムーズに行われるべきである。

5. すべての速歩運動は、競技課目で特に指定がない限り軽速歩をとらない。

6. 手綱を伸ばした状態でのストレッチ

この練習は馬の「透過性」を明確に印象づけるものであり、バランスとサプルネス、従順性、リラクゼーションを証明するものである。「手綱を伸ばした状態でのストレッチ」練習を正しく実施するには、馬が徐々に前下方に頭頸を伸展させるのに併せて選手は手綱を伸ばさなければならない。馬の頸が前下方へ伸展するにつれ、その口はおおむね肩を通る水平線上に至る。選手の拳とはしなやかで一定したコンタクトを維持しなければならない。ペースはそのリズムを維持し、馬は後肢をよく踏み込ませて肩は軽い状態であるものとする。手綱を再びとる間、馬は口や項で反抗することなくコンタクトを受け入れなければならない。



速歩は2ビートのリズムで4段階に分かれたペースである。

〈丸で囲んだ番号はビートを示す〉

第405条 駢歩

1. 駢歩は「3ビート」の歩法であって、例えば右手前駢歩の場合は左後肢、左斜対肢（左前肢と右後肢が同時）、右前肢の順で踏歩し、その後に四肢が一瞬空中に浮いてから次のストライドが始まる。
2. 駢歩は常に軽快でケイダンスがあり、整正なストライドで躊躇することなく前進するべきものである。
3. 駢歩のクオリティは全般的な印象、即ち柔軟な項を維持して銜を受け、活発な飛節の動きを伴った後躯のエンゲイジメントに起因するペースの整正さと軽快さ、そしてアップヒル傾向とケイダンスによって審査されるとともに、駢歩の中での移行でも同じリズムとナチュラルバランスを維持する能力によって判断される。
4. 駢歩には尋常駢歩、歩幅の伸展、収縮駢歩、中間駢歩および伸長駢歩がある。

4.1 尋常駢歩

これは収縮駢歩と中間駢歩との間のペースであり、馬の調教が十分に進んでおらず、収縮運動のできる段階に至っていないものである。馬は「オン・ザ・ビット」の状態でありながら自然なバランスのとれた動きを示し、左右均等で軽快、かつ闊達なストライドと良好な飛節の動きを伴って前進する。「良好な飛節の動き」という表現は、後躯の闊達な動きがもたらすインパルジョンの重要性を強調するものである。

4.2 歩幅の伸展

4歳馬用の課目では「歩幅の伸展」が求められる。これは尋常駢歩と中間駢歩の間のペースであり、中間駢歩を行うには馬の調教が十分に進んでいない段階のものである。

4.3 収縮駢歩

馬は「オン・ザ・ビット」の状態にあり、頸を起揚させてアーチを描く。飛節は十分にエンゲイジメントして活力に富んだインパルジョンを保ち、これによって両肩は一層自在に動かせるようになり、セルフキャリッジとアップヒル傾向を発揮することとなる。馬の歩幅は他の駢歩歩度に比べて狭くなるが、エラスティシティーとケイダンスを失うことはない。

4.4 中間駢歩

これは尋常駢歩と伸長駢歩との間のペースである。急ぐことなく、馬は後躯からのインパルジョンを受けて明瞭に歩幅を伸ばし、前進する。馬は収縮駢歩や尋常駢歩の時よりも頭を垂直よりもう少し前へ出し、頭頸を僅かに下げることが許される。ストライドはバランスがとれ、のびのびとしたものであるべきである。

4.5 伸長駢歩

馬はできる限りのグラウンドカバーを見せる。急ぐことなく、歩幅を最大限に伸ばす。後躯からの力

強いインパルジョンを受けて、馬は落ち着きがあり軽快でストレイトネスを保つ。選手は馬の頂を一定に保ちながらもフレームを伸展させて地面をしっかりと捉えて前進することを許す。馬の動き全体が十分にバランスのとれたもので、収縮駢歩への移行は後軀へ一層体重をかけることでスムーズに行われるべきである。

4.6 反対駢歩

反対駢歩は、コレクションにて行われるべきバランスとストレイトネスが求められる運動である。外方前肢がリードし、このリードする側に姿勢をとりつつ正しい踏歩順序で駢歩を行う。(同側の)前肢と後肢は同一蹄跡上を踏歩するものとする。

4.7 駢歩でのシンプルチェンジ

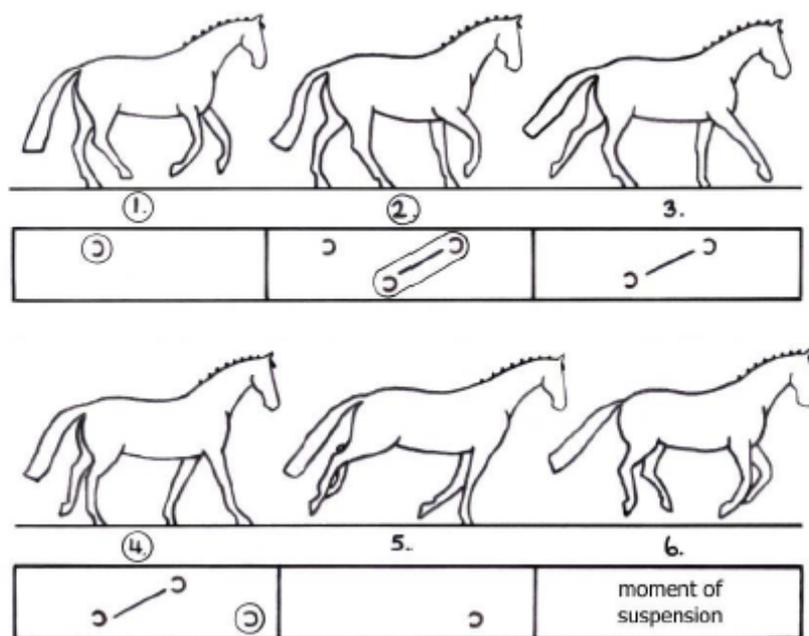
これは駢歩から速歩などを入れずに常歩へ移行し、3～5歩の明確な常歩を入れて、直ちに逆の手前の駢歩へ移行する運動項目である。

4.8 踏歩変換 (フライングチェンジ)

踏歩変換は、踏歩の入れ替えを1ストライドの中で前肢と後肢同時に行うものである。リードする側の前肢および後肢の入れ替えは空中に浮揚している間に行われる。扶助は的確で目立たないものであるべきである。

踏歩変換はまた4歩毎、3歩毎、2歩毎、あるいは歩毎といった連続で行うことも可能である。連続踏歩変換においても馬は活発なインパルジョンをもって軽快、沈静かつ真直であり、一連の動きを通して同じリズムとバランスを維持する。連続踏歩変換ではその軽快さと流れ、およびグラウンドカバーを制限したり止めたりしないよう、十分なインパルジョンを維持しなければならない。

踏歩変換の目的：踏歩変換の扶助に対する馬の反応、敏感さと従順性を示すことにある。



駢歩は3ビートのリズムで6段階に分かれたペースである。

<丸で囲んだ番号はビートを示す>

第406条 後退

1. 後退は2ビートで斜対肢を後方へ移動させる動きであるが、空中へ浮揚する瞬間はない。一对の斜対肢がもう一对の斜対肢と交互に上げ下ろしを行い、前肢は後肢と同じ蹄跡上を歩く。

2. 後退を行う間、馬は前方へ進む意欲を維持しながらも「オン・ザ・ビット」の状態にあるべきである。
3. 次の動作を予期した動きや慌しい動き、選手のコンタクトへの反抗や回避、後駆が直線上から逸脱すること、後肢が開いてしまったり、動きが緩慢になること、前肢をひきずることは重大な過失である。
4. 歩数は前肢が後ろへ移動するごとに数える。所定の歩数の後退を終えた後、馬は四肢を揃えた停止を示すか、あるいは要求されたペースで直ちに前進するべきである。一馬身の後退が求められている課目では、3歩か4歩で行うものとする。
5. シリーズで行う後退 (Schaukel 後退－前進－後退) は、2回の後退の間に常歩を入れたものである。移行では流れを損なわず、要求された歩数で行う。

第 407 条 移行

ペースの変換や同一ペース内での歩度の変換は、指定標記地点で正確に行われるべきものである。ケイダンス（常歩以外において）は、ペースや運動が変わる時点、あるいは馬が停止する時まで維持されるべきものである。同一ペース内での移行では、その移行の間を通して同じリズムとケイダンスを維持しつつ、明瞭にその違いを示さなければならない。馬は選手の拳に対して軽く、沈静で正しい姿勢を保たなければならない。

同じことが一つの運動から他の運動への移行、例えばパッサージュからピアッフエ、あるいはその反対の場合についても言える。

第 408 条 ハーフホルト

いかなる運動あるいは移行であっても、目には見えないほどのハーフホルトで準備を行うべきものである。ハーフホルトとはシートと脚、選手の拳がほぼ同時に協調した作用であり、運動の実施、あるいは下位のペースまたは上位のペースへ移行する前に馬の注意を喚起し、バランスを改善する目的がある。もう少し体重を馬の後駆へ移すことによって、後肢のエンゲイジメントと後駆のバランスが改善され、全体として前駆の軽快さと馬のバランスに資することとなる。

第 409 条 方向変換

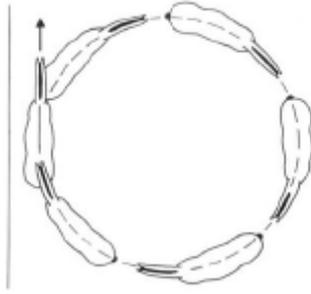
1. 方向変換では、描くべき線に沿って馬はその体をベンドさせ、いかなる反抗も示さず、あるいはペースやリズム、速度を変えることなくサブプルであり、選手の指示に従うものとする。
2. 方向変換は以下の方法で行うことができる：
 - a. 隅角通過を含めて直角に回転すること（直径約 6m の巻乗りの 1/4）
 - b. 短斜線と長斜線の使用
 - c. 手前変換を伴う半巻乗りと半輪乗り
 - d. ハーフピルーエットとターン・オン・ザ・ホンチズ
 - e. 蛇乗り
 - f. (ジグザグでの) 往復手前変換* 馬は方向変換の前に一瞬、真直ぐになるべきである。
ジグザグ*：方向変換を伴う 3 回以上のハーフパスを入れた運動

第 410 条 図形

馬場馬術課目で使われる図形とは巻乗り、蛇乗り、8 字乗りである。

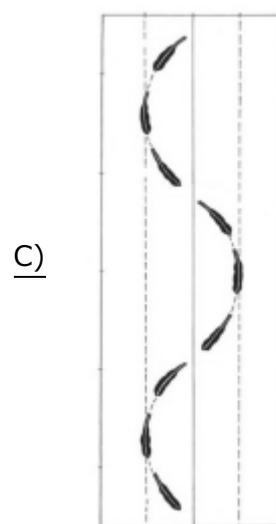
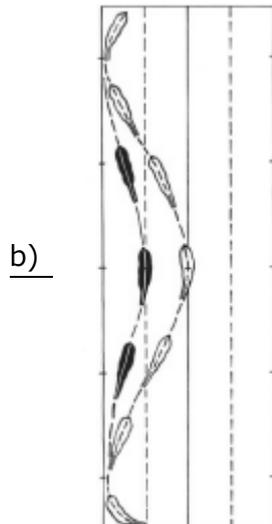
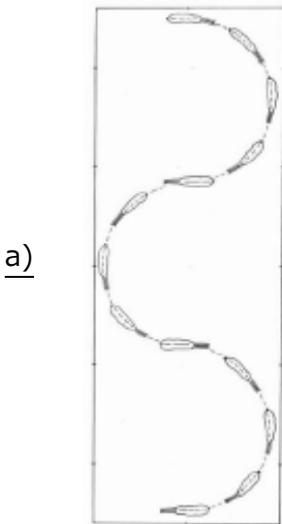
1. 巻乗り

巻乗りとは直径 6m、8m、10m の円である。直径が 10m を超えるものは輪乗りである。



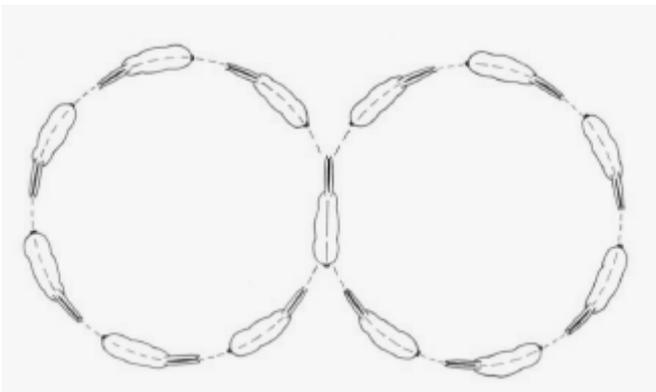
2. 蛇乗り

蛇乗りのループがアリーナの長蹄跡に接しているものは、複数の半輪乗りを直線で繋いだものと言える。中央線を横切る時に馬は短蹄跡に平行となる(a)。半輪乗りの大きさによって直線での繋ぎの長さが変わる。ループの片側だけがアリーナの長蹄跡に接する蛇乗りは、蹄跡から 5m もしくは 10m の範囲で行われる(b)。中央線を中心とする蛇乗りは 1/4 ラインの間で行われる(c)



3. 8字乗り

この図形は、課目で指定された同等の大きさの巻乗りか輪乗りを 2 個、8 の字を描くように中央で繋いだものである。選手は図形の中央で方向転換をする前に一瞬、馬体を真直ぐにする。



第 411 条 レッグイールディング

1. レッグイールディングの目的：馬のサプルネスと側方への反応を実証するため。
2. FEI 競技においてレッグイールディングは尋常速歩で行われる。馬は、項の部分で進行方向とは反対側の内方へ幾分フレクションすることを除けば、ほぼ真直であり、選手からは内側の睫毛と鼻孔が僅かに見える程度である。馬の内方肢は外方肢の前を交叉する。
レッグイールディングは収縮運動の準備段階における馬のトレーニングに取り入れられるべきである。後に、より進歩した「肩を内へ」の運動と相伴って、馬を柔軟で、堅苦しさなくのびのびとさせ、ペースを自由自在に変じ伸縮性がありかつ整正で、軽快で無理がない運動のための最良の方法である。
レッグイールディングは「斜線上」で行うことができるが、その場合は馬の前軀が僅かに後軀より先行していなければならないものの、馬体はできる限りアリーナの長蹄跡に平行であるべきである。これは「壁に沿って」行うこともでき、この場合は馬体が進行方向に向かって約 35 度の角度となるものとする。

第 412 条 側方運動

1. 側方運動の主な目的は、レッグイールディングを除き、後軀のエンゲイジメントを改善してこれを高め、その結果として収縮度を高めることである。

2. すべての側方運動、即ち「肩を内へ」「腰を内へ」「腰を外へ」「ハーフパス」では、馬は僅かにバンドし、異なる蹄跡上を進む。

3. 運動のリズムや流れ、バランスを阻害しないよう、バンドあるいは顎のフレクションを強く求め過ぎてはならない。

4. 側方運動では常に伸びやかで整正なペースを保ち、絶えずインパルジョン（推進力）を維持しつつも関節のサプルネスとケイダンスを維持し、バランスの取れた動きを示さなければならない。選手が馬体をバンドさせることと側方へ動かすことに気を取られるために、インパルジョンが失われてしまうことが多い。

5. 肩を内へ

「肩を内へ」は収縮速歩で行われる。馬は選手の内方脚を軸として僅かではあるが一様にバンドし、約 30 度の一定な角度にてエンゲイジメントとケイダンスを維持する。馬の内方前肢は外方前肢の前を交叉して進み、内方後肢は内方腰部を低下させつつ馬体下へ踏み込んで外方前肢と同じ蹄跡を踏歩する。馬は進行方向と反対側へバンドする。

6. 腰を内へ

「腰を内へ」は収縮速歩あるいは収縮駢歩で行われる。馬は選手の内方脚を軸として僅かにバンドするが、その度合いは「肩を内へ」よりも深い。約 35 度の一定な角度を示す（正面あるいは背後から見て四蹄跡となっている）。前軀は蹄跡上にあり、後軀が内側へ入る。馬の外方肢は内方肢の前を交叉する。馬は進行方向へバンドする。

「腰を内へ」に入るには、後軀が蹄跡から離れるか、あるいは隅角通過か輪乗りを行った後に蹄跡へ戻らないものとする。「腰を内へ」の終わりでは輪乗りを終える場合と同様に（項や顎が反対側に曲がってしまうことなく）後軀が蹄跡へ戻る。

「腰を内へ」の目的：一直線上での流暢な収縮速歩運動と正しいベンドを見せること。前肢および後肢は交叉し、バランスとケイダンスが維持されている。

7. 腰を外へ

「腰を外へ」は「腰を内へ」とは逆の運動である。前躯が内側へ入るかわりに、後躯は蹄跡上に残る。「腰を外へ」を終えるには、前躯を蹄跡上で後躯に揃える。その他の点では「腰を内へ」で適用した原理と条件が適用できる。

馬は選手の内方脚を軸として僅かにベンドする。馬の外方肢は内方肢の前を交叉する。馬は進行方向へベンドする。

「腰を外へ」の目的：「肩を内へ」よりも深いベンドの角度をもって一直線上で流暢な収縮速歩運動を示すこと。前肢および後肢は交叉し、バランスとケイダンスが維持される。

8. ハーフパス

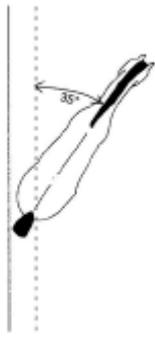
ハーフパスは「腰を内へ」の変形であり、壁に沿ってではなく斜線上で行う。これは収縮速歩（および自由演技のパスサーージュ）、あるいは収縮駢歩で行うことができる。馬は進行方向に向かい選手の内方脚を軸にして僅かに体をベンドするべきである。馬はこの運動全体を通じて同じケイダンスとバランスを維持するべきである。肩の可動性を高めて一層自由な動きを求めるには、インパルジョンを維持し、特に内方後肢のエンゲイジメントを高めることが大変重要である。馬体はアリーナの長蹄跡にほぼ平行であり、前躯は僅かに後躯に先行する。

速歩では外方後肢が内方肢の前を交叉する。駢歩にてこの運動は前方／側方への一連のストライドで行われる。

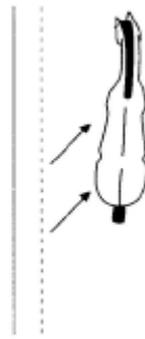
速歩ハーフパスの目的：「肩を内へ」よりも深いベンドの角度をもって斜線上で流暢な収縮速歩運動を示すこと。前肢および後肢は交叉し、バランスとケイダンスが維持される。

駢歩ハーフパスの目的：リズム、バランスあるいはベンドの柔らかさや従順性を何ら失うことなく、流暢に前方および側方に動くことで、駢歩のコレクションとサプルネスを示して発達させること。

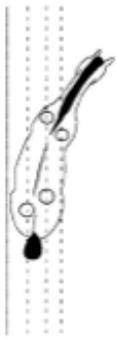
壁に沿ってのレッグイーリング



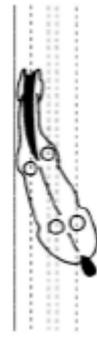
斜線上でのレッグイーリング



肩を内へ



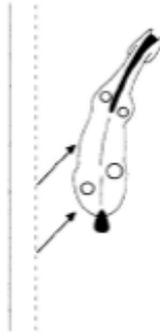
腰を内へ



腰を外へ

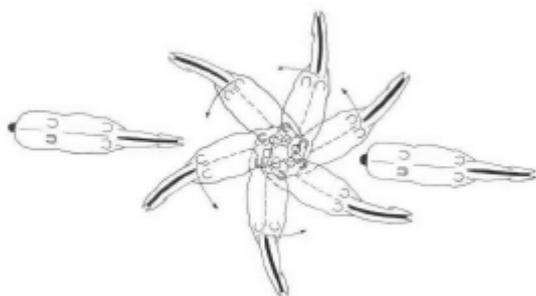


ハーフパス



第413条 ピルーエット、ハーフピルーエット、ターン・オン・ザ・ホンチズ

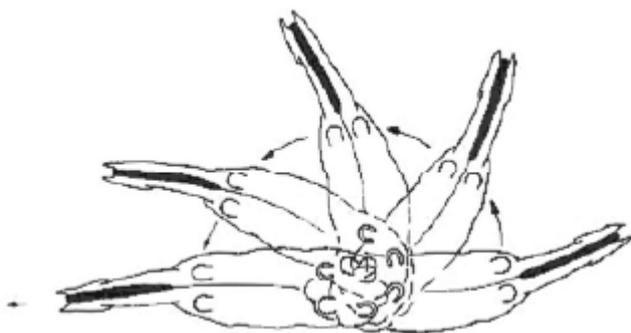
1. ピルーエット（ハーフピルーエット）は、馬体の長さに等しい半径で二蹄跡で行われる360度（180度）の旋回であり、前軀は後軀の周りを旋回する。
2. ピルーエット（ハーフピルーエット）は、通常、収縮常歩か収縮駢歩で行われるが、ピアッフエで行うことも可能である。
3. ピルーエット（ハーフピルーエット）では、前肢と外方後肢は、軸となる内方後肢の周りを旋回するもので、内方後肢はできる限り小さな円を描く。
4. いかなるペースのピルーエット（ハーフピルーエット）を行う場合でも、馬は旋回する側に僅かにベンドし、軽いコンタクトにより「オン・ザ・ビット」の状態、当該ペースでの正しい肢の運びとタイミングを維持しながらスムーズに旋回するべきである。この運動中、項は最も高い位置に維持される。
5. ピルーエット（ハーフピルーエット）を行っている間、馬は闊達さ（常歩も含む）を維持しており、僅かでも決して後退、あるいは横にずれることがあってはならない。
6. 駢歩ピルーエットあるいはハーフピルーエットを行う場合、選手は一層のコレクションを求めながら馬の軽快さを維持するべきである。後軀は十分にエンゲイジメントして沈下し、関節は十分な屈伸を示している。この運動の重要な点は、ピルーエットを行う前と後の駢歩ストライドのクオリティである。ピルーエットに入る前には闊達さ、ストレイトネス、コレクションの度合いを増す必要がある。ピルーエットを終える時点ではバランスを維持しなければならない。
駢歩ピルーエットと駢歩ハーフピルーエットの目的：内方後肢を軸にして小さな半径で旋回し、活発さと明瞭な駢歩を維持しつつ旋回方向へ僅かにベンドし、図形の前後でのストレイトネスとバランスを保ち、明確な駢歩のストライドで旋回する馬の意欲を示すこと。駢歩でのピルーエットまたはハーフピルーエットにおいて、斜対肢－内方後肢と外方前肢－が同時には地面につかないであろうが、審判員は真の駢歩ストライドが認識できるべきである。



駢歩でのピルーエットとハーフピルーエット

7. ピルーエット（ハーフピルーエット）のクオリティは、サプルネス、軽快さ、整正、そして正確さと、始まりと終わりのスムーズさによって審査される。駢歩ピルーエット（ハーフピルーエット）は－6～8歩（フルピルーエット）－3～4歩（ハーフピルーエット）で行われるべきである。
8. 収縮常歩での常歩ハーフピルーエット（180度）は、運動を通してコレクションが維持される状態で

行われる。ハーフピルーエットの終了時には馬は後肢を交叉させることなく元の蹄跡に戻る。



常歩ハーフピルーエット

9. 常歩からのターン・オン・ザ・ホンチズ

収縮常歩をまだ見せることのできないヤングホースのために、「ターン・オン・ザ・ホンチズ」が、馬のコレクション準備段階の運動としてある。「ターン・オン・ザ・ホンチズ」は中間常歩からハーフホルトによりステップを少し短縮し、後躯の関節が屈曲する能力を増し準備させる。馬は運動の前後で停止しない。「ターン・オン・ザ・ホンチズ」は常歩ピルーエットよりもより大きな半径（約 1/2m）で実施することができるが、リズム、コンタクト、活発さおよびストレイトネスに関するトレーニングスケールにおいては同等のものが要求される。

10. 停止から停止までの間のターン・オン・ザ・ホンチズ（180度）

前へ出てゆこうとする動きを維持できるよう、旋回の開始時には1歩か2歩の前進が容認される。常歩からのターン・オン・ザ・ホンチズと同じ尺度が適用される。

第414条 パッサージュ

1. パッサージュとは整然とした、極めて収縮し、高揚したケイダンスのある速歩である。特徴としては顕著な後躯のエンゲイジメント、膝や飛節の一層力強い屈伸、優雅なエラスティシティーのある運動があげられる。ケイダンスと長いサスペンションを伴い、各斜体肢は交互に上げ下ろしされる。
2. 原則として、地を離れた前肢の蹄先は、接地している他方の前肢の管の半ばまで引き上げられるべきである。後肢では、地を離れた蹄先が接地している他方の後肢の球節の少し上まで引き上げられるべきである。
3. 頸は起揚して優雅にアーチを描き、項部分が最も高い位置となり、鼻梁のラインは垂直に近いものである。馬はケイダンスを变じることなく、軽くソフトに「オン・ザ・ビット」の状態である。活発で際立ったインパルジョンが維持される。
4. 後肢または前肢のアンイーブンなステップや、前躯または後躯の横揺れ、前肢または後肢のぎくしゃくした動き、浮揚時の後肢の引きずり、あるいはダブルビートは重大な過失である。
パッサージュの目的は、速歩での最も高度な収縮、ケイダンスとサスペンションを見せることである。

第415条 ピアッフェ

1. ピアッフェは極めて収縮され、ケイダンスのある、高揚した、その場で行う印象を与える斜対運動で

ある。馬の背はサプルでエラスティックである。後躯は沈み込む。飛節が活発に動いて後肢がよくエンゲイジメントし、その結果、肩と前肢の可動性が増し、非常に自由かつ軽快な動きとなる。斜対肢は各々、弾みと均一なケイダンスをもって交互に上げ下ろしされる。

- 1.1 原則として、地を離れた前肢の蹄先は、接地している他方の前肢の管の半ばまで引き上げられるべきである。後肢では、地を離れた蹄先が接地している他方の後肢の球節の少し上まで引き上げられるべきである。
- 1.2 頸は起揚して優雅にアーチを描き、項部分が最も高い位置となる。馬は軽く、「オン・ザ・ビット」でソフトなコンタクトの状態にあるものとする。馬体は柔軟でケイダンスある調和のとれた物腰を示すべきである。
- 1.3 ピアッフェはいかなる時も活発なインパルジョンによって生き生きとした動きを示し、完璧なまでにバランスの取れた姿勢を表現していなければならない。その場で運動を行っている印象を与える一方、前進氣勢が認められる場合がある。これは選手からの指示があれば速やかに前進しようとする気構えの現れである。
- 1.4 ほんの僅かであっても後ろへ下がること、前肢または後肢のアンイーブンなぎくしゃくした動き、斜対肢の踏歩が明瞭でないこと、前肢または後肢同士の交叉、前躯や後躯の横揺れ、後肢または前肢が開いてしまうこと、前進し過ぎること、あるいはダブルビートのリズムは重大な過失である。ピアッフェの目的は、その場に留まっている印象を与えながら最高の収縮度を示すことである。

第 416 条 インパルジョン／従順性

1. インパルジョンとは意欲的な動きをみせる馬が、後躯で生み出された推進エネルギーを制御して、競技で求められる動きへと転換することである。この究極的なインパルジョンは柔らかくスウィングしている馬の背を通して初めて現れるものであって、選手の拳による穏やかなコンタクトで導かれる。
 - 1.1 スピード、それ自体はインパルジョンとほとんど関係がなく、平坦な歩様となりがちである。インパルジョンはスタッカートのように断音的ではなく、音律的で流れるような歯切れ良い後肢の踏み込みによってはっきり表現される。後肢が地面を離れる瞬間、飛節は上方へ引き上げられるというよりも前方へと振り出されるべきであり、決して後方へ返してはいけない。インパルジョンの決め手は肢が地上に着いている時というよりも、空中期の「間」である。従ってインパルジョンは、空中期のあるペースでのみ現れる。
 - 1.2 インパルジョンは、速歩と駈歩での良好なコレクションを求めるための前提条件である。インパルジョンがなければコレクションはできない。
2. 従順とは隷属ではなく、馬の動作すべてにおける絶え間のない注意力、快諾と信頼によって、また多様な運動を行った場合に示す調和、軽快さ、無理のない動きによって表される従順性を意味する。従順性の度合いは、軽く軟らかなコンタクトと柔軟な項を保った銜の受け方でも示される。選手の拳に対する抵抗や回避は「銜突き出し（アバウブ・ザ・ビット）」や「ビハインド・ザ・ビット」となって現れ、これは従順性の欠如を示すものである。馬の口との主なコンタクトは水勒銜を通していなければならない。
 - 2.1 舌を出したり、舌を銜の上に乗せたり、あるいは舌を深く巻き込むことは歯ぎしりや尾を激しく動かすのと同様に、ほとんどの場合は馬の神経質さや緊張、抵抗を示しており、審判員は該当する各運動項目と総合観察点でこれを考慮しなければならない。
 - 2.2 従順性を考慮する時にまず考えなければならないのは意欲であり、即ち馬は求められていることを理解し、選手が出した扶助に対して何の恐れや緊張もなく十分に自信を持って反応している状態である。

2.3 馬にストレイトネスやアップヒル傾向、良いバランスが生まれると、選手の脚による扶助を待てる状態となり、銜を自ら求めて受け入れるようになる。これこそが調和と軽快さを描き出す源である。馬場馬術課目での主な運動／要求項目を満たすことが、従順性の主たる評価基準である。

第 417 条 コレクション

馬にコレクション態勢をとらせる目的は：

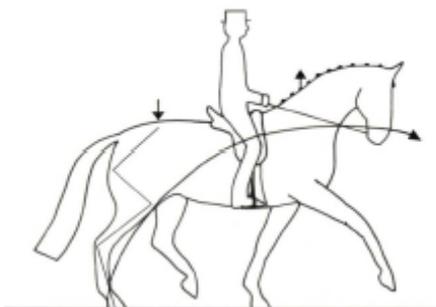
- a) 選手の体重が加わることによって多少なりとも移動してしまう馬体のバランスを改善し、これを一段と高めること。
- b) 前肢の可動性と軽快性を有効にするために、後躯の低下と踏み込む能力を発達させ、これを増大させること。
- c) 馬の「イーズ・アンド・キャリッジ」に加えることにより、乗ることが一段と楽しくなるような馬にすること。

コレクションはハーフホルトを使い、また「肩を内へ」、「腰を内へ」、「腰を外へ」、「ハーフパス」といった側方運動を行うことで発達する。

コレクションは、シートと脚を使用し、それを拳で受けることによって後肢をエンゲイジメントさせて得られるのであり、また改善できる。諸関節が屈伸して柔軟になり、後肢が馬体下に踏み込む。しかし後肢が余りにも深く馬体下へエンゲイジメントするのは望ましくない。馬体の支持底面が極端に狭くなって動きに支障がでてくる。四肢の支持底面に対して背中のラインが伸びて盛り上がりてしまい、安定性が損なわれて馬は均衡のとれた正しいバランスを見つけにくくなるのである。

一方、後肢を自分の馬体下にエンゲイジメントさせようとせず、あるいはできずに支持底面が広くなり過ぎる馬は、「イーズ・アンド・キャリッジ」で特徴づけられるような好ましいコレクションに至ることはなく、後躯の閑達さに由来する活気あるインパルジョンも生み出し得ない。

収縮歩度での馬の頭頸位置は、自然とトレーニング・ステージに左右されると同時に、ある程度はその体型にも左右される。コレクションが顕著に認められる態勢とは、束縛されることなく頸を起揚させ、鬃甲から項にかけて均整のとれたカーブを描き、項は最も高い位置にあって鼻梁は僅かに額からの垂直線より前に出ている状態である。選手が瞬間的にコレクション効果を得るような扶助を使った時には、頭が多少なりとも垂直線上にくるであろう。頸のアーチはまさにコレクションの度合いに直結しているのである。



第 418 条 選手の姿勢と扶助

1. すべての運動は、選手の目立った努力が見て取れることなしに、僅かな扶助で行われるべきものである。選手は良いバランスを保ち、しなやかで、鞍の真ん中に深く座り、腰部と臀部で馬の動きを柔らかく吸収し、しなやかな太ももと共に安定して下方に踏み下げられた脚を使う。踵が最も低い位置になければならない。上半身は高く柔らかく保たれなければならない。コンタクトはシートに依存しな

いものであるべきである。拳は揃えて一定の位置に置かれ、親指が最も高く位置し、柔らかい肘から拳を通して馬の口までが一直線上にある。肘は体へとつけられている。これらの項目を満たすことで、選手が馬の運動にスムーズかつ自由についていくことを可能にさせる。

2. 選手の扶助の有効性が課目で要求されている運動の正確な実施を決定づける。選手と馬の間には常に調和の取れた協調性が見受けられなければならない。

3. 馬場馬術競技会では、両手で手綱を持つことが義務づけられている。演技を終え、手綱を伸ばして常歩でアリーナから退場する時には、任意に片手で手綱を取ってもよい。自由演技課目については、「ジャッジへの指針-FEI 自由演技課目」と「自由演技課目における難度の判断に関わるガイドライン」も参照のこと。(JEF)

3.1 馬場馬術競技会において、選手は片手で両手綱を持たなければならない停止と敬礼時のほかは両手に手綱を分けて持つことが義務づけられるが、演技が良かった時や安心させるためにそっと馬の頸を「愛撫」することは、(選手が目からハエを払う必要があったり、衣服やサドルパッドなどを整えるなどの状況と同じく) 許容できるものである。

しかし課目の演技中に意図的に両手綱を片手にとり、その手綱や空いた手で馬を推進したり、観客に拍手を求めるような行為は過失とみなし、運動項目の点数と総合観察点の双方に反映させる。

自由演技課目については、「ジャッジへの指針-FEI 自由演技課目」と「自由演技課目における難度の判断に関わるガイドライン」も参照のこと。(JEF)

4. 声や舌鼓を繰り返し使うことは過失である(430条 6.2 を参照のこと)。

第 419 条から第 420 条については、主催及び公認競技会では適用しない

第 419 条 国際馬場馬術競技会の目的

第 420 条 国際馬場馬術競技会のカテゴリー

第 421 条 競技課目

主催および公認競技会で実施する馬場馬術課目は、別表 1 のとおりとする。(JEF)

第 422 条 参加条件

3.6 主催および公認競技会においては、選手以外の者についても騎乗運動を行うことができるものとする。(JEF)

本項の上記条文以外は、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 423 条から第 425 条については、主催および公認競技会では適用しない (JEF)

第 427 条 服装 (JEF)

1. 保護用ヘッドギアとトップハット／ポラーハット：

1.1 原則として、騎乗する際はいかなる時も、すべての選手（同様にその他の人物）は保護用ヘッドギア*

を着用しなければならず、またチルドレン、ポニーライダー、ジュニア、ヤングライダー、U25 についてはホースインスペクションでも着用が義務づけられる。このカテゴリー以外の人物でもホースインスペクションに馬を臨場させる場合は、着用が推奨される。

- 1.2 この条文に違反するすべての選手（同様にその他の人物も）は、保護用ヘッドギアを適切に着用するまで、直ちに騎乗することが禁止される。
- 1.3 以下の例外措置を適用する：26 歳以上**の選手で 7 歳以上の馬に騎乗している場合には、保護用ヘッドギアの代わりにトップハット/ポニーハットを着用してもよい。しかしこの例外措置は、実際の競技および競技直前のウォームアップ（時間をあけずに競技に出場する場合）に限定され、これには厩舎とウォームアップエリア間の騎乗、ウォームアップエリアでの競技馬への騎乗、厩舎へ戻る際の騎乗が含まれる。演技課目開始時点と終了時点での敬礼、表彰式における褒章受領時とウイニングランの際には（保護用ヘッドギアではなく）トップハット/ポニーハットをとってもよい。
- 1.4 しかしながら、この例外に当てはまる選手であっても、自身の安全確保のため、常時保護用ヘッドギアを着用することが望ましい。本規定で認めているか否かにかかわらず、選手が保護用ヘッドギアを外す場合は、常に選手自身がリスクを負うことになる。
- 1.5 トップハットのような形状をした保護用ヘッドギアは、標準的トップハットと同じ条件で着用が認められる。

注記*：保護用ヘッドギアは適用される FEI 一般規程追記 A に定義されている。

注記**：選手は 26 歳になる年の始め（1 月 1 日）から 26 歳とみなされる。

2. 民間人

主催競技および公認競技会において、以下の服装着用が必須である。

上衣：黒あるいは濃紺の燕尾服またはジャケット（縁飾りは許可される）

保護用ヘッドギアあるいはトップハット/ポニーハット：黒あるいは濃紺

乗馬ズボン：白またはオフホワイト

ストッキングまたはタイ：白またはオフホワイト

手袋：白、オフホワイトまたは上衣と同色（黒または濃紺）

長靴：黒（皮革製品）

拍車：4 項を参照のこと

2.4 悪天候の場合、競技場審判団は薄手のレインコート着用を認めることがある。非常に暑い天候の場合、競技場審判団は選手にジャケット着用なしに騎乗を認めることがある。

3. 自衛隊関係者、警察官など

自衛隊関係者、警察官などはすべての主催競技および公認競技会において民間人と同様の服装でも、あるいは制服を着用しても構わない。保護用ヘッドギアに関する必要条件をすべて遵守しなければならない。

4. 拍車

拍車の着用は（別表 1）馬場馬術課目および馬装基準による。その材質は金属製でなければならない。柄は選手の長靴に装着した時に拍車の中央背部から直ぐ後ろへ、カーブを描くか真直に出ているものでなければならない。拍車の腕は表面が滑らかであり、鋭利でないこと。輪拍の場合は輪が鋭利でなく滑らかであり（先端が鋭角でない）、自由に回転するものであること。丸みのある硬質プラスチック製のノブ付き金属製拍車（「インパルス」拍車）は使用が認められる。柄なしの「疑似」拍車も使

用が認められる。

5. イヤフォンおよび／または他の電子通信機器

主催競技および公認競技会において、選手が競技中にイヤフォンや他の電子通信機器を使用することは厳格に禁止され、これに違反した場合は失権となる。しかしトレーニング中およびウォームアップ中のイヤフォンあるいはこれに類する機器の使用は認められる。

第428条 馬装

運動課目ごとの大小勒・水勒・拍車の使用については、別に定める(別表1)。なお、準備運動場に限り、折り返し手綱の使用を可とする。ただし、大小勒使用時においては不可とする。(JEF)

以下が義務づけられている：

1. 馬場鞍は馬体に密着し、ほぼ垂直に長いあおり革と、英国式鍔あるいはセイフティ鍔を備えたものである。

1.1 鍔とセイフティ鍔は閉鎖タイプのものであり、付属物があってはならない。足全体が、あるいは部分的であっても包み込まれる状態ではならず、また決して(マグネットなどで)鍔に付着させてはならない。セイフティ鍔は閉鎖タイプでなければならない。

1.2 については主催及び公認競技会では適用しない。

1.3 サドルカバーの使用は認められない。

2. 鼻革つき頭絡

2.1 バックルや詰め物を除き、ヘッドストール(面がい)と鼻革は全体が革あるいは革様素材で作られていなければならない。頭絡に詰め物をする事は認められる。ヘッドストールの皮革部分を補強するためナイロンあるいは他の非金属素材を使うことはできるが、馬体に直接接触するようではならない。項革と頬革についてのみ、弾力性のある詰め物をする事が許可されるが、馬体や銜に直接接触するものであってはならない。

2.1.1 額革は必要であり、項革あるいはヘッドストールに接するパーツを除いては、革あるいは革に類する素材である必要はない。

2.1.2 頭絡の項革は項のすぐ後ろに位置しなければならず、項の方へ広がっていても良いが頭蓋の背後にかかってはいけない。

2.1.3 交叉鼻革あるいはミクレム頭絡が使われる場合を除き、喉革が必要である。

2.1.4 手綱は、頭絡銜から拳に至る途切れなく繋がっている革紐あるいは綱である。手綱に付属物を付けたら、延長させる事は認められない。銜の両端は各々別の手綱に繋がっていなければならない、手綱は銜にのみ取り付けることができる。手綱はロープあるいはロープ様素材であってはならない。

2.1.5 いかなるレベルの競技でも、馬を傷つけるほどに鼻革をきつく締めてはならない。

2.2 カブソン鼻革付き大勒頭絡、即ち小勒銜とグルメット付き大勒銜の使用が必須である。コンビ鼻革は、下の"フラッシュ"ストラップなしで使用できる(JEF注記:付則16のフラッシュストラップの例を参照)。

グルメットは金属製、革製あるいはその混合でもよい。グルメット留め革、およびゴム、革あるいはシープスキン製のグルメットカバーの使用は任意である。カブソン鼻革もグルメットも馬を傷つけるほどにきつく締めてはならない。

2.2.1 FEI ヤングライダー課目、FEI ジュニアライダー課目では水勒頭絡あるいは大勒頭絡の使用が認められる(別表1参照)。(JEF)

2.2.3 基本的な水勒頭絡には通常のカブソン鼻革、ドロップ鼻革、フラッシュ鼻革、交叉鼻革、コンビ鼻革あるいはミクレムの併用が必要であり、もしくはこれらに類似したデザインの頭絡使用が求められる。

3. 銜

水勒銜、小勒銜、大勒銜は表面が硬質で滑らかでなければならない。ねじり銜とワイヤー銜は禁止である。銜は金属、硬質プラスチック、あるいは耐久性のある合成素材でなければならないが、ゴム／ラテックスでカバーしてもよい。銜は舌に力学的な拘束をもたらすものであってはならない。小勒銜／水勒銜および／または大勒銜の銜身直径は馬を傷つけない程度とする。大勒銜の銜身直径は 12mm 以上、小勒銜の場合は 10mm 以上とする。馬に使用する水勒の場合は直径 14mm 以上、ポニーについては直径 10mm 以上とする。銜身の直径は銜身のリングあるいはチーク付近で測る。

3.1 水勒銜－大勒頭絡の使用が求められない場合は水勒銜が許可される。

3.1.1 水勒銜はルースリング、D-リング、エッグバットチークと共に使用可能である。シングルジョイントあるいはダブルジョイントの水勒銜もアッパーチークあるいはロウアーチーク、ハンギングチーク、フルチークもしくはフルマーチークと共に使用可能である。ルースリングにはリング周囲にスリーブ (sleeve) を付けることができる。

3.1.2 柔軟性のあるゴム製あるいは合成素材の銜身が許可される。

3.1.3 水勒銜にはジョイントが 2 ヶ所までであってもよい。ダブルジョイント水勒銜の中央接続部としてバレルあるいはボールジョイントが認められるが、中央部分の表面は硬質でなければならない。ローラー以外に可動部分があってはならない。中央接続部は銜身とは異なる方向へ傾斜していても良いが、丸みを帯びたエッジでなければならない。舌押えの作用があってはならない。

3.1.4 ダブルジョイント水勒銜あるいは回転式銜身付きの水勒銜は、舌ゆるめとなるような形状でも良い。舌ゆるめの余裕は舌の側縁下部から最大で高さ 30mm とする。最も幅広の部位は銜身が舌に接する部分でなければならない。その幅は少なくとも 30mm 必要である。ジョイントあり／なしの水勒頭絡の銜身は、上述した寸法内でカーブしていても良い。

3.2 小勒銜 - 小勒銜は、大勒銜と併用して大勒頭絡を構成する水勒銜と定義される。

3.2.1 小勒銜はルースリングおよびエッグバットチークとの併用が可能である。

3.2.2 小勒銜には 1 ヶ所あるいは 2 ヶ所のジョイントがなければならない。ダブルジョイント小勒銜の中央接続部として、バレルあるいはボールジョイントが認められるが、中央部分の表面は硬質でなければならない。ローラー以外に可動部分があってはならない。中央接続部に舌押えの作用があってはならない。

3.2.3 銜の中央接続部にロックがかかり、ミュールマウス水勒銜の効果がある小勒銜は許可されない。

3.2.4 柔軟性のあるゴム／合成素材の小勒銜は許可されない。

3.3 大勒銜

3.3.1 大勒銜の銜身から下のレバーアーム (銜枝) の長さは 10cm までとする。アッパーチークはロウアーチークより長くてはいけない。大勒銜に遊動式銜身がついている場合、大勒銜の銜身から下のレバーアーム (銜枝) の長さは、銜身が一番高い位置にある時に 10cm を超えてはならない。

3.3.2 大勒銜には真直ぐなチークあるいは S 字形チークをつけることができる。回転式レバーアーム (銜枝) を付けても良い。

3.3.3 銜身は真直ぐであるか、あるいは舌ゆるめとなるような形状でも良い。舌ゆるめの余裕は舌の側縁下部から最大で高さ 30mm とする。最も幅広の部位は銜身が舌に接する部分でなければならない。その幅は少なくとも 30mm 必要である。

3.3.4 グルメットは金属製か革製、あるいはその組み合わせでもよい。グルメットカバーは革、ゴム、

あるいはシープスキン製でもよい。グルメットのフックは固定しても、固定しなくても良い。

4. 鞭

すべての競技会において、アリーナでの演技中はいかなる種類の鞭も携帯することはできない。ただし練習馬場で全長が 1.20m まで（ポニー競技では 1.00m まで）の鞭を 1 本使用することは認められる。鞭は競技用アリーナの周囲スペースへ入る前に落とさなければならず、落とさなかった場合は減点となる。（第 430 条 6.2 を参照のこと）。（JEF）

競技会場に到着した時点から騎乗、手綱を引いて常歩で歩かせること、引き馬、調馬索（調馬索用追い鞭は許可）を行う選手についてのみ、競技会場のどこにおいても鞭を 1 本（1.20m 以内／ポニーの場合は 1.00m 以内）携帯することが認められる。グルームも上記のように馬を常歩で歩かせること、引き馬、調馬索を行うことができる。他の者は馬のトレーニングに関わりがない場合に限り、鞭の携帯が認められる。

安全上の理由から、表彰式では鞭の携帯が認められる。

5. 装具

マルタンガール、胸あて、ビットガード、ブーツ、あらゆる装具（ベアリングレーン、サイドレーン、ランニングレーン、バランシングレーン、ネーザル・ストリップなど）、およびあらゆる形態のプリンカーもその使用は厳しく禁止されており、これに違反した場合は失権となる。本規程第 430 条を参照のこと。

6. その他

リボンや花などの非常に派手な飾りを馬の尾などに施すことは厳しく禁止されている。しかし馬のたてがみや尾を通常のやり方で編み込むことは許可される。

6.1 人工の尾／長く見せるために付ける尾は、事前に許可を得ている場合に限り使用が認められる。

（ホックや紐穴を除いて）人工の尾に金属部分があってはならず、また重りを付けてもいけない。

6.2 イヤーフードはすべての競技会で使用が認められ、これにより雑音を軽減する効果も見込まれる。

しかしながらイヤーフードで馬の目を覆ってはならず、また第 428 条 6.3 は例外として耳栓は許可されない。イヤーフードは控えめな色合いとデザインであること。イヤーフードを鼻革に装着することはできない。

6.3 馬の耳栓の使用は表彰式においてのみ許可される。

6.4 馬にいかなる飾りを施すことも認められない。

7. フライマスク：馬の目を覆うプリンカーとフライマスクの使用は競技用アリーナでは禁止される。

8. 馬装の点検

禁止された装備で選手がフィールドオブプレイに入ることを防止するため、最終ウォームアップ馬場を出る前にスチュワードによる目視チェックを行うことができる。目視チェックは選手をサポートする意味合いがあり、義務づけではないため選手はサポートを断ることができる。しかし、禁止された馬装で入場しない責任はすべて選手にある。スチュワード 1 名を選任して、各馬がアリーナを出た直後に馬装を点検させなければならない。馬装が規定にそぐわない場合は C 地点審判員に報告し、これが確認されれば、当該馬は即時失権となる。馬によっては口が敏感なため、頭絡の点検には細心の注意を払わなければならない（FEI スチュワードマニュアルを参照）。

スチュワードは、頭絡を点検する際に使い捨ての手術用／保護用手袋を着用しなければならない（各馬につき 1 組の手袋）。

9. ウォームアップとトレーニングエリア

前記 1 項～4 項はウォームアップ馬場や他のトレーニングエリアにも適用されるが、これらの馬場ではカブソン鼻革や通常のドロップ鼻革、メキシコ鼻革、フラッシュ鼻革付きの水勒頭絡、ブーツ、バンデージの使用が認められる。調馬索運動では、ロンジングカブソン、両側に 1 本ずつのサイドレーンやダブル・スライディング式サイドレーン（トライアングル）が許可される。調馬索では調馬索用レーン 1 本のみ使用が許可され、調馬索用カブソンあるいは水勒銜／小勒銜に装着しなければならない。大勒銜に調馬索用レーンを装着して調馬索を行うことは許可されない。

10. 個体識別番号

到着時に主催者から個体識別番号を提供される場合には、各馬は到着時に主催者から提供される個体識別番号を、競技会期間を通して着用しなければならない。スチュワードを含むどの役員でも馬の個体識別ができるよう、(到着時から競技会終了まで)実際に競技を行っている間、また練習およびスクーリングエリアで運動を行っているいかなる時も、あるいは引き馬で歩かせている時もこの番号を付けていることが義務づけられる。この番号の着用を怠った場合は先ず警告カードが渡され、これが繰り返された場合は競技場審判団から当該選手に罰金が科せられる。個体識別番号の文字色は指定しないが、白地に控えめな記載とする。

11. ブーツとバンデージ

アリーナでの演技中は馬の肢にブーツおよび／またはバンデージを付けることは禁止である。ブーツおよび／またはバンデージは、競技用アリーナ周囲のスペースへ入場する前に外さなければならず、これを怠った場合は選手にペナルティが科される（第 430 条を参照）。

第 429 条 競技場（アリーナ）と練習馬場

1. 主催競技会および公認競技会における審判員数は、別表 1 の通りとする。なお、審判員の配置は、本規程第 429 条 5 による。また、競技場が 20m×40m の場合の寸法および標記は、別表 2 による。
(JEF)

2. アリーナの規格

アリーナは平坦で高低差がなく、長さ 60m、幅 20m の広さとする。対角線あるいは長蹄跡での高低差はいかなる場合も 60cm 以内、短蹄跡ではいかなる場合も 20cm 以内とする。アリーナは主として砂馬場でなければならない。上記の測定値はアリーナフェンスの内側を測定した値とし、このフェンスは観客から少なくとも 10m 以上の距離をおいて設置する必要がある。これについては JEF が例外を認めることがある。競技が屋内で行われる場合、アリーナは原則として壁から 2m 以上離れていなければならない。アリーナそのものは高さ約 30cm の低い白色フェンス（レールは硬質であってはならない）で囲うこと。A 地点でのフェンスは選手を入退場させられるよう、簡単に取り外しできるものとし、原則として、選手の演技中および（選手と選手の）演技間 は C 地点審判員が開始の合図を出すまで閉鎖していなければならない。入場口の広さは 2メートル以上なければならない。フェンスのレールは馬の蹄が踏み込んで抜けなくなならないよう配慮したものであること。
レールの構成素材に金属が含まれていてはならないが、材質は問わないものとする。(JEF)

3. 馬場馬術アリーナフェンスとジャッジボックス／テーブルへの広告表示
(JEF 注記：主催及び公認競技会では適用しない)

4. 地点標記

アリーナフェンスの外側に設置する地点標記は、フェンスから 50cm ほど離して明確に表示することとする。フェンス自体にも該当標記と同じ位置に印を付すことが義務づけられる。地点標記やそのホルダーに広告を施すことは認められない。地点標記は観客からも見えるように設置する。

5. 審判員の配置

3 名の審判員を短蹄跡に沿って配置しなければならないが、屋外競技ではアリーナから 3m 以上、5m 以内の位置とするが、屋内競技の場合は 2m 以上離すことが望ましい。C 地点審判員は中央線の延長線上に、またその他の 2 名（M 地点と H 地点）は長蹄跡の延長線上より内側へ 2.50m の位置に配置する。サイドの審判員 2 名（B 地点と E 地点）は各々の B 地点、E 地点でアリーナから 3m 以上、5m 以内の位置に配置するが、屋内競技では 2m 以上離すことが望ましい。審判員が 3 名の場合は、1 名が長蹄跡側に座るべきである。本規程第 437 条を参照のこと。

6. ジャッジボックス

各審判員に個別のジャッジボックスか台座を用意しなければならない。高さは地上より 50cm（自由演技課題ではもう少し高い方がよい）以上とし、アリーナがよく見えるようにする。ジャッジボックスは 4 名を収容できるよう十分な広さがなくてはならない。ジャッジボックスはアリーナ全体を良く見渡せる状態にする。

ただし、パソコン入力をブース内で行わない場合、4 名の収容を義務付けるものではない。(JEF)

6.1 ジャッジボックスへは、審判業務に関わる者のみ入ることができる。

いかなる例外も審判長の事前承認が必要である。

7. 小休止

6～10 名の選手が演技を終える毎に 10 分間程度の休憩を入れ、馬場表面を整備しなければならない。馬場馬術競技の実施中に設ける小休止あるいは休憩は、いかなる場合も 2 時間（昼食など）を限度と

し、また他の競技をその間に入れてはならない。

しかし 1 競技の出場選手数が約 40 名を超える場合には、組織委員会はこの競技を 2 日間に分けて実施しなければならない。

8. アリーナへの入場

アリーナへの入場前に外周を騎乗することが実質的に困難な競技については、ベルの合図前に、選手はアリーナへ入ることが認められる。ベルの合図後、選手はアリーナから外へ出ずに演技を開始する。アリーナ外周を騎乗できる競技の場合、選手はベルの合図前にこのアリーナ周辺スペースへ入ることが認められるが、アリーナへはベルの合図があってから入ることができる。

C 地点審判員はベルと時計／時間に責任を有する。

9. アリーナでのトレーニング

選手／馬は競技で演技を行う場合か、あるいは組織委員会の裁量によりメインアリーナがトレーニング用に開放される場合を除き、いかなる場合も競技用アリーナを使用してはならず、これに違反した場合は失格となる（下記参照）。いかなる例外も技術代表または競技場審判団長の承認が必要である。

10. 練習馬場

望ましくは競技会の第 1 競技開催の 2 日以上前から、選手が自由に使用できる広さ 60m×20m の練習馬場を少なくとも 1 つは設置しなければならない。可能であればこの馬場は競技用アリーナと同じフットイングで準備する。

60m×20m の練習馬場を提供できない場合は、選手に競技用アリーナでの練習を許可しなければならない。競技用アリーナをトレーニング目的に使用できる時間帯を定めて予定に組み、実施要項へ明記すること。競技用アリーナでのトレーニングを認める場合は、競技用アリーナを実際の競技仕様のセットアップにできるだけ類似させて最終ウォームアップ用に準備することが望ましい。

「テンミニッツアリーナ」は、競技用アリーナへ入場する前の最終練習馬場である。

10.1 「テンミニッツアリーナ」は、メインアリーナと同じフットイングでなければならない。

10.2 選手は、前の選手がメインアリーナへ入場するためにこの馬場から出た後に「テンミニッツアリーナ」へ入ることができる。「テンミニッツアリーナ」へ入ることができるのは 1 選手のみである。

10.3 この「テンミニッツアリーナ」の使用は、選手に義務づけられるものではない。

10.4 スチュワードは、厩舎の公式開放時刻から常時臨場して、すべてのトレーニング／ウォームアップを監視しなければならない。当該競技会が公式に開始となる前でも諸規定を執行することができる。

10.5 馬装の調整を行うことは認められ、通常範囲内での馬の手入れが許可される。

11. 中断

競技が妨げられるような技術面での不備があった場合は、C 地点審判員がベルを鳴らす。明らかに外的要因で競技が妨げられた場合にも、同様の手順を適用することが推奨される。異常な気象条件あるいはその他の極限状況では、C 地点審判員がベルを鳴らして演技を中断させることができる。技術代表／組織委員会も、競技を止めるよう C 地点審判員に提案できる。これにより影響を受けた選手は、競技再開が可能になった段階で演技を再開し、完結させることとする。

自由演技課目の最中に選手の曲が途切れてしまい、バックアップ態勢がない場合、選手は C 地点審判員の許可を得てアリーナを出ることができる。他の選手の出場時刻にはできるだけ影響を与えないように配慮する。当該選手は予定されていた競技の休憩時間帯か競技の最後に演技を終了させるか、あるいは演技を初めからやり直す。C 地点審判員は当該選手と話し合い、演技再開の時刻を決める。初めから演技をやり直すか、あるいは音楽が中断したところから再開するかは当該選手の判断に任される。いずれにしても、既に与えられた点数は変更しない。

演技に影響を及ぼすと思われる異物がアリーナ内に入った場合には演技を中断させなければならない、その物体が除去された時点で選手は演技を継続することができる。

規定課目で選手が演技を再開しなければならない場合、選手は課目の最初から始めるか、あるいは中断した箇所から始めるかを選択できる。中断前に与えられた点数はそのまま残る。

第 430 条 競技課目の実施

JEF 公式課目はすべて暗記して演技を行い、課目に定められた順序ですべての運動項目を演技しなければならない。

1. ベルによる合図

ベルによる合図の後、選手は 45 秒以内に A 地点よりアリーナへ入らなければならない。自由演技課目の場合、選手は音楽スタートの合図をするまでに 45 秒が与えられ、音楽のスタートから 30 秒以内にアリーナへ入らなければならない。

自由演技課目の最中に技術的な不備があったり、音楽の鳴り出しが遅かった場合には、C 地点審判員が計時を止めて問題の解消後に計時を再開させることができる。C 地点審判員はベルと時計／時間について責任を負う。可能な限り 45 秒を示す時計を使用すべきであり、選手には常にはっきりと見えるように設置しなければならない。

馬が排便あるいは排尿を始めた場合は時計を止め、馬が演技を再開できるようになった段階で時計を再スタートさせる。

2. 敬礼

選手は敬礼の際に片手で手綱を持たなければならない。トップハット／ボーラーハットを着用している選手は、脱帽するか頭を下げるだけにするか選択できる。

3. 経路違反

選手が「経路違反」(回転を間違えたり、あるいは運動項目を抜かすなど)をした場合、C 地点審判員はベルを鳴らして当該選手に警告する。必要であれば C 地点審判員はどこから演技をやり直すか、次に行く運動は何かを示して演技を続行させる。しかし選手が「経路違反」をしても、ベルを鳴らして演技の流れを止める必要のない場合もある。例えば K 地点で中間速歩から収縮常歩へ移行すべきところを V 地点で移行した場合、あるいは A 地点より中央線を駈歩で進んで L 地点でピルーエットを行うところを D 地点で行った場合などに、ベルを鳴らすか否かは C 地点審判員が判断する。しかし経路違反でベルが鳴らされず、それと同じ運動項目が当該課目の中で繰り返し求められていて、当該選手がまた同じ誤りをした場合には、1 回の誤りについてのみ減点する。

経路違反か否かの判断については、C 地点審判員に唯一決定権がある。これに従って、その他の審判員のスコアを調整する。

4. 課目／実施の誤り

選手が「課目の実施の誤り」(速歩ではなく軽速歩をとるなど)を犯した場合は、「経路違反」と同じく減点しなければならない。C 地点審判員が経路違反と判断(ベルを鳴らす)しない限り、原則として選手は運動項目をやり直すことはできない。しかし選手が既に運動を開始して同じ運動項目をやり直すようとしている場合には、審判員は最初の運動を採点対象とし、同時に経路違反として減点する。

5. 気付かれなかった誤り

競技場審判団が誤りに気付かなかった場合は、疑わしい場合でも選手は有利に扱われ、その誤りで減点されることはない。

6. ペナルティ (JEF)

6.1 「経路違反」

上述の場合を除き、ベルが鳴らされたか否かにかかわらず、「経路違反」はすべてペナルティの対象となる。

1 回目 (各審判員の) 合計得点率から 2%減じる

2 回目 失権

ジュニア課目での最初の経路違反は各審判員の得点率から 0.5%が差し引かれ、2 回目の違反は 1%の減点、3 回目の違反で失権となる。

JEF 制定課目においては、最初の経路違反は各審判員の得点率から 0.5%が減点され、2 回目の違反は 1%の減点、3 回目の違反で失権となる。

6.2 その他のペナルティ事項

ペナルティを適用するか否かの判断は C 地点審判員の責務であり、一貫性を保つため、他の審判員の審査用紙もこれに従って記載する。

以下の場合すべて過失とみなされ、それぞれの過失につき各審判員で 2 点が減点されるが、違反回数は累計されず、失権になることはない (自由演技課目を含む) :

- アリーナ周囲のスペースに鞭をもって、あるいは馬の肢にブーツを装着したまま、もしくは規定外の服装 (例えば手袋をしていない) で入場すること、および/または馬場馬術アリーナに鞭をもって、あるいは馬の肢にブーツを装着したまま、もしくは規定外の服装 (例:手袋をしていない) で入場すること。演技開始後に誤りが判明した場合、C 地点の審判員は、選手を止め、かつ可能であれば補助員をアリーナに入れて、これらを外させる。選手は、始めから (この場合は馬場埒の内側から) あるいは止められた運動項目から再開する。止められる以前の得点は変更しない。
(JEF 注: 国内競技に関しては、再開する運動項目は C 地点審判員の指示による)
- ベルの合図前にアリーナへ入場すること
- ベルが鳴ってから 45 秒以内にアリーナへ入場しなかったものの、90 秒以内には入場した場合
- 自由演技で、音楽が始まってから 30 秒を超過して入場した場合
- 自由演技課目が、審査用紙に規定された時間よりも長い場合、芸術性得点率から 0.5%が差し引かれる。
- 繰り返し舌鼓や声を使用すること
- 選手が敬礼時に片手で手綱をとらなかった場合

6.3 減点: 減点は各審判員の審査用紙にて、当該選手の合計得点から差し引かれる。

7. 失権

7.1 跛行

著しい跛行が見られる場合、C 地点審判員は選手に失権を通告する。この決定に対して上訴することはできない。

7.2 反抗

いかなる反抗も、20 秒を超えて演技を中断させた場合は失権となる。しかしながら選手や馬、役員、観客に危険がおよぶと思われる反抗については、安全上の理由から 20 秒よりも早い時点で失権となる。これは馬場馬術アリーナへの入場前、あるいは退場する際の反抗についても適用する。

7.3 落馬

人馬転倒あるいは選手が落馬した場合、当該選手は失権となる。

7.4 馬場馬術課目の演技中にアリーナから出た場合

課目の開始から終わりまでの馬場馬術競技中に、馬の四肢すべてがアリーナから出てしまった場合は

失権となる。

7.5 許可されていない援助

音声や合図など外部からのいかなる援助（イヤフォンおよび／または電子通信機器を含む）も、選手あるいは馬への不正もしくは許可されていない援助と見なされる。積極的な援助を受けた選手あるいは馬は、失権としなければならない。

7.6 出血：

7.6.1 課目演技中に C 地点審判員が馬体のいずれかの部位に鮮血があると疑った場合、同審判員はその馬を止めて確認する。当該馬に鮮血が認められた場合は失権となる。失権は最終判断である。同審判員が点検して鮮血ではないことが明らかになれば、当該馬は演技を再開して課目を終了させることができる。

7.6.2 大会スチュワードが演技終了後の馬装点検時に馬の口あるいは拍車があたる部位に鮮血を認めた場合（第 430 条 10）、同スチュワードは C 地点審判員にこれを伝え、同審判員は当該人馬を失権とする。血液が馬体に認められた場合には大会獣医師を呼び、当該競技会の後続競技へのこの馬の競技継続適性について判断を求める。

7.6.3 上記に従って馬が失権となった場合、あるいは演技中に怪我をして演技終了後に出血し始めた場合には、大会獣医師が次の競技前に検査して翌日以降にその馬が競技会で継続出場する適性があるかを判断する。大会獣医師の判断は上訴の対象とならない。

7.7 失権となるその他の理由

- 人馬コンビネーションが競技課目で求められているレベルの運動を行えない場合
- 演技が馬のウェルフェアに反し、そして／または虐待となる騎乗を呈している場合
- 人馬コンビネーションがベルの合図から 90 秒以内に競技用アリーナへ入場しない場合。ただし、正当な理由（落鉄など）が C 地点審判員へ通知された場合を除く。
- 第 430 条 6.2 に記載されていない許可されない装備で騎乗した場合

8. 減点

減点は各々の審判員の審査用紙にて、当該選手の合計点から差し引かれる。

9. 所定地点での運動項目の実施

アリーナの所定地点で実施されるべき運動項目については、選手の体はその地点の上に来た時に行うものとするが、ただし馬が斜線あるいは直角に地点標記に近づいて行う移行の場合を除く。この場合は移行に際して馬体が真直ぐであるよう、馬の鼻先が地点標記の蹄跡上に達した時点で移行を行わなければならない。これにはフライングチェンジの実施も含まれる。

10. 課目の開始／終了

課目は A 地点からの入場に始まり、演技終了の敬礼を終えて馬が前進し始めた時点で終わる。出血や装具の適否を確認する目的で選手／馬の点検が行われる場合には、馬装点検終了まで課目の終了とみなされない。課目の開始前、あるいは終了後のいかなる偶発的出来事も、点数に影響を及ぼさない。選手は競技課目に記載された方法でアリーナから退場する。

11. 自由演技課目に関する詳細

選手は音楽が始まってから 30 秒以内にアリーナへ入場しなければならない。自由演技課目の始めと終わりでは、停止して敬礼することが義務づけられている。演技時間は選手が停止の後に前進を始めた時点で開始となり、最後の敬礼で終了となる。

詳細については「ジャッジへの指針-FEI 自由演技課目」と「自由演技課目における難度の判断に関わ

るガイドライン」を参照のこと。(JEF)

第431条 時間

競技課目の所要時間

自由演技課目についてのみ実施時間の計測を行う(別表1)。その他の審査用紙に記載されている時間は参考に過ぎない。(JEF)

第432条 採点

1. すべての運動項目と、一つの運動から別の運動への所定の移行が審判員によって採点され、審査用紙に記録される。
2. 各審判員は最低0点から最高10点までの点数で採点する。
3. 点数の尺度は次の通りである：

10 優秀	7 おおむね良好	4 不十分	1 極めて不良
9 極めて良好	6 基本的な要求を満たしている演技	3 やや不良	0 不実施
8 良好	5 まず可とみる	2 不良	

審判員の判断により、運動項目と総合観察点では0.5から9.5の間で0.5点も使用できる。

「不実施」とは、要求された運動項目を実質的に何も行わなかったということである。

自由演技課目では、すべての点で0.5をつけることができ、芸術点では0.1の小数も使用できる。

4. 総合観察点：選手が演技を終了した後に、選手の姿勢とシート；扶助の正確さと有効性（総合的印象）について総合観察点が与えられる。
総合観察点は0点から10点で採点される。
5. 総合観察点と特定の難度の高い運動項目には、FEIが定める係数を設けることができる。

第433条 審査用紙

馬場馬術運動課目は、JEFホームページからダウンロードして使用すること。(JEF)

1. 審査用紙には2つの欄があり、初めの欄は審判員が最初の採点を記入する欄で、2つ目の欄は修正点を記入する欄である。いかなる修正点も修正した審判員によるイニシャルでの署名が必要である。審判員のスコアは当該審判員による是認が必要である。
2. また審判員の所見欄もあり、審判員はできる限りその採点の理由を記載するべきである。少なくとも5点以下を与えた場合は、所見を与えることが強く推奨される。

3-5項は、主催および公認競技会では適用しない (JEF)

6. 最終成績は審判長あるいは技術代表が必要に応じて署名しなければならない。

第434条 順位

1. 各演技が終了し、各審判員が総合観察点を記入して署名した後に審査用紙が記録係へ渡される。係数が設けられているところでは得点に係数を掛け、合算する。

2. 各審査用紙における得点を合算し、これを得点率に換算したものを合計して順位を決定する。経路違反の減点%は（各審判員の）合計得点率から差し引く。成績とスコア（芸術性得点率と技術性得点率を含む）はすべて小数点以下第3位までの表示で発表しなければならない。

3. 個人順位は次の要領で決定する：

3.1 すべての競技において優勝者は最終得点率が最も高い選手、第2位は次点の選手、以下同様とする。
同点

上位第3位までで最終得点率が同率となった場合は、審判員らが出したスコア（得点率）の中央値を比較し、これが最も高い順に順位を決定する。中央値とは中間の値である。一連のスコアで中央値を求めるには、スコアを低い方から並べる必要がある。例えば 68.5% - 69% - 70% - 70.5% - 71% ; この場合は 70%が中央値である。

自由演技課目の上位第3位までで同率となった場合は、芸術点の高い選手を上位とする。

これ以外の順位で同じ得点率となった場合は同順位とする。

(JEF注：第4位以下の順位をつける必要がある場合は、上位第3位までと同様の手順により決定する。)

4. 本条文は主催および公認競技会では適用しない (JEF)

5. 苦情／抗議

公式ミスに関する抗議／苦情については、正式認可を受けたビデオ（公式ビデオ録画の契約がある場合）のみ証拠として使うことができる。

第435条 成績の公表

1. 各演技終了後、各審判員が与えた得点率が計算され、総合成績とともに個別に仮発表される。

1.1 計算に使用する参照用の最高総得点は各審査用紙に示す。(JEF)

例：グランプリ：460点

自由演技グランプリ：技術点として200点、芸術点として200点

1.2 得点率：得点率計算は次の原則に則ってすべて小数点以下第3位へ四捨五入する。例えば 0.0011 - 0.0014 は切り捨てとし、0.0015 - 0.0019 は切り上げる。

2. 計算：

2.1 技術点のみで評価される課目では、各審判員の得点率は運動項目ごとの得点を合計して最高総得点で除し（第435条1.1を参照）、100を掛けて求める。

2.2 技術点と芸術点で評価される課目では、各審判員の得点率は技術性と芸術性の得点率を合計し、2で除して求める。(JEF)

2.3 最終得点率は、各審判員の得点率を合算して審判員の人数で割り、求める。

(例)

1)各審判員の得点率：E=69.990%、H=70.333%、C=70.205%、M=71.120%、B=69.660%；

2)最終得点率：70.262%

3. 成績はすべて小数点以下第3位までパーセント表示で発表しなければならない。

4. 本条文については主催および公認競技会では適用しない (JEF)

5. 選手が競技前に出場を取り止める、あるいは課目の演技前または演技中に棄権する、失権となる、または「ノーショウ（現れず）」であった場合は、成績表の選手名の後に「出場辞退(WD)」、「棄権(R)」、「失権(EL)」「ノーショウ(NS)」の用語かその短縮文字を表記しなければならない。
- 出場辞退（Withdrawn）（Excused）； 選手が演技を始める前に、正当な理由で審判長の許可を得て出場を取り消した場合
 - 棄権（Retired）；演技を始めたがやめてしまった場合
 - 失権（Eliminated）；選手が演技を始めたが本規程に違反したため演技を中止しなければならなかった場合
 - ノーショウ（No show）；選手が事前通知なく競技に姿を現さなかった場合

6. スコア表示

演技中は審判員にスコアが見えないようにするべきである。

第 436 条 本条文については主催および公認競技会では適用しない（JEF）

第 436 条 表彰

第 437 条 競技場審判団

審判員の禁止事項

審査中、携帯電話を含む電子通信機器の使用は禁止する。審判員はその日の審判業務が終了するまで、アルコール飲料を飲むべきではない。終了した演技の得点は、進行中の競技中に審判員へ提供されるべきではない。

上記以外の FEI 条文は主催および公認競技会では適用しない（JEF）

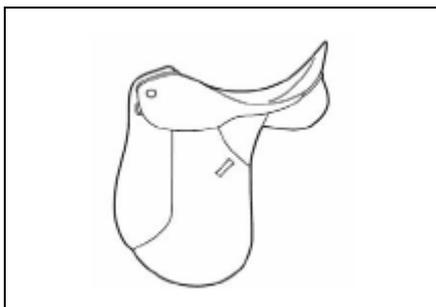
第 438 条から第 459 条については、主催および公認競技会では適用しない（JEF）

付則 1 から付則 15 については、主催および公認競技会では適用しない

付則 16 用具／馬具参照例

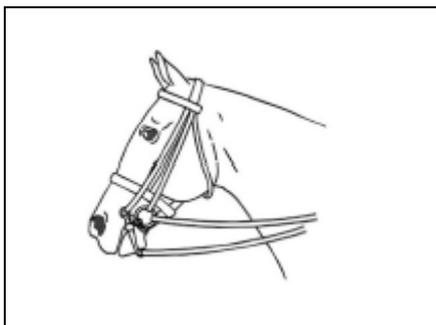
本付則は第 428 条の参照用であり、記述規定と併せて参照しなければならず、記述規定は本付則に優先する。下記の図は参照例であり、馬に同様の影響を及ぼす類似用具も記載規定に準拠していれば認められる。

鞍

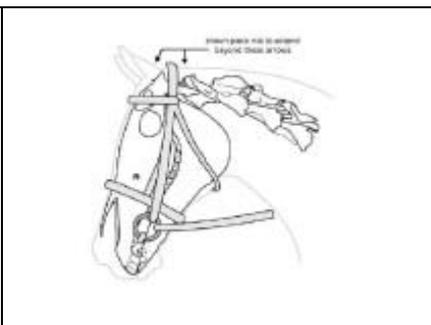


馬場馬術用鞍の例

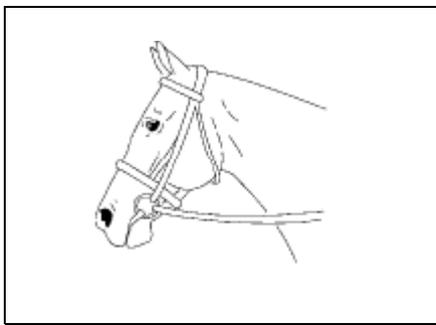
頭絡



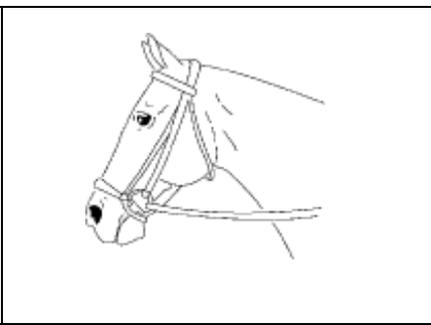
カブソン鼻革、喉革、小勒銜と大勒銜、グルメットと共に使用する大勒頭絡の例



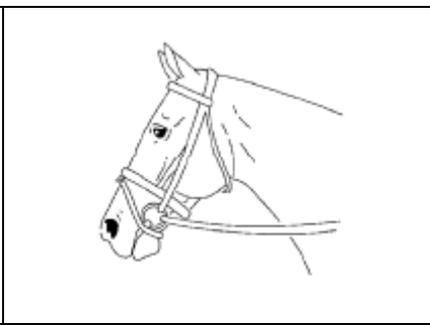
項革は矢印で示した 2 ヶ所の部位を超えて広がってはいならない。



カブソン鼻革の例



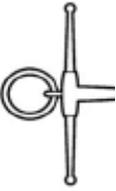
ドロップ鼻革の例



フラッシュストラップの例

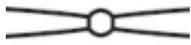
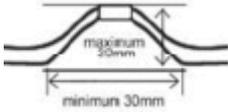
		
<u>交叉／メキシコ／グラクル鼻革の例</u>	<u>コンビ鼻革の例－喉革は不要</u>	<u>ミクレム式頭絡の例－喉革は不要</u>

銜
チークピース：

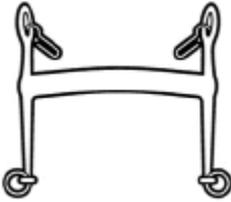
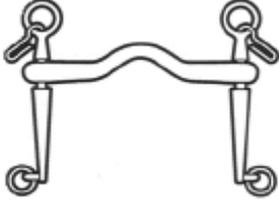
		
<u>ルースリングチークの例</u>	<u>エッグバットチークの例</u>	<u>D-リングチークの例</u>
		
<u>アップーチークの例</u>	<u>フルチークの例</u>	<u>ハンギングチークの例</u>
		
<u>フルマーチークの例</u>		

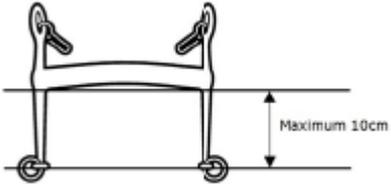
銜身：

		
<u>シングルジョイント銜身の例</u>	<u>ダブルジョイント銜身の例</u>	<u>ダブルジョイント銜身の例</u>

		
<u>棒銜身の例</u>	<u>バレルジョイントの例</u>	<u>ボールジョイントの例</u>
		
<u>ダブルボールジョイントの例</u>	<u>ローラー付きセンターピースの例</u>	<u>舌ゆるめの寸法</u>

大勒銜：

		
<u>真直ぐなチーク付き大勒銜の例</u>	<u>舌ゆるめと遊動式銜身の付いた大勒銜の例（回転式アームも許可される）</u>	<u>S 字形チークの付いた大勒銜の例</u>


<u>レバーアーム（銜枝）の長さ上限</u>

	
<u>グルメットの例</u>	<u>革製グルメットカバーの例</u>
	
<u>グルメット留め革の例</u>	<u>グルメットカバーの例</u>

第5編 総合馬術競技

本編は FEI 総合馬術規程第 25 版 (2019 年 1 月 1 日更新)による。

総合馬術ビジョン表明

総合馬術は馬術競技の要素をほぼすべて盛り込んだ複合競技であり、選手はあらゆる面で馬術の豊かな経験と自馬の能力的確な把握が求められ、馬については理にかなった段階的なトレーニングで培われた一定の総合能力が求められる。

クロスカントリー競技は騎乗能力とホースマンシップが試される最もスリルある、意欲のかきたてられるオールラウンドな競技であり、正しいトレーニング原則と騎乗理念の成果が報われる。この競技は飛越能力、調和、人馬間の信頼を示し、変わりやすい様々な競技条件（天気、地勢、障害物、フットイングなど）に適應できる人馬の能力に主眼がおかれ、全体として「素晴らしい光景」となることが求められる。

この競技に関わるいかなる者も、意欲のかきたてられるスリルあふれる競技が本来備え持つそれなりのリスクレベルを認識し、これを受け入れなければならない。

どのレベルにおいても、競技レベルや競技自体に内在する以上のリスクにさらされることのないよう、責任能力のある選手が段階的な調教を受けた馬で競技に出場することが肝要である。

第1章 概要

第500条 はじめに

500.1 定義

総合馬術競技は 3 種類の異なる競技で構成され、選手は馬場馬術競技、クロスカントリー競技、障害飛越競技を通して同一馬に騎乗する。

500.2 責任

500.2.1 選手

選手には本総合馬術規程を理解し、これらを遵守する最終責任がある。スチュワードや役員が選任されている場合でも、また（選手の遵守義務が）本総合馬術規程に記載されているか否かにかかわらず、選手はこの責任を免れることはできない。

第 500.2.2 条は主催および公認競技会では適用しない。

500.2.3 セイフティ・オフィサー

総合馬術競技会を開催するすべての OC は、セイフティ・オフィサー (SO) を任命し、総合馬術リスクマネジメントに直接関わる事例すべてについて JEF と連絡をとらせなければならない。(JEF)

500.2.4 登録

公認競技に出場する選手と馬はすべて、毎年 JEF 登録しなければならない。(JEF)

第 500.2.5 条は主催および公認競技会では適用しない。

第2章 競技の構成

第501条は主催および公認競技会では適用しない。

第502条 フォーマットとレベル

競技はフォーマットとレベルによっても定義される。(JEF：別表参照)

502.1 フォーマット

502.1.1 定義

フォーマットにより競技のテクニカル面の一部（競技の開催期間、クロスカントリーの難度、競技の順番など）が規定される。

502.1.2 ロングフォーマット競技 (CCI-L)

ロングフォーマット競技は3日以上にわたって行われる。馬場馬術競技は選手数により1日あるいは連続した数日間の日程で行われ、その翌日にはクロスカントリー、そしてその翌日には障害馬術競技が行われる。

ロングフォーマット競技のクロスカントリーコースは、馬に極めて高い競技適性を求める全長であり、良い成績を出すにはスタミナが必要である。

クロスカントリー競技は必ず障害馬術競技の前に行う。

502.1.3 ショートフォーマット競技 (CCI-S)

ショートフォーマット競技は1日あるいは数日の日程で行われる。馬場馬術競技は必ず最初に行われ、続いて同日あるいは翌日に障害馬術競技とクロスカントリー競技が行われる。

ショートフォーマット競技におけるクロスカントリーコースの難度は、スターシステムで考えればロングフォーマット競技と同じであるが、コース全長は短く難度はより高い。

クロスカントリー競技は障害馬術競技の後に行うことが望ましい。

502.1.4 統一フォーマット競技 (CCI1*-イントロダクトリー) (CCN1*も同様とする - JEF)

CCI1*-イントロダクトリーは、競技の順序とホースインスペクション要件に従い、ショートフォーマットかロングフォーマットで開催できる。

502.2 難度レベル

レベルは競技の難度を示すものであり、低レベルから高レベルへと段階的に難度があがるEVシステムとスターシステムで決まる。

(JEF：別表参照) (JEF)

第503条 カテゴリー

第503.1条は主催および公認競技会では適用しない。

503.2 選手の年齢

1. 選手の年齢

主催および公認競技会におけるヤングライダー、ジュニアライダー、チルドレンライダーの年齢区分は、別途定める。(JEF)

2. 選手の国籍と馬の所有者の国籍

全日本選手権競技を除く主催および公認競技会においては制限しない。(JEF)

3. 選手の出場頭数制限

主催および公認競技会においては、実施要項に明記する。(JEF)

第 503.3 条は主催および公認競技会では適用しない。

503.4 馬の年齢

馬の年齢として次の下限がすべての競技に適用される。

CCN1*レベル競技：馬は 6 歳となる暦年の始めから CCN1*レベルの競技に出場できる。(JEF)

第 503.5 条から第 504 条については主催および公認競技会では適用しない。

第 3 章 競技運営

第 505 条から第 509 条は主催および公認競技会では適用しない。

第 4 章 役員

第 510 条から第 514 条は主催および公認競技会では適用しない。

第 515 条 役員の任務

競技場審判団、技術代表、コースデザイナーおよび獣医師代表は、組織委員会と協力して競技開催に向けた準備がすべて公正で安全、かつ適切に行われるよう尽力しなければならない。

この準備対象としては馬場、コース、障害物およびフットイングが含まれるが、特にクロスカントリーと障害馬術コースの難度レベルには注意を払い、いかなる場合も競技レベルを十分遵守した難度としなければならない。

どのレベルにおいても、馬と選手が正しくかつ効率よく技術を高めてゆけるよう、競技の EV レベル、スターレベルに即した正しい難度レベルでクロスカントリーコースと障害馬術コースを設定することが最優先事項である。(JEF)

515.1 役員の管轄

競技場審判団の管轄期間は第 1 回ホースインスペクションの開始 1 時間前、または馬場馬術競技の開始 1 時間前のいずれか早い時点で始まり、最終成績発表の 30 分後に終了する。

しかしながら競技場審判団はクロスカントリーコースの視察を行い、これを承認した時点から管轄権を行使することもできる。

515.2 競技場審判団

515.2.1 任務概要

競技場審判団は競技における審判業務、およびその管轄期間内に発生し得るすべての問題解決に最終責任を負う。

競技場審判団メンバーは、競技中のいかなる時点においても跛行や疾患、過度の疲労を呈している馬、および競技続行には不適性と思われる選手を競技から失権とする義務と全権を有する。

競技場審判団はまた危険な騎乗（第 525 条）や馬に対する虐待行為のいかなる事例についても監視し、措置を講じる責任がある。

515.2.2 コースの視察と承認

競技場審判団は技術代表とコースデザイナーとともにクロスカントリーコースと障害馬術コースの視察を行い、これを承認する。

技術代表との協議を踏まえても競技場審判団がコースに納得できない場合、競技場審判団にはこれを修正する権限がある。

515.2.3 ホースインスペクション

競技場審判団は獣医師代表とともに第 1 回と第 2 回のホースインスペクションを行う。

515.2.4 馬場馬術競技

競技場審判団は馬場馬術競技の審査を行う。

515.2.5 クロスカントリー競技

クロスカントリー競技にてフェンスジャッジやタイムキーパーを含むテクニカル役員がくだした判定への異議申立てについて、競技場審判団にはこれを裁定する責任があり、選手に有利となるか否かにかかわらず、審判員または役員の判断に代えて審判団の判断を適用することがある。

クロスカントリー競技の間は競技場審判団長がクロスカントリー・コントロールに入るか、その代行として競技場審判団メンバー 1 名がクロスカントリー・コントロールに入らなければならない。**(JEF)**

審判長は技術代表と協議のうえこの判断を行い、クロスカントリー競技中における他の競技場審判団メンバーの役割と配置を決定する。

競技場審判団長とメンバーはクロスカントリー競技の間を通して同じ任務に携わるものとする。

515.2.6 障害馬術競技

競技場審判団には障害馬術競技の審査を行う責任がある。**(JEF)**

515.3 技術代表

515.3.1 任務概要

技術代表は競技実施、獣医検査とホースインスペクション、厩舎や選手の宿泊施設、および競技のスケジュール業務に関わる技術面と運営面での準備を承認するとともに、医療プランについてはチーフ医事担当役員と連携をとる。

技術代表がすべての準備について満足ゆくものであると競技場審判団へ報告するまでは、この技術代表の権限は絶対的なものである。報告を行った後の技術代表は、競技会開催の技術面および運営面で継続して指導を行い、競技場審判団と獣医師代表団、組織委員会に対して助言するとともにこれを支援する。

515.3.2 コースと馬場

三競技種目すべてについて、技術代表は障害物の種類や寸法、コース全長を含め、コースや馬場、練習およびトレーニング用施設が競技レベルに対応しているかを重点的に点検し、これを承認する。

特に技術代表はすべてのコースを測定して、記載されている距離に間違いのないことを確認しなければならない。修正の時間がとれるよう、技術代表は余裕をもって早目にコース視察を行える用意がなければならない。

技術代表は打合わせ会を統括するとともにテクニカル役員（すなわちフェンスジャッジ、タイムキーパー）全員の活動を監督する。

515.3.3 役員への指示

障害物を構成するパーツ、障害物、あるいは障害物コンビネーションの審査規定を正しく解釈できない疑いがある場合、技術代表は可能な限り競技場審判団と協議のうえ、必要ならば簡単な図解を添えた役員への指示を是認し、選手へは全員に打ち合わせ会で、あるいはそれ以降の時点であれば技術代表の決定が出た後速やかに通知することが推奨される。

515.3.4 採点

技術代表は減点を含む採点にかかわる問い合わせについてはすべてを調査し、競技場審判団にこれを報告するとともに競技場審判団が出すべき判断について助言を行う。技術代表は競技の最終成績確定に責任を負う。

515.3.5 馬への虐待行為および／または危険な騎乗

技術代表はクロスカントリーコースにおける危険な騎乗（第 525 条）、過度に疲労している馬への騎乗、疲労している馬を過剰に追う行為、明らかに跛行している馬への騎乗、鞭および／または拍車の過剰使用（第 526 条）を理由として選手に警告を与え、あるいは走行を停止させる権限を有する。

515.3.6 仲裁および調査委員会

技術代表は、組織委員会が技術代表と競技場審判団長と協議のうえ、仲裁および調査委員会を競技会初日に任命することを確認する。

仲裁および調査委員会は、当該競技会レベルに出場経験のある現役あるいは引退して間もない選手で今回の競技に参加していない者 1 名、JEF 役員 1 名、そして主催者など当該スポーツに経験を有する独立した第三者の 3 名で構成する。(JEF)

仲裁および調査委員会は、馬あるいは選手の重篤な事故について競技場審判団長へ事故に関わる状況報告を行う。(JEF)

第 515.3.7 条は主催および公認競技会では適用しない

515.4 コースデザイナー

コースデザイナーは、自分が担当したクロスカントリーコースの視察はクロスカントリーコース担当の競技場審判団とともに参加しなければならない。

515.4.1 クロスカントリー

コースデザイナーはクロスカントリーのコースレイアウト、測量、準備、ルート表示、およびクロスカントリー障害物のデザイン、構築、表示について責任を負う。

515.4.2 障害馬術競技

コースデザイナーは障害馬術競技のコースレイアウト、デザイン、構築に最終的な責任を負い、コースが現行の総合馬術規程すべてに準拠していることを確認しなければならない。

障害馬術コース設営の任務は別表に従い、最終的には障害馬術コースデザイナーに委ねられる。

第 515.5、第 515.6 条は主催および公認競技会では適用しない

515.7 スチュワード (スチュワードチーム)

スチュワードチームの任務は、馬のウェルフェアを守る FEI 馬スポーツ憲章のガイドラインを尊重し、当該競技会に参加する選手全員に公平な競技の場を提供することに留意しつつ、JEF 諸規程に則った競技運営を行ううえで組織委員会や競技場審判団、技術代表および選手をサポートすることにある。(JEF)

第 5 章 競技出場のためのテクニカル要件

本章は主催および公認競技会では適用しない

第6章 選手と馬のウェルフェア

第523条 選手のウェルフェア

523.1 メディカルカード

クロスカントリー競技の間は、重篤な疾患の病歴、怪我（特に頭部）の記録、破傷風ワクチン接種歴、薬物アレルギー、現在服用中の薬、血液型を記載したメディカルカードを各選手とも見えるように腕か肩に付けておくことが義務づけられている。選手は負傷の記録をすべてメディカルカードに記載する責任があり、メディカルカードなしでクロスカントリー競技に出場することは認められない。

組織委員会は、選手が競技会場へ到着した際に全員からメディカルカード収集する必要がある。これらのカードは公式医事担当役員が内容確認を行わなければならない。競技開催中はカードのコピーを組織委員会事務局で保管することを推奨する。各選手はまたこの時点で、近親者2名の連絡先番号を提出しなければならない。(JEF)

523.2 メディカルフィットネス

競技出場への選手のフィットネスに何らかの疑念がある場合は、競技場審判団がオフィシャル医事担当役員と協議を行い、その判断で選手を失権とし、また当該競技会における他の競技へも参加できない旨を決定することができる。(JEF)

523.3 落馬あるいは人馬転倒後の検査

競技会場でのトレーニング中あるいは競技中に落馬した選手は全員が、次の競技種目や競技に出場する前に、あるいは競技会場を去る前にオフィシャル医事担当役員の診察を受けなければならない。選手には必ずこの検査を受ける責任がある。

落馬後に本条項で求めている検査を受けずに会場を去った選手については、不適切な行動をとったとして自動的にイエローカード発行となる。(JEF)

523.4 脳震盪

選手が事故に遭って脳震盪を起こした場合は、この選手を当該競技から失権としなければならない。また当該競技会で実施されるその他のいかなる競技へも出場不可となる。

第524条 馬のウェルフェア

トレーニング中、準備段階、競技への移動中、回復期、その他いかなる時にも FEI 馬スポーツ憲章を尊重すべきである。

第524.1条は主催および公認競技会では適用しない。

524.2 ホースインスペクション

ホースインスペクションを行うか否かは、実施要項に明記する。(JEF)

524.2.1 ホースインスペクションについて (JEF)

これは馬場馬術競技の前、かつその開始前24時間以内に行う。競技場審判団と獣医師代表がインスペクション団を構成し、競技場審判団長を責任者として行う。

各選手が臨場させた馬は引き馬にて、滑りにくく硬くて清潔な平地で停止した状態と運動している状態で検査しなければならない。

インスペクション団は跛行や、不十分な健康状態、その他何らかの理由により、競技出場には不適性であると判断した馬を失権とする権利と責務がある。

競技適性に疑念がある場合、競技場審判団は当該馬をホールディングボックスに移動させて、ホールディングボックス獣医師による診察を受けさせることがある。

選手がその馬に再インスペクションを受けさせると決めた場合は、当該馬の再インスペクション前に先ずホールディングボックス獣医師がインスペクション団に所見を報告する。

ホールディングボックスの馬は、スチュワードとホールディングボックス獣医師の監視および規制下におかれる。

インスペクション団の票決が同数で結論が得られない場合は、競技場審判団長が決定権を有し、その結果は直ちに発表される。

524.2.2 第2回ホースインスペクション

これは障害馬術競技の前に行われる。第1回ホースインスペクションと同じインスペクション団により、同じ条件で行われる。

524.2.3 ショートフォーマット競技のホースインスペクションにおける選択肢

ショートフォーマット競技では第1回ホースインスペクションの実施は任意であるが、これを行う場合には詳細を競技実施要項に記載しなければならない。

第1回ホースインスペクションを行わない競技会では、JEF オフィシャル獣医師が到着時の獣医検査で、簡単な速歩検査を含めて馬の競技適性を審査しなければならない。JEF オフィシャル獣医師が競技出場には不適性であると判断した馬については、競技場審判団へ報告しなければならない。(JEF)

ショートフォーマット競技で障害馬術競技が最終競技となる場合は、第2回ホースインスペクションの実施が義務づけられる。

524.3 競技中の馬のウェルフェア

競技中のいかなる時点でも、競技場審判団は獣医師代表と協議のうえ、跛行をみとめたり競技継続への適性がないと判断した馬を失権にさせる権利と責務がある。

524.3.1 クロスカントリー – ウォームアップ

組織委員会が獣医師代表の同意を得て選任した獣医師をクロスカントリー競技のスタート地点近くに配置し、疑いのある事例を競技場審判団へ報告させる。

524.3.2 クロスカントリー – フィニッシュエリア

馬がクロスカントリー走行を終えた後に獣医検査が行われる。これは組織委員会が獣医師代表の同意を得て選任した資格を有する獣医師によって行われる。

同獣医師は負傷や過度の疲労を呈した馬の応急処置を行うとともに、各馬が次に示すような状態にあるかを判断する：

- a) そのまま歩いて厩舎へ戻ることができる。
- b) 厩舎へ戻る前に、更に治療を受ける必要がある。
- c) 馬運車で直接厩舎へ戻るか馬専門病院へ搬送しなければならない。

この獣医師には馬を競技から失権とする権限はないが、馬の虐待が疑われる事例についてはいかなる場合も競技場審判団と獣医師代表へ報告しなければならない。

クロスカントリー競技の途中で棄権するか、あるいは失権、停止させられた選手は、競技会場を離れる前にその馬を必ず獣医師代表か指名された獣医師に診せ検査を受けさせる責任がある。

本条項で求めている獣医検査を受けさせずに会場を去った選手については、不適切な行動をとったものとして自動的にイエローカード発行となる。(JEF)

524.4 上 訴

2回のホースインスペクション時と競技中のいかなる時点でも、馬のウェルフェアの観点から馬が失権となった場合、この競技場審判団の決定に対して上訴することはできない。

しかし要請があった場合には、競技場審判団長がその決定理由を説明しなければならない。

第 524.5 条は主催および公認競技会では適用しない。

第 525 条 危険な騎乗

525.1 定 義

競技中のいかなる時点であっても、故意にあるいは選手自身の力量不足から無意識のうちに、自分や自馬、第三者を競技がはらむ本質的な危険よりも高い危険性にさらした場合、選手は危険な行動をとったとみなされ、侵害行為の程度に応じてペナルティが科される。

これに限定するものではないが、次のような行為が含まれる：

- a) 制御不能な騎乗（明らかに選手の制御あるいは騎乗扶助に馬が反応していない場合）
- b) 障害物へ向かっての走行が余りにも速すぎたり、遅すぎる場合
- c) 繰り返し障害物でてこずり、遠のいてしまった場合（馬を障害物の近くまで追い込んだり、障害物に向かって馬をせき立てる行為）
- d) 障害飛越の際に馬の動きに先んじたり、遅れてしまうことが繰り返される場合
- e) 危険な飛越行為の繰り返し
- f) 馬あるいは選手の反応が極度に欠けている場合
- g) 3回におよぶ明らかな拒止、落馬、あるいは失権後も競技を継続すること
- h) いかなる形態であれ観衆を危険にさらすこと（例：ロープで区切られたトラックから飛び出すこと）
- i) コースに設定されていない障害物を飛越すること
- j) 追い越そうとする選手を故意に妨げたり、あるいは役員の指示に従わず他の選手を危険にさらす行為

競技場審判団メンバーあるいは技術代表は危険な騎乗と思われる事例を監視し、必要と思われる場合は危険な騎乗としてクロスカントリーコース走行中の選手を停止させて失権とする権利と責務がある。

競技場審判団が直接目撃していない場合には、事例を可及的速やかに競技場審判団へ報告しなければならない。同審判団は当該選手にペナルティを科すか否か、およびその措置内容を決定する。

競技場審判団長は1名あるいは複数のアシスタント（例：当該競技にて公的任務についていない経験豊かな総合馬術役員、当該競技に直接関与していない経験豊かな選手および／またはトレーナー）を追加指名して、クロスカントリーにおける危険な騎乗の監視支援を依頼することができる。

競技場審判団長はこのようなアシスタントの特定任務、権限、そして報告手順を定める。クロスカントリーコースでは、このような追加役員をペアで配置することが推奨される。

525.2 警告とペナルティ

危険な騎乗の様々な事例については次の規定のいずれかを適用する：

- a) 記録に残る警告
 - b) イエローカード
 - c) 減点 25
 - d) 減点 25 + イエローカード
 - e) 失権
 - f) 失権 + イエローカード
- 減点 25 はクロスカントリー障害減点として成績にカウントする。

上記措置が適用された場合は、いかなる事例も技術代表が報告を行って選手制裁措置リストに追記しなければならない。

525.3 クロスカントリー競技前の失権

クロスカントリー競技で選手に馬を制御する力量がないと深刻に懸念される場合には、危険予防措置として、競技場審判団は競技中のいかなる時点でも選手を失権としてクロスカントリー競技出場を止めさせる権利と責務を有する。

このような失権については、口頭による警告の記録あるいはイエローカードの発行を伴わなければならない。

第 526 条 馬に対する虐待行為

526.1 定義

虐待行為とは次に挙げるいずれの行為をも含め、またこれに限定することなく馬に対して痛みや不必要な不快感を起こさせたり、起こすと思われる作為あるいは不作為をいう：

- a) 馬の肢たたき
- b) 過度に疲労している馬への騎乗
- c) 疲労している馬を過剰に追う行為
- d) 明らかに跛行している馬への騎乗
- e) 鞭、銜および／または拍車の過剰使用
- f) 鞭および／または拍車の過剰使用を示唆する馬の横腹や背の出血

競技場審判団が直接目撃していない場合には、組織委員会事務局あるいはクロスカントリー・コントロールセンターを通して、適宜事例を可及的速やかに競技場審判団へ報告しなければならない。できる限り報告書には1名あるいは複数の証人から得た証言を添えるものとする。

競技場審判団は対応すべき事例かどうかを判断しなければならない。

526.2 警告とペナルティ

競技場審判団の見解で馬への虐待とみなされる単独あるいは一連の行為については、次の規定の1つあるいは複数を適用する：

- a) 記録に残る警告
- b) イエローカード
- c) 失権
- d) 罰金
- e) 失格

526.3 鞭の使用

鞭の過剰使用および／または誤用は馬への虐待行為とみなされ、これに限定するものではないが次の原則に則って事例ごとに競技場審判団が検討する：

- a) 鞭は選手の感情のはげ口として使用してはならない。
- b) 鞭は失権後に使用してはならない。
- c) 鞭は馬がコースの最終障害を飛越した後に使用してはならない。
- d) オーバーハンドで鞭を逆さに使ってはいけない（即ち、右手で鞭を持って左脇腹を打つような行為）。
- e) 鞭を馬の頭に使ってはならない。
- f) 鞭を1度に2回を超えて使用してはならない。
- g) 障害物間で複数回にわたる鞭の過剰使用
- h) 馬の皮膚が破れたり、あるいは目に見える痕が残っている場合は、常に鞭の過剰使用であるとみなされる。

526.4 馬の出血

馬に出血がみとめられる場合は、事例ごとに競技場審判団が検討しなければならない。すべての出血事例が失権になるわけではない。

馬場馬術競技：課目演技中に競技場審判団が馬体のいずれかの部位に出血があると疑った場合、審判員はその馬を止めて確認する。当該馬に鮮血が認められた場合は失権となる。失権は最終判断である。同審判員が確認して鮮血ではないことが明らかになれば、当該馬は演技を再開して課目を終了させることができる（FEI馬場馬術規程第430条参照）。

クロスカントリー競技：クロスカントリー競技では、馬体上の出血が選手に起因する（拍車、銜および鞭）場合はすべて事例ごとに競技場審判団が確認しなければならない。出血事例は失権となる。ただし、馬が舌や唇を噛んだためと思われる口の軽微な出血事例、あるいは新鮮血については、競技場審判団が獣医師と協議して調べたうえで、当該選手の競技継続を認めることがある。

障害馬術競技：馬の脇腹に血液および／または口に出血が認められた場合は失権となる。明らかに馬が舌や唇を噛んだためと思われる軽微な事例では、役員は口をすすがせたり血を拭き取る行為を許可し、当該選手の競技継続を認めることがある。口にこれ以上の出血が確認された場合は失権となる（第241条参照）。

選手に起因する口での出血や拍車による出血といった軽微な事例（*）すべてについて、競技場審判団は当該選手にヒヤリングの機会を提供したうえで記録に残る警告を発行する。

（*）馬への虐待行為を示唆する事例は、第526条2の条項（馬に対する虐待行為—警告とペナルティ）に従って対応する。

第 527 条 イエローカードと記録に残る警告

以下に示すような行為は、自動的に当該選手へ次の制裁措置をとることとなる：

- 選手に起因する馬の口での軽微な出血や拍車による脇腹での軽微な出血事例はすべて、最低限の制裁措置として記録に残る警告が科せられるか、あるいは一段と強い制裁措置が科せられる（第 525 条 2 に定める通り）。
- 過剰な鞭の使用はすべて、上記に定める通り自動的にイエローカードの発行となるか、あるいは一段と強い制裁措置が科せられる（第 525 条 2 に定める通り）。
- 選手が 3 回の明らかな拒止、落馬、あるいはどのような形態であれ失権した後も走行を継続した場合は、自動的にイエローカードの発行となる。
- 同一選手が 3 年以内に 2 回以上、選手に起因する馬体上の出血で記録に残る警告を発行された場合、当該選手は自動的にイエローカードの発行を受ける。
- 12 ヶ月以内に同じ違反で 2 回の記録に残る警告を発行された場合は、イエローカードの発行となる。

競技場審判団には、イエローカードあるいは記録に残る警告を発行する前にできれば当該選手に事情を訊く責務がある。当該選手には、いつでもそのイエローカードについて競技場審判団へ説明を求める権利がある。

イエローカードの発行となった選手に対して、当該競技会の期間中に相応の努力をしてもその旨の通知ができない場合は、当該競技会から 14 日以内にその選手へ書面にて通知しなければならない。

競技場審判団の決定後、イエローカードが発行された場合には、競技場審判団の決定後に、その選手名および警告となった理由を記載した通知を公式掲示板に張り出さなければならない。

一般規程における記載と相反するものであったとしても、馬の管理責任者が最初にイエローカードの発行を受けた時点から 1 年以内に同じ競技会あるいは他の主催および公認競技会で同じ違反行為にてもう 1 枚イエローカードを受け取った場合、この馬の管理責任者は JEF から公式通知を受けた後、自動的に 2 ヶ月間の競技出場停止処分を受ける。(JEF)

第7章 競技ルール概略

第528条 順位

528.1 個人順位

528.1.1 馬場馬術競技

審判員から獲得した各選手の得点は減点に換算される。この減点は競技後に馬場馬術順位および最終順位決定のために記録され、発表される。

528.1.2 クロスカントリー競技

クロスカントリーで発生した各選手の障害減点は、走行時間の超過減点と他の減点（発生していた場合）に加算される。この減点はクロスカントリー順位と最終順位決定のために記録され、発表される。

528.1.3 障害馬術競技

各選手の障害減点は走行時間の超過減点（発生していた場合）に加算される。この減点は障害馬術順位と最終順位決定のために記録され、発表される。

528.1.4 失権

総合馬術競技のうちいずれかの競技で失権となった場合は、この総合馬術競技から直ちに失権となる。

528.1.5 最終順位

三競技種目での減点合計が最も少ない選手を勝者とする。

528.1.6 最終順位での同点（個人選手）

2名以上の選手が同点となった場合は以下の通りに順位を決定する：

- a) クロスカントリー競技で障害減点、タイム減点、および他の減点があった場合にはこれらを含めたクロスカントリースコアの最も良い選手。
- b) それでもなお同点の場合は、クロスカントリータイムが規定タイムに最も近い選手から順位を決定する。
- c) それでもなお同点の場合は、障害減点とタイム減点を含めた障害馬術スコアが最も良い選手。
- d) それでもなお同点の場合は、障害馬術競技で最も早いタイムの選手。
- e) それでもなお同点の場合は、馬場馬術競技で「人馬コンビネーションの全体的印象」の点数の合計が最も高い選手から順位を決定する。
- f) それでもなお同点の場合は最終順位において同順位とする。

第528.2条は主催および公認競技会では適用しない。

528.3 失格

失格とは選手、馬および／または人馬コンビネーションが問題となっている競技、もしくは競技会全体から出場資格を失うことを言う。失格はまた時間的に遡って適用されることがある。

以下の事例については、競技場審判団の判断で総合馬術競技会での失格を競技中に適用できる：

- a) 馬への虐待行為で重篤な事例
- b) 選手の不穏当な行動で重篤な事例

以下の事例については、総合馬術競技会での失格を競技後に自動的に適用する：

- a) 必要な出場要件（選手または馬）を満たさずに競技に出場した場合

b) 必要な登録（選手または馬）をせずに競技に出場した場合

第 528.3.1 条、第 529 条から第 533 条は主催および公認競技会では適用しない。

第 534 条 タイムテーブル

534.1 馬場馬術競技

馬場馬術競技における各選手のスタート時刻を示すタイムテーブルを各選手用に準備する。スタート時刻の間隔は組織委員会の判断に任せられ、技術代表の承認を得て決定となる。

534.2 クロスカントリー競技

各選手のスタート時刻を示すタイムテーブルは、馬場馬術競技終了後 1 時間以内に各選手用に準備しなければならない。

スタート時刻の間隔は組織委員会の判断に任せられ、技術代表の承認を得て決定となる。

534.3 障害馬術競技

障害馬術競技の開始時刻とおおよその終了時刻を示したタイムスケジュールを公表する。タイムスケジュールを午前の部と午後の部などに分ける場合には、午後の部に障害飛越を行う選手数を表示する。

第 534.4 条は主催および公認競技会では適用しない。

第 535 条 練習とウォームアップ (JEF)

第 535.1～535.5 条は主催および公認競技会では適用しない。

535.6.1 馬場馬術馴致

馬場馬術競技の前に競技用アリーナに馬を馴らすため、状況とタイムテーブルが許せば、組織委員会が同意した時間に、選手とグルームは競技用アリーナの馬場外側を長手綱で常歩させたり引き馬することができる。

全天候型の馬場の場合、タイムテーブルが許せば、組織委員会は馬場内の内側（選手のみ）および／または外側でのスクーリングを許可することがある。

535.7 スチュワード業務

1 名あるいはそれ以上のスチュワードを選任して、練習とウォームアップに関わる諸規則が遵守されるよう監視させなければならない。

飛越用障害物はスチュワードの監視下にある場合にのみ使用できる。

他の練習・運動エリアはスチュワードが不定期にパトロールすることがある。練習用障害物に関する条項に違反した場合は失権となる。

第 536 条 コースと馬場への立ち入り

536.1 馬場馬術アリーナ

競技場審判団から許可がない限り、競技中に演技を行う以外に選手が騎乗してアリーナへ立ち入ることは禁止されており、これに違反した場合は失権となる。アリーナは競技開始前、もしくは競技の休憩時間中に徒歩で下見をすることはできる。

536.1.1

総合馬術においては、馬場馬術アリーナの閉鎖は義務づけられない。

536.2 クロスカントリーコース

公式にコースオープンされる前に選手が障害物やコースを下見することは禁止されており、これに違反した場合は失権となる。

536.2.1 コースオープン

クロスカントリーコースは、遅くともクロスカントリー競技前日には選手全員にコースオープンされる。コースオープン後であれば、選手は日中に再度コースに入って障害物を確認することができる。競技場審判団から特別許可がない限り、この下見は徒歩で行わなければならない。

536.2.2 標旗とマーカー

選手にコースオープンされる時点で、障害物や標旗、マーカーはすべて正確に設置されていなければならない。選手はこれらを移動させたり、変えてはならず、これに違反した場合は失権となる。

536.3 障害馬術コース

障害馬術競技コースは、障害馬術競技開始の15分前までには選手にコースオープンされる。競技場審判団が馬場への立ち入り許可を出し、場内アナウンスで下見の開始を知らせなければならない。

選手はコースオープンから障害馬術競技開始まで、徒歩でのみコース下見が許される。

競技場審判団から特別許可がない限り、障害馬術競技が開始された後に選手が徒歩で馬場へ入ることは禁止されており、これに違反した場合は失権となる

第537条 中断および変更

537.1 中断

危険な事態が発生した場合はタイムテーブルを中断することがある。必要に応じて競技あるいは区間走行の開始を中断、延期もしくは中止することがある。

競技の中断、延期もしくは中止は、審判長が可能な限り他の競技場審判団メンバーおよび技術代表と協議したうえで判断する。

中断となった場合は、競技を中断されたところからできるだけ早く再開する。これによって影響を受けた選手全員に対して、競技再開前に十分な通告を行わなければならない。

537.2 変更

コースオープン後のコース変更は、例外的な状況および/または選手代表かチーム監督から特別要請があり、競技場審判団が技術代表およびコースデザイナーと協議のうえ同意した場合にのみ可能である。

このような変更はクロスカントリー打ち合わせ会にて選手へ通知しなければならない。

クロスカントリー競技が開始された後の変更は、例外的な状況（豪雨や猛暑など）により障害物や競技自体が不公平あるいは危険となった場合に限定する。

競技場審判団長は、可能な限り他の競技場審判団メンバーおよび技術代表と協議のうえ判断をください。

その場合は該当する区間走行あるいは競技の開始前にチーム監督と各選手へ公式に、かつ個別にその変更を通知しなければならない。必要と思われる場合は変更のあった場所に役員を配置して、選手に注意を促さなければならない。

第 538 条 服 装

538.1 概 要

長髪の選手はこれを結んで小奇麗にして競技に臨まなければならない。

538.1.1 保護用ヘッドギア

競技会場で馬に騎乗する際は保護用ヘッドギアの着用が必須である。保護用ヘッドギアは、競技が行われる時点で適用されているヨーロッパ (EN)、英国 (PAS)、北米 (ASTM)、オーストラリア/ニュージーランド検査基準を満たしていなければならない。

このような保護用ヘッドギアの着用が必要な時と場所について役員から指示を受けた後にこれを怠った場合はイエローカード対象となり、例外が適用されない限り当該選手に発行される。

例外としてシニア選手が賞の授与を受ける時、また国歌斉唱の間はヘッドギアを脱ぐことが認められる。ウィニングランの際にはヘッドギアを脱がないことが推奨される。

538.1.2 鞭

- a) トレーニング – フラットワークで騎乗する時はいつでも、先端の房の部分を含めて長さが 120cm 以内の鞭の携帯が認められる。障害飛越の際に鞭を携帯する場合は、先端に重りのついていない 75cm 以内のものが認められる。
- b) ホースインスペクション – ホースインスペクションでは先端の房の部分を含めて長さが 120cm 以内の鞭の携帯が認められる。
- c) 馬場馬術競技 – アリーナ周囲のスペースへ入る時と競技中は鞭の携帯が認められない。
- d) クロスカントリー競技と障害馬術競技 – これらの競技中は先端に錘のついていない 75cm 以内の鞭の携帯が認められる。

538.1.3 拍 車

- a) 全般 – 拍車の着用は 3 競技種目すべてで任意である。馬体を傷つける可能性のある拍車は禁止である。拍車は表面が滑らかな素材（金属かプラスチック）でなければならない。もし柄がある場合は 4cm 以内の長さ（柄の長さは乗馬靴に接する部分から拍車の末端まで測る）で後ろへ向かって出なければならない。柄の末端は馬を傷つけないよう鋭利であってはならない。柄がカーブしているもの場合は、それが下方へ向くように拍車を装着しなければならない。丸みのある硬質プラスチックあるいは金属のノブ付き金属製/プラスチック製拍車である「インパルス拍車」、また柄なしの「疑似拍車」も使用が認められる。

- b) 輪拍－輪拍は3競技種目と練習／ウォームアップで使用が認められる。輪拍を使用する場合は、輪の部分が無理なく回転するもので、輪自体が丸く滑らかであること（先のとがっているものは認められない）。ポニー競技ではいずれの競技種目でも輪拍は認められない。

538.1.4 乗馬靴

馬場馬術競技と障害馬術競技で着用する乗馬靴は黒か茶色、または黒色にブラウントップでなければならない。(JEF)

538.2 馬場馬術競技

538.2.1

狩猟用の上衣か乗馬クラブのユニフォーム；白いシャツとネクタイ；手袋；乗馬ズボンは白、淡黄褐色またはクリーム色；長靴（またはショートブーツにフルグレインのスムーズレザー・チャップス）；狩猟帽、保護用ヘッドギアもしくはトップハット。

民間人はツイードのジャケットと淡黄褐色またはベージュの乗馬ズボン、黒または茶色の乗馬靴を着用することもできる。

保護用ヘッドギアとトップハット／山高帽の着用について、またアリーナへ入場した際に鞭を持っていた場合や、馬にブーツを装着していた場合、規定外の服装であった場合については馬場馬術規程を参照のこと。(JEF)

第 538.2.2 条は主催および公認競技会では適用しない。

538.3 クロスカントリー競技

クロスカントリー障害でのスクーリングを含め、この競技ではボディプロテクターの常時着用が義務づけられている。

538.4 障害馬術競技

538.4.1

この競技では狩猟用の上衣か乗馬クラブのユニフォーム；白いシャツとネクタイ；白、淡黄褐色またはクリーム色の乗馬ズボン；乗馬靴の着用が義務づけられている。民間人はツイードのジャケットと淡黄褐色またはベージュの乗馬ズボン、黒または茶色の乗馬靴を着用することもできる。(JEF)

第 538.4.2 条は主催および公認競技会では適用しない。

538.5 服装の検査

スチュワードを選任し、どの競技の開始前にも鞭と拍車、服装の検査を行わせることができる。

スチュワードには、鞭や拍車が条項 538.1.3 と 538.1.2 に違反している選手の出場を認めない権限がある。同スチュワードは直ちにこの状況を競技場審判団へ報告して確認を受ける。

規定に違反した鞭や拍車の使用、不適切な服装で競技に出場した選手は、競技場審判団の判断で失権となる。

第 539 条 馬装／服装

最新版の説明として FEI ウェブサイトに公開されている馬装具、用具および服装の FAQ ガイドラインも参照のこと。条項 538.2.1 も参照。

539.1 トレーニングと運動

539.1.1 必須馬具

英国式鞍、および大勒頭絡や水勒頭絡、ギャグ、ハックモアを含む頭絡の使用が義務づけられている。

539.1.2 許可馬具

ランニングマルタンガール、アイリッシュマルタンガール、ビットガード、ブーツ、バンデージ、フライシールド、鼻カバー、サドルカバーの使用は認められる。

539.1.3 調馬索運動で許可される馬具

ランニングレーンやシャンポンと同様に、両側に 1 本ずつ装着したサイドレーンは調馬索運動（調馬索 1 本による）でのみ使用が認められる。

539.1.4 禁止される馬具

他のマルタンガール、あらゆる種類の補助具（ベアリング、サイドレーン、バランシングレーンなど）、あらゆる種類の遮眼帯も許可されておらず、これに違反した場合は失権となる。

539.2 馬場馬術競技

539.2.1 必須馬具

英国式鞍と許可されている頭絡の使用が義務づけられている。

539.2.2 許可馬具

- a) 付則 A で認められている通り、カブソン式鼻革付き大勒頭絡、即ち小勒銜とグルメット付き大勒銜（金属製、革製あるいはその併用）（グルメットカバーは革製、ゴム製、あるいはシーブスキンでもよい）の使用が許可される。EV レベル、CCN1*レベルでは大勒頭絡の使用は認められない。(JEF)
- b) 付則 A で認められている通り、銜が金属、ゴムあるいはプラスチック製の水勒頭絡も許可される。水勒銜が認められるが、直径は 14mm 以上でなければならない。ポニーの場合は直径 10mm 以上とする。銜身の直径は銜身のリングあるいはチーク付近で測る。手綱は銜に装着しなければならない。
- c) 頭勒はすべて革製でなければならないが、クロス鼻革の交差部分の下にあてる小さい円盤状のシーブスキンは例外とする。
- d) 胸がいは使用してもよい。
- e) イヤーフードはすべての競技会にて使用が認められ、これにより雑音を軽減する効果も見込まれる。しかしながらイヤーフードは馬が耳を自由に動かすことができるものであり、馬の目を覆っては

ならず、また耳栓は許可されない(馬場馬術規程第 428 条 7.2 表彰式については例外あり)。イヤーフードは控えめな色合いとデザインであること。イヤーフードを鼻革に装着することはできない。

許可される銜と鼻革の絵については、付則 A-馬装、および銜と鼻革の図表を参照のこと。競技によっては水勒頭絡だけを許可する場合がある。(JEF)

539.2.3 禁止される馬具

マルタンガール、ビットガード、あらゆる種類の補助具(ベアリング、サイドレーン、ランニングレーン、バランシングレーンなど)、あらゆる形態の遮眼帯、耳栓、鼻カバー、サドルカバーの使用は厳格に禁止され、これに違反した場合は失権となる。馬場馬術規程と上記条項 538.2.1 を参照。

人工の尾は重みがつけられていたり、それによって何らかの利点となるようなものでない限り、許可される。

539.3 クロスカントリー競技と障害馬術競技

539.3.1 許可馬具

馬装の種類は任意である。可動式のランニングマルタンガールやアイリッシュマルタンガールと同様に、ギャグあるいは「ハミの付いていない頭絡」の使用が許可される。手綱は銜につけるか、直接、頭絡に装着しなければならない。鐙と鐙革は、あおり革の外側で托革から自由に垂れ下がっていなければならない。

539.3.2 禁止される馬具

あらゆる形態の遮眼帯、サイドレーン、ランニングレーン、あるいはバランシングレーン；舌押さえおよび／または馬の舌を下顎に縛る道具；その他馬の動きを制限するもの、馬を傷つける可能性のある銜やその他の馬装具。シープスキン(またはその他の素材)を頭絡の銜枝につけることはできない。

クロスカントリーでは、落馬の時に選手のブーツが制御されることなく直ちに鐙から外れるのを妨げる装具は禁止である。

ネクストラップをクロスカントリーで使用する場合は、胸がいか鞍に装着しなければならない。

クロスカントリーでは、銜なしのハックモアは許可されず、またどのような銜でもロウアーチーク(レバーアーム)の長さは 10cm を超えてはならない。

539.3.3 障害馬術競技-ブーツ

障害馬術競技については、馬の前肢あるいは後肢に用いる装具(単一あるいは複数のブーツ、フェトロックリングなど)の総重量は、1 肢あたり 500 g までとする(蹄鉄は含まない)。(JEF)

この条項に従わない場合は失権となる。

539.4 馬装の点検

スチュワードを選任し、人馬がアリーナへ入場する前、または競技を開始する前に馬装の検査を行わせることができる。

馬場馬術競技においては、最大の注意を払って頭絡の検査を行わなければならない。

選手からの要請があれば、頭絡と銜の検査を演技終了直後に行ってもよい。しかし頭絡や銜が許可されたものでないと分かった場合、この選手は失権となる。

第 540 条 許可されない援助

依頼を受けたかどうかにかかわらず、選手がやるべきことに便宜を図ったり、あるいは馬を助ける目的で行われた第三者によるいかなる介入も許可されない援助とみなされ、当該選手は競技場審判団の判断により失権となる。

コース逸脱について選手に注意を促した役員あるいは観客は許可されない援助を行ったとみなされ、当該選手は失権となる。

特にクロスカントリー競技では、以下の内容が許可されない援助とみなされる：

- a) 意図的に他の選手に先導してもらうこと。
- b) コースのいかなる部分であろうと車や自転車で、または徒歩の人物や競技に参加していない騎乗者により後ろを随走させたり先導させたり、もしくは併走させること。
- c) 特定地点に友人を立たせて方向を指示させたり、通過の際に合図を送らせたりすること。
- d) 障害物地点に人を立たせて何らかの方法で馬を追わせること。
- e) 一時的あるいは恒久的であれ、標旗や指示板、マーカー、掲示物、ロープ、木、枝、ワイヤー、フェンスなどを含む障害物やコースの一部を変更すること。

540.1 例 外

- a) クロスカントリー競技中は鞭やヘッドギア、あるいは眼鏡を下馬せずに手渡してもらうことができる。
- b) 障害物地点で馬が逃避したため標旗を倒した場合、選手はフェンスジャッジに標旗の再設置を依頼できるが、そのタイムは差し引かれない。

540.2 受信用機器／カメラ

競技中に騎乗している選手が何らかの受信用機器を使用することは厳しく禁止されている。競技終了後に研究目的で使用される競技中のデータ自動記録（例：心拍測定、体温測定など）は許可される。(JEF)

選手が装着するカメラや装置の使用については、技術代表が主催者と協議の上、承認を受ける。(JEF)

第 541 条は主催および公認競技会では適用しない。

第 8 章 馬場馬術競技

第 542 条 FEI 馬場馬術規程

その年に導入された FEI 馬場馬術規程への変更については、翌年 1 月 1 日からの総合馬術規程への導入が検討される。(JEF)

第 543 条 運 営

第 543.1、543.2 条は主催および公認競技会では適用しない。

543.3 審判員の位置

3名の審判員のうち2名を短蹄跡に沿い、アリーナ外側に5m離れた位置へ配置する。主審（C地点）は中央線の延長線上に、またもう1名の審判員（MまたはH地点）は長蹄跡の延長線上より内側へ2.5mの位置に配置する。

3人目の審判員はEかB地点のどちらかにアリーナの外側へ5mから10m離れた位置に配置する。審判員3名の位置は、競技課目と太陽の位置を考慮し、技術代表の決定に従ってC、H、Bとするか、C、M、Eとする。

審判員2名のみで行う場合は、競技課目と太陽の位置を考慮し、技術代表の決定に従ってCと、BかEのどちらかに配置する。

各審判員には個別のジャッジボックスを用意しなければならない。これは審判員がアリーナを良く見渡せるよう、地上から50cm以上高くしなければならない。

第544条 採点

544.1 点数

544.1.1 得点

審判員は番号のついた運動項目ごとに、また総合観察点の各々に0.5点を含む0~10点の得点をつける。

544.2 スコアの計算

544.2.1 得点および経路違反や運動項目の誤り

馬場馬術競技課目の番号が振られた各運動項目と総合観察にて各審判員が評価した0~10点までの得点を合計し、経路違反や運動項目の誤りがあった場合はこれを減点する。

544.2.2 審判員の得点率

審判員1名から獲得し得る最高得点を計算する。審判員の与えた得点合計から経路違反あるいは運動項目の誤りを差し引き、これを獲得し得る最高得点で割って100を掛け、小数第2位まで求めたものが得点率となる。この値が当該審判員の点数として表示される。

結果を小数第2位まで求めるということは、小数第3位が5以上であれば繰上げ、5未満であれば切り捨てるということである。

544.2.3 選手の得点率

各審判員が出した得点をすべて合計して、経路違反あるいは運動項目の誤りを差し引いた得点を求め、これを審判員の人数で割り、これを基に選手の得点率を計算する。選手の得点率は常に小数第2位まで求める。

544.2.4 減点

選手の得点率を減点に換算するには100から得点率を差し引き、その結果を四捨五入して小数第1位まで求める。これが当該競技における減点スコアである。

結果を小数第1位まで求めるということは、小数第2位が5以上であれば繰上げ、5未満であれば切り捨てるということである。

注記：総合馬術規程では馬場馬術での変更と同調せず、2015 年総合馬術の馬場馬術競技における減点規定を継続使用する。

1 回目	減点 2
2 回目	減点 4
3 回目	失権
他の誤り：	各誤りについて減点 2

544.2.5 人馬コンビネーションの全体的印象の点数

総合馬術の馬場馬術競技すべてにおいて、人馬コンビネーションの全体的印象の点数を総合観察点として係数 2 で与える。

第9章 クロスカントリー競技

第545条 クロスカントリー競技ルール

545.1 スタート

545.1.1 スタート手順

クロスカントリーのスタート地点では選手はスターターの管理下にあり、選手はその指示があるまで意図的にスタートすることはできない。これに反した場合は競技場審判団の判断により失権となる。

スタートに際して馬は完全に静止した状態にある必要はないが、選手はフライングによって有利なスタートをしてはならない。

スタート予定時刻の前には各選手に相応の通告を与えるべきではあるが、正しい時刻に出走できるよう準備を整えるのは選手の責任である。

545.1.2 スターティングボックス

スターターの任務を簡略化するため、クロスカントリーのスタート地点に約5m×5mの囲いを設け、正面を開けてスタート用とし、片側あるいは両側面に入口を設けて馬を入場させる。

各選手はこの囲いの中からスタートしなければならないが、その中で自由に動き回ったり囲いへの出入りは自由である。

付添い人がその囲いの中まで馬を誘導し、スタートの合図まで馬をもっていることもできる。合図があった時点から選手は走行中であると見なされ、さらなる援助を受けることはできない。

545.2 規定タイムと計時

545.2.1 規定タイム/制限タイム

設定された距離を指定速度で走行したものとして規定タイムを計算する。規定タイムより早く走行を終えても利点にはならない。規定タイムを超過した選手は、制限タイムに至るまで条項548.2に従って減点される。

制限タイムは規定タイムの2倍とする。

545.2.2 計時

クロスカントリー競技における各選手の所用時間計測は、スタートの合図が出された時点、あるいは選手がスタートラインを通過した時点のいずれか早く発生した時点から、フィニッシュライン通過時点までである。

選手が障害物の破損、事故、追い越し、医療あるいは獣医検査などのために役員に走行を止められた場合は、再走行が認められるまでの中断時間が記録され、クロスカントリー競技を完走するのに要した総時間から差し引かれる。

545.3 経路違反

クロスカントリーでのすべての通過義務地点と、障害を構成するパーツやオプション障害を含めたすべての障害物を、指定された順番に通過あるいは飛越しなければならず、これを怠った場合は失権となる。

第 549 条 2 と第 549 条 4 に定める場合を除き、コース上に設置されたすべての赤標旗と白標旗はいかなる場所でも正しく通過しなければならず、これに反した場合は失権となる。

第 549 条 2 と第 549 条 4 に定める場合を除き、既に飛越した障害物を再飛越することは認められず、これに反した場合は失権となる。

545.4 ペースと下馬

クロスカントリー競技のスタートからフィニッシュまでの間、選手は自由にペースを選ぶことができる。選手は馬の状態確認のため、あるいは馬装や装具の調整、コース途中で止められた場合など自発的に下馬することができ、第 549 条 5.1 による失権は適用されない。

545.5 追い越し

後続の選手に追い越されそうになっている選手は、速やかにコースをあげなければならない。

他の選手を追い越す選手は、安全で適切な場所を選んで行わなければならない。

先行の選手が障害物を前にして追い越されそうになった場合は、役員の指示に従わなければならない。

先行の選手が既に障害物を飛越する態勢に入っている場合、後続の選手は両者に不都合や危険が生じない方法でのみ、この障害物を飛越することができる。

545.6 困難な状況にある選手

障害物を飛越しようとして馬が障害物に挟まるなどし、援助なしでは走行を続けられない場合や怪我をする恐れのある場合、選手はフェンスジャッジから下馬するよう指示を受け、失権となる。

フェンスジャッジは馬を救出するのに障害物を部分的に取り除く必要があるか、あるいはまた別に援助が必要であるかを判断する。

545.7 選手の走行停止

ある選手が障害物にて困難な状況に陥り他の選手の障害飛越を妨げている場合、転倒した馬を救出するために障害物を解体した場合、障害物が壊されて作り直されていない場合、あるいはこれらに類する状況下では後続選手の走行を停止しなければならない。

このような場合は役員 1 名を後続選手の進路に配置するべきである。この役員は赤い旗を振って、選手に停止を指示しなければならない。

停止の指示に従わなかった選手は、競技場審判団の判断により失権となる。

役員はコントロールセンターから指示を受けた場合か、あるいは自分が担当する障害物で緊急事態が発生した場合にのみ選手の走行を停止させる。

選手はコース中の障害物地点か、あるいは所定の計時／停止地点で停止を指示されることがある。

545.7.1 計 時

選手が走行を止められていた時間、すなわち計時地点を通過した時点から再スタートの合図を受けて同じ地点を通過するまでの時間が記録され、当該選手がコース走行を終了するのに要した時間から差し引かれる。

ここで意図するところは、選手が計時地点を駈歩で通過した時にタイムをとるのであって、選手が停止した後でもなく、また停止から発進した後でもない。

545.8 失権後のコースからの退場

何らかの理由で失権した選手は直ちにコースを出なければならず、コースを継続して走行する権利はない。選手は騎乗しているか否かにかかわらず馬を常歩で退場させなければならない。

これに従わなかった選手は第 525 条（危険な騎乗）に従い、競技場審判団の判断によって懲戒処分を受ける。

第 546 条 コース

546.1 標識の配置

546.1.1 赤と白の限界旗

赤と白の限界旗を用いてスタートラインとフィニッシュライン、および通過義務地点を示し、障害物の限界を示さなければならない。これらの限界旗は通過する選手の右手に赤旗、左手に白旗を設置する。

546.1.2 番号と文字

クロスカントリーでは各障害物に番号をつける。さらに複数のパーツで構成される障害やオプションのある障害（条項 547.5.1）には文字（A、B、C など）も表示する。各通過義務地点にも表示と通し番号をつける。

546.1.3 スタートとフィニッシュのサイン

赤と白の限界旗に加えて、スタートラインとフィニッシュラインも明確に表示しなければならない。

546.2 距離と速度

レベルごとに指定される距離と速度は、競技全体の難度によって決まる。

コースデザイナーは競技レベルに該当する距離、速度、タイム、飛越数の一覧表に示された限度内で、当該競技に最も適した距離を選ぶ。付則 B の距離一覧表を参照。

付則 B 距離一覧表に特定した距離と速度に例外的な変更を行う場合は、第 537 条 2 に示す例外を除き、総合馬術委員会の承認を受けなければならない。

546.3 フィニッシュライン

クロスカントリーの最終障害物はフィニッシュラインから 20m 以上、50m 以内の距離に設置しなければならない。

546.4 コースプラン

各選手には事前にコース経路を示すコースプランが渡される。

コースプランには次の記載を含めなければならない：

- a) スタートとフィニッシュの位置
- b) 番号のついた障害物と通過義務地点
- c) 距離
- d) 規定タイムと制限タイム

第 547 条 障害物

547.1 定義

両端に赤と白の標旗が設置され、番号および／または文字が付けられている場合にのみ、障害物とみなす。平均的な能力を有する馬が通過するのに相応の努力を要する物体を障害物あるいは障害パーツと定義し、それぞれに応じて標旗、番号および／または文字標識を付けなければならない。

547.2 障害物の種類

547.2.1 概要

障害物は固定されていて、堂々とした形状と外観がなければならない。自然障害物を用いる場合は、競技中を通して同じ状態が維持されるよう必要に応じて補強するべきである。選手が騎乗したまま障害物の下を通ることができないよう、あらゆる妥当な措置を講じなければならない。ポータブル障害物は馬がぶつかっても動かないよう、しっかりと地面に固定しなければならない。

547.2.2 構築

馬が転倒して出られなくなったり怪我をする可能性のあるような障害物については、障害物の一部を速やかに取り外せて、また直ぐ元通りに構築できるような組立てにしなければならない。このような構造にする場合でも、障害物の堅固さを損なってはならない。

547.2.3 ブラシ障害

障害物上段に設置するブラシは、しなやかで変形できる素材でなければならない。障害物の固定部分や頑強な部分を飛越する時に馬がブラシや生垣で怪我をしないよう障害物を構築しなければならない。ブルフィンチ、即ち馬が飛越して通り抜けると予測される薄いブラシや生垣は、競技中を通して一定の状態が保たれるという条件で使用が認められる。

547.2.4 フランジブル／ディフォーマブル障害物

フランジブル／ディフォーマブル技術を用いて構築した障害物については、その技術がフランジブル／ディフォーマブル・クロスカントリー障害物最低強度の FEI 基準に基づき、FEI により承認されている場合にのみ使用できる。承認されている技術リストは FEI ウェブサイトで公表している。

547.2.5 水の通過

水を通過するものについてはすべて、その底を硬く均等にしなければならない。

547.3 寸法

障害物の寸法は、競技レベルに該当する障害物の高さや幅の一覧表に示された範囲内としなければならない。別表の寸法一覧表を参照。

競技場審判団が承認する時点で、障害物は別表に示す障害物の寸法に準拠していなければならない（グランド状態が変化した場合）。

547.3.1 固定部分

障害物の固定部分および頑強な部分は、選手が飛越を試みられると思われるどのポイントでも指定の高さと幅を超えてはならない。

547.3.2 ブラシ障害

生垣あるいはブラシ障害全体の高さとその堅固な部分の高さは、競技レベルに該当する障害物の高さや幅一覧表に定めた相対寸法を超えてはならない。付則 B の寸法一覧表を参照。

547.3.3 水に関わる障害物

水の通過に関わる障害物（水濠、湖、幅の広い川）については、入る部分から出る部分までの水深が 35cm を超えてはならない。水を通過する障害物の長さは入った地点から出る地点まで 6m 以上とするが、水から出るのにステップがあるもの、あるいは直接水から飛越して出る障害物の場合は 9m 以上なければならない。

547.3.4 幅だけの障害物

幅だけの障害物（乾壕あるいは水濠）では、踏み切りやすくするためにガードレールや生垣を障害物の前に設置することができる。この高さは 50cm 以内とし、幅の測定に含めなければならない。

547.3.5 飛び降り障害

1 スターレベルでは、1.60m を超える飛び降り障害物は認められない。2、3、4 スターレベルでは、着地点が平らな場所で 1.60m を超える飛び降り障害物の使用は 2 個まで認められる。

547.4 測定

547.4.1 高さ

障害物の高さは平均的な馬が踏み切ると思われる地点から測定する。

547.4.2 幅

オープン障害物（例：オクサー、乾壕）の幅は、平均的な馬が飛越すると思われるライン上にある障害物の構成横木かその他の資材の外側から計る。上部が硬質の素材でできたクローズド障害物（例：テーブル障害物）の幅は、平均的な馬が飛越すると思われるライン上で、手前の一番高い部分から奥の一番高い部分を計る。

547.4.3 飛び降り障害

飛び降り障害物の着地側の高さは、ブラシの上端を含む障害物の最も高い部分から、平均的な馬が着地すると思われる地点までを測定する。

547.4.4 自然障害物

障害物の高さが明確にできない場合（例：自然の生垣、ブルフィンチ）、その高さは馬が過失なく通過できないような障害物の硬質部分を計る。

547.5 複数のパーツで構成される障害および／またはオプションのある障害

547.5.1 複数のパーツで構成される障害

接近して設置された2個以上の障害物が1つの障害物としてデザインされている場合、番号1つの障害物を構成する「障害パーツ」とみなす。個々の障害パーツは異なる文字（A、B、Cなど）で表示され、正しい順序で飛越しなければならない。

2個以上の障害物が非常に接近して配置されており、拒止や逃避があった場合にそれより前の障害物を1～2個再飛越しないと2番目あるいはその後の飛越が理不尽に難しくなるような障害物については、同じ番号をつけた1個の障害物とみなして順番に文字を表示しなければならない。

547.5.2 選択障害物

1回の飛越でクリアできる1個の障害物であるが、これに2回あるいはそれ以上の飛越が必要な選択障害物が設置されている場合は、この選択障害物の各々に文字あるいは番号を表示して障害パーツであることを示さなければならない。

547.5.3 ブラックフラッグ選択障害物

選択障害物あるいは障害パーツには個別に標旗を設置することはできるが、ダイレクトルート上の障害物と同じ番号／文字で表示しなければならない。この場合、標旗は2組とも黒線で表示しなければならない。

547.6 飛越数

飛越総数は、競技レベルに該当する距離、速度、タイムと飛越数一覧表に示した限度（最小と最大）内ではなければならない。付則Bの距離一覧表を参照。

カウントされる飛越数とは、平均的な能力を有する馬がとるとと思われる走行ルート上にある障害物の飛越数である。

第548条 採点

548.1 障害物での過失

過失	減点
最初の拒止、逃避あるいは巻乗り	減点 20
同じ障害物での2回目の拒止、逃避あるいは巻乗り	減点 40
クロスカントリーコースでの3回目の拒止、逃避あるいは巻乗り	失権
クロスカントリーコースでの落馬あるいは馬の転倒	失権

フランチブル装置の作動	減点 11
危険な騎乗	減点 25
標記を通過しなかった場合 (549.2 参照)	減点 15

フィールドオブプレイでの競技場審判団の判定は競技におけるパフォーマンスの事実検証に基づくものであり、これに対する上訴は認められない。(JEF)

548.2 タイム過失

過失	減点
規定タイムの超過	1 秒につき減点 0.4
制限タイムの超過	失権

548.3 失権となるその他の理由

548.3.1 失権の適用が必須

以下の場合には失権を適用しなければならない：

- a) 不適切な馬装で競技に出場した場合 (総合規程 539 条)
- b) コースを間違え、これを修正しなかった場合 (総合規程 545.3 条)
- c) 障害物飛越や通過義務地点の通過を怠った場合 (総合規程 545.3 条)
- d) 誤った順番で障害物を飛越したり過失を生じた場合、または誤った順番で通過義務地点を通過した場合 (総合規程 545.3 条)
- e) 障害物を誤った方向から飛越した場合 (総合規程 545.3 条)
- f) 既に飛越した障害物を再飛越した場合 (総合規程 545.3 条)
- g) 困難な状況にある選手 (総合規程 545.6 条) (JEF)

548.3.2 競技場審判団の判断によるもの

以下の場合、失権の適用が競技場審判団の判断に任される：

- a) 危険な騎乗 (総合規程 525 条)
- b) 馬に対する虐待行為 (総合規程 526 条)
- c) スタートの合図前に意図的にスタートした場合 (総合規程 545.1.1 条)
- d) ヘッドギアを着用せず、あるいは顎紐を締めずに障害物を飛越したり飛越を試みた場合 (総合規程 538.1.1 条)
- e) 追い越そうとする後続の選手を故意に邪魔したり、追い越される時に役員の指示に従わなかった場合 (総合規程 525 条)
- f) 前走の選手を追い越す際にこの選手を危険にさらすような行為 (総合規程 525 条)
- g) 合図を受けたにも関わらず停止しなかった場合 (総合規程 545.7 条)
- h) 許可されていない援助を受けた場合 (総合規程 540 条)

第 549 条 過失の定義

障害物における過失（拒止、逃避、巻乗り）は減点対象となる。ただし担当役員の意見により、その過失が番号表示のある障害物や障害パーツの飛越あるいは飛越の試みとは明らかに無関係であると判断された場合を除く。

ブラックフラッグ選択障害物の場合は障害物／障害パーツ 1 個のみを飛越しなければならず、選手は片方のブラックフラッグ・ラインから他方のブラックフラッグ・ラインへ走行を変更でき、減点されることはない（例：6a を左側ルートで飛越してから 6b を右側ルートで飛越）。ただし最初に走行していたライン上で次にくる障害物／障害パーツに馬を向けていない場合とする。

ブラックフラッグ選択障害物における過失（拒止、逃避、巻乗り）は、飛越を試みるか飛越した障害物／障害パーツでのみ減点される（飛越しておらず、あるいは飛越を試みてもいない障害パーツはその選択障害物の審査には無関係である）。

549.1 拒止

549.1.1 高さのある障害物

高さのある障害物あるいは障害パーツ（高さが 30cm を超えるもの）にて、馬が飛越すべき障害物の前で停止した時に拒止とみなされる。

549.1.2 高さのない障害物

その他の障害物（高さが 30cm 以下のもの）では、停止しても直ちにその地点から踏み切った場合は減点対象とならないが、停止が続いたり、いずれの場合でも時間が長引いた時は拒止となる。馬は横へ踏み出しても構わないが、後ろへ下がった場合は拒止となる。

549.1.3 複数回の拒止

拒止の後に選手がこの障害物飛越を再度試みて失敗した場合、違う障害物を試して失敗した場合、あるいは馬が後退した後に再び障害物に向けたがまた停止／後退した場合は 2 回目の拒止となる。これ以降も同様。

549.2 逃避 - 標旗の未通過

- a) 逃避：コースに配置された障害物あるいは障害パーツに向けられたものの、馬がこれを避けてその体（頭、頸、両肩、腰 — ただし、肢は含めない）が標旗で限界が示された障害物あるいは障害パーツの両端の間を通過し損ねた場合は、逃避（減点 20）とみなされる。再試行せずにコース走行を継続した場合は失権となる。
- b) 標旗の非通過：障害物そのものは飛越しているが馬体（上記に定義）の一部が標旗間を通過していない場合、標旗の非通過（減点 15）とみなされる。これは馬体のいずれかの部位が標旗の内側を通過しなかったことを意味する（例えば片方の肩、あるいは片方の肩と片腰の一部）。
- c) 馬体（上記に定義）が標旗で限界が示されていた障害物を飛越した場合、当該馬は障害物の飛越に成功したこととなる（即ち馬体が標旗間を通過していれば、いずれかの肢が標旗間に入っていない場合でも、通過とみなされる）。

549.2.1 飛越意思の変更

選手は障害物や障害パーツのどこを飛越するかをどの時点でも減点されることなく変更でき、これには前の障害物や障害パーツでミスをしたために変更する場合も含まれる。しかし向かっていた障害物を部分的にでも馬が避けた場合には逃避とみなされる。

549.2.2 バウンス障害の判定

障害パーツ間の距離が 5m 以下のコンビネーション障害（すなわち「バウンス」）では、馬が最初の障害パーツを無過失で飛越した時点で 2 つ目の障害パーツに向かったとみなされ、これは「バウンス」がコンビネーションの 2 つ目と 3 つ目にある場合でも同様に判断される。従って「バウンス」である最初の障害パーツを飛越している間に選手が「変更を決意」し、ロングルートをとった場合でも、逃避として減点 20 となる。

549.3 巻乗り

549.3.1 別々に番号が付けられた障害物

別々の番号が付けられている障害物では、選手が 2 番目あるいはこれに続く障害物に馬を向けていない限り、その障害物間やその周囲で巻乗りをしたり蹄跡を横切っても減点されない

549.3.2 複数のパーツで構成される障害

複数のパーツで構成される障害（A、B、C など）では、その最初のパーツ飛越後から最後のパーツを飛越するまでに次のような動きがあった場合は減点となる：

- a) 馬が文字表記の付いた後続障害パーツの背後を周回する。
- b) パーツ間の蹄跡を横切る。

549.4 不従順後の再試行

拒止、逃避、あるいは巻乗りで減点となった後に再試行する場合、選手は当該障害物に馬を再び向かわせるまで減点されることなく 1 回あるいは複数回巻乗りすることができる。

数個のパーツで構成される障害では、いずれかの障害パーツで拒止、逃避、あるいは巻乗りが生じた場合、既に飛越した障害パーツを再飛越できる。ただしその前に障害パーツを減点なく飛越していても、この時に何らかの過失が生じれば減点される。

拒止、逃避、あるいは巻乗り後に障害パーツを再試行するために標旗間を反対方向から通過しても減点とならない。

549.5 落馬

549.5.1 選手

選手が騎乗馬から身体が離れて再騎乗しなければならない場合には、落馬したとみなされる。

549.5.2 馬

馬の肩と腰が同時に地面に、あるいは障害物と地面に接触している場合、もしくは馬が障害物の中に嵌まり込んで援助なしには走行を続けられなかったり、怪我をする恐れがある場合は馬の転倒とみなされる。

第 10 章 障害馬術競技

第 550 条 FEI 障害馬術規程

本総合馬術規程に別途定める場合を除き、その年に導入された FEI 障害馬術規程への変更については、翌年 4 月 1 日からの JEF 競技会関連規程集への導入が検討される。(JEF)

第 551 条 目的

この競技は通常の障害馬術競技に類似するものであるが、この競技単独での勝者を決めようとするものではない。その主な目的は、馬と選手が障害飛越という専門性の高い種目で十分に訓練や調教を受けていることを証明することにある。

コースの性質とその全長、規定速度、障害物の寸法は競技レベルにあわせる。

第 552 条 コースと障害物

コースデザイナーは、別表に示した限度内で、競技のレベルに適切なコースプランを自由に作成することができる。

障害物の寸法は別表に示した限度を超えてはならない。障害物のうち少なくとも 2/3 は実施レベルで使われる高さ最大に設定する。

FEI 障害馬術規程で認められているように、地面の起伏や掛け金の差し込み間隔に起因するものであれば、高さの誤差は 5cm までを許容範囲とする。

552.1 障害物の種類

障害物は標準的な障害馬術用のものとする。

障害物は垂直障害と幅障害をバランスよく配置し、2 個か 3 個のダブルを入れるか、あるいはダブル 1 個とトリプル 1 個を含めるものとする。

閉鎖コンビネーション障害の使用は認められない。水濠障害は許可されないが、水を入れた濠の上に横木を掛けたものは認められる。

幅障害の奥の支柱には FEI が承認したセーフティーカップを使用しなければならず、トリプルバーの場合は障害物の中央と奥の支柱にこれを使用しなければならない。

選択障害物の設置が認められる。これらの障害物についてはコースプランに同一番号と「選択障害」という文言で表示する。

第 553 条 採点

553.1 障害物での過失

過失	減点
障害物の落下	減点 4
競技を通して最初の逃避、拒止、あるいは許可されない巻乗り	減点 4
競技を通して 2 回目の逃避、拒止、あるいは許可されない巻乗り	失権
落馬あるいは馬の転倒	失権

553.2 タイム過失

コース全長と指定速度により規定タイムが決まる。

規定タイムより早く走行を終えても利点にはならないが、規定タイムの超過は制限タイムに至るまで 1 秒もしくはその端数につき減点 0.4 となる。制限タイムは規定タイムの 2 倍とする。制限タイムの超過は失権となる。

付 則

付則 A 馬場馬術－付則

注記：総合馬術については、（馬場馬術規程とは異なる）総合馬術における水勒頭絡の汎用性を考慮し、またその作用を定義するため、馬場馬術競技で許可される銜について再考した。

認可された銜身であれば、承認されているどのチークピースと併せても使用できる。

1 馬場馬術競技で使用が許可される銜

1.1 銜の作用

- a) 水勒銜はその形状と選手に起因する手綱の効力に応じて、馬の口角、舌、歯槽間縁に作用する。
- b) シングルジョイントの銜は、正しく使用されても適合していなければ口蓋に作用することがある。
- c) ストレートバーの水勒銜は、舌に一段と強い圧力をかける。
- d) ダブルジョイント水勒銜は口と舌の形状に沿うことができるので、一段と均一な圧力を創出する。
- e) 丸みを帯びているか、あるいは可動式の銜身は舌の動きや唾液分必を促す。
- f) ジョイント付きでカーブしている銜身やミュールマウス銜は、舌や口の形状に沿うことができる。
- g) チークピース
- h) フルチーク、エッグバット、D-リング水勒銜は一段と安定感があり、口の両サイドにも作用する。
- i) ルースリング水勒銜は一段と可動性のある銜身で、銜のマウシングや唾液分必を促す。
- j) ハンギングチーク水勒銜は幾分テコの作用があり、口角や項に一段と作用する。

1.2 素材：

- a) 十分耐久性があって安全
- b) 滑らかで硬質な表面を維持できなければならず、怪我を予防するためには馬が噛んでも変形しないこと
- c) 健康を害するものでないこと
- d) 水勒銜：金属、弾力性のあるゴムあるいは合成、プラスチック、革素材で作られたものでよく、ゴム/ラテックスでカバーしてもよい。
- e) 小勒銜と大勒銜：金属および/または硬質プラスチック製でなければならないが、ゴム/ラテックスでカバーしてもよい。

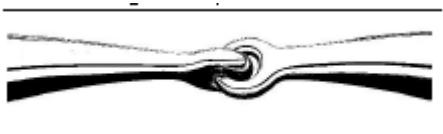
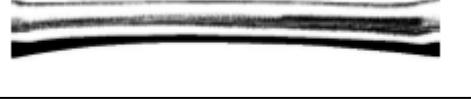
1.3 許可される水勒頭絡（図を参照）

- a) ジョイントが1ヶ所あるいは2ヶ所あってもよい。
- b) 丸みがあるか回転式銜身付きのダブルジョイント式で収まりが良く、違和感を生じさせないもの。
- c) 舌のあたりに余裕ができるようわずかにカーブした舌ゆるめがあるもの。舌ゆるめの高さは舌の側縁下部から最大で高さ30mmとする。
- d) 中央接続部としてカプリングが許可されるが、硬質であり、ローラー以外に可動部分があってはならない。
- e) 中央接続部は滑らかで丸みを帯びていなければならない。
- f) 銜身の直径はリングあるいはチーク部位で10mm以上でなければならない。

1.4 規定に反する銜

- a) コントロールプレート付きの水勒銜（即ちドクタープリストル：正しく装着しないとプレートの末端が舌に極度の苦痛を与える）
- b) シングルあるいはダブルジョイント式のケーブルビット（舌や頬を挟む可能性がある）
- c) 舌に機械的な制御をもたらす銜（固定された大きな中央接続部が舌に極度の苦痛を与える）

1.5 許可される銜身

<p>1. シングルジョイント式</p> 	<p>10.</p> 
<p>2. ダブルジョイント式</p> 	<p>11.</p> 
<p>3. 成形されたシングルジョイント式</p> 	<p>12.</p> 
<p>4. ゴムで被ったシングルジョイント式</p> 	<p>13.</p> 
<p>5. 中央部位が回転するダブルジョイント式</p> 	<p>14.</p> 
<p>6. 中央部位がプラスチック製のダブルジョイント式</p> 	<p>15.</p> 
<p>7. ボールジョイント式</p> 	<p>16.</p> 
<p>8. 複数個のボールジョイント式</p> 	<p>17.</p> 

9. 成形したダブルジョイント式



18.



1.6 許可されるチークピース :

1. ルースリング



7. D-リング



2. エッグバット



8. D-リング



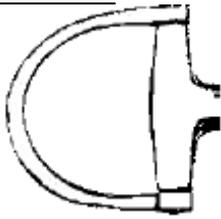
3. エッグバット



9. スリーブ (sleeve) 付きのルースリング



4. D-リング



10. フルチーク付きの水勒銜



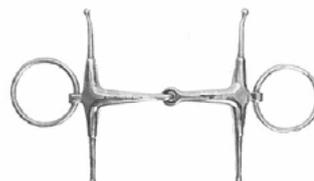
5. D-リング



11. フルチーク付きの水勒銜



12. 伝統的な水勒チークピース



6. ハンギングチーク



13. ハンギングチーク



7. 許可される大勒銜身 :

1.



2.



3.



4.



5.



8. 許可される大勒チークピース

1. ストレートチーク



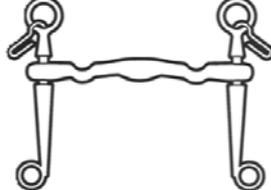
2. ストレートチーク



3. S字型チーク



4. スライディングチーク大勒銜



2 馬場馬術競技で使用が許可される鼻革

鼻革はすべて正しく装着しなければならず、きつく締めすぎて馬に不必要な不快感をもたらしてはならない。FEI 馬スポーツ憲章を参照。

1) Cavesson
カブソン鼻革



2) Crossed noseband
クロス鼻革



3) Dropped noseband
ドロップ鼻革



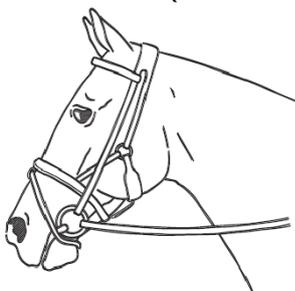
4) Flash noseband
フラッシュ鼻革



5) Micklem Bride
ミックレム頭絡



6) Stotztem (combined noseband-no throat lash)
Stotztem (コンビ鼻革-喉革なし)



大勒では2、3、4および5の使用は認められない。

鼻革6を大勒頭絡として使用する場合は、鼻革の下のストラップは認められない。

付則 A-3、B~E は主催および公認競技会では適用しない。

付則 F 選手との協議

1 選手代表の任命

選手が最初のクロスカントリーコース下見を行う前に、国際競技会の組織委員会は当該競技に参加している選手の中から1名を選考し、この選手の同意を得たうえで選手代表に任命しなければならない。

この選手代表は、競技会に直接関わるいかなる問題についても、選手と組織委員会との間の意思疎通を図る役割を担うが、他の選手らが組織委員会や技術代表、競技場審判団、コースデザイナーと話をする権利を奪うものではない。打ち合わせ会が行われる場合はその際にこの選手名を他の選手に伝えなければならず、また打ち合わせ会がない場合は、競技会掲示板に目立つように貼り出すこととする。

2 は主催および公認競技会では適用しない。

3 選手代表の呼びかけで行われる最初の選手ミーティング

－第1回ホースインスペクション

第1回ホースインスペクションが行われる日の終わりに、選手らが希望する場合は選手代表の呼びかけにより選手全員のミーティングが開かれる。技術代表と組織委員会代表はこれに出席するものとするが、技術代表、組織委員会、選手代表から特別な要請がない限り競技場審判団は必ずしも出席する必要はない。

4 選手代表の呼びかけで行われる2回目の選手ミーティング

－馬場馬術競技の初日終了後

競技会が馬場馬術競技を2日間にわたって行うロングフォーマット競技(CCI)であり、選手間で何らかの懸念がある場合、選手代表には馬場馬術競技初日終了後に選手ミーティング開催を呼びかける権利があり、コースの障害物および/またはコースの距離に関わるメジャーな問題を話し合う。

このミーティングには競技場審判団、技術代表、コースデザイナー、組織委員会から上職の代表者が出席しなければならない。(議案がなければ選手代表がその旨を技術代表に伝え、技術代表は組織委員会と競技場審判団に連絡してミーティングを取りやめる。)

5 議事録

このミーティングでは、いかなる問題についても書面で残さなければならず(技術代表と選手代表がこの責務を担う)、競技場審判団からの回答も文書に記録して競技場審判団長と選手代表の署名を受ける。

6 追加で任命する選手代表

この段階で選手らは(既に任命されている選手代表に加えて)さらに2名を選手代表として選任し、役員および組織委員会との継続協議にあたらせることができる。この追加の2名については選手らが選考した者であれば誰でもよく、必ずしもその競技に参加している選手でなくてもよい。

7 クロスカントリー競技の前に行う最後の選手ミーティング

さらに最終選手ミーティングをそれまでのミーティングと同様に、すべての役員と組織委員会代表の出席を得て行う必要がある。

前夜に選手らから提起された懸念事項の文書に対して、競技場審判団が用意した書面での回答がこのミーティングに先立って選手代表に渡される。このミーティングが最後の選手打ち合わせとなる。

それでもまだ選手らが競技場審判団の決定に納得できない場合は投票を行う。これは無記名投票とし、ミーティング運営に際して組織委員会は選手らを支援する。投票議案は、「競技会役員の回答を受け入れるか、それとも回答を仲裁・調査委員会へ委託して最終決定を求めるべきか？」である。

実際にこの競技に参加している選手の大多数（50%+1名）が同意した場合は、その未解決案件は直ちに仲裁・調査委員会へ委託されて最終決定を受けるが、この最終決定については上訴できない。

このミーティングでは、いかなる問題についても書面で残さなければならず（技術代表と選手代表がこの責務を担う）、仲裁・調査委員会からの回答も文書に記録して仲裁・調査委員長と選手代表の署名を受ける。

8 選手打ち合わせ会

気象条件やグラウンド状態などに起因する最終段階での変更を扱う定例の選手打ち合わせ会も、クロスカントリー競技前日の夕方に行わなければならない。この内容で論議となった場合は、仲裁・調査委員会へ委託手続きをとることもできる。

付則 F-9、F-10、付則 G、H、I は主催および公認競技会では適用しない。

用語集 <抜粋>

競 技：

一般規程に定義されている通り、競技とは選手が成績順に順位づけられ、これに対して褒賞が授与される各々のクラスを指す。

クロスカントリー・コントローラー：

経験ある役員で、組織委員会とともにクロスカントリー競技でのコミュニケーション計画を立案し、競技を統括する人物である。競技場審判団および技術代表と連絡を保ち、状況展開を進言する。

失 権：

一般規程に定義されている通り、失権とはスポーツ規程に別段の記載がない限り、選手および／または馬が問題となっている競技および／または当該競技会におけるその後の競技に継続して出場できないことを意味する。

競技会：

一般規程に定義されている通り、競技会とは「ショー」「選手権大会」あるいは「大会」のことを指す。競技会は1競技種目あるいは複数の種目で開催することができる。

失 格：

一般規程に定義されている通り、失格とはスポーツ規程に別段の記載がない限り、選手および／または馬が問題となっている競技、あるいは当該競技会におけるその後の競技への出場資格を失うことである。失格はまた時間を遡って適用されることがある。

ロングフォーマット競技：

3日あるいはそれ以上にわたって開催される総合馬術競技のこと。馬場馬術競技は選手数により1日あるいは連続した数日間の日程で行われ、その翌日にはクロスカントリーを行い、その翌日に障害馬術競技を行う。ロングフォーマット競技のクロスカントリーコースは、馬に競技への万全な適性を求める全長であり、スタミナがなければ良い成績を出すことができない内容である。クロスカントリー競技は常に障害馬術競技の前に行われる。

ショートフォーマット競技：

1日あるいは数日の日程で行われる総合馬術競技のこと。馬場馬術競技は必ず最初に行われ、続いて同日あるいは翌日に障害馬術競技とクロスカントリー競技が行われる。ショートフォーマット競技におけるクロスカントリーコースの難度は、スターシステム上ではロングフォーマット競技と同じであるが、コース全長は短く難度はより高い。クロスカントリー競技は障害馬術競技の後に行うことが望ましい。

セイフティ・オフィサー：

競技会に関わる情報収集のため、OCとJEFとの間の連絡を担当する。同人物はFEI総合馬術リスクマネジメントのビジョンやこのスポーツに関わる概念（認識）をOC内で広める責任がある。(JEF)

別表 競技会のカテゴリとレベル (502 条)

名 称	EV80	EV90	EV100	CCN★
馬場馬術	総合馬術 初級課目 2008 A (2019)	総合馬術 中級課目 2017 (2019)	総合馬術 上級課目 2017 (2019)	2018 CCI★
クロスカントリー				
全 長	1,500- 2,000m	1,800- 2,300m	2,000- 2,500m	2,000- 3,000m
最大速度	400mpm	450mpm	500mpm	500mpm
飛越数	15-20 個	17-22 個	20-25 個	20-25 個
高 さ				
固定障害	H80cm	H90cm	H100cm	H105cm
ブラッシュ	H100cm	H110cm	H120cm	H125cm
幅				
一番高い部分	W105cm	W110cm	W115cm	W120cm
土台	W120cm	W150cm	W180cm	W180cm
高さのない 障害	W160cm	W200cm	W240cm	W240cm
飛び降りの 高さ	H100cm	H120cm	H140cm	H140cm
障害飛越				
距 離	350- 400m	350- 400m	350- 400m	600m
最大速度	350mpm	350mpm	350mpm	350mpm
障害数 /最大飛越数	9-10 /12	9-10 /12	10-11 /12	10-11 /12
高 さ	H90cm	H100cm	H105cm	H110cm
幅 (一番高い部分)	W110cm	W115cm	W120cm	W125cm
三段	W130cm	W135cm	W140cm	W145cm

(障害馬術)

※ アリーナの広さが 2300 平方 m 未満はどのレベルでも 325mpm

※ アリーナの広さが 5000 平方 m 未満は★★★も 350mpm

第6編 設定せず

第7編 設定せず

第8編 エンデュランス競技

第800条 通則

800.1. エンデュランス競技とは、コース、距離、天候、地形、時間といった要素が絡むエンデュランスコースの走行において、馬のスタミナや競技への参加適性を安全に管理できる選手の能力を審査する競技である。

800.1.1 技術代表や競技場審判団、スチュワード、獣医師団、チーム監督、チーム獣医師、グルームの最も重要な責任、そして選手が負うべき絶対責任とは、馬に対する選手のいたわりや思慮深い態度と共に、個々のスキルを生かして馬の健康とウェルフェアを確実に守ることにある。**(JEF)**

800.1.2 良い結果を出すには、選手は野外騎乗での馬のペース配分や、効率的で安全な騎乗方法を熟知していなければならない。

800.1.3 エンデュランス競技では、ウマ科ウマ属のいかなる動物も「馬」とみなす。

800.2 競技コースは複数の区間で構成される。

800.2.1 どの区間も距離は40kmを超えてはならず、また原則として20kmを下回るべきでなく、16km未満ではあってはならない。

800.2.2 各区間の終点には強制休止を設け、獣医師によるインスペクションを行う。獣医師団長(PVC)、競技場審判団長(PGJ)に各区間距離を知らせ、獣医関門ごとの休止時間について助言を求めべきである。**(JEF)**

800.2.3 距離が40kmから79kmの場合は最低1ヶ所の獣医関門と最終インスペクション地点を設けなければならない(2区間)。

距離が80kmから119kmの場合は最低2ヶ所の獣医関門と最終インスペクション地点を設けなければならない(3区間)。

距離が120kmから139kmの場合は最低3ヶ所の獣医関門と最終インスペクション地点を設けなければならない(4区間)。

距離が140kmから160kmの場合は最低5ヶ所の獣医関門と最終インスペクション地点を設けるべきである(6区間)。技術代表の推奨と獣医師団長の承認があれば、これを5区間に削減することも可能である。**(JEF)**

800.2.4 全区間の走行を2日以上にまたがるよう設定することができる。

800.2.5 エンデュランス競技の各区間は強制休養期間または休止時間で区切らなければならない。

800.2.6 本条文は主催および公認競技会では適用しない。**(JEF)**

800.2.7 どのエンデュランス競技でも40分以上の休止時間を少なくとも1回は入れなければならない。

800.2.8 すべての区間で休止時間は1分/1km以上の割合でなければならない。すなわち、35km区間後では35分以上の休止時間となる。

800.2.9 ワンデイ競技会での1回の休止時間は60分を最長として予定を組み、140km以上の競技会では、すくなくとも50分の休止時間を1回以上設けることとする。**(JEF)**

800.2.10 また、義務的な再インスペクションが必要な獣医関門での休止時間は40分以上とし、この義務的な再インスペクションは、出発前15分以内に受ける必要がある。

800.3 各選手は単独で競技を行い、全コースをタイムレースとして走行しなければならない、これはスタートの順序やルールに左右されることはない。

- 800.4 本規程、獣医規程、その他諸規程に従い、馬と選手の安全を考慮して設けられた諸々の取り決め（プロトコル）とともに、獣医師による最終インスペクションや薬物規制をすべて問題なく終了した人馬の中で、最短時間で全コースを走破した人馬が第 1 位となる。競技は選手自身が自由にペースを考えて、タイムレースとして走行できるように設営されるべきであるが、以下の場合を除く：(JEF)
- 800.4.1 悪条件：コースの状況が悪化した場合、あるいはコースを安全に完走する機会が損なわれかねない高温、多湿など他の要因が発生した場合、組織委員会（OC）が技術代表（TD）と協議のうえ、走行が著しく適正速度から遅れることのないよう、そして馬の安全を確保するために、コースの一部や競技区間に走行時間制限を設け、さらに／または 1 ヶ所またはそれ以上の獣医関門で閉鎖時間を設定することができる。
- 800.4.2 安全なコース設営：またこれとは逆に、安全走行に関わる状況から判断して、組織委員会は技術代表と協議のうえ、馬の歩度制限および／または最高速度の適用箇所をコースに設けることがある。しかしこれは特定のコース状況や一日のうちのどの時間帯であるかにも左右され、概ねこのような制限区域は各々5km 以内とするか、あるいはコースの 5%を超えないこととする。概して速度制限とペース設定、あるいはそのどちらかを設けた区域はコース区間ごとに 1 ヶ所のみとし、最終区間では設定しない。

第 801 条 コース／「競技場（フィールド・オブ・プレイ）」

- 801.1 技術代表（TD）と組織委員会（OC）は協議を行い、人馬コンビネーションのスタミナと騎乗技術を試すも馬のウェルフェアを損なうことなく、路面の変化を含め地形や天候条件が許す範囲内で技術的難度のある野外コースの設営を支援する。(JEF)
- 801.2 コースには（これに限定するものではないが）走路や溝、急勾配の上り坂、下り坂、水濠など自然な地形と人工的な地形を含めるべきであり、足場や地形、標高、進路方向、速度など技術的に難度の高い要素を具現するものとする。
- 801.3 地形の概要や標高差は競技会実施要項に明記しなければならない。
- 801.4 車両用の公共舗装道路はコースの 10%を超えてはならない。
- 801.4.1 競技中に馬がケガをするリスクが高くなるため、コースのループはスピード目的にデザインしたり造ったりしてはならず、技術代表が全面的に統括する。(JEF)
- 801.5 コースの中でも一段と難易度の高い部分は、競技の前半にもってくるべきである。
- 801.6 区間距離は組織委員会が決定し、これを実施要項に記載しなければならない。
- 801.7 技術的に難度の高い障害物は、できる限り自然な状態のまま残さなければならない。必要であれば、補強を施して競技中は状態を一定に保つようにするべきである。
- 801.8 フィニッシュは複数の馬がスピードを出してゴールを切っても互いに邪魔することのないよう、十分な長さや幅がなくてはならず、ギャロップや全速力でフィニッシュラインを通過してから安全に停止することができるよう、十分なスペースを設けなければならない。できるだけ獣医関門近くに設置する必要がある。

- 801.8.1 「競技場（フィールド・オブ・プレイ）」とは；規定されたコース（ループまたは区間）、コース上あるいは獣医関門内でのクローエリア、獣医検査エリア、獣医関門地点あるいはその中で
の休止エリアをいう。競技会では、実施要項で「競技場（フィールド・オブ・プレイ）」へのア
クセス制限が示される。**(JEF)**
- 801.8.2 獣医関門内に入ることが許されるグルーム数はスペースを考慮し、馬の休養に十分なスペース
を確保するため、1 頭につき 5 名とする。獣医関門および獣医関門検査エリアへのアクセスに
ついては、技術代表の助言により主催者がさらに制限を設けることがある。そのような制限に
ついては実施要項に明記しなければならない。グルームの獣医関門へのアクセス権は、当該馬
が競技から除外された時点で失効する。**(JEF)**
- 801.8.3 馬は常時、獣医師団または競技場審判団、またはスチュワードからはっきり見える状態になけ
ればならない。観察を妨げるようなスクリーンや備品、またはいかなる種類のバリアの使用も
認められず、これに違反した場合は失格となる。**(JEF)**

第 802 条 コースの標識設置

- 802.1 一般要件：コース上の標識は、選手がコースの道順を迷わず走行できるよう明確に示さなけれ
ばならない。標識としては旗やリボン、方向指示板、石灰、ペンキなどが使用できる。
- 802.2 コース順序：選手は第 802 条 6 で説明している地図に印された通り、正しい順序と方向に全コー
スを走行しなければならない。
- 802.3 経路違反：コースから逸脱した場合は、その逸脱地点から走行を再開しなければならず、これ
を怠った場合は失格となる。しかしコース逸脱地点からの再開が不可能な場合、もしくは馬の
ために最善な方法とはならない場合は、競技場審判団が代替ルートを設定することがあるが、
この代替ルートは正規のコースと同じタイプの地形で同じ距離を走るものであり、一区間の中
で設けられるため選手が各獣医関門を正しい順番で制限時間内に通過できるものとする。この
場合、その人馬コンビネーションには完走証明書のみ与えられる。この選手と馬は成績証明を
得たり、他の資格認定基準を満たすことはできるが、ベストコンディション賞の対象にはなら
ず、チーム成績への算入や個人成績の着順としては認められない。
- 802.4 境界標識：境界標識、あるいは他の許容できる方向指示板を用いてコースの特定セクションや
スタートライン、フィニッシュラインを示さなければならない。このような境界標識あるいは
指示板などがコースに配置されていた場合は、どこであっても選手はこれを通過しなければなら
ず、通過し損ねた場合は失格となる。コース中で近道ができるような場合は、組織委員会が
スチュワード 1 名をその地点に配置して、通過義務地点の順守を監視させなければならない。
- 802.5 標識：方向を示す旗や標識は走行すべき方向と道を示し、選手が進路を探しやすいよう設置
するものである。これらの標識は、選手がタイムロスなく認識できるように設置しなければなら
ない。距離の表示は 10km ごとに設けるべきである。
- 802.6 コース図：コースの道順や強制休止地点、通過が義務づけられる障害物の位置を示した地図あ
るいはコース図を各選手が事前に入手できるようにする。このような地図かコース図のコピー
を組織委員会が各選手に配布しなければならない。**(JEF)**
- 802.7 スタート地点とフィニッシュ地点：各区間のスタート地点とフィニッシュ地点は、適切な標識
を用いて明確かつ識別しやすく表示しなければならない。

第 803 条 コース図

- 803.1 地図：コース確定後、可能であれば打ち合わせ会の時点で、または競技開始前までには必ず縮尺 1/50000 以上の地図を選手に提供できるよう準備する。
- 803.2 コースデザインの完成：エンデュランス競技のコースは競技開始の遅くとも 7 日前までに正式に決定し、技術代表の承認を受けてから競技場審判団へ渡すものとする。

第 804 条 コースの修正と競技会の予定変更／遅延あるいは中止

- 804.1 コースの修正：コースが正式に決定した後の変更は、技術代表（TD）と競技場審判団（GJ）の承認なくしては行うことができない。
- 804.2 競技会の予定変更／遅延：例外的状況下では次のように競技会の予定を変更するか、あるいは競技開始を遅らせることがある：（JEF）
- 804.2.1 競技会前（第 1 回インスペクションの 1 時間前まで）：組織委員会代表、獣医師団長、競技場審判団長と協議のうえ、技術代表が判断する。（JEF）
- 804.2.2 競技会開始後：競技場審判団、組織委員会代表、獣医師団長、技術代表と協議のうえ、競技場審判団長が判断する。（JEF）
- 804.2.3 組織委員会の責任：どのような競技会でも、組織委員会は競技会開始を最大限 30 時間まで遅らせ、および／または完全に予定変更せざるを得なくなる可能性を想定し、計画することが望まれる。（JEF）
- 804.2.4 本条文は主催および公認競技会では適用しない。（JEF）
- 804.3 競技会の中止：壊滅的な事象あるいは状況が競技会開催中に発生した場合は、競技会を中止することがある：（JEF）
- 804.3.1 競技会前（第 1 回インスペクションの 1 時間前まで）：組織委員会代表、獣医師団長、競技場審判団長と協議のうえ、技術代表が判断する。（JEF）
- 804.3.2 競技会開始後：競技場審判団、組織委員会代表、獣医師団長、技術代表と協議のうえ競技場審判団長が判断する。（JEF）
- 804.3.3 組織委員会の責任：どのような競技会でも、組織委員会は競技会を中止して会場から避難せざるを得なくなる可能性を想定し、計画することが望まれる。
- 804.3.4 本条文は主催および公認競技会では適用しない。（JEF）
- 804.4 エンデュランス競技の特性：いかなる場合でも忘れてならないことは、この競技種目は耐久性を試す競技として、難度のある地形や天候、諸条件を想定しており、従って遅延や予定変更、中止は特別な場合の解決策としてのみ採用されるべきである。
- 804.5 通告：上述したような事例が生じた場合は可及的速やかに、遅くとも競技会開始前あるいは該当する区間開始前には選手および／またはチーム監督、また組織委員会、計時チームおよびすべての競技会役員へ決定を公式かつ個別に通告するべきである。

第 805 条 スタート方法

- 805.1 合図があるまでスタートラインを通過してはならない。

- 805.2 人馬コンビネーションのスタートに何らかの誤りがある場合、この人馬は戻ってスタートラインを再度通過しなければならず、これを怠った場合は失格となる。しかしこの場合でも、合図があった本来のスタート時刻が当該人馬のスタート時刻として記録される。
- 805.3 選手がスタート時刻にスタート地点に現れない場合も、この選手は予定時刻にスタートしたものであるとして、そのスタート時刻が記録される。公式スタート時刻を15分過ぎてもスタートしない場合、その選手は失格となる。
- 805.4 数日間にわたって開催される競技会の2日目以降は、一斉スタート方式または時間差スタート方式を採用することができる。時間差スタート方式を採用する場合、人馬コンビネーションは前日の走行終了時に記録された時間差をおいて翌日もスタートするものとする。組織委員会と協議のうえ、競技場審判団長と技術代表が定める時間帯（例：1時間）についてはこの方法が適用される。その後は残っている選手の一斉スタートとなる。

第806条 走行時間とその計測

- 806.1 この競技では走行時間の計測が重要な要素となるため、組織委員会は適切な能力のある者に時刻合せした計時システムを用い、時間計測を行う区間ごとに各選手のスタート時刻とフィニッシュ時刻を正確に計測および記録させなければならない。(JEF)
- 806.2 どの選手も各区間で、タイムカードまたは規格を満たした信頼できる代替品を渡される。(JEF)
- 806.3 電子機器システムが主たる記録手段である場合、組織委員会は計時と記録情報すべてのバックアップ記録管理および代替電源を準備しなければならない。時間計測を行う各区間のスタート地点とフィニッシュ地点では、各選手の時間を記録するためスチュワードによる監視および/またはタイムキーパーによる時間計測システムが必要である。(JEF)
- 806.4 走行時間はスタート合図の瞬間から人馬コンビネーションがフィニッシュラインを通過する瞬間までを計測する。
- 806.5 強制休止地点では獣医関門を設けなければならない。(JEF)
- 806.6 獣医関門では、複数の馬が同時に到着してインスペクションを受けるような状況でも、インスペクションに臨場した人馬コンビネーションの到着時刻の記録が遅れてはならない。

第807条 競技とフェアプレイ

- 807.1 選手はコース内で自分の馬を引き馬したり、馬の後を追って進むことはできるが、毎日のスタートラインとその日の最終区間フィニッシュラインは騎乗して通過しなければならず、これに違反した場合は失格となる。
- 807.2 所定の時間制限を守らない選手は、次の区間への出場資格あるいは最終順位決定への資格を得られなかったものとみなされる。
- 807.3 いったん人馬コンビネーションがスタートを切った後は、コース内で選手以外の者が引き馬したりその馬に騎乗することはできず、これに違反した場合は失格となる。

- 807.4 速度の遅い人馬コンビネーションがこれを追い越そうとする人馬を意図的に妨害した場合は失格となる。これはコース内での順位争いによる競りあいや妨げるものではなく、その意図するところは、走行速度が非常に遅かったり、あるいは拒止や装具トラブルなどにより遅れている選手が他の選手とコース内でかち合ったり、追い越されるような状況に適用するものである。
- 807.5 次の区間への出場資格を得られなかった人馬コンビネーション、あるいは何らかの理由により失格となった人馬は直ちにコースから出なければならず、コースを通る以外に方法がない場合を除いてコース走行を継続する権利はない。コースを通る以外に方法がない場合は競技場審判団の承認を受けるか、あるいは競技場審判団が対応できない場合はスチュワードの承認を受ける必要がある。
- 807.6 競技会もしくはコース内で許可される援助：
- 807.6.1 競技会実施要項にて、競技会期間中に獣医関門とコースの中で援助（クルーイング）が認められる場所が特定される。
- 807.6.2 コースでは少なくとも 10km ごとに人馬コンビネーションが水を補給できるようにしなければならない。
- 807.6.3 コース走行中を含めて例えば落馬したり、放馬してしまったり、あるいは蹄鉄が緩んだり落鉄した時など、人馬コンビネーションは援助を受けることができる。
- 807.6.4 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)
- 807.7 禁止される援助：下記条項 807.7.1～807.7.8 に定める行動は禁止されており、違反した選手には警告が出されるか、あるいは失格処分となる。(JEF)
- 807.7.1 コースのいかなる場所であれ、自転車や歩行者、あるいは競技に参加していない馬に騎乗した人物に追従、先行、あるいは併走してもらうこと。(JEF)
- 807.7.2 コースのいかなる場所であれ、指定された場所以外で援助すること。(JEF)
- 807.7.3 コースのいかなる場所であれ、援助する権限のない人物から援助を受けること。
- 807.7.4 (第 807 条 6.1 の定めにかかわらず) コースまたは指定されたアクセストラックに隣接したいかなる場所で車両により追従、先行、あるいは併走してもらうこと。(JEF)
- 807.7.5 獣医関門で第三者が馬を追って速歩させること。(JEF)
- 807.7.6 いかなる方法であれ、コース内でいずれかの人物が馬を追うこと。(JEF)
- 807.7.7 ワイヤフェンスを切断すること、コース内にある囲いを一部修正して走行しやすくすること、木を伐採したり障害物を排除すること、もしくはコースのテクニカルな要素を変えてしまうこと。(JEF)
- 807.7.8 依頼したか否かにかかわらず、選手あるいはその馬に便宜を図る目的で行われた第三者による介入を受け入れること。(JEF)

第 808 条 競技実施要項

- 808.1 組織委員会が公示する実施要項では、本規程の記載事項を重複して記述する必要はない。走行距離、走行速度、総走行制限時間および区間ごとの走行制限時間、順位決定方法、スタートルール、コースの表示方法、強制休止での手順、コース概要（標高の変化を含む）と使用される可能性のある障害物を提示することで十分である。(JEF)
- 808.2 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)
- 808.3 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 809 条 服装規定

809.1 すべてのエンデュランス競技会において、騎乗している間は全員が乗馬規格／エンデュランス規格の保護用ヘッドギアを確実に締めて着用することが義務づけられる。

809.2 すべてのエンデュランス競技会において、騎乗している間は全員が 12mm 以上の踵がある安全な騎乗靴を履くか、あるいはケージ付き／ボックス型の鎧／馬術用セイフティ鎧を使用することが義務づけられる。

809.3 すべてにおいて、エンデュランス競技会のイメージを損なわない適切な服装の着用が必要である。

すべての競技会において、以下の服装を着用することが義務づけられる：(JEF)

809.3.1 競技会前の第 1 回インスペクション／開会式、ベストコンディション賞授与／表彰式に参加する者について：

- 選手：きちんとした服装 (JEF)
- チーム役員、グルーム、クルー：きちんとした服装 (JEF)
- 役員：状況に応じて、ジャケットとネクタイを着用するなど、きちんとした服装
- 短パンあるいはサンダルは、受容しがたい服装規準であり、許可されない。

809.3.2 実際の競技中：

- 選手：騎乗用の適切な服装、衿付きシャツ／ポロシャツ。
- チーム役員、グルーム、クルー：きちんとしたチーム／個人の服装。獣医師によるインスペクションエリア内では短パンは不可、また「競技場（フィールド・オブ・プレイ）」内ではサンダルが不可（安全確保のため）。
- 役員：きちんとした作業用の服装。短パンやサンダルは不可。

809.3.3 広告については本規程第 105 条を適用する。(JEF)

第 810 条 馬装と用具

原則として馬装に規制はないが、安全な状態であり馬に適合していなければならない。これに限定するものではないが折り返し（ランニング）手綱／フレンチ手綱を含め、馬の頭の自由な動きを過度に制限してしまう可能性のあるいかなる種類の手綱も使用が禁止される。(JEF)

810.1 反射材など特定の安全具の使用が競技実施要項で求められることがある。

810.2 鞭（あるいは鞭の代用品）と拍車は禁止である。

810.3 携帯電話と GPS 機器の使用は認められる。その他の通信機器については競技前に競技場審判団の承認が必要である。

810.4 広告については本規程第 105 条を適用する。(JEF)

810.5 **馬の耳には何かを詰めたり、何かをつけてはならない。**馬の耳が塞がれていてはならない。耳栓の使用は禁止する。プリンカーは許可されるが、前方の視界が全面的に確保されており、何らかの加工がされておらず、かつ獣医関門の中では外さなければならない。プリンカーの定義は以下の通りとする。

最終インスペクションを含む獣医関門において、ブリンカーは取り外さなければならない

BLINKERS



上図：使用可

ブリンカーは目と耳のための穴が開いている頭部を覆う装着物であり、片方または両方の目の部分が、後方の視界は完全に遮られるが前方の視界は全面的に確保しているカバーで覆われている

CHEEK PIECES



上図：使用可

チークピースはシープスキンや他の類似した素材で作られた2枚の細長い布のことであり、頭絡の頬部分に取り付ける

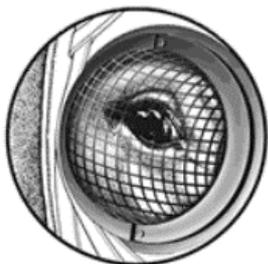
VISOR



上図：使用可

バイザーはブリンカーに似た装着物で、片方または両方の覆い部分に穴が開いており、側方または後方の視界を制限している。

EYESHIELD



上図：使用不可

アイシールドは布林カーに似た装着物だが、目の覆い部分が両方ともメッシュまたはその他の透けて見える素材で覆われている点が布林カーとは異なる。

EYECOVER



上図：使用不可

アイカバーは布林カーに似た装着物だが、片方の目の覆い部分が不透明なカバーで完全に覆われている点が布林カーとは異なる。

第 811 条 虐待行為

811.1 競技場審判団の判断で明らかに残虐行為あるいは虐待とみなされる行為や一連の行為をとった場合は失格となり、また本規程に示す別段の措置を受け、当該選手は JEF に報告される。(JEF)

811.2 このような行為の報告書には、可能な限りその目撃者の署名と住所を添えなければならない。この報告書は競技場審判団または組織委員会の事務局長へ可及的速やかに提出しなければならない。

第 812 条 負担重量

812.1 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

812.2 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

812.3 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

- 812.4 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)
- 812.5 競技会において最低負担重量を設定した場合はスタート前に必ず検量を行わなければならない、また可能であればフィニッシュ後にも行い、さらに競技中にも無作為に検量を行うことがある。(JEF)
- 812.6 選手の検量を行わなければならない、必要な場合はすべての乗馬用具（頭絡は除く）を持った状態で行う。選手は騎乗区間中、最低負担重量を常時装着していなければならない、これに違反した場合は失格となる。役員により求められた場合は、フィニッシュライン通過後速やかに重量測定を受けるのは選手に課せられた義務である。(JEF)
- 812.7 組織委員会は、正確な重量計を用意しなければならない。(JEF)

第 813 条 順位決定

- 813.1 個人：エンデュランス競技では、これに限定するものではないが獣医師による最終検査を含め、すべてのプロトコルと要件を満たした／合格した人馬コンビネーションのうち、総走行時間の最も短い人馬が優勝となる。競技実施要項には、順位決定方法を明記しなければならない。
- 813.2 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)
- 813.3 デッドヒート：同時にスタートした 2 組以上の人馬コンビネーションで、総走行時間が同じとなった場合は、フィニッシュラインの通過順によって順位が決定される。
- 813.4 失格、棄権、次の区間への出場不可：
- 813.4.1 失格：本規程、獣医規程、あるいは実施要項に違反した場合に、競技場審判団によって選手に課せられるもので、それ以降の競技に出場できないこと。(JEF)
- 813.4.2 次の区間への出場不可：獣医師によるインスペクションに合格できなかった場合、全コースを指定通りに完走できなかった場合、または臨場すべき時刻あるいは完了すべき時間要件を満たさなかった場合、その人馬コンビネーションはそれ以降の区間は走行できなくなる。
- 813.4.3 棄権：競技への参加を自主的に辞退した結果を言うが、あくまでも自主的な場合のみであり、次の条件が伴うこと：人馬コンビネーションはその時点まで、すべての区間走行を正しく終了していること；選手は直前の区間を完走しており、かつ義務的な再インスペクションまたは獣医師の求めによる再インスペクションを含めて、直前の完走区間後の必要なインスペクションすべてに合格していること；そして、第 813 条に示す競技からの失格条項のいずれにも合致していないこと。
- 813.5 自主的あるいは他に理由があるかにかかわらず、競技会のいかなる時点であっても進行中の競技へ出場できなくなった馬はすべて、その後 30 分以内に獣医師団のインスペクションを受けなければならないが、獣医師団の許可を受け、当該馬を競技場（フィールド・オブ・プレイ）から認可された診療施設に直ちに搬送する場合を除く。当該馬の獣医療記録はこれに基づいて更新される。これに従わなかった場合は、当該馬には 60 日の強制休養期間が課される。(JEF)

第 814 条 主催および公認エンデュランス競技会 (JEF)

- 814.1 40 km以上の距離でエンデュランス競技を行う。(JEF)
- 814.1.1 距離の表示は実測値で 1 km単位とする。(JEF)

814.1.2 獣医関門における最高心拍数：20分以内の測定値で64拍/分。(JEF)

814.1.3 走行制限時間は、設営するコースによって適正速度を考慮し、設定しなければならない。走行平均速度が時速8km以上となるよう設定する。(JEF)

第815条 出場資格

815.1 選手：

815.1.1.14 歳の誕生日を迎える年から、すべてのエンデュランス競技会に出場できる。ただし、20歳未満の者は、保護者の同意を必要とする。(JEF)

公認および主催競技に参加する選手は、JEF 騎乗者資格 B 級（エンデュランス限定）以上を取得していること。(JEF)

60 km以上の公認競技に参加する選手は、40 km以上の公認競技を1回以上完走していること。

80 km以上の公認競技に参加する選手は、60 km以上の公認競技を1回以上完走していること。

120 km以上の公認競技に参加する選手は、80 km以上の公認競技を2回以上完走していること。

(JEF)

140 km以上の公認競技に参加する選手は、120 km以上の公認競技を1回以上完走していること。

(JEF)

815.1.2 選手の完走記録は、JEF 公式記録（データベースを参照）に基づく。(JEF)

815.2 馬：

815.2.1 エンデュランス競技へ出場資格を得るには、5歳以上の馬であること。(JEF)

60 km以上の公認競技に参加する馬は、40 km以上の公認競技を1回以上完走していること。

80 km以上の公認競技に参加する馬は、60 km以上の公認競技を1回以上完走しており、かつ6歳以上であること。

120 km以上の公認競技に参加する馬は、80 km以上の公認競技を2回以上完走していること。

(JEF)

140 km以上の公認競技に参加する馬は、120 km以上の公認競技を1回以上完走しており、かつ

7歳以上であること。(JEF)

815.2.1 馬の完走記録は、JEF 公式記録（データベースを参照）に基づく。(JEF)

815.2.2 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

815.2.3 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

815.2.4 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

815.2.5 明らかに妊娠後期、すなわち妊娠120日を超える牝馬、あるいは離乳前の仔馬を連れた牝馬は、いかなる競技会にも参加申込できない。

815.2.6 年齢の判断は、出場資格を問題とする競技会開催日時点での年齢を勘案し、乗馬登録証に記載された信頼性のある登録あるいは獣医師による意見書のいずれかにより確認しなければならない。北半球では誕生日の起算日を1月1日とし、南半球では8月1日とする。(JEF)

815.3 馬の休養義務期間

815.3.1 FEI あるいは JEF 主催・公認のエンデュランス競技会に出場した馬については、次の競技会出場前に強制休養期間を与えなければならない。起算日は、競技の終わった日（規定上の完走許容時間）の翌日とし、次の競技発走時の前日までとする。：

走行した距離

スタート - 46km 以下 5日

46km 超	-	86km 以下	12 日
86km 超	-	126km 以下	19 日
126km 超	-	146km 以下	26 日
146km 超			33 日

この強制休養期間は侵襲的治療が行われた場合や異常歩様の失権の場合は延長される。

休養期間の総時間は、最大の走行制限時間をとった場合の競技走行を終了した日の深夜（24:00）に始まり、休養期間最終日を終える同時刻までとする。公表された当該馬の次の競技走行開始時刻は休養期間終了後としなければならない。（JEF）

815.3.2 侵襲的治療による強制休養期間（JEF）

皮膚を穿刺あるいは切開、もしくは何らかの器具や異物を体内に入れる行為がからむ馬の治療はすべて侵襲的治療とみなされる。（このルールの例外は、電解質の経口投与か鍼治療である。）失権となった馬で、何らかの代謝状態が診断されながらも未治療の場合は馬のウェルフェアを危うくする、あるいは脅かすものであり、侵襲的治療が必要な状況とみなされる。競技会が終了した時点で、獣医師代表と救護獣医師には治療を行った馬を 1 例ずつ見直し、強制休養となる緊急の侵襲的治療か、あるいは強制休養を伴わない認可治療であったかを分類する責務がある。継続する 1 年間に FEI あるいは JEF 主催・公認のエンデュランス競技会にて緊急の侵襲的治療が必要とされる代謝異常で失権となった馬については、次の競技に出場する前に以下に示す強制休養期間を与えなければならない。

侵襲的治療 1 回目 合計 60 日間

侵襲的治療 2 回目 合計 90 日間

2 回連続して、あるいは 3 ヶ月間に 2 回にわたって緊急の侵襲的治療が必要とされる代謝異常で失権となった馬については、2 回目の事例の強制休養期間に加えて、さらなる延長休養期間が適用される場合がある。

815.3.3 異常歩様による延長休養期間（JEF）

継続する 1 年間に FEI あるいは JEF 主催・公認のエンデュランス競技会にて異常歩様のため失権となった馬については、次の競技に出場する前に第 815 条 3.1 に定める強制休養期間に加えて、以下に示す延長休養期間を与えなければならない。

異常歩様 1 回目 14 日を追加

異常歩様 2 回目 21 日を追加

2 回連続して競技会にて異常歩様のため失権となった馬については、2 回目の事例の延長休養期間追加に加えて、さらなる延長休養期間が適用される場合がある。

継続する 1 年間に 3 回連続して競技会にて異常歩様のため失権となった場合は、次の延長休養期間が追加される：

異常歩様 3 回目 90 日を追加

815.3.4 継続する 1 年間に 4 回連続して競技会にて異常歩様のため失権となった馬については、次の競技会へ出場する前に 6 ヶ月の強制休養期間を与え、最初の競技の 4 週間前には獣医検査に合格しなければならない。

5 回連続して競技会にて異常歩様のため失権となった馬については、それ以降のエンデュランス競技出場は禁止となる。（JEF）

815.3.5 本条文は主催および公認競技会では適用しない。（JEF）

815.3.6 エンデュランス本部と獣医委員会との協議を経て、JEF は追加措置としてさらに長い休養期間を設ける場合がある。（JEF）

815.3.7 馬に重症および／または致死的な疾病を生じさせた選手が 12 ヶ月以内に再び別の騎乗馬に重症および／または致死的な疾病を生じさせた場合、当該選手は自動的に 6 ヶ月間の出場資格停止処分を受ける。

1. 致死的な疾病とは、獣医師団の見解で直ちに安楽死が必要な状態、またはいずれにしても競技における馬の死亡につながるものと定義する。

2. 重症とは次のように定義する：

I) 筋骨格（骨折、重篤な腱や靭帯あるいは筋肉）の損傷、あるいは；

II) 代謝障害（重篤な疝痛、急性腎障害、治療に反応しない筋疾患）あるいは；

III) 上記以外の状態で、救護獣医師、獣医師団長の見解により、競技期間を終えてもさらなる検査と適切な獣医療の継続が必要な状況。

第 816 条から第 819 条までは、主催および公認競技会では適用しない。

第 820 条 獣医療規制

820.1 馬のウェルフェアに関してはあらゆる面において、獣医師団が絶対的な統制権を有する。

820.2 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

820.3 本規程で必要と定める一連のインスペクションと獣医検査は、競技における馬の健康と安全、ウェルフェアのために定められている。

820.4 獣医師団の勧告に基づいて競技場審判団が下した決定は最終的なものであり、上訴はできない。しかし馬の失権処分については、競技場審判団はいかなる場合もその理由を説明する義務がある。(JEF)

820.5 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

820.6 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

820.7 すべてのインスペクションと獣医検査に合格している馬の選手のみが、最終成績リストで順位付けの対象となる。

820.8 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

820.9 インスペクションと獣医検査に必要な関連情報はすべて各人馬コンビネーション個々の獣医カードに記載し、原則としてその後のインスペクションと獣医検査の参考に供与しなければならない。この種の記録は電子ファイル（バックアップつき）あるいはプリントアウトしたものとする。インスペクションや獣医検査が行われた直後に、選手は自分の馬に関わる記録を閲覧し、またコピーを取る権利がある。獣医カードは組織委員会が保管することがある。(JEF)

820.10 獣医関門への到着時刻が記録されなければならない、また本規程に従い競技会実施要項に記載されたプレゼンテーションタイム内に馬を臨場させ、獣医師団によるインスペクションを受けなければならない。

強制休止ではインスペクションエリアを備えた獣医関門が設けられ、選手／グループは獣医師によるインスペクションを受ける準備ができた時に馬と共にここへ入る。選手／グループはインスペクションエリアに入ったならば、馬を適切なペースで一定の前進運動を示しながら指定された獣医師のもとへ直行しなければならない。インスペクションエリアでは1頭の馬に3名まで付き添えるが、この人数は実施要項に記載するかまたは競技場審判団決定の事前発表で、さらに制限されることがある。(JEF)

- 820.11 獣医師団あるいは競技場審判団が必要と判断した場合は、この検査時間内で馬を1回に限らず検査することができる。しかし規定のプレゼンテーションタイム内に当該馬は心拍数の回復、代謝機能の安定、歩様の健全性という3つの判断基準に基づいて競技を継続するに足る健康状態であることを示さなければならない。
- 820.12 心拍数の回復、代謝機能の安定および歩様の健全性のインスペクションは同時に実施し、当該馬は競技会のレベルに応じた最低基準を満たさなければならない。インスペクションのやり方に変更がある場合は、競技場審判団から競技前に通達するか、あるいは実施要項にて公表しなければならない。(JEF)
- 820.13 馬が所定の心拍数基準値を示した段階で、獣医師団のインスペクションに臨場した時点からの計時休止が所定の間継続する。この計時休止の間に速歩での歩様検査を含むその他のインスペクション項目がすべて行われる。
- 820.14 技術代表あるいは競技場審判団は、獣医師団とともに、異常な気象条件やその他異常事態に応じて休止時間の長さを変更することができる。このような変更は当該区間の開始前に選手および/またはチーム監督全員へ通知しなければならない。馬のウェルフェアと選手の安全を守るため、獣医師団は技術代表および競技場審判団と協議のうえライド条件のウェルフェアへの影響を査定し(第800条4.1)、検査への馬の臨場と心拍数について適正な変更を競技場審判団へ助言する。
- ・心拍数上限を下げる
 - ・プレゼンテーションタイムを短縮する、および
 - ・馬のウェルフェアに影響する休止時間を延長する。
- 獣医師団長、競技場審判団長は競技中、各インスペクションで通過しなかった馬の頭数とともにライド条件を監視していなければならない。馬の保護のため、インスペクション条件に変更を加えることは彼らの責任である。(JEF)
- 820.15 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第821条 インスペクションと獣医検査(エグザミネーション)

821.1 獣医検査(エグザミネーション)

821.1.1 最初の獣医検査は、馬が競技会用厩舎に到着後可及的速やかに、遅くとも割当てられた厩舎に馬が入厩する前に行うこととする。

821.1.2 この検査は組織委員会が任命したオフィシャル獣医師により行われる。競技場審判団長と獣医師団長も可能であればこれに立ち会うべきである。(JEF)

821.1.3 この検査の目的は、第一に馬の個体識別(パスポート、乗馬登録書類など)を行い、第二に馬の全般的な健康状態、特に伝染性疾患の有無を確認することにある。疑わしい場合は到着の時点で獣医師団長あるいは競技場審判団へ報告するものとするが、遅くとも第1回インスペクションが行われる1時間前までには報告が必要である。

821.1.4 この獣医検査を第1回インスペクションと併せて行うこともできる。(JEF)

821.1.5 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

821.2 ホースインスペクション：心拍数の再インスペクション；再インスペクションの要請；義務的な再インスペクション；最終インスペクション

821.2.1 第1回インスペクション：原則として競技開始の前日に実施することとし、競技場審判団と共

に獣医師団が行う。以下に概略するように、インスペクションはすべて検査基準に従って行われる。その項目としては心拍数、呼吸機能、一般健康状態と代謝機能、歩行観察、痛み、裂傷、外傷、関節可動域など、さらに時宜に応じて獣医カードに追加される項目である。(JEF)

821.2.2 インスペクション概要：すべてのインスペクションにおいて、馬の状態を評価する獣医師の責任に差異はない。競技続行の適性を審査するために、代謝、心拍および歩様検査について同じ基準を適用する。

821.2.3 心拍数測定プロトコル

心拍測定はすべて獣医師団メンバーが実施しなければならない。

1. インスペクションにおいて心拍数は最初に測定、記録される項目である。心拍数は馬の回復および参加適性を正確に判断するために重要である。
2. 心拍数を正確に記録するために最大限の努力を払うべきである。測定を不可能または不正確にする可能性のある馬の動きや興奮によって測定が中断した場合は、測定を中止して、馬が落ち着いてから測定することを推奨する。
3. インスペクションに合格するための最大心拍数は 64bpm または実施要項に記載された数値とする。

聴診器を用いた検査

1. インスペクションは、聴診器を馬の左胸のおよそ肘の高さの部位に当てる。
2. 検査を実施する者は、心音を確実に聴取することができる最適な場所に位置すること。
3. 計時にはストップウォッチを使用しなければならない。
4. 心音が聞こえた時にストップウォッチをスタートさせ、次の心音から数え始める。15 秒経過時点で心拍数が 16 以下、または 30 秒経過時点で心拍数が 32 以下であれば、その時点で測定を終えることができる。どちらの場合でも、心拍数は 64bpm 以下と記録できる。心拍測定はこれで終了となる。
5. 心拍数が 15 秒で 16 または 30 秒で 32 を超えた場合、または心拍が不規則、心音が聞こえづらい、または心音が弱い場合は、聴診を 1 分間続けなければならない。当該馬は再インスペクションを受けるか、または次の区間に進むことができない場合がある。
6. 心肺機能回復指標 (CRI=Cardiac Recovery Index) が各インスペクションで記録されるが、これには馬の代謝機能判定の一貫として心拍数測定とその記録が含まれる。心拍数の記録を終えたならばストップウォッチを再始動させ、当該馬は歩様判定のために 1 分間で 80m (行き 40m、戻り 40m) の速歩を行う。この 1 分間終了後に 2 回目の心拍数を記録する 1 回目と 2 回目の心拍数の差が心肺機能回復指標である。最初の心拍数測定は聴診器 (上述の通り) または承認された電子心拍測定機器を使用することができる。
7. CRI の 2 回目の心拍測定には聴診器を使用しなければならない。この検査では、心拍数が 1 分間まで記録され、当該馬の競技参加適性を否定する何らかの医学的兆候を見極めるための心肺機能検査が行われる。

FEI 承認の電子的な心拍測定機器

1. インスペクションでは、心拍数測定機器を馬の左胸のおよそ肘の高さの部位に当てること。
2. 検査を実施する者は、心拍数測定の最適な場所に位置すること。
3. 測定機器をスタートさせると測定が始まる。測定機器は 15 秒、30 秒、45 秒および 60 秒時点の心拍数を表示できなければならない。各測定において実施要項に記載された 64bpm またはそれ以下の数値が表示された場合は、その時点で測定を終えることができ、数値が記録される。
4. 心拍数が 15 秒時点で 16、30 秒時点で 32、60 秒時点で 64 を超えていた場合、当該馬は

インスペクションに不合格とされ、心拍数再インスペクションで 64 を超えていた場合は失権となる。

821.2.4 心拍数が高いことは上述の手順に従って確認しなければならず、2 回目の測定は速やかに 2 台目の測定機器を用いて実施し、その数値が基準値を満たさなければ当該馬は不合格となる。

821.2.5 インスペクションでの礼儀：インスペクションエリアでは、熾烈な競争で緊張に満ちている選手や馬を気遣い、静寂を維持するべきであり、競技場審判団とスチュワードにはこの環境を維持する責任がある。これと同時に選手とそのクルー、ホースオーナー、チームスタッフなどもここで行われている作業の本質に留意し、心身ともに負荷を強いられている馬が競技継続に十分な健康状態であるか、また適性があるかが見極められ、判断されている状況に配慮する責任がある。従って、インスペクションへの臨場を不当に遅らせたり、妨害するなどの戦術的駆け引きは容認しがたいものである。(JEF)

821.2.6 義務的な再インスペクション：獣医師団は競技場審判団と協議のうえ、どの獣医関門で回復状態を審査するための義務的な再インスペクションを実施するかを決定する。この再インスペクションは、選手が獣医関門を出発する予定時刻から遡って 15 分以内とする。(JEF)

821.2.7 再インスペクションの要請：インスペクションに合格させた後も獣医師が馬の継続的安定性に懸念をもっている場合、獣医師は選手に当該馬を休養時間中かつ出発時刻から遡って 15 分以内に再インスペクションに臨場させるよう要請できる。このルールは、疑わしい場合は馬に競技継続のチャンスを与えるためのものである。

821.2.8 獣医関門インスペクション：各区間終了後に馬を検査する必須のインスペクションである。

821.2.9 心拍数についての再インスペクション：獣医関門インスペクションにおいて、馬の心拍数が定められている基準値よりも高かった場合、当該馬は定められた時間内に再度検査を受けることができる。

821.2.10 心拍数：異常に高い心拍数を示す馬、または実施要項に記載された基準値あるいは獣医師団の勧告を受けて競技場審判団が設定し直した基準値を超える心拍数を示す馬は、競技続行を認められず、次の区間に進むことはできない。心音の異常はすべて記録しなければならない。心拍数の問題で次の区間に進むことができない馬については、その心拍数が実施要項に示された基準値を超えていることを別の獣医師が直ちに確認しなければならない。(JEF)

821.2.11 呼吸器：獣医師団により呼吸数または呼吸状態に異常があり、それが馬の安全を脅かすと判断された場合、当該馬は次の区間に進むことができない。(JEF)

821.2.12 全身状態と代謝状態：全身状態が悪い馬または体温が異常に高い馬は、次の区間に進むことができない。

代謝状態：代謝状態は検査および当該馬の競技続行適性を示す数値の記録によって判断される。その記録には（これに限定するものではないが）粘膜、毛細血管再充満時間、脱水度合、腸の蠕動運動、馬の挙動、心拍回復指標が含まれる。

代謝状態、軟部組織の負傷、またはその他の理由で次の区間に進むことができない場合、獣医パネル 3 名による再検討が必要である。臨床的所見について 3 名の匿名による合否判定投票を行い、直接それを競技場審判団メンバーに通知する。

821.2.13 異常歩様：第 1 回または最終インスペクション、あるいはコース走行中のすべてのインスペクションにおいて、強制屈曲または圧診を事前に行わずに、手綱を緩めて直線上を速歩で往復させたときに、継続的に明らかな不規則性歩様、あるいは異常歩様を示し、さらにその原因が痛みであることが明らかな時、または当該馬の運動上の安全を直接脅かす時、当該馬は競技から除外され、次の区間に進むことはできない。

821.2.13.1 インスペクションは表面が平坦で、堅い場所で行わなければならない。

821.2.13.2 馬を速歩で歩かせた後、検査を担当する獣医師が当該馬の競技続行適性に疑問を呈した場合、当該馬は 3 名の獣医パネルにより再度、速歩での検査を受ける。3 名の獣医師が協議せずに匿名での合否判定投票を行い、直接その結果を競技場審判団メンバーに通知する。

821.2.13.3 疑わしい場合は馬と選手に有利となるよう、これら 3 名の獣医師の誰でも投票前に当該馬

の速歩をもう一度要請することができる。その要請は競技場審判団メンバーに伝えられ、そこから選手に再度速歩をさせるように要請する。最終判断は獣医師 3 名が協議をせず個々に投票した多数決によって決定し、これが最終決定となる。

821.2.13.4 しかしながら、3 回の歩様検査（1 回は 1 名の検査獣医師によるもので、あとの 2 回はパネルによるもの）を経ても、当該馬の競技続行適性の有無を判断できない場合、そこに引き馬の誘導ミスや獣医師の見解の相違があったとしても、当該馬は失権となる。

821.2.13.5 馬の歩様に何らかの異常が認められた場合、それが失権の理由になるか否かに関わらず、当該馬の獣医カードにそれを記録しなければならない。

821.2.14 圧痛、裂傷、創傷：腹帯および鞍による擦過傷を含む、口内、四肢および体の圧痛、裂傷、創傷の痕跡は記録しなければならない。競技への参加および続行が、それらの圧痛、裂傷、創傷を悪化させる場合、当該馬の競技続行は認めない。

821.2.15 蹄鉄と蹄：蹄鉄を装着せずに競技に参加することができるが、蹄鉄を装着するのであれば適正に装着し、良いコンディションで競技に参加できる蹄鉄でなければならない。蹄鉄を装着して第 1 回インスペクションを受けた馬が、1 つかそれ以上の落鉄状態でゴールしても構わない。馬用ブーツおよびパッドの装着も認められる。しかし、いずれの場合においても、馬の蹄の状態が悪化し、それが馬の運動能力に悪影響を与え、あるいは馬に痛みを与えていると判断された場合は、当該馬は次の区間に進むことができない。

821.3 個体別の獣医カード

個体別の獣医カード（ベットカード）は第 1 回インスペクションの前に発行され、各インスペクションの終了ごとに必要事項を記入しなければならない。

821.4. 最終インスペクション

最終インスペクションでは、全頭を対象に最初の速歩検査を獣医師団メンバー 3 名構成のパネルの前で行わなければならない。パネルメンバーは、投票前に再度 1 回のみ速歩での検査を要請できる。

馬のフィニッシュライン通過後に行われる最終インスペクションでは、馬の臨場は 1 回のみ認められ、指定された時間内でなければならない。

821.4.1 最終インスペクションで獣医師団による査閲に合格するためには、ゴール後 30 分以内に心拍数が 64 回/分（または実施要項に定められた基準値）以下に下がっていなければならない。この基準を満たさない馬に順位はつかないが、それでもフィニッシュライン通過後 30 分以内に獣医師団によるインスペクションを受けなければならない。（JEF）

821.4.2 いずれの場合においても、実施要項に示されている制限時間内に心拍数を測定し、それを獣医カードに記録しなければならない。

821.4.3 最終インスペクションは、馬が引き続き競技続行適性を有し、通常の休養をとった後に騎乗が可能であるか否かを判断するためのものであり、1 回しか受けられないことを除いては、コース走行中に行われるインスペクションと同じ規制および基準を用いて、それまでと同じ方法で実施する。馬はそれぞれの獣医カードを参照しながら検査される。

821.4.4 1 日で行う 160km 競技または 1 日 100km を 2 日以上かけて行うすべてのエンデュランス競技に出場した馬はいずれも、獣医師団が定めたゴール後の数時間は獣医師の管理下で厩舎地区に留まらなければならない。（JEF）

821.5 その他のインスペクション

競技場審判団あるいは獣医師団は、すべての馬または任意に選択した馬に対して競技中いつでもインスペクションを行うことができる。

第 822 条 ベストコンディション賞

- 822.1 組織委員会は、すべてのエンデュランス競技会においてベストコンディション賞を設けることができる。ただし、獣医師団と／あるいは競技場審判団の判断により、該当馬がない場合もある。(JEF)
- 822.2 この賞の目的は、競技を完走して上位に入った馬(上位 10 頭まで)の中から最良のコンディションの馬を見いだすことである。
- 822.3 対象となるのは、優勝馬の走行時間に競技場審判団が定める割合で時間を加算した範囲で完走した馬とする。
- 822.4 ベストコンディション賞を目指す馬は、ベストコンディション賞の表彰式が終了するまで競技が継続しているものとみなされる。
- 822.5 選手には、自分の馬をベストコンディション賞の審査に参加させる義務はない。
- 822.6 ベストコンディション賞の審査対象となっている馬は全頭が継続して薬物検査の対象となる。(JEF)
- 822.7 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 823 条 獣医師による競技中の治療処置

獣医師団からの書面による承認がない限り、競技中に獣医師による治療を行うことはできない。認可された処置は当該馬の順位決定に影響を及ぼさない。(JEF)

第 824 条 役員の責務

- 824.1 競技場審判団
- 824.1.1 競技場審判団は、エンデュランス競技の審判業務、獣医療面での規制、時間計測について、組織委員会が行った諸々の手配事項を監督指導する。
- 824.1.2 組織委員会は、参加申込数に応じてスチュワードや獣医師、他の役員の協力を取り付けるものとするが、競技場審判団があくまでも競技全般を監督する。
- 824.2 技術代表
- 824.2.1 技術代表はコースレイアウトを事前に点検し、これを承認しなければならない。(JEF)
- 824.2.2 技術代表は競技会を実施するうえでの技術面および運営面の準備事項を承認しなければならない：正しい参加申込手順、馬の獣医検査とインスペクションについて；厩舎、選手の宿泊施設、競技会のスチュワード業務について。
- 824.2.3 技術代表は打ち合わせ会を統括し、テクニカル要員全員の業務を監督する。
- 824.2.4 競技場審判団が判断を下すべき内容については、技術代表は全面的に調査を行い、競技場審判団へ報告するとともに助言を与える。
- 824.2.5 技術代表が準備事項すべてに異存がない旨を競技場審判団へ伝達するまで、技術代表の権限は絶対的なものである。その後も技術代表は競技会の技術面および運営面で監督を続け、競技場審判団や獣医師団、組織委員会に助言を与えて、これを支援する。
- 824.2.6 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

824.2.7 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

824.3 獣医師団

824.3.1 獣医師団は馬の安全と健康、ウェルフェアに関するあらゆる事柄に絶対的な統括権を有する。
(JEF)

824.3.2 獣医師団長は、可能な限り早い時点で競技会での獣医関門とその他馬の安全対策に関わる計画について、組織委員会と技術代表から相談を受けるべきである。(JEF)

824.3.3 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

824.4 チーフスチュワード

824.4.1 チーフスチュワードは、競技会全般を通してスチュワード業務体制に責任を負う。

824.4.2 チーフスチュワードは、厩舎施設のセキュリティが競技会レベルに対応して適切であり、各獣医関門とコースに十分な人数のスチュワードを配置できるよう準備しなければならない。

824.4.3 チーフスチュワードは、開会式や閉会式など競技中におけるあらゆる職務、あるいは競技に必要な組織だった運営機能がすべて円滑に遂行されるよう、組織委員会や競技場審判団、技術代表を支援するものである。

824.4.4 チーフスチュワードは、競技会参加者の安全とウェルフェア全般に責任を負う。

824.4.5 チーフスチュワードは競技場審判団長、技術代表、獣医師団長と緊密に連絡をとり、競技会計画について可能な限り早い時点で組織委員会と技術代表から相談を受けるべきである。

824.5 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

824.6 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 825 条は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 826 条 褒章

826.1 コースを完走した選手全員に褒賞が授与される。

826.2 エンデュランス競技会では褒賞の価格に下限はない。

826.3 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 827 条 表彰式

獣医師団は、体調不良の馬を表彰式への参加から外すべきである。(JEF)

第 828 条は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

付則 1、2 は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

付則 3 : 失権等に関する記号の説明

WD : 出場辞退

- コンビネーションは競技会に現れない。
- コンビネーションは第 1 回インスペクション前に不参加を決定する。

RET : 棄権

- コンビネーションは第 1 回インスペクションに**合格した**後に棄権する。
- コンビネーションは獣医検査に合格し、その時点までのすべての区間を正当に走行終了している段階で自発的に棄権する。

DSQ : 失格

- 理由を記号で併記または記入しなければならない。
- 馬は医学的理由により失権となると同時に失格となり得る。
- 注意：理由はすべて競技場審判団長が検証する。

FNR : 走行を終了したが順位なし

- 競技場審判団長／技術代表の承認を受けた完走証明書

FTQ : 失権 – 以下のいずれかの記号併記が必要：

- **GA** : 異常歩様
- **MI** : 軽傷（例：僅かな痛み、創傷など）
- **CI** : 致命的な疾病
- **SI** : 重症（315.3.7 を参照）
 - SI-MUSCU（筋骨格損傷）
 - SI-META（代謝障害）
 - SI-OTHER
- **ME** : 代謝異常
- **ME TR** : 侵襲的治療が必要とされる代謝異常
- **GA+ME** : 異常歩様と代謝異常
- **GA+ME TR** : 異常歩様と侵襲的治療が必要とされる代謝異常
- **OT** : 時間切れ（タイムオーバー）
- **FTC** : 完走ならず

エンデュランス獣医師による失権の記号	獣医関門における認定獣医師による失権等に関する記号		
獣医関門位置 ステータス	第 1 回ホース インスペクション	獣医関門 1-8	最終ホース インスペクション
FTQ	GA、ME、MI、 GA+ME	GA、MI、CI、 SI-MUSCU、 SI-META、 SI-OTHER、ME、 ME TR、GA+ME、 GA+ME TR、OT、 FTC	GA、MI、CI、ME、 ME TR、GA+ME、 GA+ME TR、OT、 FTC

RET	RET	RET	RET
WD	WD		
FNR			
DSQ	GA、ME、MI、 GA+ME	GA、MI、 SI-MUSCU、 SI-META、 SI-OTHER、CI、 ME、ME TR、 GA+ME、 GA+ME TR、OT、 FTC	GA、MI、CI、ME、 ME TR、GA+ME、 GA+ME TR、OT、 FTC

付則 4 は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第9編 年間獲得ポイント

第901条 目的

JEF に登録された競技者が主催競技会及び公認競技会において毎競技年度に獲得した成績を換算集計し、各競技者の年間における活動状況を数値化し、乗馬技能の一層の研鑽と馬術競技会の普及発展に資することを目的とする。

第902条 集計と公表

1. 障害馬術、馬場馬術、総合馬術、エンデュランス競技の4競技ごとに選手と馬匹が獲得したポイントをもとに順位を付けリストを作成する。
2. 集計したリストは随時 JEF ウェブサイトに掲載する。

第903条 ポイントの集計

①障害馬術競技

グレードごとに選手と馬匹の獲得したポイントを集計する。

【選手】

対象年度に出場した公認競技会で獲得したポイントを集計する。

【馬匹】

全日本障害馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程に基づき、グレードごとに集計する。

- ・ 大障害は、大障害 A 及び B の基準で実施する競技
- ・ 中障害 A は、中障害 A の基準で実施する競技
- ・ 中障害 B は、中障害 B の基準で実施する競技
- ・ 中障害 C は、中障害 C の基準で実施する競技
- ・ 中障害 D は、中障害 D の基準で実施する競技

②馬場馬術競技

クラスごとに選手と馬匹のポイントを集計する。

【選手】

対象年度に出場した公認競技会で獲得したポイントを集計する。

【馬匹】

全日本馬場馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程に基づきクラスごとに集計する。

③総合馬術競技

主催競技及び公認競技会の成績に基づきポイントを付与し、各クラスの選手、馬匹ごとに集計する。

総合馬術ポイント配点基準

順位	クラス					
	CCI/CCN			EV100	EV90	EV80
	3*	2*	1*			
1	300	250	200	<u>150</u>	<u>100</u>	<u>50</u>
2	280	240	180	<u>140</u>	<u>90</u>	<u>40</u>
3	260	220	160	<u>130</u>	<u>80</u>	<u>35</u>
4	240	200	140	<u>120</u>	<u>70</u>	<u>30</u>
5	220	180	120	<u>110</u>	<u>60</u>	<u>25</u>
6	200	160	110	<u>100</u>	<u>55</u>	<u>20</u>
7	180	140	90	<u>80</u>	<u>45</u>	<u>10</u>
8	160	130	80	<u>70</u>	<u>40</u>	<u>8</u>
9	140	120	70	<u>60</u>	<u>35</u>	<u>6</u>
10	120	100	60	<u>50</u>	<u>30</u>	<u>4</u>
11	100	80	50	<u>40</u>	<u>25</u>	<u>3</u>
12	90	70	40	<u>30</u>	<u>20</u>	<u>2</u>
13	80	60	30	<u>20</u>	<u>15</u>	<u>1</u>
14	70	50	20	<u>10</u>	<u>8</u>	<u>1</u>
15	60	40	10	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>1</u>

④エンデュランス競技

主催競技及び公認競技会の成績に基づきポイントを付与し、選手、馬匹ごとに集計する。

【距離ポイント】

- ・ 距離ポイントは完走した選手、馬匹にそれぞれ付与され、その競技の実測距離 (km) とする。

【順位ポイント】

- ・ 順位ポイントは、完走した選手、馬匹にそれぞれ付与される。
- ・ 1位の選手、馬匹は距離ポイントと同等のポイントを付与する。
- ・ 6位までは順位が1位下がる毎に1位の順位ポイントの0.1倍 (小数点以下切り捨て) ずつ減じて順位ポイントを付与する。
- ・ 7位以下については6位と同じ順位ポイントを付与する。

【BC賞ポイント】

- ・ ベストコンディション賞となった選手、馬匹にそれぞれBC賞ポイントを付与する。
- ・ 1位の人馬がベストコンディション賞となった場合、その順位ポイントの0.15倍（小数点以下切り捨て）をBCポイントとして付与する。
- ・ 2位以下の人馬がベストコンディション賞となった場合、1位の順位ポイントと当該人馬の順位ポイントの差をBCポイントとして付与する。

第904条 集計の締め切り

年間獲得ポイントは、障害馬術競技び馬場馬術競技の公認競技会については、全日本馬術大会の出場資格締切日までの競技会を対象とする。総合馬術競技ならびにエンデュランスについては、12月末日までの主催及び公認競技会のポイントを対象として集計する。

- 附 則** この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
全文改定
- 附 則** この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
第 1 0 1 条、第 3 0 2 条、第 3 0 3 条、第 3 0 4 条、第 3 0 5 条、第 3 0 7 条、第 3 1 0 条、
第 3 1 2 条、別表 1
- 附 則** この規程は、平成 25 年 4 月 25 日より施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
第 5 2 1 条、第 5 3 2 条、第 5 3 3 条、第 7 1 0 条削除、第 7 1 1 条を 7 1 0 条に繰り上げ、
第 7 1 2 条を第 7 1 1 条に繰り上げ、第 8 0 5 条削除
- 附 則** この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
- 附 則** この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
第 1 0 1 条、第 1 0 2 条、第 1 0 7 条、第 1 2 6 条新設、以下条文繰り下げ、第 1 2 7 条、
第 1 2 8 条、第 1 2 9 条、第 1 3 0 条、第 1 3 1 条、第 1 3 2 条、第 1 3 3 条、第 1 3 4 条、
第 2 0 0 条、第 2 0 4 条、第 2 4 3 条、第 2 5 6 条、第 2 5 7 条、第 2 7 3 条、付則 7、
第 3 0 2 条、第 3 0 3 条、第 3 0 4 条、第 3 0 5 条、第 3 0 9 条、第 3 1 0 条、別表 1 A、
第 5 0 1 条、第 5 1 5 条、第 5 2 1 条、第 5 2 6 条、第 5 2 8 条、第 8 0 0 条、第 8 0 1 条、
第 8 0 2 条、第 8 0 3 条、第 8 0 4 条、第 8 0 5 条、第 8 0 6 条、第 8 0 7 条、第 8 0 8 条、
第 8 1 1 条、第 8 1 3 条、第 8 1 5 条、第 8 2 0 条、第 8 2 1 条、第 8 2 4 条、用語の統一
- 附 則** この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
第 2 0 1 条、第 2 0 8 条、第 2 3 6 条、第 2 3 9 条、第 2 4 1 条、第 2 4 6 条、第 3 編、
第 4 編、第 5 編、第 8 0 0 条、第 8 1 0 条、第 8 1 5 条、第 8 2 1 条、第 8 2 2 条、
第 8 2 7 条、付則 3、別表 1
- 附 則** この規程は、平成 28 年 4 月 21 日より施行する。
第 815 条 1.1
- 附 則** この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
第 1 0 1 条、第 1 0 5 条、第 1 1 3 条、第 2 0 1 条、第 2 1 1 条、第 2 1 4 条、第 2 1 6 条、
第 2 2 5 条、第 2 4 0 条、第 2 4 1 条、第 2 4 2 条、第 2 4 3 条、第 2 4 5 条、第 2 5 6 条、
第 2 5 7 条、第 2 6 2 条、第 2 6 9 条、第 4 0 1 条、第 4 2 7 条、第 4 2 8 条、第 4 2 9 条、
第 4 3 0 条、第 4 3 4 条、第 5 2 4 条、第 5 3 5 条、第 5 3 6 条、第 5 3 8 条、第 5 3 9 条、
第 5 4 0 条、第 5 4 4 条、第 5 4 8 条、第 5 4 9 条、第 5 5 2 条、別表 1（5 0 2 条）、
第 8 0 0 条、第 8 0 1 条、第 8 0 2 条、第 8 0 5 条、第 8 0 7 条、第 8 1 0 条、第 8 1 1 条、
第 8 1 2 条、第 8 1 3 条、第 8 1 5 条、第 8 2 0 条、第 8 2 1 条、第 8 2 8 条、付則 3、
第 9 0 3 条、（別表 1）
- 附 則** この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
第 1 1 8 条、第 2 0 1 条、第 2 0 3 条、第 2 0 8 条、第 2 1 1 条、第 2 2 5 条、第 2 3 4 条、
第 2 3 5 条、第 2 3 9 条、第 2 4 0 条、第 2 4 1 条、第 2 4 2 条、第 2 4 6 条、第 2 5 6 条、
第 2 5 7 条、第 2 6 2 条、第 4 1 8 条、第 4 2 7 条、第 4 2 8 条、別表 1 A、第 4 2 9 条、
第 4 3 0 条、第 4 3 2 条、第 4 3 4 条、第 4 3 5 条、第 5 0 2 条、第 5 1 5 条、第 5 2 4 条、
第 5 2 6 条、第 5 2 7 条、第 5 3 5 条、第 5 3 9 条、第 5 4 0 条、第 5 4 4 条、第 5 4 5 条、
第 5 4 6 条、第 5 4 7 条、第 5 4 9 条、第 5 5 0 条、用語集〈抜粋〉、第 8 0 0 条、第 8 1 0 条、
第 8 1 4 条、第 8 1 5 条、第 9 3 0 条、（別表 1）

附 則 この規程は、平成 31 年 1 月 1 日より施行する。
第 9 0 3 条④

附 則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

第 1 0 1 条、第 1 0 3 条、第 1 1 7 条、第 1 1 8 条、第 1 1 9 条、第 2 0 0 条、第 2 0 1 条、
第 2 0 2 条、第 2 0 3 条、第 2 0 4 条、第 2 0 5 条、第 2 0 6 条、第 2 0 7 条、第 2 0 8 条、
第 2 1 0 条、第 2 1 1 条、第 2 1 2 条、第 2 1 3 条、第 2 1 4 条、第 2 1 5 条、第 2 1 6 条、
第 2 1 7 条、第 2 1 8 条、第 2 1 9 条、第 2 2 0 条、第 2 2 1 条、第 2 2 2 条、第 2 2 3 条、
第 2 2 4 条、第 2 2 5 条、第 2 2 6 条、第 2 2 8 条、第 2 2 9 条、第 2 3 0 条、第 2 3 1 条、
第 2 3 2 条、第 2 3 3 条、第 2 3 4 条、第 2 3 5 条、第 2 3 6 条、第 2 3 7 条、第 2 3 8 条、
第 2 3 9 条、第 2 4 0 条、第 2 4 1 条、第 2 4 2 条、第 2 4 3 条、第 2 4 4 条、第 2 4 5 条、
第 2 4 6 条、第 2 4 7 条、第 2 4 8 条、第 2 5 6 条、第 2 5 7 条、第 2 5 8 条、第 2 5 9 条、
第 2 6 0 条、第 2 6 1 条、第 2 6 2 条、第 2 6 3 条、第 2 6 6 条、第 2 6 7 条、第 2 6 8 条、
第 2 6 9 条、第 2 7 0 条、第 2 7 1 条、第 2 7 2 条、第 2 7 3 条、第 2 7 4 条、第 2 7 5 条、
第 2 7 6 条、第 2 7 7 条、第 2 7 8 条、付則 4、 第 4 0 2 条、第 4 0 3 条、第 4 0 4 条、
第 4 0 5 条、第 4 0 6 条、第 4 0 7 条、第 4 0 8 条、第 4 0 9 条、第 4 1 0 条、第 4 1 1 条、
第 4 1 2 条、第 4 1 3 条、第 4 1 4 条、第 4 1 5 条、第 4 1 6 条、第 4 1 7 条、第 4 1 8 条、
第 4 2 7 条、第 4 2 8 条、第 4 2 9 条、第 4 3 0 条、第 4 3 3 条、第 4 3 4 条、第 4 3 5 条、
第 4 3 7 条、付則 1 6、 第 5 0 2 条、第 5 0 3 条、第 5 2 4 条、第 5 2 5 条、第 5 2 6 条、
第 5 2 7 条、第 5 2 8 条、第 5 3 8 条、第 5 3 9 条、第 5 4 4 条、第 5 4 7 条、第 5 4 8 条、
第 5 4 9 条、第 5 5 0 条、第 5 5 3 条、付則 A 、別表 1 、第 8 1 5 条、第 8 2 1 条、

付則 3、 第 9 0 3 条、(別表 1)

附 則 この規程は、令和 2 年 1 月 1 日より施行する。
第 1 1 2 条

(別表1)

馬場馬術課目および馬装基準

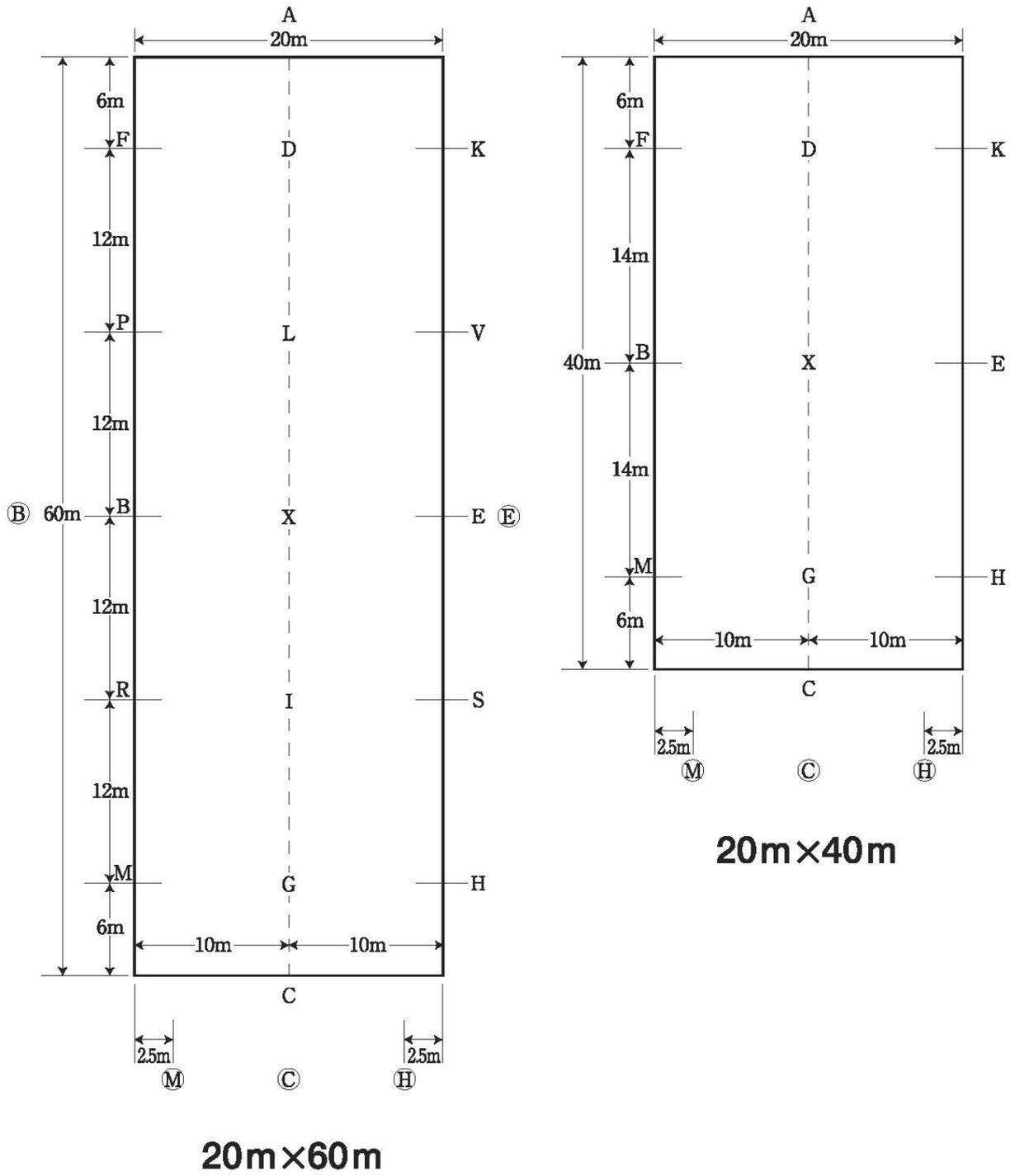
	馬場馬術課目名	満点	参考時間	大小 勒	水勒	拍車	審判 員数	馬場 サイズ*					
F E I 制 定 課 目	FEI グランプリ馬場馬術課目 2009 (2014年改定・2018年更新版)	460	5'45"	必 須	不 可								
	FEI グランプリスペシャル馬場馬術課目 2009 (2014年改定・2018年更新版)	470	6'40"										
	FEI 自由演技グランプリ馬場馬術課目 1999 (2009年改定・2017年更新版)	400	5'30" ~6'00"										
	FEI インターメディエイト I 馬場馬術課目 2009 (2018年更新版)	340	5'30"										
	FEI 自由演技インターメディエイト I 馬場馬術課目 1998 (2009年改定・2017年更新版)	400	4'30" ~5'00"										
	FEI セントジョージ賞典馬場馬術課目 2009 (2018年更新版)	340	5'50"	可 可	可 可	必 須	3 ~ 5 名	20 m × 60 m					
	FEI ヤングライダー個人競技馬場馬術課目 2009 (2018年更新版)	340	5'15"										
	FEI 自由演技ヤングライダー馬場馬術課目 2006 (2009年改定・2017年更新版)	400	4'30" ~5'00"										
	FEI ジュニアライダー個人競技馬場馬術課目 2009 (2018年更新版)	340	5'15"										
	FEI 自由演技ジュニアライダー馬場馬術課目 2006 (2009年改定・2017年更新版)	400	4'30" ~5'00"	可 可	可 可								
JEF 自由演技国体成年馬場馬術課目 (2018年更新版)	400	4'30" ~5'00"											
Sクラス	JEF 馬場馬術競技 S2課目 2013 (2018年更新版)	340	5'10"										
	JEF 馬場馬術競技 S1課目 2013 (2018年更新版)	260	5'30"										
Mクラス	JEF 馬場馬術競技 M2課目 2013 (2018年更新版)	290	5'00"										
	JEF 馬場馬術競技 M1課目 2013 (2018年更新版)	330	5'30"										
Lクラス	JEF 馬場馬術競技 L2課目 2013 (2018年更新版)	250	4'45"										
	JEF 馬場馬術競技 L1課目 2013 (2018年更新版)	250	5'30"										
Aクラス	JEF 馬場馬術競技 A5課目 2013 (2018年更新版)	200	3'45"						不 可	必 須	任 意	2 ~ 3 名	20 m × 40 m
	JEF 馬場馬術競技 A4課目 2013 (2018年更新版)	190	4'30"										
	JEF 馬場馬術競技 A3課目 2013 (2018年更新版)	190	4'45"										
	JEF 馬場馬術競技 A2課目 2013 (2018年更新版)	140	4'15"										
	JEF 馬場馬術競技 A1課目 2013 (2018年更新版)	120	3'30"										
総 合 馬 術	FEI 総合馬術競技3スター 2015 馬場馬術課目A (2019)	220	5'00"	可 可	可 可	任 意	3 名 以 内	20 m × 60 m					
	FEI 総合馬術競技3スター 2015 馬場馬術課目B (2019)	220	5'00"										
	FEI 総合馬術競技2スター 2015 馬場馬術課目A (2019)	210	4'30"	不 可	必 須	任 意							
	FEI 総合馬術競技2スター 2015 馬場馬術課目B (2019)	200	4'00"										
	FEI 総合馬術競技1スター 馬場馬術課目 (2018)	230	4'30"	不 可	必 須	任 意							
	総合馬術上級課目2019	160	4'30"										
	総合馬術中級課目2019	150	4'15"										
	総合馬術初級課目2019A	140	6'00"										

* Aクラスは初級課目とし、経験の浅い人馬対応の課目

* L,M,SクラスはFEIセントジョージ課目へのステップとしての課目

(別表 2)

馬場馬術競技場



(別表 3)

主催競技会の大会役員編成に関する基準

1. 主催競技会における大会役員編成は、この基準の定めるところによる。
ここでいう主催競技会とは、全日本の各馬術大会及び日本馬術連盟が主催する国際馬術大会をいう。

2. 編成基準

大会名誉総裁	日馬連名誉総裁（ジュニア大会を除く）
大会名誉会長	日馬連名誉会長
大会会長	日馬連会長
大会副会長	日馬連副会長及び会場の所属馬連会長等、若干名
大会顧問	日馬連顧問、競技本部或いは会場の所属馬連より推薦された者
大会参与	日馬連理事、監事、競技本部或いは会場の所属馬連より推薦された者
大会委員長	理事長または理事長と当該競技の本部長が協議し指名する者、1名
技術代表	障害馬術大会及び総合馬術大会は、当該競技の本部長或いは当該競技の本部長が指名する者。なお、馬場馬術大会の技術代表は、審判長が兼務することができる。
審判長	馬場馬術大会は、馬場馬術本部長或いは馬場馬術本部長が指名する者、1名(技術代表を兼務) 障害馬術大会及び総合馬術大会は、当該競技の本部長が指名する者、1名
審判員	当該競技の本部長が指名する者、数名
コースデザイナー	当該競技の本部長が指名する者、1名
チーフスチュワード	当該競技の本部長が指名する者
スチュワード	当該競技の本部長が指名する者
獣医師団長	獣医委員長が当該競技種目の本部長と協議して指名した者。必要に応じて獣医師団のメンバーを指名することができる。
FEI 獣医師代表 (FEI 競技に限る)	獣医委員長が当該競技種目の本部長と協議して指名し、FEI の承認を受けた者。

※ 上訴案件については、大会委員長、審判長、技術代表が対応する。

- 2.2 全日本エンデュランス馬術大会の大会役員編成に関しては、前記の編成基準を参考に実行委員会が決定する。

3. 競技運営上必要な職務は、適宜実行委員会が設定できるものとし、その担当者は、実行委員会が指名できるものとする。

例	大会副委員長	副審判長	運営委員長	運営委員
	総務委員長	総務委員	公式記録委員	賞典・放送委員
	救護医師	獣医師	装蹄師	競技委員長
	競技委員	支援団体	など	

4. 編成基準に則り当該競技本部実行委員会を編成して原案を作成し、理事会に報告する。

5. 役員の主な任務

役員の拘束期間：競技会期間中、打ち合わせの1時間前から最終結果発表後30分とする。

① 大会委員長

・ 競技会前日に会場に入り、競技会の統括責任者を担当する。

② 技術代表（当該競技の本部長）

・ 競技会前日より会場に入り、競技会終了まで現地に滞在し職務に当たる。

・ コース、競技場、練習場、厩舎等、技術的観点から諸規程に合致していることを確認し、大会委員長・運営委員長・コースデザイナーにアドバイスを行う権限を持つ。

③ 審判長及び審判員（FEI または日馬連認定の資格者）

・ 競技会打ち合わせ1時間前より（前日にインスペクションのある場合は、その開始1時間前）最終結果発表後30分までを任務とし、競技会の審判査定と管轄期間中に生じたすべての問題の解決に責任を負う。

④ コースデザイナー（FEI または日馬連認定資格者）

・ 競技会打ち合わせの前日までに会場に入り、競技会におけるコース等の全責任を持つ。

⑤ チーフスチュワード及びブスチュワード（FEI または日馬連認定資格者）

・ 馬匹が入厩する前日より会場に入り、競技会終了まで職務に当たる。

・ 競技会を公正、かつ安全に行うための職務に責任を持ち、審判団・支援員と協力し競技会を成功させるための任務を行う。

⑥ 獣医師代表（団長）及び獣医師団

・ 競技会に入厩する前日から競技会終了までとし、獣医規程に合わせた職務に当たる。

・ ドーピング検査に関して検体採取及び検体管理等の全責任を持ち職務に当たる。

⑦ 運営委員長等の担当馬連関係役員

・ 競技運営等の技術的・非技術的な事項の全てを受け持ち、競技会に関する全ての事項を担当する。

附則

この基準は、平成13年4月1日より施行する。

附則

この基準は、平成13年6月26日から施行する。

定款規約の変更に伴い本基準を改正。

附則

この基準は、平成15年4月22日より施行する。

2.編成基準の審判長選任の項改正。

附則

この基準は、平成16年4月1日より施行する。

実行委員会が競技運営を行うことに伴う該当項目の改正。

附則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

2. 編成基準の審判長、審判員選任の項改正。
5. 役員の主な任務①の項改正。

附則

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

2. 編成基準の大会委員長、審判員、コースデザイナー、チーフスチュワード、広報委員長の項改正。

附則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

2. 編成基準の大会委員長の項、5. 役員の主な任務②④

附則

この基準は、平成 22 年 3 月 4 日より施行する。

2. 編成基準の審判員資格の項改正。

附則

この基準は、平成 24 年 3 月 2 日より施行する。

2. 編成基準の、大会名誉総裁、スチュワード、獣医師団の項改正、広報委員長の項削除。
5. 役員の主な任務⑧広報委員長の項削除。以降繰り上げ。

附則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

2. 編成基準の上訴委員長・上訴委員の項削除。欄外に注記として記載。
5. 役員の主な任務①上訴委員長及び委員の項削除。項目順序整理。

附則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

2. 組成基準の獣医師団長、FEI 獣医師代表の項改正。

附則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

編成基準の審判長、審判員の項改正。

(別表 4)

国民体育大会馬術競技 中央競技役員編成に関する基準

1. 国民体育大会馬術競技における中央競技団体推薦の中央競技役員の編成は下記による。

上訴委員	3名	副会長1名、理事あるいはFEI 審判資格取得者（退役者含む）1名、開催県の推薦する有識者1名 1名が上訴委員長となる
競技運営委員長	1名	国体委員長あるいは国体委員長が指名する者
競技運営副委員長	1名	国体委員長が指名する者
競技運営委員	5名	翌年度と翌々年度の開催県から推薦された者（各1名）、 障害馬術本部、馬場馬術本部、総合馬術本部の各本部長が指名する者*（各1名）
障害馬術技術代表	1名	障害馬術本部長あるいは障害馬術本部長が指名する者
障害馬術審判長	1名	障害馬術本部長が指名する者
馬場馬術技術代表	1名	馬場馬術本部長あるいは馬場馬術本部長が指名する者
馬場馬術審判長	1名	馬場馬術本部長または馬場馬術本部長が指名する者
障害馬術審判員	5名	障害馬術本部から推薦された者
馬場馬術審判員	4名	馬場馬術本部から推薦された者
チーフスチュワード	1名	国体委員長が指名するFEI 資格取得者
スチュワード	4名	開催都道府県の近隣から審判員資格を有する者を国体委員長が調整する
チーフ コースデザイナー	1名	障害馬術本部長が指名するコースデザイナー資格を有する者
コースデザイナー	1名	チーフコースデザイナーが調整し、障害馬術本部長が指名する者
総合計算委員長	1名	開催都道府県の所属ブロックあるいは近隣から国体委員長が指名する者
獣医師団長	1名	獣医委員長あるいは獣医委員長が指名する者
獣医委員	1名	獣医委員長が指名する者

*競技運営上で必要な場合は、審判業務に就くことがある。

2. 役員の主な任務は、主催競技会の大会役員編成に関する基準5を適用する。
ただし、管轄期間は、監督会議から閉会式までとし、常時現地に滞在しなければならない。
なお、競技運営委員の一部と獣医委員については、入厩開始日から閉会式までを管轄期間とする。
3. 編成人数あるいは役職に関しては、開催都道府県、市町村との協議または公益財団法人日本体育協会の指導により増減する場合がある。

- 附則 この基準は、平成 13 年 1 月 1 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 13 年 6 月 26 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 14 年 1 月 1 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 15 年 1 月 1 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 15 年 4 月 22 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 16 年 1 月 1 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 20 年 3 月 4 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 21 年 3 月 4 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 22 年 3 月 4 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 24 年 3 月 2 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
- 附則 この基準は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

全日本障害馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程 第 18 版

第 1 条 定 義

主催者からの申請に基づき本連盟障害馬術本部が審査の上、承認し公示する全日本障害馬術大会出場資格取得に関する認定種目を含む障害馬術競技会を公認障害馬術競技会（以下公認競技会という）と称す。

第 2 条 競技会の体系

公認競技会は、★★★★（4 スター）、★★★（3 スター）、★★（2 スター）、★（1 スター）の 카테고リーに区分する。なお、詳細は公認障害馬術競技会カテゴリー制度細則に定める。

2 カテゴリーの区分は、主催者が公認申請書にて申告するものとし、承認後は実施要項にその区分を明記しなければならない。

第 3 条 事務処理

公認の承認に関する事務処理については全て本規程による。

第 4 条 申 請

★★★★および★★★については、前年度の日程調整会議にて出席者に同意され、障害馬術本部が承認した公認競技会のみ申請できるものとし、開催の 1 ヶ月前までに申請書（様式 A）を本連盟に提出するものとする。また、★★および★については、開催の 1 ヶ月前までに申請書を提出すること。

2 本連盟の助成金または補助金の対象となっている競技会は公認競技会として承認しない。ただし、組成団体が主催する競技会を除く。

第 5 条 公認申請料・種目認定料

公認申請を行う主催者は、申請に合わせて本連盟に公認申請料および種目認定料を納付しなければならない。

2 公認の承認をもって当該競技会を公認競技会と称する。

3 公認申請料は、各カテゴリー別に同一日程同一会場で開催の 1 競技会につき以下の料金とする。

★★★★	100,000 円	（消費税別）
★★★	70,000 円	（消費税別）
★★	50,000 円	（消費税別）
★	30,000 円	（消費税別）

4 種目認定料は、認定競技として実施する 1 競技につき 10,000 円（消費税別） とする。

5 納付された公認申請料および種目認定料は、いかなる場合でも返却しない。

第 6 条 承 認

審査は障害馬術本部競技実施委員会が行い、本部長承認の上で文書にて通知するものとする。

2 公認の承認を受けた競技会であっても実施の基準等必要事項に不備のあることが発見された場合、承認を取り消すことがある。

3 承認通知が発行された以後は、認定種目の追加は原則として認められないものとする。

第 7 条 主催者

公認競技会的主催者である申請者は、本連盟の会員資格を有していなければならない。実行委員会を組成して公認競技会を開催する場合、実行委員会代表者は本連盟の個人登録会員でなければならない。

第8条 国際馬術連盟公認

国際馬術連盟公認競技会を開催しようとする主催者は、前年度の公認競技会日程調整会議にて出席者の同意を得た上で、開催の4ヶ月前までに申請書（FEI様式）を本連盟に提出し、併せて本連盟の公認を受けるものとする。

2 国際馬術連盟の公認料等については、主催者の負担とする。ただし、ワールドカップ予選競技会（CSI-W）は除く。

第9条 審査事項

審査事項は次の通りとする。

- ①競技会の名称（本連盟が主催する競技会や競技を連想する名称は承認しない）
- ②主催者
- ③開催日程
- ④開催場所
- ⑤実施要項
（必須：種別、グレード、高さ、幅、個数、適用規程、飼育奨励金配分表（※カテゴリー★★以上））
- ⑥予定参加馬頭数
- ⑦大会役員
（必須：審判長、コースデザイナー、アシスタントコースデザイナー（※カテゴリー★★以上）、チーフスチュワード、オフィシャル獣医師、救護医師または看護師、装蹄師、実務責任者）
- ⑧会場競技設備概要（厩舎数、競技場／練習場サイズ）
- ⑨救護体制
- ⑩公認申請料および種目認定料の納付（振込み受領書の写し添付）

第10条 留意事項

公認競技会として申請するにあたり、次の事項について留意すること。

- ①馬場
 - a. 適度な広さ（屋外の競技場面積は約 3,000 m²以上、練習場は約 500 m²以上）
 - b. 水はけおよび砂の深さが適当であること
 - c. 散水システム
 - d. ハロー掛け等のグラウンド整備
- ②安全性
 - a. 安全な障害物の利用
 - b. セーフティカップの採用
 - c. 一般観客に対する安全性の配慮
 - d. 人馬の救護体制と馬のウェルフェアの確立
- ③外来厩舎
 - a. 適切な広さ
 - b. 放馬防止対策
 - c. 馬洗場の設置
- ④広報活動および観客への配慮
 - a. 広報活動（報道機関に公認競技会の開催告知および成績報告の配信）
 - b. 観客席の設置
 - c. 放送など音響設備の設置
 - d. 駐車場の確保
 - e. 飲食関係

第 11 条 大会役員

大会役員は、必須の役職を含み主催者が独自に編成する。

第 12 条 認定種目

認定種目は、本連盟競技会規程第 200 条 8 に規定する中障害 D 以上のグレードごとに、ノーマル競技、グランプリ競技、スピードアンドハンディネスあるいは二段階走行競技として実施する競技とする。

- 2 各認定種目には、同一馬は 1 回限りの出場とする。
- 3 認定種目については、オープン参加は禁止とする。
- 4 ★★および★競技会においては、低いグレードから高いグレードの順に認定種目を行うことが望ましい。
- 5 大障害 A を行う競技会においては、前日までに大障害 B の実施を必須とする。

第 13 条 認定種目の適用規程

認定種目の採点の適用規程は以下による。

- ①ノーマル競技(本連盟競技会規程第 236 条 基準 A で採点する競技)は、第 237 条および第 238 条を適用する。
 - ②スピードアンドハンディネス (本連盟競技会規程第 239 条 基準 C で採点する競技) は、第 263 条を適用する。
 - ③二段階走行競技は、第 274 条 2.2.5 を適用する。
- 2 適用規程は、実施要項に明記されなければならない。

第 14 条 認定種目のコース

コースの設計は以下の条件を満たさなければならない。

- ①障害物の高さ、幅、個数の指定
 - a. 障害物の高さ、幅および速度は、本連盟競技会規程第 200 条 8 を適用する。
 - b. 認定種目の障害物個数は、10～13 個とする。
 - c. コンビネーション障害は、中障害 B 以上のグレードでは、ダブル障害 1 個とトリプル障害 1 個あるいはダブル障害 2 個が、必ず含まれていること。中障害 C 以下のグレードでは、ダブル障害 1 個以上とする。
 - ②障害物、掛け金(カップ)は、規程に基づいたものであること (FEI 規程および FEI 障害馬術競技会メモランダムを参照)。
- 2 同一日に実施する認定種目について、同一コースを使用してはならない。ただし、コース図上、障害物の形態が最低 1 か所異なっていれば、同一コースではないとみなす。
- 3 認定種目と非認定種目を同一コースで行う場合、認定種目を先に行わなければならない。

第 15 条 認定種目の参加資格

認定種目に出場する選手は、日本馬術連盟騎乗者資格 B 級以上を取得している者のみとする。

- 2 認定種目に出場する競技馬は、本連盟の乗馬登録が完了し、ポイント対象となるいずれかのグレード申請を完了している馬匹でなければならない。

第 16 条 インドア競技場

インドア競技場で実施する競技会については次の基準による。

- ①各グレードにおける障害物の高さは、本連盟競技会規程第 200 条 8 を適用する。

- ②インドアの競技場で実施する高さ以外の認定種目基準は公認障害馬術競技会カテゴリー基準（別表）による。
- ③天候などの諸事情により、競技場をアウトドアからインドアへと変更する場合、本条に従い審判長が認定種目として査定する。ただし、インドア競技場が条件を満たしていない場合、認定種目として取り扱わない。

第 17 条 公認の公示

主催者は、当該競技会の開催に当たり、ポスター、看板、プログラム、その他の配布物あるいは掲示物に「公益社団法人日本馬術連盟公認競技会」である旨を表示するものとする。

第 18 条 全日本馬術大会

集計の対象期間に開催された公認競技会において実施された認定種目で獲得したポイントによりグレードごとに全日本障害馬術大会の出場権を付与する。グレードごとの頭数については、実施要項にて発表する。

第 19 条 グレードの宣言

当該年の全日本障害馬術大会に出場を希望する馬匹所有者は、グレードを本連盟システムもしくは指定の書式（様式 C）により宣言するものとする。

- 2 当該年の全日本障害馬術大会が終了した後、グレードの変更がない限り同一グレードでの継続とする。
- 3 宣言する馬匹は、申告する時点で日本馬術連盟の登録馬とする。
- 4 馬匹の登録あるいは更新手続きの不備により保留となった場合、更新手続きが完了するまでに得たポイントは無効とする。
- 5 次年度の全日本障害馬術大会のポイント集計は、当該年の同大会のポイント締め切り翌日より開始する。

第 20 条 グレードの変更

- 1 グレードの変更は、馬匹所有者あるいは馬匹管理者の責任により行うものとする。ただし、変更前に獲得したポイントは、いかなる場合も無効とし過去のグレードに戻した場合でも同様とする。
- 2 出場権の付与は、ポイント締め切り日をもって行い、その後にグレードを変更しても、出場権が消失することはない。

第 21 条 ポイントの集計

ポイントの集計は、以下の通りとする。

- ①ポイントは、グレードの宣言を受理された馬匹に対して付与し下記の区分ごとに集計する。

- 大障害 A
- 大障害 B
- 中障害 A
- 中障害 B
- 中障害 C
- 中障害 D

②順位による基礎ポイントと出場人馬数による係数（a）でポイントを算出する。

③競技会のカテゴリーに対して、全てのグレードに対して下記の係数を適用する。

★★★★	1.3
★★★	1.2
★★	1.1
★	1.0

④中障害の各グレードにおいてポイントの対象となる頭数については、認定種目ごとに出場人馬数に対する比率を下記の通り定める。ただし、最大対象頭数は、上位 50 位までとする。

★★★★	70%
★★★	60%
★★	50%
★	50%

⑤大障害については、完走馬匹をポイントの対象とし、最大上位 50 位までとする。

⑥基礎ポイントは、第 1 位を 100 とし順位が 1 下がるごとに 2 点ずつ減少し、以下の表の通りとする。

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
ポイント	100	98	96	94	92	90	88	86	84	82	80	78	76	74	72	70	68	66	64	62	60	58	56	54	52

順位	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
ポイント	50	48	46	44	42	40	38	36	34	32	30	28	26	24	22	20	18	16	14	12	10	8	6	4	2

⑦完走しなかった馬匹にはポイントを付与しない。

⑧係数（a）の計算 $\text{出場人馬数} / 100 + 0.8 = a$

⑨出場人馬数とは、当該グレードに宣言した馬匹で本競技場に入場した人馬数をいう。

⑩決勝競技を予選競技より頭数を減らして実施する場合、決勝競技の出場人馬数は予選競技の出場人馬数と同一とする。ただし、本項で取り扱う決勝競技は、1 回の競技会あたり同一グレードに対して 1 回のみとする。なお、2 種目以上で予選を行う場合は、出場人馬数が多い予選競技を対象とする。また、決勝競技に進出できなかった人馬を対象とした競技は認定種目にできない。

⑪対象期間における認定種目への出場回数制限は行わない。

⑫馬匹が獲得したポイントのうち中障害の各グレードについては、ポイントの高い 5 つ、大障害についてはポイントの高い 3 つを有効として集計する。

⑬認定種目の成立には、対象となる宣言馬が 2 頭以上出場しなければならない。

⑭審判長が確認のうえ提出した電子データによる成績表を唯一の公式記録としてランキング集計する。

第 22 条 審判長

公認競技会の審判長は、主催者が指名し委嘱する。なお、同一日程同一会場で公認馬場馬術競技会と併催する場合、審判長を兼務することはできない。

2 委嘱された者は、当該競技会の査定および認定の任務を負うものとする。なお、審判長としての職務は主催者の委嘱に基づき通常通り行うものとする。

3 審判長職務に対する経費（謝金、交通費、宿泊費等）は、主催者が負担するものとする。なお、本連盟は、査定および認定の任務に対し、競技実施日 1 日当たり 10,000 円を支給する。

4 公認競技会の審判長は第 24 条の通りとする。また、いずれかの本連盟障害馬術コースデザイナー資格を有していること。

5 公認競技会主催者と家族関係にある、あるいは雇用関係にある者は原則として審判長になれない。

6 公認競技会審判長に委嘱される者は、障害馬術本部が開催する審判長研修会を原則として毎年 1 回受講のこと。

第 23 条 審判長の任務

公認競技会の審判長は、通常の審判長の任務に加え、上訴委員長の役割を遂行しなければならない。また、技術代表として認定種目が適正に実施されていることを確認しなければならない。なお、指導する点がある場合は、障害馬術本部に詳細を報告しなければならない。また、認定種目の成績表が、指定の様式で作成され、記入漏れが無く、電子データとして本連盟事務局に提出されていることを主催者に確認すること。

- 2 審判長からの報告に基づき、障害馬術本部が諸規程の条件を満たしていないと判断した場合、主催者に対して改善を要求することがある。また、認定種目を取り消すことがある。

第 24 条 審判員およびスチュワード

公認競技会の審判員およびスチュワードの条件は下記の通りとする。

		★★★★	★★★	★★	★
S 級	審判長	○	○	○	○
	審判員	○	○	○	○
	チーフスチュワード	○	○	○	○
	スチュワード	○	○	○	○
1 級	審判長	×	○	○	○
	審判員	○	○	○	○
	チーフスチュワード	○	○	○	○
	スチュワード	○	○	○	○
2 級	審判長	×	×	×	×
	審判員	○	○	○	○
	チーフスチュワード	×	○	○	○
	スチュワード	○	○	○	○
3 級	審判長	×	×	×	×
	審判員	×	○	○	○
	チーフスチュワード	×	×	×	○
	スチュワード	○	○	○	○

第 25 条 コースデザイナー

公認競技会のコースデザイナーおよびアシスタントコースデザイナーは、主催者が指名し委嘱する。

- 2 公認競技会のコースデザイナーの条件は下記の通りとする。

		★★★★	★★★	★★	★
S 級	CD	○	○	○	○
	アシスタント CD	○	○	○	○
1 級	CD	×	○	○	○
	アシスタント CD	○	○	○	○
2 級	CD	×	×	×	×
	アシスタント CD	○	○	○	○

第 26 条 報告書

主催者は、公認競技会終了後 1 週間以内に実施した全競技成績およびコース図を書面で本連盟事務局に提出すること。

- 2 審判長は、公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式（様式 B）により本連盟事務局に報告するものとする。
- 3 臨場した獣医師は、全競技終了後 30 分以内に別に定める様式により獣医事報告書を主催者に提出し主催者はそのコピーを審判長に渡すとともに、原本を当連盟事務局に提出するものとする。

第 27 条 競技成績

認定種目の成績表は、指定フォーマットにより作成し担当審判員の署名を受けること。審判長には認定種目のみ電子データにて提出すること。なお、フォーマットは、ホームページからダウンロードするほか事務局より入手のこと。

- 2 公認競技会審判長は認定種目の成績表と併せて、指定フォーマットにある表紙シート（役員実績表）に、公認競技会に従事した役員の実績を入力し、署名の上本連盟事務局に報告すること。

附則 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。平成 14 年 1 月 1 日から適用する。

附則 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。平成 15 年 1 月 1 日から適用する。
第 3 条、第 4 条 3、第 8 条⑦、第 13 条①a、第 15 条①、第 17 条、第 20 条③、第 26 条

附則 この規程は、平成 15 年 4 月 22 日より施行し、平成 15 年 1 月 1 日より適用する。
第 14 条、第 22 条

附則 この規程は、平成 15 年 11 月 10 日より施行し、平成 15 年 11 月 10 日より適用する。
第 14 条①

附則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行し、平成 17 年 4 月 1 日より適用する。
第 14 条①、第 15 条 2、第 21 条⑩、第 22 条、第 24 条④、様式 B、様式 C
第 12 条 2 および 3、第 20 条 2、第 21 条⑬削除
第 29 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条新設

附則 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行し、平成 18 年 4 月 1 日より適用する。
第 9 条⑦、第 10 条②③④、第 12 条、第 14 条①a、第 16 条①、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条

附則 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
第 12 条、第 14 条

附則 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
第 6 条、第 13 条、第 14 条、第 23 条

附則 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
第 16 条

- 附則 この規程は、平成 21 年 10 月 14 日より施行する。
第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 14 条、第 16 条、第 21 条、第 24 条、第 25 条、
第 27 条、第 28 条、第 32 条
- 附則 この規程は、平成 22 年 3 月 4 日より施行する。
第 14 条、第 21 条
- 附則 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
第 16 条、第 23 条
- 附則 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
第 9 条⑦修正、第 10 条⑤削除・以下条文を繰り上げ、第 12 条 4 新設、第 14 条 2 新設、第
20 条修正、第 21 条③修正、第 22 条 1 修正・3 新設、第 25 条 2・3 新設、第 23 条・第 27
条削除・以下条文を繰り上げ
- 附則 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
第 2 条修正、第 4 条 1 一部削除、第 5 条 3 修正、第 9 条①修正、第 14 条 2 新設・3 条文繰り
下げ、第 16 条②修正、第 21 条③④⑩修正、第 22 条 3 修正、第 24 条修正、第 25 条 2 修正、
第 29 条削除
- 附則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
第 2 条一部削除、第 4 条一部削除、第 5 条 3、4 修正、第 7 条追加、第 9 条⑤⑦修正、⑩削除、
以下繰り上げ、第 10 条「必要条件」を第 9 条に統一して削除、第 26 条「留意事項」を第 10
条へ移動、④a 新設、以下条文繰り下げ、第 14 条①a 一部削除、b 削除、以下繰り上げ、第 16
条②別表をカテゴリー基準表に移動、第 18 条修正、第 21 条③④修正、⑩一部追加、第 22 条
3、4 一部修正、5 新設、第 24 条修正、第 25 条修正、以下条文繰り上げ
- 附則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
第 14 条①b 修正、c 削除、以下条文繰り上げ、第 22 条 4 一部削除、6 新設
- 附則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
第 23 条、第 27 条 2 新設
- 附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
第 12 条、第 13 条、第 26 条追記
- 附則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
第 12 条、第 13 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条追記
- 附則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
第 5 条、第 13 条

(様式A)

障害馬術競技会公認申請書

年 月 日

公益社団法人日本馬術連盟会長 殿

主催団体名：

代表者氏名：

印

下記のとおり、公認障害馬術競技会として開催いたしたく公認申請料等を添えて申請いたします。

記

1. 競技会の名称

2. 主催団体

3. 主催団体の連絡先

(住所及び電話番号)

〒

TEL:

4. 担当者氏名/連絡先(携帯)

(Emailアドレス)

5. 日程

年 月 日 () ~ 月 日 ()

6. 会場

7. 申請カテゴリー

★★★★ ・ ★★★ ・ ★★ ・ ★

8. 実施する認定種目

ノーマル競技

スピードアンドハンディネス競技

二段階走行競技

大障害A×

種目

種目

種目

大障害B×

種目

種目

種目

中障害A×

種目

種目

種目

中障害B×

種目

種目

種目

中障害C×

種目

種目

種目

中障害D×

種目

種目

種目

料 金

公認申請料 ★★★★★/100,000円 ★★★/70,000円 ★★/50,000円 ★/30,000円

種目認定料 10,000円 × 種目 = 円 (消費税別)

月 日 送 金

合計

円

9. 大会役員 (添 付)

(必須：審判長、コースデザイナー、アシスタントコースデザイナー (※カテゴリー★★以上)、チーフスチュワード、オフィシャル獣医師、救護医師または看護師、装蹄師、実務責任者)

10. 実施要項 (添 付) (必須：種別、グレード、高さ、幅、個数、適用規程、飼育奨励金配分表 (※カテゴリー★★以上))

11. 施設

外来厩舎数

馬房

競技場サイズ

m ×

m

面

練習場サイズ

m ×

m

面

12. 参加予定頭数

頭

(様式B)

公認障害馬術競技会 審判長報告書

年 月 日

公益社団法人日本馬術連盟 会長 殿

公益社団法人日本馬術連盟 障害馬術本部長 殿

氏名: _____

連絡先(携帯): _____

公認競技会の審判長としての任務を終了したので下記の通り報告します。

記

1. 競技会名 : _____

2. 競技会カテゴリー : _____ ★★★★★ ・ ★★★★★ ・ ★★★ ・ ★

3. 認定種目実施日数 : (_____ 日間) _____ 月 日 ~ _____ 月 日

4. 会場名 : _____

5. チェック項目:

		Yes	No			Yes	No
1	審判長は競技打合せ会に出席したか			9	スタッフは適切に配置されていたか		
2	主催者(組織委員会メンバー)との意思の疎通は円滑であったか			10	競技役員は適正に役割を果たしていたか		
3	審判席の設備は相応しいものであったか			11	厩舎地区の安全管理体制は十分であったか		
4	自動計測器(1/100秒)による測定と掲示を行なったか			12	主催者は選手・馬匹の登録に不備のないことを確認していたか		
5	馬場(準備運動場を含む)の状態は良好であったか			13	人馬の救護体制は整っていたか		
6	コースデザイナー(CD)は規定に則り公平に、かつ専門的に職務をこなしたか			14	馬運車の駐車場は確保されていたか		
7	CD(氏名: _____)と主催者(組織委員会メンバー)との意思の疎通は円滑であったか			15	乗用車の駐車は整理されていたか		
8	水濠障害の着地板は粘土方式であったか						

6. 運営等について

1. バンテージコントロールは行いましたか? : Yes or No

Yesの場合、どの競技で行いましたか? : _____

2. プログラムとスケジュールは JEF が承認したものと変更はありましたか? : Yes or No
Yes の場合、下記に詳細にご記入ください。

3. 飼育奨励金の総額はいくらでしたか? : _____円

7. 厩舎地区

1. 馬房について

馬房の広さは? : _____ m × _____ m

全ての厩舎は同じ地域にありましたか? : Yes or No

No の場合、下記に説明をご記入ください。

2. 洗い場について

洗い場の広さは十分でしたか? : Yes or No

設備(水・湯など)に満足できましたか? : Yes or No

No を一つでも選択した場合、改善要望を下記に提案してください。

3. 馬具置き場について

スペースは十分満足出来るものでしたか? : Yes or No

No の場合、改善提案を下記にご記入ください。

8. 技術的要素

1. 競技場について

競技場のフットイング(砂・芝・それ以外)に関する意見があれば下記にご記入ください。

練習馬場のフットイング(砂・芝・それ以外)に関する意見があれば下記にご記入ください。

競技中にフットイング(競技場・練習馬場)で何か問題が起きましたか? : Yes or No

Yes の場合、下記に説明をご記入ください。:

--

2. 障害物について

セイフティーカップはどのメーカーのものでしたか?: _____

障害物の品質(種類・重さ・大きさ・横木の長さ・カップの大きさなど)はどうでしたか?:

--

障害物について、何か意見があればご記入ください。:

--

9. 事故

1. 馬の事故について詳しくご記入ください

--

2. 人の事故について詳しくご記入ください

--

10. スチュワードからの報告

--

11. 総合観察(認定員としての総合的な意見をご記入ください・未記入は無し)

--

本部長 確認欄	競技委員長 確認欄	審判部長 確認欄

別紙のライダーズレポートは、必ず主催団体に所属していないライダーに自筆でこのレポートを記載するよう依頼して下さい。

ライダーズレポート

1. 選手名 : _____ / 所属: _____

2. 競技の運営について

競技会の進行について何か気づいた点がありますか? : Yes or No

Yes の場合、お気づきの点を下記にご記入ください。 :

3. 準備運動場での運動について

準備運動場の利用状況でお気づきになった点がありますか? : Yes or No

Yes の場合、お気づきの点を下記にご記入ください。 :

4. 厩舎地区について

馬房の広さについて十分でしたか? : Yes or No

No の場合、下記にご意見をご記入ください。 :

馬具庫のスペースは十分満足できるものでしたか? : Yes or No

No の場合、下記にご意見をご記入ください。 :

5. 洗い場施設について

洗い場施設は十分満足できるものでしたか? : Yes or No

No の場合、下記にご意見をご記入ください。 :

6. 獣医師及び装蹄師は配置されていましたが? : Yes or No

7. 競技会全般について感想及び提言をご記入ください。

ご協力ありがとうございました

(様式C)

提出先：公益社団法人 日本馬術連盟障害馬術本部 (Fax:03-3297-5617)

公認競技会ポイント対象グレード申請書

変 更 ・ 新 規

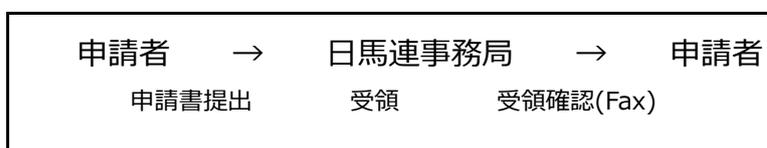
変更申請の場合、変更前のグレード：大障害A・大障害B・中障害A・中障害B・中障害C・中障害D

申請者氏名 (JEF乗馬登録所有者名を記入)	
連絡先住所	
電話/Fax (受領後のFax返送先)	Tel _____ / Fax _____

馬 名	
日馬連登録No.	
申請種目	大障害A・大障害B・中障害A・中障害B・中障害C・中障害D

日馬連事務局受領印

手続きの流れ



※一頭一枚で申請ください。

※前年度とグレードが変わらない場合は申請は不要です。

※JEF受領確認のFaxを申請者が受け取り申請は終了となります。

※変更を行った場合、変更前に得たポイントは変更後無効となります。

※日馬連営業日の17時30分までに到着したのものについては当日付けの登録、それを過ぎた場合は翌営業日付けの登録となります。お急ぎの場合は電子申請をご利用ください。

公認障害馬術競技会カテゴリー制度細則

(目的)

第1条 公認競技会に一定の基準を設け、カテゴリー区分することにより、馬術競技のより一層の普及と発展を図り、選手の競技力向上と併せて世界に通じる人馬の育成と社会に貢献するスポーツ馬術の発展に寄与することを目的とする。

(カテゴリー)

第2条 カテゴリーの分類は、下記の通りとする。

★★★★	(4スター)
★★★	(3スター)
★★	(2スター)
★	(1スター)

(申請)

第3条 主催者は、別途定める期限までに日本馬術連盟公認障害馬術競技会カテゴリー基準（別表）にしたがって、カテゴリー区分を自己申告する。ただし、カテゴリー区分の条件を著しく満たしていない場合は、障害馬術本部が主催者に対して下位の区分への格下げあるいは取り消しを宣言することができる。なお、上記に生じる問題等については主催者側の責任とする。

- 2 ★★★★★および★★★★を開催しようとする主催者は、所定の申込締切日までに障害馬術本部宛て日程および場所を申請しなければならない。

(基準)

第4条 カテゴリー区分の基準は別表の通りとする。

(認定)

第5条 申請があった競技会については、障害馬術本部が審査し認定する。なお、★★★★および★★★については、日程重複を避けるため日程調整会議にて調整する。

(調整)

第6条 ★★★★★および★★★★について、シーズンにおける所定の回数を超える申請があった場合、障害馬術本部が審査し日程調整会議で調整し認定する。

附則 平成15年1月1日より施行する。

附則 平成15年11月11日より施行する。

附則 平成16年11月15日より施行する。

附則 平成17年4月1日より施行する。

附則 平成21年4月1日より施行する。

附則 平成21年10月14日より施行する。

附則 平成23年4月1日より施行する。

附則 平成25年4月1日より施行する。

別表

公認障害馬術競技会カテゴリー基準

カテゴリー基準項目		★★★★	★★★	★★	★	
施設関係	1. 馬場関係	本競技場	4,000㎡以上	3,500㎡以上	3,500㎡以上	3,000㎡程度
		準備運動馬場	2ヶ所以上	2ヶ所以上	2ヶ所以上	1ヶ所以上
		調馬索場	必要	必要	必要	-
	2. 観客収容能力	200名以上	100名以上	100名以上	-	
	3. 馬匹収容能力(馬房数)	約150頭	約100頭	約100頭	約50頭	
	4. 散水・ハロー等による馬場の整備	必須	必須	必須	必須	
	5. 放送設備	必須	必須	必須	必須	
	6. 自動計測(1/100秒)による掲示	必須	必須	必須	-	
	7. 駐車場・トイレ	必須	必須	必須	必須	
8. 飲料水(自動販売機)の設備	必須	必須	必須	-		
9. 装蹄所・診療所・救護所	必須	-	-	-		
競技運営関係	1. CSI-Wの実施 (4~12月)	実施しなければ ならない	実施できない	実施できない	実施できない	
	2. CSI3*以上の実施 (1~3月)	実施しなければ ならない	実施できる	実施できる	実施できる	
	3. 場内デコレーション	必須	必須	必須	-	
	4. 開催日数	3日間以上	3日間以上	2日間以上	-	
	5. 実施グレードならびに競技数	大障害A/B、中障 害A/Bを含む 5競技以上を実施	大障害A/B、中障 害A/Bを含む 5競技以上を実施	中障害A/Bを 含む 2競技以上を実施	1競技以上を実施	
役員関係	1. 審判長	JEF障害馬術 S級審判員資格者	JEF障害馬術 S級/1級審判員 資格者	JEF障害馬術 S級/1級審判員 資格者	JEF障害馬術 S級/1級審判員 資格者	
	2. 技術代表/上訴委員長	審判長が兼ねる	審判長が兼ねる	審判長が兼ねる	審判長が兼ねる	
	3. コースデザイナー	JEF障害馬術 S級CD資格者	JEF障害馬術 S級/1級CD資格者	JEF障害馬術 S級/1級CD資格者	JEF障害馬術 S級/1級CD資格者	
	4. アシスタント コースデザイナー	JEF障害馬術CD 資格者	JEF障害馬術CD 資格者	JEF障害馬術CD 資格者	任意	
	5. チーフスチュワード	JEF審判員資格 1級以上を 有する者	JEF審判員資格 2級以上を 有する者	JEF審判員資格 2級以上を 有する者	JEF審判員資格 3級以上を 有する者	
	6. オフィシャル獣医師	常駐を必須	常駐を必須	常駐を必須	常駐を必須	
	7. 救護医師または看護師	常駐を必須	常駐を必須	常駐を必須	常駐を必須	
	8. 装蹄師	常駐を必須	常駐を必須	常駐を必須	常駐を必須	
	9. 実務責任者	常駐を必須	常駐を必須	常駐を必須	常駐を必須	

カテゴリー基準項目	★★★★	★★★	★★	★	
障害物関係	1. FEI規程に定められた障害・セーフティークップ	必須	必須	必須	必須
	2. 障害の個数	競技会規程参照	競技会規程参照	競技会規程参照	競技会規程参照
	3. 最大の高さを有する障害個数 ※中障害B以上では最大の高さでオクサー障害を1個以上含むこと	大障害： 3個～60% 中障害： 50%～70%	大障害： 3個～50% 中障害： 40%～60%	大障害： 2個～30% 中障害： 30%～50%	大障害： 2個～30% 中障害： 2個～30%
	4. 上記3.以外の障害物	-10cmまで (第1障害を除く)	-10cmまで (第1障害を除く)	-10cmまで (第1障害を除く)	-10cmまで (第1障害を除く)
	5. ※主催大会では水濠障害を使用することがある	中障害B以上のグレードで使用できる	中障害B以上のグレードで使用できる	中障害B以上のグレードで使用できる	中障害B以上のグレードで使用できる
	6. 最大幅を有する障害個数	2個以上	2個以上	1個以上	1個以上
	7. 分速	中障害B以上： 375m～400m 中障害C/D： 競技会規程 第200条8に準ずる	競技会規程 第200条8に準ずる	競技会規程 第200条8に準ずる	競技会規程 第200条8に準ずる
インドア競技場	1. 馬場の面積	2000㎡以上	1200㎡以上	1200㎡以上	800㎡以上
	2. 障害の個数	標準 10～12個 S&H 10～12個	標準 10～12個 S&H 10～12個	標準 10～12個 S&H 10～12個	標準 8～10個 S&H 8～10個
	3. 最大の高さを有する障害個数	大障害： 30%～80% 中障害： 50%～70%	大障害： 30%～50% 中障害： 40%～60%	大障害： 2個～30% 中障害： 30%～50%	大障害： 2個～30% 中障害： 2個～30%
	4. 障害物の幅	大障害A 170cm以内 大障害B 160cm以内 中障害A 150cm以内 中障害B 140cm以内 中障害C 130cm以内 中障害D 120cm以内 最大幅のオクサー障害を1個以上設置	大障害A 160cm以内 大障害B 150cm以内 中障害A 140cm以内 中障害B 130cm以内 中障害C 120cm以内 中障害D 110cm以内 最大幅のオクサー障害を1個以上設置	大障害A 160cm以内 大障害B 150cm以内 中障害A 140cm以内 中障害B 130cm以内 中障害C 120cm以内 中障害D 110cm以内 最大幅のオクサー障害を1個以上設置	大障害A 150cm以内 大障害B 140cm以内 中障害A 130cm以内 中障害B 120cm以内 中障害C 110cm以内 中障害D 100cm以内 最大幅のオクサー障害を1個以上設置
	5. 速度（標準）	分速 325～350m	分速 325～350m	分速 325～350m	分速 300～325m
その他	1. 飼育奨励金総額	300万円以上	200万円以上	100万円以上	-
	2. 年度内実施回数	おおむね7回	おおむね15回	制限なし	制限なし
	3. 日程調整	対象	対象	-	-

全日本馬場馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程 第13版

(定義)

第1条 主催者からの申請に基づき本連盟馬場馬術本部が審査の上、承認し公示する全日本馬場馬術大会出場資格取得に関する認定種目を含む馬場馬術競技会を公認馬場馬術競技会（以下公認競技会という）と称する。

(事務処理)

第2条 公認の承認に関する事務処理については全て本規程による。

(申請)

第3条 公認競技会を開催しようとする主催者は、開催の1ヶ月前までに申請書（様式A－馬場）を本連盟に提出し承認を受けるものとする。

(公認申請料・種目認定料)

第4条 公認申請を行う主催者は、申請に合わせて本連盟に公認申請料および認定種目料を納付しなければならない。

- 2 公認の承認をもって当該競技会を公認競技会と称する。
- 3 公認申請料は、1競技会につき50,000円（消費税別）とする。なお、同一日程同一会場で公認障害馬術競技会と併催の場合には、30,000円（消費税別）とする。
- 4 種目認定料は、認定競技として実施する1競技につき5,000円（消費税別）とする。ただし、自由演技課目は種目認定料を必要としない。
- 5 納付された公認申請料および種目認定料は、いかなる場合でも返却しない。

(承認)

第5条 審査は馬場馬術本部が行い、承認は文書にて通知するものとする。

- 2 公認の承認を受けた競技会であっても実施の基準等必要事項に不備のあることが発見された場合、承認を取り消すことがある。
- 3 承認通知が発行された以後は、認定種目の追加は原則として認められないものとする。

(主催者)

第6条 公認競技会的主催者である申請者は、本連盟の会員資格を有していなければならない。実行委員会を組成して公認競技会を開催する場合、実行委員会代表者は本連盟の個人登録会員でなければならない。

(審査事項)

第7条 審査事項は次の通りとする。

①競技会の名称（本連盟が主催する競技会や競技を連想する名称は承認しない）

②主催者

③開催日程

④開催場所

⑤実施要項（必須：実施課目、適用規程）

同一クラスの認定種目の実施数は、規定演技・自由演技それぞれ1日1回、1大会に2回までとする。

⑥予定参加馬頭数

- ⑦大会役員（必須：審判長、チーフスチュワード、オフィシャル獣医師、救護医師または看護師、装蹄師、実務責任者）
審判団は、審判長リストに掲載された者および本連盟馬場馬術審判員資格あるいは FEI 馬場馬術審判員資格を有する者で編成すること。
- ⑧会場競技設備概要（厩舎数、競技場／練習場サイズ）
- ⑨救護体制
- ⑩公認申請料および種目認定料の納付（振込み受領証の写し添付）

（留意事項）

第 8 条 公認競技会として申請するにあたり、次の事項について留意すること。

- ①馬場
 - a. 適度な広さ
 - b. 水はけおよび砂の深さが適当であること
 - c. 散水システム
 - d. ハロー掛け等のグラウンド整備
- ②安全性
 - a. 一般観客に対する安全性の配慮
 - b. 人馬の救護体制と馬のウェルフェアの確立
- ③外来厩舎
 - a. 適切な広さ
 - b. 放馬防止対策
 - c. 馬洗場の設置
- ④広報活動および観客への配慮
 - a. 広報活動（報道機関に対する公認競技会の開催告知および成績報告の配信）
 - b. 観客席の設置
 - c. 放送など音響設備の設置
 - d. 駐車場の確保
 - e. 飲食関係

（大会役員）

第 9 条 主催者は、必要条件を満たした上で、任意に大会役員を編成することができる。

- 2 審判団は、主催者が審判長と協議して編成することとする。

（審判長）

第 10 条 公認競技会の審判長は、審判長リストより主催者が指名し委嘱する。なお、同一日程同一会場で公認障害馬術競技会と併催する場合、審判長を兼務することはできない。

- 2 委嘱された者は、当該競技会の査定および認定の任務を負うものとする。なお、審判長としての職務は主催者の委嘱に基づき通常通り行うものとする。
- 3 審判長職務に対する経費（謝金、交通費、宿泊費等）は、主催者が負担するものとする。なお、本連盟は、査定および認定の任務に対し、競技実施日 1 日当たり 10,000 円を支給する。

(審判長の任務)

- 第 11 条 公認競技会の審判長は、通常の審判長の任務に加え、認定種目が適正に実施されていることを確認および指導することを任務とする。また、認定種目の成績表が、指定の様式で作成され、記入漏れが無く、電子データとして本連盟事務局に提出されていることを主催者に確認すること。
- 2 公認競技会審判長は、認定種目に関して諸規定の条件を満たしていないと判断した場合、主催者に対して改善を要求することができる。また、対象種目の認定を取り消すことができる。
 - 3 公認競技会の審判長は、編成された審判団メンバーの監督、指導を担当する。

(公認競技会審判長リスト)

- 第 12 条 馬場馬術本部審判部が実績等の審査を行い、馬場馬術 S 級および 1 級審判員資格者の中から次年度の公認競技会審判長リストを作成する。

(認定種目)

- 第 13 条 認定種目は、以下の運動課目とする。

- ① グランプリクラス
 - FEI グランプリ
 - FEI グランプリスペシャル
 - FEI 自由演技グランプリ
- ② インターメディエイト I クラス
 - FEI インターメディエイト I
 - FEI 自由演技インターメディエイト I
- ③ セントジョージクラス
 - FEI セントジョージ賞典
 - JEF 自由演技国体成年馬場馬術課目
- ④ ヤングライダークラス
 - FEI ヤングライダー個人競技馬場馬術課目
 - FEI 自由演技ヤングライダー馬場馬術課目
- ⑤ ジュニアライダークラス
 - FEI ジュニアライダー個人競技馬場馬術課目
 - FEI 自由演技ジュニアライダー馬場馬術課目
- ⑥ S クラス
 - JEF 馬場馬術競技 S2 課目
 - JEF 馬場馬術競技 S1 課目
- ⑦ M クラス
 - JEF 馬場馬術競技 M2 課目
 - JEF 馬場馬術競技 M1 課目
- ⑧ L クラス
 - JEF 馬場馬術競技 L2 課目
 - JEF 馬場馬術競技 L1 課目

- 2 同一課目の認定種目と非認定種目を行う場合、認定種目を先に行なわなければならない。
- 3 非認定種目を含めて、公認競技会において実施できる課目は以下のみとする（本連盟競技会規程別表 1 参照のこと）。これ以外の課目を実施する場合は、公認競技会と併催の競技会として別途実施要項を作成し、公認申請時に提出すること。
 - ・ FEI 制定課目
 - ・ JEF 制定課目
 - ・ 総合馬術運動課目

（認定種目の参加資格）

第 14 条 認定種目に出場する競技者は、本連盟騎乗者資格 B 級以上を取得している者のみとする。

- 2 認定種目に出場する競技馬は、本連盟の乗馬登録が完了している馬匹のみとする。なお、競技馬は、1 競技 1 回限りとし、オープン参加としても出場できない。

（競技場の条件）

第 15 条 競技を実施する場合、競技場（インドアを含む）として 20m×60m の馬場を有し、3 名以上の審判員席を設置できなければならない。また、準備運動場は、原則として競技場に隣接しているものとし、その大きさは 20m×60m が望ましい。

（公認の表示）

第 16 条 主催者は、当該競技会の開催に当たり、ポスター、看板、プログラム、その他の配布物あるいは掲示物に、「公益社団法人日本馬術連盟公認競技会」である旨を表示するものとする。

（報告書）

第 17 条 主催者は、公認競技会終了後 1 週間以内にプログラムを添付して、実施した全ての認定種目の成績表（書面）および自由演技に使用した CD の録音利用明細書（書面）を書面で本連盟事務局に提出するものとする。

- 2 審判長は、公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式（様式 B - 馬場）により公認競技会の実施状況報告書の本連盟事務局に提出するものとする。
- 3 臨場した獣医師は、別に定める様式により獣医事報告書を主催者に提出し、主催者はそれを公認競技会終了後 1 週間以内に当連盟事務局に提出するものとする。

（競技成績）

第 18 条 主催者が公式記録として提出する競技成績は、指定のフォームにより電子データとして提出すること。

- 2 公認競技会審判長は認定種目の成績表と併せて、指定フォーマットにある表紙シート（役員実績表）に、公認競技会に従事した役員の実績を入力し、署名の上本連盟事務局に報告すること。

（全日本馬場馬術大会）

第 19 条 全日本馬場馬術大会への出場権については以下のとおりとする。

- ① 原則として事前に指定した期間に開催された公認競技会において実施された認定種目で獲得したランキングポイントにより、全日本馬場馬術大会への出場権を付与する。なお、出場権の付与については馬場馬術本部が決定し、実施要項に定める。
- ② 公認競技会の自由演技に出場する場合は、競技会ごとに、音楽（CD）の録音利用明細書を、競技会の申込時に参加申込書と併せて主催者に提出する。オリジナル曲の場合も必ず提出する。

- ③ 全日本における自由演技を含む競技に出場権を得た場合においても、音楽（CD）の録音利用明細書を、大会の申込時に参加申込書と併せて主催者に提出する。提出していない選手の出場は原則として認められない。

（ポイント集計）

第 20 条 ポイントの集計は以下の通りとする。

- ① ポイントは、認定種目のクラス毎に選手、馬匹および人馬のそれぞれに対して付与し集計する。
- ② 担当した審判員全員の最終得点率（%）をポイント集計の対象とする。なお、小数点以下第 4 位を切り捨てとする。
- ③ ランキングポイントの計算方法は以下のとおりとする。
- a. 自由演技を含むクラス：指定期間中に規定演技で得た上位 3 成績と、自由演技で得た最上位 1 成績を合計し、4 で除したものをランキング上のポイントとする。
なお、対象となる成績が 4 に満たない場合でも、獲得した成績を 4 で除したものをランキング上のポイントとする。
- b. 自由演技を含まないクラス：指定期間中に得た上位 3 成績を合計し、3 で除したものをランキング上のポイントとする。
なお、対象となる成績が 3 に満たない場合でも、獲得した成績を 3 で除したものをランキング上のポイントとする。
- ④ ポイントの対象認定種目への出場回数の制限は問わない。
- ⑤ 主催者から提出された成績表が唯一の公式記録としてランキングポイントに反映される。
- ⑥ 公認競技会の自由演技に使用した音楽（CD）の録音利用明細書が提出されていないことが確認された場合は、その時点でその成績は抹消する。

- 附 則 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日より施行し適用する。
- 附 則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行し適用する。
- 附 則 第 4 条 3、第 11 条⑦、⑩、第 12 条 2、3、第 22 条は、平成 17 年 8 月 30 日より施行し、平成 17 年 9 月 1 日より適用する。
- 附 則 第 7 条削除、第 8 条②削除、第 10 条、第 23 条は、平成 17 年 8 月 30 日より施行し、平成 18 年 4 月 1 日より適用する。
- 附 則 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行し適用する。
第 7 条⑦、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条④⑦
- 附 則 この規程は、平成 18 年 10 月 2 日より施行し適用する。
第 10 条、第 13 条②⑧⑨⑩、第 22 条②、第 23 条
- 附 則 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
第 13 条
- 附 則 この規程は、この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
第 5 条、第 8 条
- 附 則 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
第 2 条、第 13 条
- 附 則 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
第 4 条、第 13 条、第 19 条
- 附 則 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
第 4 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条、
第 19 条、第 21 条、第 22 条
- 附 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 13 条、第 18 条を 8 条に移動、以降条番号繰り
上げ、第 21 条
- 附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
第 13 条種目追加、2 新設、第 17 条削除、以降条番号繰り上げ、第 18 条 2 新設
- 附 則 この規程は、平成 28 年 5 月 16 日より施行する。
第 13 条
- 附 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
第 17 条、第 19 条、第 20 条
- 附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
第 13 条
- 附 則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
第 4 条

馬場馬術競技会公認申請書

年 月 日

公益社団法人日本馬術連盟会長 殿

申請者

主催団体名

代表者氏名 _____ 印

下記のとおり、公認馬場馬術競技会として開催したく公認申請料、種目認定料を添えて申請いたします。

記

- 1. 競技会名称 _____
- 2. 主催団体 _____
- 3. 主催団体連絡先 所在地 〒 _____ 電話番号 _____
- 4. 担当者 氏名 _____ 携帯電話 _____
E-mailアドレス _____
- 5. 日程 _____ ~ _____
- 6. 会場 _____

7. 種目認定料を要する認定種目

8. 認定料不要の認定種目

クラス	課目名	実施数	課目名	実施数	計	課目名	実施数
グランプリ	FEIグランプリ		FEIグランプリスペシャル			FEI自由演技グランプリ	
インターI	FEIインターI					FEI自由演技インターI	
セントジョージ	FEIセントジョージ賞典					JEF自由演技国体成年	
S	JEF S 1		JEF S 2				
M	JEF M 1		JEF M 2				
L	JEF L 1		JEF L 2				
ヤングライダー	FEIヤングライダー個人					FEI自由演技ヤングライダー	
ジュニアライダー	FEIジュニアライダー個人					FEI自由演技ジュニアライダー	
					合計		合計

【料金】

項目	単価(税別)	実施数	計
公認申請料	50,000円		円
公認申請料(障害併催)	30,000円		円
種目認定料	5,000円		円
合計(税別)			円

【申請料等納入情報】

_____ 月 _____ 日付
<input type="checkbox"/> 送金済 <input type="checkbox"/> 送金予定

※消費税を加えてお振込みください

9. 大会役員 (添付)

(※審判長、チーフスチュワード、獣医師、救護医師または看護師、装蹄師、実務責任者の記載必須)

10. 実施要項 (添付 ※実施課目の記載必須)

11. 施設 (概略資料を添付)

競技場サイズ _____ m × _____ m _____ 面 練習場サイズ _____ m × _____ m _____ 面 外来厩舎数 _____ 馬房

12. 参加予定頭数 _____ 頭

13. FEI公認大会の開催の有無 有 ・ 無

公認馬場馬術競技会審判長報告書

年 月 日

公益社団法人日本馬術連盟会長 殿

審判長
氏名

印

公認馬場馬術競技会の審判長としての任務を終了したので下記の通り報告します。

記

1. 大会名 _____

2. 認定種目実施日 _____ 日間 _____ 月 日 ~ _____ 月 日

3. 会場名 _____

4. 審判員氏名(全員)

5. チーフスチュワード氏名 _____

6. 賞金の有無 _____ 有 . 無 _____

7. 競技会について

	Yes	No
①スケジュール通り運営されたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②競技場設営は、適切であったか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③練習場は、十分に用意されていたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④グラウンド状態は良好であったか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤厩舎は適切な設備であったか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥審判員は公正に任務を行ったか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦成績表は所定の様式が使用されていたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧成績表に記載されている選手、馬匹の登録番号の点検を指示し、誤りのないことを確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨人馬の救護体制は整っていたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩重大な事故があったか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Yesの場合、具体的に _____

⑪異議申し立てがあったか Yes No

Yesの場合、具体的に _____

異議への対処 _____

⑫実施されたすべての認定種目

8. 競技会全般に関する所見

[Empty box for general comments]

総合馬術競技に関する公認競技会規程 第2版

第1条 定義

主催者からの申請に基づき、本連盟総合馬術本部が審査の上、承認し公示する競技会を日本馬術連盟公認競技会（以下公認競技会という）と称す。

第2条 事務処理

公認の承認に関する事務処理については、全て本規程による。

第3条 申請

公認競技会を開催しようとする主催者は、開催の1ヶ月前までに申請料を添えて申請書（様式A-総合馬術）を本連盟に提出するものとする。

2 本連盟の助成金または補助金の対象となっている競技会は公認競技会として承認しない。ただし、組成団体が主催する競技会はこの限りではない。

第4条 公認申請料

公認申請を行う主催者は、申請に合わせて本連盟に公認申請料を納付しなければならない。

2 公認の承認をもって当該競技会を公認競技会と称する。

3 公認申請料は、1競技会につき10,000円（消費税別）とする。

4 納付された公認申請料はいかなる場合でも返却しない。

第5条 承認

審査は総合馬術本部が行い、本部長承認の上で文書にて通知するものとする。

2 公認の承認を受けた競技会であっても実施の基準等必要事項に不備のあることが発見された場合、承認を取り消すことがある。

第6条 主催者

公認競技会的主催者である申請者は、本連盟の会員資格を有していなければならない。実行委員会を組成して公認競技会を開催する場合、実行委員会代表者は本連盟の個人登録会員でなければならない。

第7条 国際馬術連盟公認

国際馬術連盟公認競技会を開催しようとする主催者は、開催の4ヶ月前までに申請書（FEI様式）を本連盟に提出し、併せて本連盟の公認を申請するものとする。

2 国際馬術連盟の公認料等については、主催者の負担とする。

第8条 審査事項

審査事項は次の通りとする。

- ①競技会の名称（本連盟が主催する競技会や競技を連想する名称は承認しない）

- ②主催者
- ③開催日程
- ④開催場所
- ⑤実施要項
- ⑥大会役員

必須：審判長、技術代表、コースデザイナー、チーフスチュワード、オフィシャル獣医師、救護医師または看護師、実務責任者

- ⑦救護体制

- ⑧公認申請料の納付（振込み受領書の写し添付）

第9条 大会役員

大会役員は、必須の役職を含み主催者が独自に編成する。なお、審判長、コースデザイナー、技術代表については、総合馬術本部の指導に基づき選任すること。

第10条 認定種目

公認競技会で実施する認定種目は、第5編総合馬術競技別表1で区分する競技とする。

第11条 公認の公示

主催者は、当該競技会の開催に当たり、ポスター、看板、プログラム、その他の配布物あるいは掲示物に「公益社団法人日本馬術連盟公認競技会」である旨を表示するものとする。

第12条 報告書

主催者は、公認競技会終了後1週間以内に、実施した全競技成績を書面で本連盟事務局に提出すること。

2 臨場した獣医師は、別に定める様式により獣医事報告書を主催者に提出し、主催者はそれを公認競技会終了後1週間以内に当連盟事務局に提出するものとする。

第13条 競技成績

公認競技会の成績表は、指定フォーマットにより作成し担当審判員の署名を受けること。なお、フォーマットは、ホームページからダウンロードするほか事務局より入手のこと。

附則 平成26年4月1日に施行した総合馬術競技およびエンデュランス競技に関する公認競技会規程については、平成30年3月15日をもって廃止とする

附則 この規程は、平成30年3月15日制定、平成30年3月15日から施行する。

附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
(第4条3項)

(様式A-総合)

総合馬術競技会公認申請書

年 月 日

公益社団法人日本馬術連盟会長 殿

申請者
主催団体

代表者氏名 _____ 印

下記のとおり公認競技会として開催いたしたく公認申請料を添えて申請いたします。

記

1. 競技会の名称 _____

2. 主催団体 _____

3. 主催団体の連絡先
(住所および電話番号) _____

4. 担当者氏名/連絡先 _____

5. 会 場 _____

6. 日 程 _____

7. 実施種目 (実施する種目に☑)
 CCIスリースター _____ CCIツースター _____
 CCIワンスター _____ CCNワンスター _____
 EV100 _____ EV90 _____
 EV80 _____

8. 実施要項 (添 付)

9. 大会役員 (添 付)

10. 国際馬術連盟公認 _____ 有 . 無 _____

公認申請料 10,000円+消費税

エンデュランス競技に関する公認競技会規程 第2版

第1条 定義

主催者からの申請に基づき、本連盟エンデュランス本部が審査の上、承認し公示する競技会を日本馬術連盟公認競技会（以下公認競技会という）と称す。

第2条 事務処理

公認の承認に関する事務処理については、全て本規程による。

第3条 申請

公認競技会を開催しようとする主催者は、開催の1ヶ月前までに申請料を添えて申請書（様式 A-エンデュランス）を本連盟に提出するものとする。

2 本連盟の助成金または補助金の対象となっている競技会は公認競技会として承認しない。ただし、組成団体が主催する競技会を除く。

第4条 公認申請料

公認申請を行う主催者は、申請に合わせて本連盟に公認申請料を納付しなければならない。

2 公認の承認をもって当該競技会を公認競技会と称する。

3 公認申請料は、1競技会につき 10,000円（消費税別）とする。

4 納付された公認申請料はいかなる場合でも返却しない。

第5条 承認

審査はエンデュランス本部が行い、本部長承認の上で文書にて通知するものとする。

2 公認の承認を受けた競技会であっても実施の基準等必要事項に不備のあることが発見された場合、承認を取り消すことがある。

第6条 主催者

公認競技会的主催者である申請者は、本連盟の会員資格を有していなければならない。実行委員会を組成して公認競技会を開催する場合、実行委員会代表者は本連盟の個人登録会員でなければならない。

第7条 国際馬術連盟公認

国際馬術連盟公認競技会を開催しようとする主催者は、開催の4ヶ月前までに申請書（FEI 様式）を本連盟に提出し、併せて本連盟の公認を申請するものとする。

2 国際馬術連盟の公認料等については、主催者の負担とする。

第8条 審査事項

審査事項は次の通りとする。

①競技会の名称（本連盟が主催する競技会や競技を連想する名称は承認しない）

②主催者

③開催日程

④開催場所

⑤実施要項

⑥大会役員

必須：審判長、技術代表、チーフスチュワード、獣医師団長、救護獣医師、救護医師または看護師

⑦救護体制

⑧公認申請料の納付（振込み受領書の写し添付）

第9条 大会役員

大会役員は、必須の役職を含み主催者が独自に編成する。

第10条 技術代表

公認競技会の技術代表は、エンデュランス 1 級以上の審判員資格取得者から主催者が指名し委嘱する。

第11条 審判長

公認競技会の審判長は、エンデュランス 1 級以上の審判員資格取得者から主催者が指名し委嘱する。

第12条 チーフスチュワード

公認競技会のチーフスチュワードは、エンデュランス 1 級以上の審判員資格取得者から主催者が指名し委嘱する。

第13条 獣医師団

獣医師団は、獣医師団長リストに掲載された者を獣医師団長とし、獣医師である者で編成すること。

第14条 獣医師団長リスト

エンデュランス本部が実績等の審査を行い、日本馬術連盟公認競技会における獣医師団の経験が3回以上ある者、およびエンデュランス本部が認めた者の中から次年度の公認競技会獣医師団長リストを作成する。

第15条 公認の公示

主催者は、当該競技会の開催に当たり、ポスター、看板、プログラム、その他の配布物あるいは掲示物に「公益社団法人日本馬術連盟公認競技会」である旨を表示するものとする。

第 16 条 報告書

主催者は、公認競技会終了後 1 週間以内に、実施した全競技成績を書面で本連盟事務局に提出すること。

2 審判長、獣医師団長、チーフスチュワードは、公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式により本連盟事務局に報告書を提出すること。

第 17 条 競技成績

公認競技会の成績表は、指定フォーマットにより作成し担当審判員の署名を受けること。なお、フォーマットは、ホームページからダウンロードするほか事務局より入手のこと。

第 18 条 完走証明書

公認エンデュランス競技会の主催者は、完走した人馬に対して完走証明書を発行すること。

2 人馬の能力証明は、完走証明書をもって有効とする。

附則 平成 26 年 4 月 1 日に施行した総合馬術競技およびエンデュランス競技に関する公認競技会規程については、平成 30 年 3 月 15 日をもって廃止とする

附則 この規程は、平成 30 年 3 月 15 日制定、平成 30 年 3 月 15 日より施行する。

附則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
(第 4 条、第 10 条、第 16 条 2)

エンデュランス競技会公認申請書

年 月 日

公益社団法人日本馬術連盟会長 殿

申請者

主催団体

代表者氏名

印

下記のとおり、公認競技会として開催いたしたく公認申請料等を添えて申請いたします。

記

1. 競技会の名称

2. 主催団体

3. 主催団体の連絡先

〒 _____

(住所及び電話番号)

TEL: _____

4. 担当者氏名/連絡先(携帯)

_____ / _____

(Emailアドレス)

5. 日程

6. 会場

7. FEI公認の有無

あり ・ なし

8. 大会役員

審判長

(エンデュランス 1 ・ S 級審判員)

審判員

(エンデュランス 級審判員)

(エンデュランス 級審判員)

(エンデュランス 級審判員)

チーフスチュワード

(エンデュランス 1 ・ S 級審判員)

スチュワード

(エンデュランス 級審判員)

(エンデュランス 級審判員)

(エンデュランス 級審判員)

獣医師団長

獣医師団

救護獣医師

技術代表

(エンデュランス 1 ・ S 級審判員)

救護医師または看護師

9. 実施する認定種目

160km 120km 80km 60km 40km

公認申請料

10,000円+消費税

月 日 送金

10. 参加予定頭数

頭

11. 実施要項およびコース略図

(添付)

公認エンデュランス馬術競技会 審判長報告書

年 月 日

公益社団法人日本馬術連盟 会長 殿

公益社団法人日本馬術連盟 エンデュランス本部長 殿

氏名: _____

連絡先(携帯): _____

公認競技会の審判長としての任務を終了したので下記の通り報告します。

記

1. 競技会名 : _____

2. 実施日 : _____ 月 日 ~ _____ 月 日

3. 実施した認定種目(□にチェック)

: 160km 120km 80km 60km 40km

4. チェック項目:

		Yes	No			Yes	No
1	審判団は競技打合せ会に出席したか			9	ホースインスペクションは規定通りに行われたか		
2	主催者(組織委員会メンバー)との意思の疎通は円滑であったか			10	適正な計測が行われていたか		
3	獣医師代表団との意思の疎通は円滑であったか			11	通信体制は整っていたか		
4	実施競技は規定通りに行われたか			12	厩舎は適切な施設であったか		
5	人馬の出場資格は規定を満たしていたか			13	走行路の状態は良好であったか		
6	チーフスチュワードとの意思の疎通は円滑であったか			14	走行路の安全は確保されていたか		
7	スチュワードは適切に配置されていたか			15	人馬の救護体制は整っていたか		
8	競技役員は適正に役割を果たしていたか						

5. その他

1. 馬の事故があった場合、下記に詳しくご記入ください

--

2. 人の事故があった場合、下記に詳しくご記入ください

--

3. 選手・関係者からの上訴あるいは抗議等があった場合、下記に詳しくご記入ください

--

6. 総合観察(競技全般に関する所見等・未記入は無し)

--

ナショナルチームおよびプログレスチーム(障害・馬場・総合)規程

(趣 旨)

第1条 世界に通じる人馬の育成・強化を図り、オリンピック競技大会、世界馬術選手権大会にチームとして出場し、さらにはメダル獲得を目標としてチームワークによる競技力向上を実現し、効率的かつ長期的視野で施策を講じるため競技部門ごとにナショナルチームを編成する。また、将来有望なジュニア世代ならびに今後躍進が期待される選手をプログレスチームとして別に編成する。

(認 定)

第2条 各競技本部は、選考基準に該当した人馬あるいは選手に対して、当該選手にナショナルチームあるいはプログレスチームのメンバーの要件を満たしたことを通知し、加入の申請ならびに承諾書の提出をもってメンバーとして認定する。ただし、基準を満たした選手であっても、行動指針に反する行為があると競技本部が判断した場合は、認定しないこと、あるいは認定を取り消すことがある。

なお未成年者の場合は、保護者の同意を必要とする。

(ナショナルチーム)

第3条 ナショナルチームメンバーは、直近に開催されるオリンピック競技大会あるいは世界馬術選手権大会のFEI出場最低基準(MES)を満たしている人馬とする。

(プログレスチーム)

第4条 プログレスチームメンバーの選考基準は、競技部門ごとに以下のとおりとし、基準を満たした者をメンバーとする。また、プログレスチームジュニアメンバーは22歳以下とし、連盟の個人登録会員とする。

【障害馬術】

プログレスチーム

- ・ 海外で開催されるCSI(O)4*以上のグランプリ競技およびネーションズカップを完走した選手
- ・ 海外で開催されるCSI(O)3*のグランプリ競技およびネーションズカップにおいて、1回走行で実施される競技で減点8以内、あるいは2回走行で実施される競技で合計減点16以内で走行した選手
- ・ 全日本障害馬術選手権(大障害決勝)において、第10位までの選手
- ・ CSI-W日本リーグの年間ランキング第1位の選手
- ・ 全日本障害馬術大会における大障害飛越競技B(決勝)で、第5位までの選手
- ・ 全日本障害馬術大会における中障害飛越競技A(決勝)で、第5位までの選手
- ・ 全日本障害馬術大会における中障害飛越競技B(決勝)で、第3位までの選手

プログレスチームジュニア

- ・ 全日本ジュニア障害馬術大会におけるヤングライダー選手権ならびにジュニアライダー選手権の各決勝の第6位までの選手
- ・ 全日本学生賞典障害飛越競技大会における個人第6位までの選手

【馬場馬術】

プログレスチーム

- ・ 国内外で実施されたCDI、または全日本馬場馬術大会において以下の成績を獲得した選手
 - ・ FEIグランプリ馬場馬術課目における最終得点率が62%以上
 - ・ FEIインターメディアイト I 馬場馬術課目もしくはFEIセントジョージ賞典馬場馬術課目における最終得点率が64%以上

プログレスチームジュニア

- ・ 全日本ジュニア馬場馬術大会におけるヤングライダー選手権ならびにジュニアライダー選手権の第6位までの選手
- ・ 全日本学生賞典馬場馬術競技の規定課目における最終得点率が62%以上の成績を獲得した選手

【総合馬術】

プログレスチーム

- ・ フォースター競技を完走した選手
 - ・ スリースターおよびツースター競技を以下の成績で完走した選手
- | | | |
|--------|------------|--------------|
| 【認定成績】 | 馬場馬術競技 | 減点45以内 |
| | クロスカントリー競技 | 障害減点20点以内 |
| | | 規定タイム超過45秒以内 |
| | 障害馬術競技 | 減点8点以内 |

プログレスチームジュニア

- ・ 全日本ヤング総合馬術大会におけるヤングライダー選手権の第6位までの選手
- ・ 全日本ジュニア総合馬術大会におけるジュニアライダー選手権の第6位までの選手
- ・ 全日本学生賞典総合馬術競技大会における個人6位までの選手

(認定期間)

第5条 認定の期限は、認定された当該年度末（3月末）までとし、当該競技本部は、毎年度末に認定以降の活動実績をもとに審査し、認定を1年間更新することができる。

(認定の取り消し)

第6条 ナショナルチームにおいて、選手強化活動を中止した場合あるいは人馬のコンビを継続できなくなった場合は、認定を取り消す。また、認定後半年間、活動実績がない場合、あるいは成績が選考基準と比べて著しく劣ると当該競技監督が判断した場合は、年度内においても理事会の承認を得て認定を取り消すことがある。

(国際馬術大会への派遣)

第7条 連盟が派遣する国際競技会については、監督が、ナショナルチームメンバーあるいはプログレスチームから選考する。なお、戦略上メンバー以外の人馬を指名して出場させることができる。

(行動指針)

第8条 ナショナルチームのメンバーとして認定された者は、日本を代表する選手の一員としての自覚を持ち、競技力向上のため最善の努力を払うことを常とし、以下の事項を遵守しなければならない。

- ・ チームワークを重んじ、常に馬術の技術向上に努めること。
- ・ 国内外で開催する強化合宿等に関して、原則として参加すること。
- ・ ナショナルチームのメンバーは、当該種目の全日本馬術大会（障害・馬場）への出場権が

与えられる。

- ・ 当連盟会員倫理規程を遵守し、他の選手の模範となること。
 - ・ 日本を代表する選手であることを自覚し、行動、発言には十分に注意すること。
 - ・ 選手、対象馬を問わず、重大な事故があった場合は、監督あて文書にて報告すること。
 - ・ 競技者ならびに馬のドーピング防止および薬物規制に関する諸規程をよく理解し、これに抵触することがないよう十分に注意すること。
- 2 連盟あるいはナショナルチームの名誉を毀損する行為、連盟あるいは強化スタッフの指示に従わない行為、ナショナルチームのメンバーとして相応しくない行為あるいはチームワークを乱す行為を行った者は、認定を取り消す場合がある。また理由の如何を問わず、選手強化活動を中止する場合あるいは人馬のコンビを継続できなくなった場合は、監督あて文書にて報告すること。

(ナショナルチームスタッフ)

- 第9条 ナショナルチームの監督は、原則として本部長が務めるものとする。なお、本部長が指名する者をオリンピック対策会議・理事会の承認を得て監督とすることができる。
- 2 本部長は、オリンピック競技大会、世界馬術選手権大会ならびにアジア競技大会に関わらない特定の事業について、JOC強化スタッフから監督を任命することができる。
- 3 監督は、業務遂行のため当該事業にJOC強化スタッフを帯同させることができる。

(JOCオリンピック強化指定選手)

- 第10条 JOCオリンピック強化指定選手は、当該競技本部長がナショナルチームおよびプログレスチームのメンバーより選考し、JOCに推薦する。

(活動支援)

- 第11条 ナショナルチームあるいはプログレスチームのメンバーに対し、競技会、強化合宿等の参加支援を行うことがある。またJRA、JOC等の関連事業については、ナショナルチームまたはプログレスチームメンバーの中より対象者を推薦する。

(オフィシャルウェア)

- 第12条 日本馬術連盟から提供するオフィシャルウェアを指定された行事にて着用しなければならない。

(規程の改廃)

- 第13条 この規程の改廃については、各本部より提案し、障害、総合、馬場の各本部長による審議を経て理事会で決定する。

- 附 則 この規程は、平成21年12月17日に制定し、平成21年12月17日より適用する。
- 2 この規程適用後、最初の選考は、平成21年4月1日以降の競技実績をもとに選考する。
- 3 平成16年6月15日制定のナショナルチーム編成基準は、平成22年3月31日をもって廃止する。強化指定選手は新たに認定せず、現在の認定者は、所定の期限をもって終了する。
- 4 この規程は、平成23年3月9日より施行する。
第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第11条
- 5 この規程は、平成23年4月13日より施行する。
第3条
- 6 この規程は、平成24年4月1日より施行する。
第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第11条

- 7 この規程は、平成25年3月6日より施行する。
第3条、第4条、第7条
- 8 この規程は、平成25年4月1日より施行する。
第10条
- 9 この規程は、平成26年4月1日より施行する。
第4条
- 10 この規程は、平成27年4月1日より施行する。
第4条
- 11 この規程は、平成28年4月1日より施行する。
第3条、第4条
- 12 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
第4条
- 13 この規程は、平成30年4月1日より施行する。
第4条、第7条、第9条
- 14 この規程は、平成31年3月7日より施行する。
第1条、第3条、第4条、第7条、第13条

日本馬術連盟認定騎乗者資格規程

(目的)

第1条 本連盟の主催競技会および公認競技会における安全管理と事故防止対策を目的として、参加選手が一定基準以上の技能を有することを確認するための制度として実施する。

(区分)

第2条 騎乗者資格は、下記の区分とする。

- A級
- A級 エンデュランス限定
- B級
- B級 馬場馬術限定
- B級 エンデュランス限定
- エンデュランスC級
- C級

(競技会等参加条件)

第3条 各資格における競技会等参加条件は、下記の通りとする。

A級	FEI 公認国際競技会出場資格
A級 (エンデュランス限定)	エンデュランス競技に限定した FEI 公認国際競技会出場資格
B級	主催競技会・公認競技会出場資格
B級 (馬場馬術限定)	馬場馬術競技に限定した主催競技会・公認競技会出場資格
B級 (エンデュランス限定)	エンデュランス競技に限定した主催競技会・公認競技会出場資格
エンデュランスC級	C級資格者がB級 (エンデュランス限定) を受験するための基礎資格
C級	B級およびB級馬場限定騎乗者資格の受験資格 エンデュランスC級騎乗者資格の受験資格

- 2 競技会へのエントリーにあたっては、JEF・FEI の各競技規程および実施要項に定める出場資格要件を満たしていなければならない。

(騎乗者資格審査会)

第4条 本規程に則り申請され承認された審査会により実施するものをいう。ただし、競技と重複して実施することはできないものとする。

(審査会主催者)

第5条 騎乗者資格審査会の主催者は、定款第5条に定める正会員および登録会員(団体)とする。

(開催申請)

第6条 主催者は、騎乗者資格審査会開催申請書に必要事項を記載の上、実施要項、申請料を添えて開催の20日前までに当連盟事務局宛に提出する。なお、必要書類の提出と申請料の納入をもって申請を受理したものとする。

(開催の承認)

第7条 受理した申請は、内容確認の上、資格委員会より承認通知と筆記試験問題を発行する。

- 2 承認した審査会について、申請内容に不備が発見された場合は、承認を取り消すことがある。

(開催申請料)

第8条 騎乗者資格審査会の申請料は、下記の通りとする。

級	申請料（～9月30日）	申請料（10月1日～）
A級	—	—
B級	10,800円	<u>11,000円</u>
エンデュランスC級	10,800円	<u>11,000円</u>
C級	10,800円	<u>11,000円</u>

(審査内容)

第9条 審査内容は下記の通りとし、審査基準は別に定める。

なお、B級の障害飛越技能審査、C級の馬場馬術技能審査の詳細および各級の筆記試験問題は別に定める。

A級	書類審査 全日本の各馬術大会出場者 全日本ジュニアの各馬術大会におけるヤングライダー およびジュニアライダー選手権の各競技出場者 ※特例として、海外における活動実績
A級（エンデュランス限定）	書類審査
B級	筆記試験 馬場 JEF 馬場馬術競技 A2 課目 障害 コース走行の審査（コース図面指定）
B級（馬場馬術限定）	筆記試験 馬場 JEF 馬場馬術競技 A2 課目
B級（エンデュランス限定）	講習会受講、筆記試験、実技試験
エンデュランスC級	講習会受講、筆記試験、実技試験
C級	筆記試験、実技試験（指定の運動課目）

※…日本に居住していない等の理由で全日本の出場実績を得られない者。

B級、C級についても同様。

(審査会の実施要項)

第 10 条 審査会の実施要項は主催者が作成し、受験者を募集する。なお、受験料等参加申し込みに係る費用については、主催者が決定し実施要項に明記する。

(検定員)

第 11 条 検定員は、指導者資格と実技試験実施種目に応じた審判員資格を併せて所持している者で編成することを基本とし、その資格要件は以下のとおりとする。
なお、指導者資格と審判員資格を併せて所持していない者を検定員とする場合は、不足する資格の所持者を補うことにより編成できるものとする。

【B 級】

	指導者資格	審判員資格
主任検定員 (1名)	次のいずれか資格を有する者 ・(公財)日本スポーツ協会公認コーチ3 (旧公認コーチ) ・(公財)日本スポーツ協会公認コーチ1 (旧公認指導員)	実技試験実施種目に応じた 1級以上の審判員資格を有する者
検定員 (2名)	次のいずれか資格を有する者 ・(公財)日本スポーツ協会公認コーチ3 (旧公認コーチ) ・(公財)日本スポーツ協会公認コーチ1 (旧公認指導員) ・(公社)日本馬術連盟認定指導員	実技試験実施種目に応じた 2級以上の審判員資格を有する者

【B 級 (エンデュランス限定) および エンデュランスC 級】

	指導者資格	審判員資格	獣医師資格
主任検定員 (1名)	次のいずれか資格を有する者 ・(公財)日本スポーツ協会公認コーチ3 (旧公認コーチ) ・(公財)日本スポーツ協会公認コーチ1 (旧公認指導員)	エンデュランス1 級以上の審判員資 格を有する者	-
検定員 (1名)	次のいずれか資格を有する者 ・(公財)日本スポーツ協会公認コーチ3 (旧公認コーチ) ・(公財)日本スポーツ協会公認コーチ1 (旧公認指導員) ・(公社)日本馬術連盟認定指導員	エンデュランス2 級以上の審判員資 格を有する者	-
検定員 (獣医師) (1名)	-	-	獣医師団長 リストにある者

【C級】

	指導者資格	審判員資格
主任検定員 (1名)	次のいずれか資格を有する者 ・(公財)日本スポーツ協会公認コーチ3 (旧公認コーチ) ・(公財)日本スポーツ協会公認コーチ1 (旧公認指導員)	1級以上の審判員資格を有する者
検定員 (1名)	次のいずれか資格を有する者 ・(公財)日本スポーツ協会公認コーチ3 (旧公認コーチ) ・(公財)日本スポーツ協会公認コーチ1 (旧公認指導員) ・(公社)日本馬術連盟認定指導員	2級以上の審判員資格を有する者

(検定員の指名)

第12条 検定員は、有資格者の中より主催者が指名し、委嘱する。

(検定員の任務)

第13条 検定員は、受験者の資格を確認し、筆記試験問題および実技検定会場の点検を行う。審査終了後は、即日合否判定を行い主催者に通知する。

(検定員の経費)

第14条 主催者は、審査を担当する検定員に対し、下記の経費を支払うものとする。

検定員謝金 10,000円
交通費・宿泊費 実費

(受験料)

第15条 主催者が徴収できる受験料は、1回の受験につき8,000円を上限とする。ただし、借馬料、施設利用等に係る経費等がある場合は、実施要項に明記しなければならない。

(審査の受験資格)

第16条 騎乗者資格審査会の受験者は、日本馬術連盟の会員とし、受験当日の審査会場において検定員が会員番号の確認ができなければならない。

(審査会の結果報告および資格の登録申請)

第17条 合格となった受験者は、主催者を通じて即日資格の登録申請を行うものとする。主催者は、合格者の登録申請書と登録料を取りまとめ合格者名簿を添えて審査会開催後2週間以内に当連盟事務局に報告書を提出する。

- 2 申請にかかる事務手数料は、1名2,000円とし、合格者が主催者に支払うものとする。
- 3 審査会の開催について、規程を逸脱する行為があったことが判明した場合は、開催の承認を取り消し、検定試験結果を無効とする。

(資格の期限)

第 18 条 一度登録された騎乗者資格は、当連盟の登録個人会員を継続している間の永久資格とする。

(移行措置)

第 19 条 他団体の資格を有している者については、下記の条件により騎乗者資格審査会を受験せず、登録することができる。なお、申請者は、当連盟の登録個人会員であること。

B級	(公社)全国乗馬倶楽部振興協会の技能認定 2 級取得者 日本社会人団体馬術連盟が認定する A 級取得者 全日本学生馬術連盟が認定する騎乗者資格 SA 級取得者 全日本高等学校馬術連盟が認定する HB 級資格取得者 日本乗馬少年団連盟が認定する中級資格取得者
B級 (馬場馬術限定)	(公社)全国乗馬倶楽部振興協会の技能認定馬場 2 級取得者 全日本学生馬術連盟が認定する騎乗者資格 SA 級馬場限定取得者
B級 (エンデュランス限定)	(公社)全国乗馬倶楽部振興協会の技能認定エンデュランス 2 級取得者
C級	全日本高等学校馬術連盟が認定する HC 級資格取得者 (現役の高校生は対象外) 日本乗馬少年団連盟が認定する初級資格者 (現役の少年団員は対象外)

(移行手続き)

第 20 条 申請者は、移行可能な現有資格の認定団体より資格証明書を受け取り、登録申請書に添付し登録料を添えて申請する。

(登 録)

第 21 条 受理された申請は、当連盟のデータベースに登録し、ホームページおよび馬術情報に掲載する。

(認定登録料)

第 22 条 騎乗者資格の登録料は、検定合格者、移行申請者ともに下記の通りとする。

級	登録料 (～9 月 30 日)	登録料 (10 月 1 日～)
A 級	27,000 円	27,500 円
B 級	6,500 円	6,600 円
エンデュランス C 級	3,300 円	3,300 円
C 級	3,300 円	3,300 円

(認定書等の交付)

第 23 条 審査会を受験して登録が完了した者には、審査会の主催者を通じて認定書および騎乗者資格バッジを交付する。なお、直接申請となる移行および A 級の申請者には、認定書および騎乗者資格バッジを申請者宛に送付する。

(資格の消失)

第 24 条 騎乗者資格を有している者が、当連盟の会員を脱退した場合は資格を消失する。

(資格の再登録)

第 25 条 資格を消失した者が、騎乗者資格を復活したい場合は、個人普通会員として登録した後、別に定める申請書に認定書の写しを添付し、再登録料を添えて申請することができる。

2 再登録においては、消失前と同等、あるいは下位の級を選択し申請することができる。

(再登録料)

第 26 条 騎乗者資格の再登録料は、下記の通りとする。

級	登録料（～9月30日）	登録料（10月1日～）
A級	27,000 円	27,500 円
B級	6,500 円	6,600 円
エンデュランスC級	3,300 円	3,300 円
C級	3,300 円	3,300 円

(再発行)

第 27 条 認定書あるいはバッジの再発行を希望する者は、下記の手数料を添えて申請すること。

認定書再発行料 2,200 円（送料込）

バッジ再発行料 1,100 円（送料込）

(外国籍競技者)

第 28 条 外国籍の競技者については、国籍を有する国の NF よりゲストライセンスの提出をもって騎乗者資格 B 級相当と認める。ただし、主催者の作成する実施要項により出場を制限される場合がある。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行し適用する。
- 2 平成 16 年度までに認定した騎乗者資格 C 級および D 級については、当連盟の会員、非会員にかかわらず本規程第 14 条を適用せず永久資格とする。
- 3 第 11 条に関し、平成 20 年度までの経過措置として、検定員の審判員資格については、地方審判員資格以上を日体協指導者資格と併せ持つ者とし、審判員資格を併せ持つ者は 2 名以上とする。
- 4 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し適用する。
第 19 条、第 25 条
- 5 この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行し適用する。
第 2 条、第 3 条、第 8 条、第 9 条、第 22 条、第 26 条
- 6 この規程は、平成 20 年 7 月 16 日から施行し適用する。
第 2 条、第 3 条、第 9 条、審査基準

- 7 この規程は、平成 21 年 3 月 4 日から施行する。
第 5 条、第 7 条、第 17 条、第 19 条、審査基準
- 8 この規程は、平成 21 年 10 月 14 日から施行する。
審査基準
- 9 この規程は、平成 21 年 12 月 17 日から施行する。
第 11 条
- 10 この規程は、平成 24 年 4 月 25 日から施行し平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
第 11 条
- 11 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
各種料金改定
- 12 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
第 5 条、第 11 条、審査基準
- 13 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
第 3 条、第 11 条、第 18 条、第 19 条、審査基準
- 14 この規程は、平成 28 年 4 月 21 日から施行する。
審査基準
- 15 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
審査基準
- 16 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
第 9 条、第 11 条、審査基準
- 17 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
第 8 条、第 11 条、第 22 条、第 26 条、騎乗者資格関係料金表

騎乗者資格関係料金表

審査会受験料		8,000 円 (上限)	
登録料	A 級	27,000 円	※10 月 1 日以降 <u>27,500 円</u>
	B 級	6,500 円	※10 月 1 日以降 <u>6,600 円</u>
	インデュランスC 級	3,300 円	
	C 級	3,300 円	
再登録料	A 級	27,000 円	※10 月 1 日以降 <u>27,500 円</u>
	B 級	6,500 円	※10 月 1 日以降 <u>6,600 円</u>
	インデュランスC 級	3,300 円	
	C 級	3,300 円	
再発行料	認定書	2,200 円 (送料込)	
	バッジ	1,100 円 (送料込)	
事務手数料		2,000 円	
検定員謝金		10,000 円	
審査会開催申請料		10,800 円	※10 月 1 日以降 <u>11,000 円</u>

実施要項の必須項目

1. 主催者名
2. 事務責任者
3. 日 程
4. 検定の種類
5. 実施場所
6. 検定員
7. 受験料
8. その他費用が必要な場合の費目と金額
9. 申し込み先
10. 締め切り
11. その他主催者からの連絡事項等

騎乗者資格検定の審査基準

A 級		<p>過去 3 年以内に下記の何れかに該当する実績を有すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全日本の各馬術大会 【障害】パート I ・パート II 出場者 【馬場】FEI 馬場馬術課目・ JEF 馬場馬術競技 M クラス以上出場者 【総合】EV100 クラス完走者 【共通】ヤングライダー選手権・ジュニアライダー選手権出場者 ・海外における活動実績 上記全日本の各競技に相当する競技実績等
	エンデュランス限定	<p>下記の基準を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催、公認競技会 40～79km を 2 回と 80～90km を 2 回（ただし、時速 16km 以下）完走している者。 ・あるいは最大 3 回の主催、公認競技会で累積 240km を完走している者。
B 級		<p>実施の手順 筆記試験、馬場馬術実技検定、障害飛越検定の順序で実施</p> <p>下記の基準を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筆記試験 指定問題から出題 80 点以上 ・馬場馬術 JEF 馬場馬術競技 A2 課目 50%以上 ・障害飛越 安全性の観点から採点し、誘導・随伴の 2 項目ともに 6 点以上 コース図は別紙 - 1 参照
	馬場馬術限定	<p>下記の基準を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筆記試験 指定問題から出題 80 点以上 ・馬場馬術 JEF 馬場馬術競技 A2 課目 2013 50%以上
	エンデュランス限定	<p>下記の基準を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習会受講 ・筆記試験 80 点以上 ・実技試験 <ul style="list-style-type: none"> ①エンデュランス競技のルールにのっとり 40km で行う。 ②走行時間は、最速時間 3 時間（平均速度が 13.3km/h）～制限時間 5 時間（平均速度が 8km/h）とする。 ③最終インスペクションでの合格（「完走」）と安全性の観点での総合判定により合否を決定する。

<p>エンデュランスC級</p>	<p>下記の基準を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習会受講 ・筆記試験 指定問題から出題 80点以上 ・実技試験 <ul style="list-style-type: none"> ①エンデュランス競技のルールにのっとり 20km で行う。 ②走行時間は、最速時間 2 時間（平均速度が 10km/h）～制限時間 3 時間（平均速度が 6.6km/h）とする。 ③最終インスペクションでの合格（「完走」）と安全性の観点での総合判定により合否を決定する。
<p>C級</p>	<p>下記の基準を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筆記試験 指定問題から出題 80点以上 ・馬場馬術（経路読み可）別紙-2 参照 50%以上

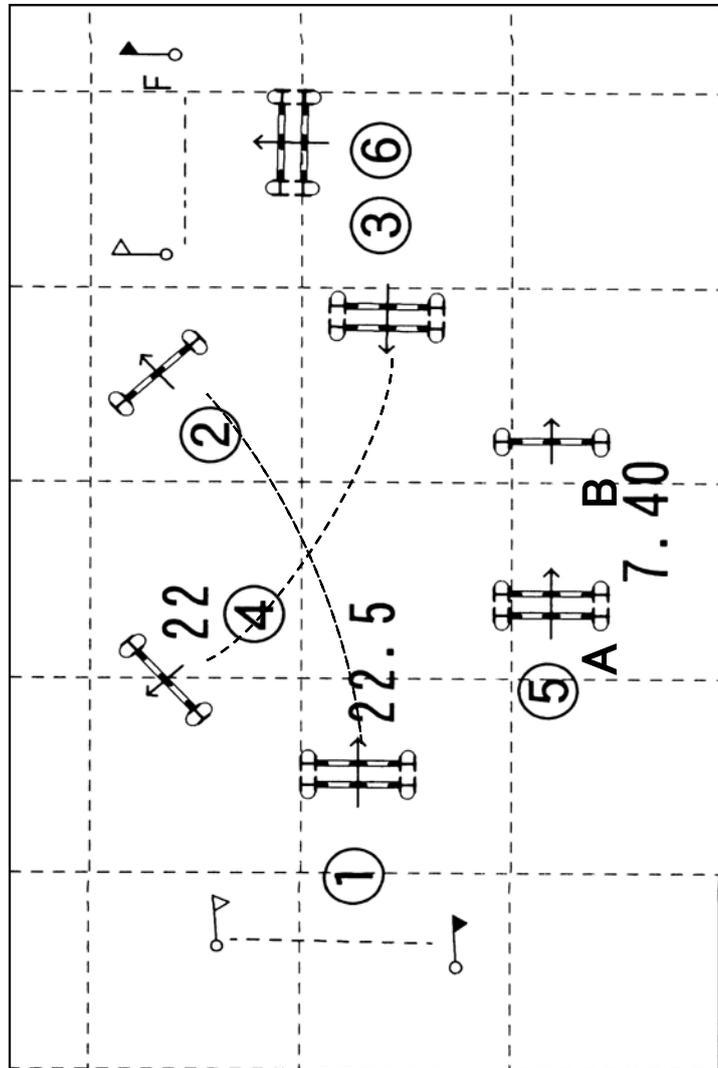
※その他基準

- ・筆記試験において、合格点に達しなかった受験者は実技検定を受けることができない。
- ・馬場馬術検定において、不合格となった受験者は、障害飛越検定を受けることができない。
- ・技能検定において、落馬した場合はその時点で失権とし不合格とする。
- ・障害飛越検定において、4 回目の反抗となった時点で失権とし不合格とする。ただし、馬場馬術限定として申請することができる。なお、再度検定を受験するには 15 日以上の期間をおくこと。
- ・C級合格者がB級試験を受験する場合、合格後の経過日数は問わないが、C級の登録を完了していること。
- ・エンデュランスC級試験を受験する場合は、検定員からC級試験の合格が通知された段階で受験可とする。
- ・馬場馬術限定の者が限定を解除する場合は、筆記試験の馬場馬術分野と馬場馬術実技を免除する。

騎乗者資格B級技能検定 障害飛越コース

速度： 規定せず

全長： 規定せず



No.	障害の種類	高さ	幅
1	オクサー	70 × 85	90
2	垂直	85	
3	オクサー	85 × 90	95
4	垂直	90	
5 A	オクサー	70 × 80	95
B	垂直	90	
6	オクサー	85 × 90	100

※ 4回目の不従順で失権
1回目の落馬もしくは馬の転倒で失権



20m×40m

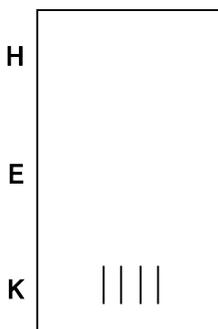
じゆけんしやしめい
受験者氏名：

じゆん 順	じよ 序	うん 運	どう 動	か 課	もく 目	まんてん 満点	さいてん 採点
1	A C	じんじょうはやあし にゆうじょう 尋常速歩で入場 ひだりてまえていせき はい 左手前蹄跡に入る				10	
2	E	ひだり ちよつけい ま の 左へ直径10mの巻き乗り つづ ていせきこうしん 続いて蹄跡行進				10	
3	FXH H	なな てまえへんかん ほはば の はやあし けいはやあし 斜め手前変換 歩幅を伸ばした速歩 (軽速歩) じんじょうはやあし 尋常速歩				10	
4	B	みぎ ちよつけい ま の 右へ直径10mの巻き乗り つづ ていせきこうしん けいはやあし 続いて蹄跡行進 (軽速歩)				10	
5	F K	みぎ かいてん おうぼくつうか けいはやあし 右へ回転 横木通過 (軽速歩) みぎてまえていせき はい じんじょうはやあし 右手前蹄跡に入る 尋常速歩				10	
6	C	みぎてまえじんじょうかけあし 右手前尋常駢歩 つづ みぎ ちよつけい わ の 続いて右へ直径20mの輪乗り つづ ていせきこうしん 続いて蹄跡行進				10	
7	KXM	なな てまえへんかん じんじょうはやあし 斜め手前変換 Xにて尋常速歩				10	
8	C	ひだりてまえじんじょうかけあし 左手前尋常駢歩 つづ ひだり ちよつけい わ の 続いて左へ直径20mの輪乗り つづ ていせきこうしん 続いて蹄跡行進				10	
9	FXH	なな てまえへんかん じんじょうはやあし 斜め手前変換 Xにて尋常速歩				10	
10	MXK K	なな てまえへんかん ほはば の はやあし けいはやあし 斜め手前変換 歩幅を伸ばした速歩 (軽速歩) じんじょうはやあし 尋常速歩				10	
11	A	ちゆうおうせん はい 中央線に入る				10	
12	X	ていし ふどう けいれい 停止 不動 敬礼				10	
たづな の なみあし たいじょう 手綱を伸ばした常歩で退場							
						ごうけい 合計	120

あんぜんせい かんてん ゆうどう ふじょ すいしん そうごうてき さいてん
※安全性の観点から、バランス、誘導、扶助、推進について総合的に採点する。

ばば はいち
馬場の配置

C



けんていしんしよめい
検定員署名

日本馬術連盟審判員規程

(定義)

第1条 この規程は、当連盟の主催・公認競技会（以下、競技会という）において審判として従事する審判員資格の認定について定める。

(審判員の資格級、職掌および取得要件)

第2条 当連盟が認定する審判員の資格級は以下の4種とし、S級、1級および2級審判員については競技種目別資格、3級については全競技種目共通資格とする。

なお、職掌および取得要件は別表1に示す。

- ① S級審判員（馬場、障害、総合、エンデュランス）
- ② 1級審判員（馬場、障害、総合、エンデュランス）
- ③ 2級審判員（馬場、障害、総合、エンデュランス）
- ④ 3級審判員（共通）

(審判員養成講習会および検定試験)

第3条 審判員資格の新規取得、現有資格の更新および上位級への昇格を目的として実施する講習会を、当連盟が認定する審判員養成講習会（以下、講習会という）と称す。

- 2 審判員資格の新規取得および昇格を希望する者は、講習会を受講し検定試験を受験しなければならない。ただし、各本部が推薦し資格委員会が特に認めた者については、本項にかかわらず昇格させることができる。
- 3 講習会および検定試験は同一講習会において受講、受験しなければならない。
- 4 検定試験の受験は、同一年度内において各種目1回限りとする。

(資格の認定)

第4条 第3条に定める検定試験に合格し、登録が完了した者を審判員として認定する。

(有効期間)

第5条 第2条に定める審判員資格の有効期間は3年間とする。

(登録料)

第6条 登録料は別表2に定める。

(新規登録)

第7条 講習会を受講し検定試験に合格した者に対し合格通知を送付する。通知を受領した者は、概ね1ヶ月以内に登録申請を行うものとする。

- 2 登録申請は、別に定める様式に合格通知の写しを添えて当連盟事務局に送付し、併せて前条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は、WEBサイトに公表する。
- 3 合格通知送付後3ヶ月を経過しても登録申請が行われない場合は、合格を無効とする。
- 4 資格の有効期限は合格した検定試験実施日から満3年経過後、直近の3月31日とする。

(資格の更新)

第8条 資格の有効期間内に一回以上の講習会を受講し、有効期間が満了する年度に更新登録申請を行うことにより、当該資格の有効期間が延長される。

- 2 複数種目の審判員資格を有する者は、種目ごとに講習会を修了し、更新申請を行わなければならない。
- 3 更新登録申請は、別に定める様式を当連盟事務局に送付し、併せて第6条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は、当連盟WEBサイト等に公表する。

(資格の昇格)

第9条 昇格のための検定試験に合格した者には合格通知を送付する。

- 2 昇格登録申請は、別に定める様式を当連盟事務局に送付し、併せて第6条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は、当連盟WEBサイト等に公表する。
- 3 合格通知送付後3ヶ月を経過しても登録申請が行われない場合は、合格を無効とする。

(資格の失効)

第10条 次の各号の何れかに該当する場合は、資格を失効するものとする。

- ① 当連盟の会員でなくなったとき
- ② 第8条に定める更新申請を行わなかったとき
- ③ 本人より資格の取り消しの申し出があったとき
- ④ 定年

(資格の復活)

第11条 資格を失効した者は、失効時に有していた資格を対象とした講習会を受講し、検定試験に合格することにより当該資格を復活することができる。

- 2 復活登録申請は、別に定める様式を当連盟事務局に送付し、併せて第6条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は、当連盟WEBサイト等に公表する。
- 3 合格通知送付後3ヶ月を経過しても登録申請が行われない場合は、合格を無効とする。

(定年)

第12条 資格の定年は、満75歳に達する暦年の12月31日とする。同日をもって有効期間満了とし、第5条に定める有効期間にかかわらず登録料は返金しない。

(講習会受講の免除)

第13条 以下の要件を満たす者については当該競技種目における更新講習会の受講を免除する。

- ・国際審判員資格を有する者
- 2 講習会ディレクターについては、講習会ディレクター研修会の参加をもって更新講習会の受講を免除する。

(名誉審判員)

第14条 満65歳以上でS級および1級の審判員資格を有する者には、本人の希望により名誉審判員資格を付与する。

- 2 登録申請は、別に定める様式を当連盟事務局に送付し、併せて第6条に定める登録料を納入するものとする。なお、名誉審判員の登録をもって、名誉審判員になる前に有していた資格は有効期限満了とし、以後、復活することはできないものとする。
- 3 名誉審判員は、競技会における審判の職務に就くことはできない。
- 4 名誉審判員は会員である限り有効とする。

(オフィシャルバッジ)

第15条 当連盟が認定する審判員資格を有する者あるいは名誉審判員であることを証するため、オフィシャルバッジ（以下、バッジという）を交付する。

- 2 バッジの種類は下記の通りとし、新規および昇格登録時に交付する。
 - ① S級及び1級審判員 角型紺色
 - ② 2級審判員 角型赤色
 - ③ 3級審判員 角型緑色
 - ④ 名誉審判員 丸型金色
- 3 バッジは、競技会において審判員の職務に就く場合に着用する。資格を有する者であっても審判員の職務に就かない場合は着用してはならない。ただし、名誉審判員についてはこの限りではない。

- 附 則 この規程は、平成 21 年 4 月 16 日に制定し平成 21 年 4 月 1 日より適用する。
これにより、平成 17 年 4 月 1 日より適用した日本馬術連盟審判員規程は廃止する。
- 附 則 この規程は、平成 24 年 4 月 25 日より施行し平成 24 年 4 月 1 日より適用する。
第 3 条、第 8 条、第 9 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、別表 1
- 附 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
別表 1、別表 2
- 附 則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
第 13 条、別表 1
- 附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
第 3 条、別表 1
- 附 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
別表 1
- 附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
別表 1
- 附 則 この規程は、平成 30 年 11 月 15 日より施行する。
別表 1
- 附 則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
別表 1

別表 1 資格取得要件一覧

【共通】

級	取得要件	活動の範囲
3	18 才以上の会員で、講習会を受講し、検定試験に合格した者	【障害】別表の通り 【馬場】A クラスまでの審判員（ただし主任審判員は不可） スチュワード 【総合】スチュワード 【エンデュランス】公認競技会の審判員、スチュワード

【障害】

級	取得要件	活動の範囲
2	3 級審判員資格取得後、3 級審判員の活動範囲において、実績が 2 大会以上かつ 10 回以上ある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者 ただし、実績とする 10 回のうち、5 回は審判業務とする。	別表の通り
1	2 級審判員資格取得後、2 級審判員の活動範囲において、実績が 3 大会以上かつ 15 回以上ある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者 ただし、実績とする 15 回のうち、10 回は審判業務とする。	別表の通り
S	1 級審判員資格取得後次のいずれかの要件を満たした者 ① FEI 審判員 Level 2 以上の資格を有する者のうち、いずれかのカテゴリーの公認競技会の審判長を連続した 3 年間に 5 大会以上経験した者で、障害馬術本部が認め、講習会を受講し検定試験に合格した者。 ② 主催競技会または国民体育大会の審判員を連続した 3 年間に 3 大会以上経験し、いずれかのカテゴリーの公認競技会の審判長を、連続した 3 年間に 5 大会以上経験した者で、障害馬術本部が認め、講習会を受講し検定試験に合格した者。	別表の通り

※ 活動実績カウント方法：審判員は1競技を1回、スチュワードは1日を1回としてカウントする。
 ただし、1競技会にて審判員とスチュワードを兼務する場合は、実績数の多い方を活動実績として
 カウントする。また、活動実績とする大会は、〈活動の範囲 別表〉に記載のある大会のみとする。

〈活動の範囲 別表〉

		国体 県大会/ ブロック大会	公認 1★	公認 2★	公認 3★	公認 4★	主催大会 国体
3級	スチュワード	○	○	○	○	○	×
	チーフスチュワード	○	○	×	×	×	×
	審判員	○	○	○	○	×	×
	審判長	×	×	×	×	×	×
2級	スチュワード	○	○	○	○	○	○
	チーフスチュワード	○	○	○	○	×	×
	審判員	○	○	○	○	○	○
	審判長	×	×	×	×	×	×
1級	スチュワード	○	○	○	○	○	○
	チーフスチュワード	○	○	○	○	○	○
	審判員	○	○	○	○	○	○
	審判長	○*注	○*注	○*注	○*注	×	×
S級	スチュワード	○	○	○	○	○	○
	チーフスチュワード	○	○	○	○	○	○
	審判員	○	○	○	○	○	○
	審判長	○*注	○*注	○*注	○*注	○	○

○・・・活動できる ×・・・活動できない

*注 審判長に従事する者は、いずれかの障害馬術コースデザイナー資格を有していること。

【馬場】

級	取得要件	活動の範囲
2	3級審判員資格取得後、直近3年間に以下の活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者 <ul style="list-style-type: none"> ・Aクラスの審判担当実績が5回以上 ・Mクラス以上のセクレタリー実績が2回以上 ・馬場馬術競技会のスチュワード実績が1回以上 ・騎乗者資格B級以上を有していること 	3級の活動範囲に加え、 Aクラスの主任審判員 公認競技会を含むLクラス以下の審判員 チーフスチュワード
1	2級審判員資格取得後、直近3年間に以下の活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者 <ul style="list-style-type: none"> ・審判担当実績が10回以上（うち、Lクラスが3回以上） ・シットイン・シャドウジャッジ実績（Mクラス以上）を5回以上 ・馬場馬術審判員研修会の受講実績を2回以上（ただし受講は年1回に限る） 	上記に加え、 主催・公認競技会の主任審判員・審判員 公認競技会の審判長 （ただし、審判長リストにある者に限る）
S	1級審判員資格取得後、以下の要件または活動実績のいずれかを満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者 ①FEI 審判員資格を有する者 ②以下のすべての実績を有する者 <ul style="list-style-type: none"> ・審判担当実績（競技回数）が30回以上 ・グランプリ課目の審判担当実績が20回以上 ・審判長実績が15回以上 	制限なし （ただし、公認競技会の審判長は、審判長リストにある者に限る）

※ 活動実績カウント方法：審判員およびセクレタリーは1競技を1回、スチュワードは1日を1回としてカウントする。

※ 2019年度からの新取得要件の導入に伴い、経過措置として、1級審判員への昇格については取得要件の審判担当実績（Lクラスが3回以上）は旧取得要件のMクラスをLクラスとして、シットイン実績（Sクラス以上）をMクラス以上として認定する。

【総合】

級	取得要件	活動の範囲
2	3級審判員資格取得後、公認種目の活動実績がある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	3級の活動範囲に加え、 公認競技会の審判員
1	2級審判員資格取得後、公認種目の審判担当実績が5回以上ある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	上記に加え、 公認競技会の審判長 主催競技会の審判長および審判員
S	FEI 資格を取得した者	制限なし

※ 活動実績カウント方法：審判員、スチュワードおよびフェンスジャッジは、1大会を1回としてカウントする。

【エンデュランス】

級	取得要件	活動の範囲
2	3級審判員資格取得後、公認競技会2回以上の審判担当実績のある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	3級の活動範囲に加え、主催競技会の審判員、スチュワード
1	2級審判員資格取得後、公認競技会3回以上の審判担当実績のある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	上記に加え、 技術代表 公認競技会の審判長 主催競技会の審判長 チーフスチュワード
S	次のいずれかの要件を満たす者 ①FEI資格を取得した者 ②1級審判員資格取得後3年以上経過した者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	制限なし

※ 活動実績カウント方法：審判員、スチュワード共に1大会を1回としてカウントする。

別表2 審判員資格登録料

資格級	登録料	
	新規・昇格	更新
S級審判員	17,200円 (バッジ代を含む)	15,000円
1級審判員		
2級審判員	11,200円 (バッジ代を含む)	9,000円
3級審判員		
名誉審判員	30,200円 (バッジ代を含む)	

馬場馬術シットイン・シャドウジャッジ実施細則

第1条 総則

この細則は、馬場馬術 2 級審判員が馬場馬術 1 級審判員に昇格するための取得要件であるシットインまたはシャドウジャッジをするにあたっての諸条件を取り決めたものである。

第2条 シットイン・シャドウジャッジ

1 シットイン

実際の競技会で、メンタージャッジ（指導的立場にある審判員）の横に座り、各運動についてメンタージャッジとの議論を踏まえ、採点技術の向上、採点基準の統一を図る制度である。メンタージャッジから適宜行われる、運動項目の評価や総合観察に関する問いに答え、競技終了後にそれらについてディスカッションを行い、メンタージャッジから馬場馬術審判員としての評価を受ける。

2 シャドウジャッジ

実際の競技会で当該課目の担当ジャッジとは異なる位置（適切に採点ができる場所）にセクレタリーを伴って座り、各運動について実際の審査用紙を用いて採点を行う。競技終了後、メンタージャッジと馬のクオリティ、運動項目の評価や総合観察に関する議論を踏まえ、採点技術の向上、採点基準の統一を図る制度である。それらの議論を踏まえ、メンタージャッジから馬場馬術審判員としての評価を受ける。

第3条 シットイン・シャドウジャッジのできる対象課目及びメンタージャッジ

2 級審判員がシットインまたはシャドウジャッジできる課目及びメンタージャッジは以下のとおりとする。

級	対象課目	メンタージャッジ
馬場馬術 2 級審判員	公認競技会における M クラス以上の認定課目	馬場馬術本部が指名する審判員 (参照：メンタージャッジ一覧)

第4条 シットイン・シャドウジャッジを受ける条件

シットインまたはシャドウジャッジを受ける者は、当該競技会の主催者にシットインまたはシャドウジャッジを希望する旨を申し出、主催者と審判長の同意のもとに許可を得なければならない。そのうえで以下の条件を適用する。

1. 審判長（またはメンタージャッジ）にシットインまたはシャドウジャッジの希望課目を申し出、了承を得ること。
2. 競技開始前に座る審判席などの指示を受け、審査用紙、タイムテーブル、当該審判席などの情報を確認し準備すること。
3. 採点等に関する質問は、当該課目が終わった後にメンタージャッジに聞くことができる。その時間、場所等はメンタージャッジの指示に従わなければならない。
4. 問われた質問には的確にその場で応答し、また守秘義務（採点、コメント、審判間の会話などを他言しないことなど）を順守すること。
5. メンタージャッジとのディスカッションは積極的な内容でなければならない。
6. 原則として、競技会が終了するまで臨場すること。

第5条 メンタージャッジの任務

メンタージャッジは「シットイン・シャドウジャッジ評価表」(別表)の評価項目に基づきシットインまたはシャドウジャッジ審判員を評価する。主催者及び審判長の許可を得たシットインまたはシャドウジャッジ希望者に対し、その目的を達成するためにできる限りの協力、助力を行わなければならない。そのうえで、メンタージャッジは以下の任務を行うこと。

1. シットインまたはシャドウジャッジ審判員の状態(審判態度など)を見極めなければならない。
採点に際して、公平公正さ、適切な服装、時間の厳守、運動項目をよく理解し採点の準備が出来ているかなどを判断し評価する。
2. 適宜シットイン審判員に馬のクオリティ、騎手のシートと扶助、審判原則などに関し質問を行う。また競技終了後、シャドウジャッジ審判員と審査用紙をもとに同様の質問を行い、各審判員の知識、判断力や運動中の採点の流暢さなどを判断する。必要に応じて議論し助言すること。
3. シットインまたはシャドウジャッジ審判員のコメントを通じて、技術用語の使い方、ライダーに伝わるかどうかなどコメントが適正に使われているかの判断をする。
4. 終了後、メンタージャッジは、可能な限りシットインまたはシャドウジャッジの結果(長所、短所、今後何を勉強すればよいかなど)をその審判員に伝え議論すること。将来に向けての助言もできるだけ行うこと。
5. メンタージャッジは、競技会終了後、速やかに審判長へ【総合評価】(可または不可)を報告する。また、「シットイン・シャドウジャッジ評価表」を作成し、1週間以内に当連盟事務局に提出すること。

第6条 シットイン・シャドウジャッジの評価

メンタージャッジによる評価(評価表)に基づき、シットインまたはシャドウジャッジの実績として評価される。

1. 馬場馬術2級審判員が馬場馬術1級審判員に昇格するための取得要件は、直近3年間に、評価表の【総合評価】で「可」の評価を5回以上獲得していること。
2. 1回の実績としてカウントされるためには、1つの競技会で5頭以上(異なる課目でも可)のシットインまたはシャドウジャッジが必要である。
3. 実績としてカウントされるのは、1競技会につき最大1回までとするが、メンタージャッジが複数臨場する場合で異なるメンタージャッジから評価される場合は最大2回まで可とする。

附 則 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、別表 修正

(別表)

シットイン・シャドウジャッジ評価表

シットイン・シャドウジャッジ 氏 名 _____

評価実績 シットイン シャドウジャッジ ※どちらかに丸

実施日 _____

競技会名 _____

会 場 _____

競技課目 _____

I. 審判員としての態度

II. 採点の技術的知識

III. 採点の適正度

IV. コメントの適正度

V. 将来へ向けての助言

【総合評価】

可 不可

メンタージャッジ 氏 名 _____ 印

日本馬術連盟指導者規程

(目 的)

第1条 本規程は、本連盟の登録個人会員が馬術指導者として安全な指導を実施するため、あるいは公益財団法人日本スポーツ協会公認馬術指導者資格を取得するための基礎養成を行い指導員の認定を行うことを目的とする。

(資格委員会)

第2条 本連盟は、資格委員会を設置し、指導者養成を行うため本規程を制定し、規程の改廃および講習会の開催を主催あるいは指導する。

(指導員)

第3条 本規程により開催される指導者養成の講習会で養成し認定する指導者資格を指導員と称す。

(指導者養成講習会)

第4条 別に定める指導者養成講習会開催内規により実施される講習会を本連盟が認定する指導者養成講習会（以下、指導者講習会という）と称す。

(登 録)

第5条 指導者養成講習会を受講し検定試験に合格した者は、合格通知を受けた日から概ね1ヶ月以内に申請の手続きを行うものとする。なお、合格通知の発行後、3ヶ月を経過しても登録申請がない場合は、検定試験の合格を無効とする。

(有効期間)

第6条 資格の有効期間は、合格した検定試験実施日から4年経過後の年度末とし、以後、4年毎に更新手続きにより資格が有効となるものとする。

(更 新)

第7条 資格の有効期間内に1回以上指導者講習会を受講しなければならない。

2 講習会ディレクターについては、講習会ディレクター研修会の参加をもって更新講習会の受講を免除する。

(更新手続き)

第8条 更新講習会を受講した者は、有効期間が満了となる年度に登録の更新手続きを行うものとする。

(資格の失効)

第9条 次の各号の何れかに該当する場合は、資格を失効する。

- ①本連盟の会員でなくなったとき。
- ②有効期間内に指導者講習会を受講の上、更新手続きを行わなかったとき。
- ③本人より資格の取り消しの申し出があったとき。

(登録手続き)

第 10 条 登録手続きは、別に定める様式に規定の登録料を添えて本連盟事務局に申請手続きを行うものとする。

(登録料)

第 11 条 登録料は、4 年間 16,200 円 (ただし 10 月 1 日以降 16,500 円) とする。

(資格取得の条件)

第 12 条 18 歳以上の本連盟登録個人会員で、騎乗者資格 B 級取得者とする。

(資格の復活)

第 13 条 資格を失効した者については、改めて指導者講習会を受講し、検定試験を受験し合格することにより失効した資格を復活することができる。

(復活手続き)

第 14 条 復活の手続きは、別に定める様式に所定の登録料を添えて本連盟に申請手続きを行うものとする。

なお、有効期間は、合格した検定試験実施日から 4 年経過後の年度末とする。

(公益財団法人日本スポーツ協会公認馬術指導者資格)

第 15 条 公益財団法人日本スポーツ協会 (以下「JSPO」と称す) と本連盟が共同で認定する馬術指導者資格の種類および役割は以下のとおりとする。

公認馬術コーチ 1 (旧公認指導員) (以下「公認コーチ 1」と称す) :

少年団・高校・大学馬術部あるいは馬術クラブにおいて、初心者や子どもたちを対象として馬術競技の基礎的実技指導にあたる指導者。

公認馬術コーチ 3 (旧公認コーチ) (以下「公認コーチ 3」と称す) :

競技者養成プログラムに基づき都道府県内レベルで競技者の発掘・育成にあたる指導者。国民体育大会馬術競技の監督・コーチとして強化指導を行う。

2 前項の資格を取得しようとする者は、本規程に定める本連盟認定指導員資格を有していなければならない。

3 本連盟認定指導員資格者が公認コーチ 1 あるいは公認コーチ 3 資格を取得した場合、資格の昇格とみなす。

以後の登録窓口は JSPO とし、登録料および手続き方法は JSPO の定めによる。

附 則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行し適用する。

この規程の適用により平成 16 年度をもって特別準コーチは廃止とする。なお、現有資格としての特別準コーチは永久資格とする。

附 則 この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条削除、第 16 条を第 15 条に繰り上げ、第 17 条削除

附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
第 1 条、第 12 条

附 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
第 7 条

附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
第 1 条、第 15 条

附 則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
第 11 条、第 15 条

日本馬術連盟障害馬術コースデザイナー規程

(目的)

第1条 本規程は、本連盟の登録個人会員が主催競技会および公認競技会における障害馬術コースデザイナーとして従事するための基礎養成を行うこと、および障害コースデザイナーとしての任務を明確にすることを目的とする。

(資格委員会)

第2条 本連盟は、資格委員会を設置し、障害馬術コースデザイナーの基礎養成を行うため本規程を制定し、規程の改廃および講習会を開催する。

(種別)

第3条 当連盟が認定する障害馬術コースデザイナーの種別は下記の通りとする。

- ① S級コースデザイナー
- ② 1級コースデザイナー
- ③ 2級コースデザイナー
- ④ 審判長限定コースデザイナー

(障害コースデザイナー養成講習会)

第4条 別に定める障害馬術コースデザイナー養成講習会開催内規により実施される講習会を当連盟が認定するコースデザイナー養成講習会（以下、コースデザイナー講習会という）と称す。

(登録)

第5条 コースデザイナー講習会を受講し検定試験に合格した者は、合格通知を受けた日から概ね1ヶ月以内に申請の手続きを行うものとする。なお、合格通知の発行後、3ヶ月を経過しても登録申請がない場合は、検定試験の合格を無効とする。

(障害コースデザイナーの養成)

第6条 障害コースデザイナーの養成は、コースデザイナー講習会の開催をもって行うこととし、コースデザイナー講習会開催内規に則り実施する。

(有効期間)

第7条 資格の有効期間は、登録日から3年経過後の当該年度末とし、以後、3年毎の更新手続きにより資格が有効となるものとする。

(更新)

第8条 資格の有効期間内に1回以上コースデザイナー講習会を受講し、有効期間が満了となる年度に登録の更新申請の手続きを行うものとする。

(資格の昇格)

第9条 現有資格から上位資格に昇格するには、別に定める昇格要件を満たさなければならない。ただし、障害馬術本部が推薦し資格委員会が特に認めた者についてはこの限りではない。

(昇格の手続き)

第 10 条 昇格のための試験に合格した者は、合格通知を受けた日から概ね 1 ヶ月以内に資格昇格の申請手続きを行うものとする。なお、合格通知の発行後、3 ヶ月を経過しても申請がない場合は、検定試験の合格を無効とする。

(資格の失効)

第 11 条 次の各号の何れかに該当する場合は、資格を失効する。

- ①当連盟の会員でなくなったとき。
- ②有効期間内にコースデザイナー講習会を受講の上、更新手続きを行わなかったとき。
- ③本人より資格の取り消しの申し出があったとき。
- ④定年で退任となったとき。

(登録手続き)

第 12 条 登録手続きは、別に定める様式に所定の登録料を添えて当連盟事務局に申請手続きを行うものとする。

(登録料)

第 13 条 登録料は、別表 1 に定める。

(資格取得の条件)

第 14 条 18 歳以上の本連盟登録個人会員で、3 級審判員資格取得者とする。

(資格の定年)

第 15 条 75 歳となる当該年の末日をもって定年とし退任とする。なお、75 歳となった当該年後に有効期間がある場合については消失するものとし、登録料の返金はしない。

(資格の復活)

第 16 条 資格を消失した者については、障害馬術コースデザイナー講習会を受講し、該当する区分の試験を受験し合格することにより失効した資格を復活することができる。

- 2 ただし、審判長限定コースデザイナー資格については、障害馬術本部が開催する審判長研修会を受講することにより、失効した資格を復活することができるものとする。

(復活手続き)

第 17 条 復活検定試験に合格した者は、合格通知を受けた日から概ね 1 ヶ月以内に当連盟に申請手続きを行うものとする。なお、有効期間は、復活の登録手続きを行った日を起点とし本規程第 7 条を適用する。

また、合格通知の発行後、3 ヶ月を経過しても登録申請がない場合は、検定試験の合格を無効とする。

(講習会受講の免除)

第 18 条 以下の要件を満たす者については、更新講習会の受講を免除する。

- ①講習会ディレクターリストにある者で、資格の有効期間内にコースデザイナー講習会の講師を務めた者
- ②国際コースデザイナー Level 2 以上の資格を有する者

- ③審判長限定コースデザイナー資格として更新を希望する場合は、障害馬術本部が開催する審判長研修会を有効期限内に1回以上受講することによりコースデザイナー資格更新講習会を免除する。ただし公認障害馬術競技会でコースデザイナーに従事する者は、所定の更新講習を受講しなければならない。

(国際障害馬術コースデザイナー)

第19条 国際障害馬術コースデザイナー資格者の養成については、障害馬術本部が1級コースデザイナー資格者の中より選定し講習会の受講申し込みを当連盟事務局より行うものとする。

(障害馬術コースデザイナーの任務)

第20条 障害馬術コースデザイナーの任務は下記の通りとする。

- ・障害馬術コースデザイナーは、技術代表が任命されている場合は技術代表に対し、また任命されていない場合は審判長に対して、コースの設計、障害の構築、コースの測定の責任を負う。
- ・当連盟の主催競技会および公認競技会の担当障害馬術コースデザイナーは、障害馬術本部が定める条件に則って職務に就くことができる。

(資格付与基準)

第21条 障害馬術コースデザイナーの資格付与基準は、別表2に定める。

(オフィシャルバッジ)

第22条 本連盟が認定するコースデザイナー資格者であることを証するためオフィシャルバッジを交付する。

- 2 バッジの種類は下記の通りとし、資格を取得し所定の料金を納入した者に交付する。
 - ・S級および1級コースデザイナー 紺
 - ・2級コースデザイナー 緑
- 3 バッジの料金は、2,200円(送料・消費税込)とする。
- 4 バッジは、主催競技会および公認競技会においてコースデザイナーの任務に就く場合に限り着用できるものとする。資格者であっても当該競技会でコースデザイナーの任務に従事しない場合は着用してはならない。

附 則 この規程は、平成17年4月1日より施行し適用する。
なお、平成17年4月1日時点で75歳以上のコースデザイナー資格者については、この規程の第19条適用により退任となる。

附 則 この規程は、平成17年11月15日から施行し適用する。
第29条

附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行し適用する。
第18条

附 則 この規程は、平成19年10月1日から施行する。
保留制度廃止、復活期限撤廃

附 則 この規程は、平成 21 年 12 月 17 日から施行する。
第 3 条、第 9 条、第 11 条、第 14 条、第 18 条、第 19 条、第 22 条、別表 2 付与基準

附 則 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
別表 2

附 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
別表 1、2

附 則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
第 17 条修正、第 18 条②修正、③新設、第 19 条修正

附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
第 1 条、第 14 条、第 22 条

附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
第 3 条、第 7 条、第 12 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、別表 1、別表 2

別表 1

障害馬術コースデザイナー登録料

S 級コースデザイナー	15,000 円/3 年
1 級コースデザイナー	15,000 円/3 年
2 級コースデザイナー	9,000 円/3 年
審判長限定コースデザイナー	9,000 円/3 年

オフィシャルバッジ

S 級コースデザイナー 1 級コースデザイナー	2,200 円
2 級コースデザイナー	2,200 円

別表 2

障害馬術コースデザイナー資格付与基準

級	取得要件	活動の範囲
S	1級コースデザイナー資格取得後、1年間に主催・公認競技会のコースデザイナーを3競技会以上経験し、実績を鑑み、障害馬術本部および資格委員会が認めた者。	別表の通り
1	次の何れかの要件を満たす者 ① 2級コースデザイナー資格取得後、主催・公認競技会のアシスタントコースデザイナーを1年間に2競技会以上経験した者で、講習会を受講して試験に合格した者。 ② 2級コースデザイナー資格取得後、障害馬術本部が実施する実務研修を1年間に3回以上経験し、講習会を受講して試験に合格した者。	別表の通り
2	18歳以上で日本馬術連盟の会員、かつ審判員資格3級以上の資格を有し、講習会を受講して試験に合格した者。	別表の通り
審判長限定	各級コースデザイナー資格の更新あるいは復活登録時に、本人の希望により付与する	1級以上の審判員資格と併せ持つことにより公認障害馬術競技会の審判長の任にあたることのできる

<活動の範囲 別表>

級		国体 県大会 /ブロック大会	公認 1★	公認 2★	公認 3★	公認 4★	主催大会 国体
S	アシスタント CD	○	○	○	○	○	○
	CD	○	○	○	○	○	○
1	アシスタント CD	○	○	○	○	○	○
	CD	○	○	○	○	×	×
2	アシスタント CD	○	○	○	○	○	○
	CD	×	×	×	×	×	×

○・・・活動できる ×・・・活動できない

乗馬登録規程

(目的)

第1条 この規程は、本連盟の主催競技会ならびに公認競技会（以下「競技会」という）を公正に実施するため、また、馬防疫体制の確立に資するために、乗馬の個体情報の登録管理について定めることを目的とする。

(乗馬登録)

第2条 乗馬の所有者は、日本馬術連盟の会員に限る。

- 2 新規に乗馬登録を行うときは、様式第1の乗馬登録申請書に、別に定める乗馬新規登録料を添えて申請する。
- 3 登録の有効期間は、登録日から当該年度の末日までとする。
- 4 登録馬名は読み仮名で20文字以内とし、カタカナ・ひらがな・漢字に加え、3文字以内のアルファベット、数字および記号により構成することができるものとする。
ただし、アルファベット、数字および記号のみの馬名は不可とする。
なお、すでに登録されている馬名および有効期間満了後1年以内の馬名は使用することはできない。
- 5 内国産馬申請は、母馬・産地が特定できる公的機関が発行した証明書のコピーを乗馬登録申請書に添えて行う。外国産の馬であるが、国内で競走馬としての登録実績があり、このことを公的機関が発行した証明書等により確認できるときは内国産馬申請を行うことができる。
- 6 5に示す証明は得られないが、その他の資料により日本国内で生産および調教されたことが確認できる馬匹については、内国産馬活用委員会で審査の上、内国産馬として認定する場合がある。

(乗馬データベース)

第3条 本連盟は、前条の申請を受理したときは、本連盟データベースへ記録する。

(乗馬登録証)

第4条 本連盟は乗馬登録申請に基づき乗馬登録証を作成し、その登録乗馬所有者（以下「所有者」という）に交付する。

(乗馬登録証の携行及び査閲)

第5条 競技会に参加する場合には乗馬登録証を携行しなければならない。

- 2 競技会において請求があったときは、乗馬登録証を呈示しなければならない。

(競技会成績の記録及び証明書発行申請)

第6条 競技会における成績は乗馬データベースに記録する。

- 2 所有者が前項の成績証明書を必要とするときは、競技会成績証明書発行申請書に、別に定める手数料を添えて申請する。

(乗馬登録の抹消)

第7条 登録乗馬が死亡または乗馬として使用しなくなったときは、様式第2の乗馬登録抹消届を提出し、乗馬登録証を返却するものとする。

(乗馬登録の変更)

第8条 所有者を変更するときは、様式第3の乗馬登録変更申請書に、別に定める乗馬登録変更料を添えて申請する。

- 2 馬名を変更するときは、様式第3の乗馬登録変更申請書に、乗馬登録証ならびに別に定める乗馬登録変更料を添えて申請する。
- 3 特徴記載事項を変更するときは、様式第4の特徴記載訂正申請書に、乗馬登録証ならびに別に定める乗馬登録変更料を添えて申請する。
- 4 所有者の変更申請は新所有者が行うものとする。

(乗馬登録の更新)

第9条 登録の有効期間内に様式第5の乗馬登録更新申請書に別に定める登録更新料を添えて申請することにより、有効期間が翌年度末日まで延長されるものとする。

- 2 有効期間満了後については、次年度中に申請があった場合に限り更新として扱うものとし、有効期間は登録日から当該年度末日までとする。

(乗馬の再登録)

第10条 有効期間満了後1年以上経過した乗馬を再び登録しようとするときは、様式第6の乗馬再登録申請書に、別に定める乗馬再登録料を添えて申請する。

- 2 乗馬の再登録は、乗馬データベースに記録されている過去の登録情報を再度有効化する。馬名、所有者、特徴記載事項に変更がある場合は、第8条に定める変更申請を併せて行う。

(不実の申請および乗馬登録証の改ざん)

第11条 所有者が登録にあたり故意に不実の申請をした場合、もしくは乗馬登録証を改ざんした場合、その登録を無効とする。

(乗馬登録証の再発行)

第12条 乗馬登録証を紛失または毀損したときは、様式第7の乗馬登録証再発行申請書に、別に定める再発行手数料を添えて申請する。

附 則 この規程は、昭和46年4月1日より実行する。

- (1) 旧乗馬登録規程(昭和37年10月21日制定)は昭和46年3月31日をもって廃止する。ただし、昭和46年3月31日現在登録済みの乗馬は昭和46年4月30日まで登録あるものとみなす。
- (2) 昭和46年3月31日までに登録済みの重複する馬名は本規程第2条第6号の規程を適用せず。
- (3) 昭和46年3月31日現在に登録済みの乗馬は昭和46年4月30日までに新登録するものとし、その手数料は1頭に付き2,000円とする。

(4) 昭和 46 年 3 月 31 日までに発行済みの乗馬登録証は昭和 47 年 12 月 30 日まで有効とし、その間に順次、更新するものとする。

附 則 この規程は、昭和 51 年 4 月 1 日から実施する。
(登録料および手数料改正)

附 則 この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から実施する。
(登録更新料改正)

附 則 この規程は、平成元年 6 月 19 日から実施する。
(第 7 条、第 8 条、第 11 条、第 13 条および別表改正)

附 則 この規程は、平成 3 年 12 月 14 日から実施する。
(第 2 条 6 項、第 2 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 16 条および別表改正)

附 則 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
第 1 条から第 17 条改正、保留料廃止、FEI 登録関連料金改正、申請書式類改正
(第 2 条 6 項)
平成 15 年度以前に登録している馬の産地については、母馬・産地が特定できる公的機関が発行した証明書を必要としない。

附 則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
(登録料及び手数料改正)

附 則 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(第 2 条 4 項削除)

附 則 この規程は、平成 23 年 5 月 25 日に改定し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
(第 1 条から第 12 条)

附 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(手数料改正)

附 則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(第 2 条、第 8 条、第 10 条)

附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(登録料及び手数料表)

附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
(第 2 条 6 項)

附 則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
(登録料及び手数料表)

登録料及び手数料表

日本馬術連盟乗馬登録料

		個人・一般団体 社会人・少年団	大学・高校
新馬登録料		20,000 円	10,000 円
更新登録料		5,000 円	2,500 円
変更登録料（馬名、所有者）		5,000 円	2,500 円
変更登録料（上記以外）		1,000 円	1,000 円
再登録料		10,000 円	5,000 円
登録証再発行手数料	（～9月30日）	10,800 円	5,400 円
	（10月1日～）	11,000 円	5,500 円

※社会人…日本社会人団体馬術連盟

大 学…全日本学生馬術連盟

高 校…全日本高等学校馬術連盟

少年団…日本乗馬少年団連盟

国民体育大会馬術競技規程

改定 平成 31 年 4 月 1 日

1. ブロック大会開催手続き

- ① ブロック大会を実施する担当都道府県馬術連盟は、ブロック大会実施要項を関係都道府県馬術連盟宛に申し込み締め切りの一か月前迄に送付すること。
- ② ブロック大会を実施する担当都道府県馬術連盟は、ブロック大会の参加料を徴収することができる。
- ③ ブロック大会を実施する担当都道府県馬術連盟は、ブロック大会の終了後、速やかに出場権獲得状況、大会成績、大会実施要項を日本馬術連盟に提出すること。

2. 登録

- ① 馬匹は、ブロック大会または本大会の各参加申込書作成時点において、日本馬術連盟に乗馬登録料を納入し申請書類が受理され、登録の手続きが完了していること。
- ② ブロック大会参加都道府県馬術連盟は、ブロック大会参加申込締切日までに（公財）日本スポーツ協会国民体育大会参加申込システムにて参加申込を行うこと。なお、本大会にはブロック大会に参加申込を行った選手および予備登録選手以外は登録できない。
- ③ 監督あるいは選手の参加申し込みに際しては、都道府県馬術連盟の責任において調査確認し、都道府県体育協会承認の上、書類を指定された部署に提出すること。

3. 少年について

- ① 少年は、監督にはなれない。
- ② 少年種別は、男女を問わない。

4. ホースマネージャー

- ① 選手を兼ねないホースマネージャーの参加資格は、総則 5 における監督と同じ要件とする。
ただし、（公財）日本スポーツ協会の指導者資格の有無は問わない。
- ② 選手を兼ねるホースマネージャーの参加資格は、総則 5 における選手と同じ要件とする。
- ③ ホースマネージャーで登録した者は、原則として開催地が準備したホースマネージャー宿舎を利用すること。

5. 予備馬

- ① 予備馬は入既できない。
- ② 予備馬と交代する場合、交代する馬とは別の馬と競技種目を分割して配分することはできない。

6. 参加の制限について

- ① 本大会参加人馬実数の 1 都道府県最大限とは、少年団体障害飛越競技に割り振られた選手数および馬匹数を含む数をいう。
- ② 全種目を通じての選手の出場は、合計 2 種目とする（団体障害飛越競技およびリレー競技は除外）。
※組み合わせの例
・ 団体障害飛越（団体） + リレー（団体） + 標準障害飛越（個人） = 可
・ トップスコア（個人） + リレー（団体） + ダービー競技（個人） = 可
・ 馬場馬術（個人） + トップスコア（個人） + リレー（団体） + 団体障害飛越（団体） = 不可
- ③ 団体競技に出場する都道府県が、個人競技用に 5 頭以上の枠を得てエントリーする場合は、団体競技用の馬匹が内国産馬であっても、別途に内国産馬を 1 頭以上含まなければならない。

7. 適用規程

- ① 日本馬術連盟競技会規程最新版（以下 JEF 規程と称す）を適用する。
- ② JEF 規程に記載がない場合は、本規程が優先する。
- ③ JEF 規程に記載されているものであっても、本規程で除外する場合は、本規程が優先する。

8. 障害飛越競技

- ① JEF 規程を適用する。
- ② 着用が義務づけられている固定式顎紐付き防護帽は、3 点以上が固定されているものであること。
なお、練習場においても同様とする。
- ③ JEF 規程第 238 条 2.2 で実施する競技では、第 1 位が同点の場合、ジャンプオフを 1 回実施する。
なお、ジャンプオフで同減点・同タイムとなった場合は、同順位とする。

9. 馬場馬術競技

- ① JEF 規程を適用する。
- ② 実施課目は以下の通りとする。
成 年：FEI セントジョージ賞典馬場馬術課目 2009（2018 年更新版）
JEF 自由演技国体成年馬場馬術課目（2018 年更新版）
少 年：FEI ジュニアライダー個人競技馬場馬術課目 2009（2018 年更新版）
FEI 自由演技ジュニアライダー馬場馬術課目 2006（2009 年改定・2017 年更新版）
- ③ 参加馬の年齢および体高については制限しない。

10. 国体総合馬術競技

- ① JEF 規程を適用し、馬場馬術及び障害飛越は減点法とする。
- ② 馬場馬術の実施課目は、FEI 総合馬術競技 3 スター 2015 馬場馬術課目 B（2019）とする。
- ③ 同点の扱い：
最終の成績が同点の場合は、障害飛越の減点が少ない者を上位とする。障害飛越でも同点の場合は、障害飛越における所要タイムが早い者を上位とする。さらに、同じ場合は、馬場馬術競技における総合観察点の合計が高い者を上位とする。総合観察点の合計まで同点となった場合は同順位とする。
- ④ 服装及び馬装については、JEF 規程を適用する。

11. 標準障害飛越競技・国体大障害飛越競技

- ① JEF 規程第 238 条 2.2 を適用する。
- ② 採点は、JEF 規程基準 A を適用し、第 1 位が同点の場合は、ジャンプオフを 1 回行う。

12. 二段階障害飛越競技

- ① 採点は、JEF 規程基準 A を適用する。
- ② 第一段階は、7 個以内の障害物とし、第二段階は、5 個以内の障害物とする。
- ③ 順位の決定は、第 274 条 1.5.3（第二段階目の減点と走行時間）による。同減点・同タイムの場合は、全走行時間の早い者を上位とする。
- ④ 第一段階で走行を終了した競技者の順位は、第一段階における減点と走行時間により決定し、第二段階まで走行した競技者の下位とする。

13. リレー競技

- ① 採点は、JEF 規程基準 C を適用する。
- ② チーム 2 名で競技場に入場し、コースの前半を走行する第 1 競技者と後半を走行する第 2 競技者に分かれ、スタートラインからフィニッシュラインまでを走行する。
- ③ 第 1 競技者が前半最後の障害物を飛越し、着地した時点で第 2 競技者へ交代できるものとする。
- ④ 指定された障害間以外で交代した場合は、失権とする。
- ⑤ 時間は、第 1 競技者がスタートラインを通過し、第 2 競技者がフィニッシュラインを通過するまでを計測する。
- ⑥ 順位の決定は、総タイムの少ないチームを上位とする。なお、総タイムが同じ場合は同順位とする。
- ⑦ いずれかの選手が落馬した場合は、チームの失権となる。
- ⑧ チームとして 2 回目の不従順で失権とする。
- ⑨ 後半の選手がゴールした時点で制限時間を超えた場合は、チームの失権となる。

14. ダービー競技

- ① 採点は、JEF 規程基準 A を適用する。
- ② JEF 規程第 277 条に準じて実施する。なお、距離については当該年度の国体馬術競技実施要項に記載された距離により実施する。
- ③ 順位決定方法は、減点と走行時間により決定する。なお、1 位の減点が同じ場合のみ、ジャンプオフを 1 回行う。
- ④ 服装は、障害飛越競技の服装とする。

15. トップスコア競技

- ① JEF 規程第 270 条を適用する。ただし、12.2 項は適用しない。
- ② 規定時間の終了を知らせるためのベルを鳴らす。規定時間を終了した競技者は、フィニッシュラインを通過すること。その際の通過する方向は問わない。ただし、フィニッシュラインを通過せずに退場した競技者は、失権となる。
- ③ 最高得点を得た競技者が優勝者となる。同点の場合は、スタートラインからフィニッシュラインまでの時間の早い競技者を上位とする。なお、得点と時間が同じ場合は、JEF 規程第 270 条 11 項のジャンプオフを適用せず同順位とする。

16. 団体障害飛越競技

- ① 競技は、各チーム 2 名によるトーナメント方式とし、各チームが 1 頭の馬匹を提供して行う。馬匹を提供した団体の選手が前段で騎乗する。
- ② 勝敗は、総減点が少ない団体を勝者とする。
- ③ 同点の場合は、次の順で勝敗を決定する。
 - ア. すべての選手の所要時間合計が少ない団体。
 - イ. 減点 0 の選手が多い団体。
 - ウ. 最小減点者（同点の場合は時計の早い者）が所属する団体。
 - エ. 失権者が少ない団体。
 - オ. 以上でも決しない場合は、抽選により決定する。
- ④ 失権者の減点算出は下記による。
 - ア. 失権者の所要時間は、失権に至るまでの所要時間に係わらず当該コースの制限時間をその選手の所要時間とする。
 - イ. 失権となった時点において残障害があった場合は、残障害 1 個について 20 点の減点を加算する。残障害とは、一度も飛越を試みない障害をさし、コンビネーション障害は、構成物の A、B、C それぞれを 1 個の障害として計上する。

ウ. 飛越を試みた障害で失権した場合は、その障害に 10 点の減点を加算する。

エ. 失権に至るまでの過失点を加算する。

オ. 前段（自馬）で失権となった場合は、200 点の減点を加算する。

カ. 失権となった選手に次の失権点を加算する。

- ・スタートライン通過前に失権となった場合 60 点
- ・スタートライン通過後フィニッシュライン到達までの間に失権となった場合 40 点
- ・フィニッシュライン通過後に失権となった場合 20 点

キ. スタートライン通過前に落馬した場合は、当該競技に出場することはできず、失権として扱い、60 点の減点を加算する。

⑤ 競技中の人馬に故障が生じた場合の処置は次による。

ア. 選手に競技続行不能の故障が生じた場合は失権とする。また、出番表発表後に選手が出場不能になった場合についても失権とする。

イ. 馬匹に故障が生じた場合は次による。

- ・前段の選手が、馬匹に故障を与え、後段の選手が競技できなくなった場合は、前段の選手の減点に、さらに 200 点の減点を加算し、後段の選手は当該対戦競技の最低減点者と同じ減点とする。
- ・後段の選手が、馬匹に故障を与え走行不能となった場合は、その時点で失権とし、失権者としての減点を算出し、さらに前段の選手の減点に 200 点の減点を加算する。採点は、FEI 規程基準 A を適用する。

⑥ 後段に騎乗する選手は、準備運動で 2 回の飛越が許されるが、呼び出されたら直ちに入場すること。

なお、準備運動において、拒止あるいは逃避が累計 2 回となった場合は、飛越 1 回分として扱う。

⑦ 勝敗が確定した場合でも対戦する最終競技者は走行する。

17. スピードアンドハンディネス

① 障害物の個数は 12 個以内とする。

② 採点は、JEF 規程基準 C を適用する。

③ JEF 規程第 263 条を適用する。

④ 総タイムが同じ場合は、同順位とする。

18. 六段障害飛越競技

① JEF 規程第 262 条 1 及び 3 を適用する。ただし、1.4 項および 1.5 項は適用しない。

② スタートの合図後の 45 秒は計測せず、掲示もしない。

③ スタートライン通過後から第 1 障害の飛越、あるいは落馬を含めて次の障害物の通過までに 45 秒以上かかった場合は、失権とする（JEF 規程第 241 条 3.3,3.4,3.5 を適用）

④ ジャンプオフにおける順位付けは次のとおりとする。

1. 完走した選手

2. 失権となった選手

3. 正当な理由でコース走行中に棄権した選手

4. 入場後、スタートの合図の前に落馬した選手

5. 以下に示す選手（同順位）

- ・ 競技場審判団の許可を得てジャンプオフへの出場を辞退した選手
- ・ 正当な理由なしにコース走行中に棄権した選手
- ・ 意図的に失権となるような行動をとった選手

6. 無過失でフィニッシュラインを通過した後に落馬した選手は次のジャンプオフを失権とし、許可を得て次のジャンプオフへの出場を辞退した選手と同順位とする。

19. 鞍下ゼッケン

鞍下ゼッケンには、県名及び県マーク以外の表示はできない。

20. アンチ・ドーピング

- ① 国民体育大会ドーピングコントロール規程に則り、競技会内外において薬物検査が実施され馬術競技参加選手が検査対象となることがある。
- ② 参加馬匹に関し、競技会場において薬物検査を実施する場合がある。
- ③ 陽性結果が出た場合は、(公財)日本スポーツ協会の規程により成績の剥奪及び順位の繰上げ等の措置がとられる。なお、馬匹についても同様の措置を準用する。
- ④ 競技内外とは、本大会の参加申し込み後から大会終了後までの期間を指す。

21. 逆標旗での飛越

- ① 障害の練習において、障害物を逆標旗で飛越した場合は、その都度罰則金として 50,000 円を徴収する。
- ② 徴収した罰則金は、オリンピック協賛金とする。

22. 欠場後の再出場

監督会議終了後に欠場届を提出し、受理された者あるいは馬匹が、その後の競技に出場可能となった場合は、監督名にて競技運営委員長宛文書を総務委員に提出しなければならない。なお、疾病が理由により欠場した場合については、医師あるいは獣医師の競技参加可能である旨の証明書を添付すること。

23. 落馬後の再出場

練習場を含み、落馬した選手が再騎乗する場合は、いかなる場合でも救護医師の診断を受けなければならない。

落馬した当日における再騎乗の可否については、医師の説明を受け監督と自己の責任において決定する。選手が未成年の場合は、選手の保護者^{*}と監督責任のある者の判断に基づく。

なお、審判長、チーフスチュワードは、状況により騎乗を控えるよう助言することができる。

また、審判長が再騎乗を認めない場合もある。

^{*} 保護者が臨場していない場合は監督が委任状を携行していること。

公益社団法人日本馬術連盟 獣医規程

制定 平成 20 年 4 月 1 日
改正 平成 23 年 7 月 29 日
改正 平成 24 年 3 月 2 日
改正 平成 24 年 4 月 1 日
改正 平成 25 年 4 月 25 日
改正 平成 26 年 4 月 1 日
改正 平成 27 年 4 月 1 日
改正 平成 28 年 4 月 1 日
改正 平成 29 年 4 月 1 日
改正 平成 29 年 10 月 12 日
改正 平成 30 年 4 月 1 日
改正 平成 31 年 4 月 1 日

- 第 I 章 総則
- 第 II 章 獣医師
- 第 III 章 馬のウェルフェアに対する責任
- 第 IV 章 日馬連競技会における獣医関連業務
- 第 V 章 ホースインスペクション
- 第 VI 章 アンチ・ドーピングおよび治療規制
- 第 VII 章 競技期間中の馬の治療
- 第 VIII 章 競技場の施設整備および管理

第 I 章 総則

(通則)

第 1001 条 本規程は、公益社団法人日本馬術連盟（以下、日馬連）が主催または公認する競技会および国民体育大会馬術競技会（以下、日馬連競技会）における参加馬の健康とウェルフェアの維持管理を目的に、「FEI 獣医規程」および「FEI 馬アンチ・ドーピングおよび治療規制規程」、「日馬連馬アンチ・ドーピングおよび治療規制に関する規程（以下、J-EADCMR）」等の関連諸規程に従って、日馬連および日馬連競技会における獣医関連事項について定める。

2. 本規程に定められていない事態が発生した場合、獣医師団長は、競技場審判団長および上訴委員長（上訴委員長不在の場合は、大会委員長、技術代表および審判団長。以下同じ。）と協議し、本規程や日馬連が定める関連諸規程の精神に則って、対応策を決定するものとする。ただし、その決定は当該競技会期間中に限り有効である。

(日馬連獣医委員会)

第 1002 条 日馬連獣医委員会（以下、獣医委員会）は、前条の目的を達成するために、本規程の定めにより日馬連および日馬連競技会における獣医関連業務の施行運営を統括する。

2. この規程を改廃する必要が生じたときは、獣医委員会の発議により理事会の承認を得て行うものとする。

(馬の伝染病の予防)

第 1003 条 獣医委員会は、日馬連競技会における伝染病の予防およびまん延防止に資するため、日馬連登録馬が順守すべき「検査・予防接種実施要領」を定める。

2. 競技に出場しなくても JEF 厩舎エリアに入る馬は、前項に定める予防接種要件を満たしていなければならない。

第Ⅱ章 獣医師

(獣医師)

第 1004 条 獣医師とは、日本国の獣医師法（以下、獣医師法）に基づく獣医師資格を有する者をいう。

2. 日馬連の獣医関連業務に従事する獣医師の責務は以下のとおりとする。

(1) 日馬連の競技会関連規程（「日馬連獣医規程」および J-EADCMR 等）を理解し、順守すること

(2) 日馬連競技会において、馬のウェルフェアの尊重と競技の公正に関して、獣医師の立場で、主催者または審判団に対して必要な助言を行うこと

(3) 日馬連獣医規程第 1005 条第 1 項（1）および（2）の獣医師が別々に指名されていない競技会においては、それぞれの職務を兼務すること

(4) 臨場した日馬連競技会における獣医事基本情報（および特記事項）を所定の様式で報告する。報告書は、日馬連主催競技においては 1 週間以内に、公認競技会においては各種目の公認競技会規程の規定に従い期限までに、事務局宛てに提出すること。

3. 獣医師法に基づく獣医師資格を持たない者であっても FEI オフィシャル獣医師または FEI 認定治療獣医師としての有資格者にあつては日馬連競技会の獣医業務に従事することができる。ただし、獣医師法に基づく獣医師資格を取得しない限り治療行為はできない。

(オフィシャル獣医師)

第 1005 条 オフィシャル獣医師は、日馬連競技会に臨場し、競技会獣医管理業務を担当する獣医師であつて、以下のとおり区分する。

(1) 獣医師団：J-EADCMR の適用、馬の参加適性やウェルフェアを監視、確保する責務を負う。
団長：獣医師団の代表 1 名を団長とする。

ホールディングボックス獣医師：ホースインスペクション（以下、インスペクション）の際、ホールディングボックスにおいて確認検査を行う。救護獣医師がこれを兼務することができる。

検体採取獣医師：薬物検査が行われる競技において、一連の検体採取業務を実施する。獣医師団が兼務することができる。

(2) 救護獣医師：競技馬の診断および治療に対応する。ホールディングボックスにおけるホールディングボックス獣医師の業務にあたることができる。

2. 日馬連主催競技会および薬物検査を実施する競技会、または競技会規程に別に定めがある場合は、獣医師団と救護獣医師の兼務は認めない。

3. オフィシャル獣医師は、日馬連競技会において、他の委員を兼務することはできない。

4. オフィシャル獣医師は、その職務する日馬連競技会において競技者または監督・コーチ等

チームの一員となることはできない。これは同じ競技会内で行われる非公認競技も含む。

(獣医師団)

第 1006 条 獣医師団の職務は以下の通りとする。

(1) 入厩馬の「馬の検査・注射・薬浴・投薬証明手帳」(以下、健康手帳) および日馬連乗馬登録証(以下、乗馬登録証)(FEI パスポートを含む)を査閲し、個体識別および健康確認を行う。

(2) 競技場における馬の防疫・衛生環境を監視し、主催者に助言・勧告する。

(3) 競技参加馬の参加適性について必要に応じて専門的見解を示す。

(4) インспекションが行われる競技においては、インспекション団の一員として専門的見解を示す。

(5) 薬物検査が行われる競技においては、一連の検体採取業務を実施する。

(6) ブーツ検査が行われる競技においては、検査に立ち会い、必要に応じてスチュワードおよび審判団長に助言する。

2. 獣医師団は、原則として 1 名は最初の馬が入厩する以前に競技場に臨場していなければならない。ただし、主催者または競技会場の厩舎管理担当者および救護獣医師と緊密な連絡が取れる態勢を維持すればこの限りではない。

3. 獣医師団長は、馬のウェルフェアに対する主催者の責任が果たされていないことを確認した場合または対応が不十分な場合、主催者に対し改善を勧告する。また、それらの事項について上訴委員長に報告する。

4. 獣医師団長は、伝染病や感染症の発生に際して、主催者、競技場管理者、競技場を管轄する家畜保健衛生所等の指示により防疫のための手段を講じなければならない。

(救護獣医師)

第 1007 条 救護獣医師の職務は以下の通りとする。

(1) 競技馬の病気・外傷および事故に対応して診断し、獣医師団長に報告する。

(2) 必要に応じて競技馬の治療(保健治療を含む)にあたる。

(3) 診療実績(診断のみの場合を含む)は獣医師団長に書面で報告しなければならない。

2. 救護獣医師は、最初の馬が入厩する以前に競技場に臨場していなければならない。

(チーム獣医師および個人委託獣医師)

第 1008 条 日馬連競技会に参加するチームが帯同し、そのチームの管理馬の治療を担当する獣医師をチーム獣医師という。チームの構成員であるか否かに係わらず、馬管理責任者が個人的に委託して帯同し、その管理馬の治療を担当する獣医師を個人委託獣医師という。

2. チーム獣医師および個人委託獣医師は、競技場に入場するときは、獣医師団長に入場届を提出し許可を受けなければならない、治療報告書を提出しなければならない。

3. チーム獣医師および個人委託獣医師は、当該競技会のオフィシャル獣医師を含まいかなる役職にも従事することはできない。

4. 担当する馬がドーピング検査対象となったときは、当該馬の管理責任者の要請を受けてオフィシャル獣医師の監督下で血液検体の採取作業を実施することができる。ただし、採取した検体の処理はオフィシャル獣医師が行う。

(検体採取補佐)

第 1009 条 検体採取補佐は検体採取獣医師を補佐し、検査対象馬の通告、誘導、採尿、検体の梱包等に従事する。検体採取補佐は検体採取獣医師が指名する。

2. 検体採取補佐は以下の事項を実施することができない。

(1) 血液を採取すること。

(2) 検体採取フォームへの署名。

(3) 検体採取技術者として従事している競技会への出場。これは同じ競技会内で行われる非公認競技も含む。

(補助療法施術者)

第 1010 条 補助療法施術者は、第 1048 条に規定する補助的療法を外来で実施する者をいう。

2.補助療法施術者は、以下の事項を行わなければならない。

(1) 競技会場到着時、厩舎エリアに入る前に獣医師団長に入場届を提出し許可を受ける。

(2) 獣医師団長が認可したエリアでのみ許可された療法を実施することを確認する。

第Ⅲ章 馬のウェルフェアに対する責任

(主催者)

第 1011 条 日馬連競技会的主催者または組織委員会（以下、主催者）は、獣医師団および救護獣医師として最小限各 1 名をおかななければならない。ただし、公認競技会については獣医師団と救護獣医師を兼任することができる。

2. 主催者は、公益社団法人日本装削蹄協会認定装蹄師 1 名を緊急対応のための公設装蹄師としておかななければならない。

3. 主催者は、競技場への入厩時において、当該競技会場に入厩するすべての馬に関して第 1012 条に定める入厩検査を実施しなければならない。なお、入厩検査の実務は獣医師団、または獣医師団長が指名した者がこれにあたる。

4. 主催者は、競技場の獣医設備と厩舎施設について、第Ⅷ章に定める事項を順守しなければならない。

(馬管理責任者)

第 1012 条 馬管理責任者は、原則としてその競技会での当該馬の騎乗者（競技者）とする。

2. 馬管理責任者は、競技出場への準備段階や馬の調教段階、競技終了後のいずれの時点においても馬のウェルフェアを優先し、適正な獣医療、馬のコンディション、競技参加適性、種々の事務手続き等について、責任を負わなければならない。

3. チーム競技では、前項の責任は馬管理責任者とチーム監督が負うものとする。

4. 馬管理責任者は、別途定める日馬連検査・予防接種実施要領を順守し、健康手帳、乗馬登録証および FEI パスポートの記載事項が適正かつ有効であることに責任を持たなければならない。

5. 馬管理責任者は、競技会期間中に馬が家畜伝染病予防法に基づく法定伝染病および監視伝染病（以下、伝染病）を疑わせる異常や徴候を示したときは、可及的速やかに獣医師団長に報告しなければならない。

6. 薬物検査あるいは獣医検査の受検を命じられた馬管理責任者は、獣医師団長の許可が得られるまで当該馬を獣医師団の監視下に置かなければならない。

第IV章 日馬連競技会における獣医関連業務

(乗馬登録証等の査閲)

第 1013 条 主催者は、日馬連競技会または国内で開催される FEI 競技会に参加する馬管理責任者から、入厩時に健康手帳と乗馬登録証を収集し、獣医師団の査閲に委ねなければならない。パスポートの携行が義務付けられている FEI 競技会においては、それらの書類に加え、FEI パスポートを査収しなければならない。

2. 個体識別作業において被検馬が競技参加を申し込んだ馬と異なることが判明したとき、または個体識別作業を拒否したときは、獣医師団または獣医師団長代理人は、競技場審判団長および上訴委員長と協議したうえで、入厩を拒否、または退厩させることができる。

3. 主催者は、提出された乗馬登録証等の諸証明書を当該競技会の期間中保管しなければならない。

(入厩検査)

第 1014 条 入厩検査は下記について実施する。

(1) 個体識別：乗馬登録証 (FEI パスポートを含む) を査閲して、入厩馬の個体識別を行い、乗馬登録証と実馬の一致を確認する。

(2) 予防接種履歴確認：健康手帳 (FEI パスポートを含む) に基づき、入厩馬が別に定める検査・予防接種実施要領に定める予防接種または検査の要件を満たしていることを確認する。

(3) 獣医検査：到着時の馬の健康状態について、可能な限り臨床症状の有無を確認するとともに、主催者や競技場管理者が別途獣医検査の実施の必要性を認めた場合は、その検査の実施に協力する。

2. 国民体育大会 (以下、国体) においては、前項の定めに係わらず、開催県は日馬連との協議により、別途、予防接種および馬事衛生の要項を策定することができる。

3. 入厩検査で日馬連検査・予防接種実施要領に規定された要件を満たしていないことが判明したときは、入厩を拒否または退厩させることができる。

(獣医検査)

第 1015 条 獣医師団は、馬の健康状態を確認するために、日馬連競技会の期間中に随時、獣医検査を行うことができる。

2. 前項の獣医検査は次のとおりとする。

(1) 乗馬登録証等の諸証明書特徴記載事項に基づく馬の個体識別

(2) 日馬連が定めた検査・予防接種実施要領に基づく予防接種歴等の確認

(3) 乗馬登録証等の諸証明書の記載内容の正確性の確認

(4) 伝染病に罹患している馬との接触機会の有無や、伝染病に罹患していないことの確認

(5) 競技参加適性にかかわるおそれのある疾病の確認

(6) その他、馬の一般的な健康状態の確認

3. 獣医検査により以下の事実が判明したときは、獣医師団長の勧告に基づき、競技場審判団長は、当該馬を失権または失格とする。

(1) 競技参加適性がないと判断されたとき

(2) 妊娠 4 カ月以降の牝馬または仔馬を伴った牝馬。その事実が競技会後 7 カ月以内に判明した場合は、この規定に該当するすべての競技に関して失格となる。

(3) 気管切開術あるいは切神術を施した馬

(4) 個体識別の結果、入厩馬が登録馬と異なることが判明したとき

第V章 ホースインスペクション

(インスペクションの実施)

第 1016 条 主催者は、実施要項に則り、馬の競技参加適性を確認するために対象競技開始前 24 時間以内にインスペクションを実施する。

(インスペクション団)

第 1017 条 インスペクション団は、競技場審判団と獣医師団の各団長を含む代表者 3 名以上で構成し、その団長は競技場審判団長が務める。

(インスペクションの環境)

第 1018 条 日馬連競技会の主催者は観衆から適切な距離をおいてインスペクション会場を設置し、安全で速やかな被検馬の入退場経路を確保しなければならない。

2. 主催者は、インスペクションの実施に必要な外貌検査、歩様検査、ホールディング検査を実施するために必要な場所を準備しなければならない。

(歩様検査を実施する路面)

第 1019 条 歩様検査を実施する路面は、インスペクション実施中に終始一定の状態を維持していなければならない。

2. 歩様検査を実施する路面は、アスファルト路面、硬い基盤層を露出させた競技場路面、表面の小石を排除した路面など、原則として平坦硬固かつ滑りにくい路面でなければならない。路面が過度に硬い場合は、適度な量の砂を敷くことが望ましい。

3. 歩様検査を実施する路面の長さは、原則として直線 30m 以上 とする。

(ホールディングボックス)

第 1020 条 ホールディングボックスは、インスペクション会場に隣接した別の場所に設置しなければならない。

2. ホールディングボックスは、インスペクション歩様検査場と同じ状態の路面でなければならない。

(日馬連競技会におけるインスペクションの実施時期と回数)

第 1021 条 日馬連競技会におけるインスペクションの実施時期と回数は、次のとおりとする。

(1) 競技会実施要項に実施回数と実施時期が明記されたインスペクションは、その競技実施要項の定めに従って実施する。

(2) 競技会実施要項に実施回数と実施時期が明記されていないインスペクションは、原則としてインスペクション対象競技の開始前 24 時間以内に、インスペクション団の合議により時間を定めて実施する。

(3) 日馬連競技会の期間中、獣医師団長および競技場審判団長が必要と判断したときは、すべての馬を対象に随時、インスペクションを実施することができる。

(インスペクションの手順)

第 1022 条 インスペクションは原則として以下の手順に従って実施する。

(1) 馬管理責任者またはその代理人は、馬を連行し、受検時にも誘導しなければならない。

(2) 被検馬は、ハミ付きの頭絡を装着されていなければならない。ただしエンデュランス競技においては無口頭絡の使用が認められる。

(3) 鞭の使用は、必要に応じて 120cm 以下のものが認められる。ただしエンデュランス競技においては鞭の使用は認められない。

(4) インスペクション団の指示により担当スチュワードが被検馬を所定の検査場所に誘導する。

(5) インスペクション団の獣医師が被検馬の個体識別と外傷などを視診によって検査する。この時点では、関節の屈曲検査・輪線上での歩様検査・触診などの診断法や検査を実施することはできない。

(6) 誘導者は馬の左側に位置し、引き綱を緩めた状態で馬に短い距離の常歩をさせた後、歩様検査路面の折り返し地点近くまで馬に速歩をさせ、そこで常歩に落として折り返し地点を右回りで回転した後、再び引き綱を緩めた状態で、開始点まで速歩をさせる。

(7) インスペクション団、特にその一員である獣医師は、歩様検査路面の長軸の延長線上から被検馬の歩様を観察する。

(8) インスペクション団の一員である獣医師の見解を聴取した後、インスペクション団は合格、不合格、ホールディングのいずれかを決定する。

(9) 競技参加適性が疑わしい場合、インスペクション団は当該馬をホールディングボックスに送ることが望ましい。

(10) 総合馬術競技における獣医検査を含むインスペクションは、FEI の規程に準じて実施する。エンデュランス競技におけるインスペクションについては、補則「エンデュランス競技におけるインスペクション」に記述する。

(ホールディングボックスでの検査)

第 1023 条 ホールディングボックスでの検査は、次のとおり実施する。

(1) ホールディングボックスにおいて確認検査を行う獣医師(以下、ホールディングボックス獣医師)には、救護獣医師がこれにあたることことができる。

(2) ホールディングボックス獣医師は、視診や触診の他、打診や検蹄器の使用、可動範囲を確認するための下肢部関節の他動的屈曲検査を実施することができるが、関節の疼痛を誘発して診断する強制屈曲検査を行ってはならない。

(3) ホールディングボックス獣医師は、引き馬での直線運動の他、輪線上での常歩や速歩による

歩様検査を行うことができる。

(4) インспекション団は、ホールディングボックスに当該馬の選手、グルーム、監督、チーム獣医師または競技者の個人委託獣医師の立ち会いを認め、それらの獣医師が立ち会った場合、ホールディングボックス獣医師は、それらの獣医師の意見を参考にして確認検査を実施する。

(5) ホールディングボックス獣医師は、ホールディングボックスにおける確認検査の結果を速やかにインспекション団に報告しなければならない。ただし、競技参加適性には言及しない。

(再インспекション)

第 1024 条 インспекション団は、ホールディングボックスでの確認検査が終了した馬について、下記の手順で再インспекションを行う。

(1) 再インспекションは、ホールディングボックス獣医師が当該被検馬の検査結果をインспекション団に報告した後、原則として当該インспекションの最終被検馬の検査終了後に実施する。

(2) 前項の定めに係わらず、インспекション団は、インспекション中の適当な時期に再インспекションを実施することができる。この場合、ホールディングボックスにおける確認検査と再インспекションとの間には適度な時間をとることが望ましい。

(3) 上記の再インспекションにおいても引き続き参加適性が疑わしい場合には、インспекション団の判断に基づき、モーニング再インспекションとして改めて競技当日の朝（当該馬が出場する最初の競技前）に実施することができる。

(4) モーニング再インспекションに合格した馬は、薬物検査の対象とすることが望ましい。

(合否の判定)

第 1025 条 インспекションの合否は、競技種目や気候条件に応じた客観的な馬の競技参加適性の有無を公正に判断して決定しなければならない。

2. 馬の競技参加適性の判定に際して、インспекション団の判定が可否同数のときは、最終決定は競技場審判団長が下す。

3. インспекションの判定結果は、インспекション団長からスチュワードに伝えられ、スチュワードが速やかに宣告する。

(インспекションに関する不服申立て)

第 1026 条 インспекション団の決定は最終的なものであり、不服の申立てをすることはできない。

(馬具)

第 1027 条 獣医規程に加えて、特殊なタイプの馬具に関する禁止事項および要件が、各競技種目の規程に定められている。

2. 以下に示す装具は、競技会中のいかなる時も使用が禁止されている。

(1) 舌を縛る紐

(2) 歯を覆うマウスガード

3. コーネルカラー（注：軟口蓋背方変位の馬に使用する器具）のような喉をサポートする器具の

競技会における使用は認められるが、馬のウェルフェア上の理由で必要であるとの獣医師の書面による証明が必要である。

5. 舌押さえ(Tongue guards)は、正しく使用される場合に限り競技会での使用が認められるが、別個のアイテムをハミに絡ませて使用してはならない。

(競技馬の検査)

第 1028 条 馬の四肢、馬用ブーツ、バンデージおよび／またはその他馬具の検査は、競技会期間中いつでもスチュワードおよび／またはオフィシャル獣医師により実施することができる。

2. 競技場審判団長は、公表の有無に係わらず、すべての検査の実施について、チーフスチュワードから知らされなければならない。

3. 獣医師団長は、チーフスチュワードから馬用ブーツ検査の実施を知らされなければならない、必要なときは協議ができる態勢になければならない。

4. 主要な競技(選手権)における馬の検査には、獣医師団メンバー1名が臨場しなければならない。

5. この検査では以下の内容が含まれる。

(1) 馬の四肢のあらゆる異常または過敏性

(2) 馬用ブーツまたはバンデージの形状、サイズまたは重さに関するあらゆる違反

(3) その他の馬具の素材に関するあらゆる違反

(4) 異物または禁止されている素材または物質の存在

(5) 馬の四肢、脇腹、口の出血

6. 検査の実施。

(1) 馬用ブーツを装着する前の、馬の四肢、ブーツおよびその他の馬具の検査。可能であれば、この検査は馬がウォームアップエリアに入る前に実施する。

(2) 馬の肢に装着していたすべてのブーツ、バンデージおよびその他の馬具を取り外した後の四肢の検査。この検査は、馬が競技アリーナから退場するときを実施する。

(3) 出血が認められた場合、スチュワードは、競技場審判団への報告義務を有する獣医師団長にそれを伝える。

7. 何らかの問題が疑われた場合、獣医師団長がその馬を検査しなければならない。獣医師団長がさらなる検査を実施するまで、馬および検査対象になったすべての物品は厳重な監視下に置かななければならない。

8. 競技前の検査で見つかった違反については、：

(1) それが馬用ブーツ、バンデージまたは馬具の素材や形状、サイズまたは重さに関する違反であり、それらが直ちに修正されれば、スチュワードおよび／または競技場審判団は、出場を認めることができる。

(2) 違反の内容によっては、競技場審判団はその馬の出場を認めないこともできる。違反の内容が、皮膚のダメージ、知覚異常、異質な素材または異物の存在に関する場合、その馬は失権または競技会から失格となる。

9. 検査の結果、疑わしい素材、炎症、皮膚のダメージまたは四肢の知覚異常が見つかった場合：

(1) 直ちに競技場審判団長に知らせなければならない；

(2) 獣医師団長は乗馬登録証の馬体特徴図と照合して個体識別を行い、馬名とおよび馬管理責

任者を記録する。

10. 法医学的なスクリーニングが必要となる可能性のある馬具（バンテージ、テープ、使われた物質等）は、直ちに FEI 公認の検体採取キットに保存し、日馬連指定検査所に送付すべきである。

11. 疑いのある四肢を写真および／またはビデオに記録しなければならない。

第VI章 アンチ・ドーピングおよび治療規制

（禁止処置）

第 1029 条

1. 以下に該当する馬の競技参加は認めない：

（1）馬体のいずれかの部分に知覚過敏または知覚鈍麻のある馬

（2）気管切開術／気管開口術を受けている（皮膚を切開して気管に到達する外科手術）馬

（3）遺伝子ドーピング（たとえばパフォーマンスを向上させる可能性のある治療目的ではない細胞、遺伝子、遺伝因子の活用または遺伝子操作）を受けた馬

（4）あらゆるタイプの遺伝子操作を受けた馬

（5）血液ドーピングまたは類似の処置（血液オゾン療法など）を受けた馬

（6）傷口をふさぐための器材を除き、皮膚を穿刺する何らかの物体を装着している馬

（7）コンタクトレンズを装着した馬。獣医師団長による許可を受けている場合を除く

2. 第 1045 条に規定する絶対禁止物質の使用は、いかなる場合も厳重に禁止され、禁止物質を投与された馬の競技参加は認めない。

（薬物検査）

第 1030 条 日馬連が指定する競技会の主催者は、本規程および J-EADCMR の定めに従って、薬物検査を実施しなければならない。

（禁止物質リスト）

第 1031 条 日馬連競技会では、FEI が定める最新の禁止物質（絶対禁止物質および治療用規制物質：以下、禁止物質という）リストを適用する。

（馬管理責任者の責任）

第 1032 条 馬管理責任者は、競技会場内に注射器、注射針、禁止物質を持ち込んで서는ならない。ただし、やむを得ない事情により、それらの治療器具や禁止物質を競技会場に携帯するときは、それらを入厩後速やかに獣医師団に預けなければならない。

2. 厩舎地区の保安管理状況に係わらず、馬管理責任者は、自らの管理責任と薬物検査の結果に対する責任を免れることはできない。

（獣医師団の権限）

第 1033 条 オフィシャル獣医師および本規程第 1008 条により許可を受けた獣医師以外の者が注射器、注射針、禁止物質を所持していることが判明した場合、獣医師団長はそれらの器物や物質を没収する権限を持ち、その事実を速やかに上訴委員長に報告する。

(被検馬の選択)

第 1034 条 薬物検査における被検馬の選択は、原則として次の 3 つの方法またはそれらを組み合わせた方法とする。

- (1) メダリスト検査：上位から成績順
 - (2) ランダム検査：無作為な選択
 - (3) ターゲット検査：検査を必要とする理由がある馬
2. ターゲット検査では、獣医師団長と競技場審判団長の合議により、被検馬を指定する。また、必要に応じて同一馬に対し、複数回の検査を行うことができる。
3. 被検馬の頭数は、3 頭以上とすることが望ましい。

(被検馬への通告)

第 1035 条 競技を指定して被検馬を選択する場合は、獣医師団長またはその代理人は被検馬の演技または走行終了後 30 分以内に当該馬管理責任者に対して、当該馬が検査対象に選ばれたことを通告しなければならない。上記に係わらず、ターゲット検査は、獣医師団長と競技場審判団長の協議により、競技会期間中のいつでも被検馬を選択・通告することができる。

(検査の義務事項)

第 1036 条 被検馬としての告知を受けた馬管理責任者は、担当の獣医師団またはスチュワードの監視下で、当該馬を速やかに検体採取馬房に収容し、検体採取に協力しなければならない。

2. 被検馬の馬管理責任者は、検体採取馬房への馬の収容から検体の封緘までの検体採取過程に常時立ち会い、馬の管理と作業手順の監視を行わなければならない。
3. 前項の定めに係わらず、被検馬の馬管理責任者は、検体採取の立会人として代理人を指名することができる。
4. 馬管理責任者またはその代理人は、検体採取に用いられた器具の正当性を認め、当該馬の検体採取作業に対して異議がないときは、検体採取後、所定の検体採取記録用紙に署名しなければならない。当該検体採取記録用紙への署名を拒否するときは、その理由を文書で明示しなければならない。
5. 検体採取を担当する獣医師(以下、検体採取獣医師)は、検体の採取作業の拒否や妨害、所定の採取記録用紙への署名拒否があったときは、直ちに上訴委員長に報告しなければならない。
6. 妨害があった場合、または前項の報告を受けた上訴委員長が、その拒否理由が根拠のないものと判断し馬管理責任者に通告してもなお、検体採取または署名を拒否した場合は、上訴委員長は本規程および J-EADCMR に違反するものとして日馬連裁定委員会へ付託する。

(検体採取獣医師)

第 1037 条 検体採取獣医師は、検体採取に先立ち、乗馬登録証または FEI パスポートと照合して被検馬の個体識別を実施しなければならない。

2. 主催者は、獣医師団長の指示に基づき、検体採取獣医師の補助者として必要な人員を配備しなければならない。

(検体の採取)

第 1038 条 検体採取獣医師は、採取した検体が汚染しないように作業、管理しなければならない。

2. 検体採取獣医師は、原則として尿を採取する。ただし、検体採取馬房に収容してから 30 分が経過しても尿が十分量採取できない場合は、血液を被検馬から採取しなければならない。
3. 検体採取獣医師は、尿と血液以外にも、状況に応じて被毛、肢巻き、皮膚を拭き取った綿布、唾液、補液剤あるいは当該馬に関連すると考えられる携帯物や物質を採取することができる。
4. 検体採取は、FEI 公認の検体採取キットを使用し、FEI が定める検体採取手順に則って行われなければならない。

(指定検査機関)

第 1039 条 検体の分析は、日馬連が指定する検査機関に委託して実施する。

(検体の発送)

第 1040 条 薬物検査を実施する競技会の開催前に、日馬連は分析検査を委託する検査機関に対して通知する。

2. 採取された検体は、競技会終了後 24 時間以内に搬送業者に委託して検査機関に発送する。
3. 検体採取獣医師は、採取から発送まで、検体の保安管理に責任を負う。

(自主的任意検査)

第 1041 条 馬管理責任者あるいはその代理人は、J-EADCMR 違反防止のために、日馬連が指定する検査所に委託して自主的任意検査を受検することができる。ただし、その結果は、日馬連が行う正規の検査結果への反証とはならない。

2. 自主的任意検査は、日馬連指定検査所の指定する物質に関してのみ検査を依頼することができる。
3. 自主的任意検査を依頼する場合、申請者は所定の申請書にて、日馬連に申請する。
4. 申請者は、日馬連の指示に従って、自らの責任で、検体を採取し検査機関へ送付しなければならない。
5. 自主的任意検査の申請者は、その検査費用を自弁しなければならない。
6. FEI 指定検査所での検査を希望する場合は、FEI 規程に従う。

(選考補助検査)

第 1042 条 J-EADCMR 第 4 条 4 項に規定する選考補助検査については、本規程を適用しない。

(知覚制御処置の規制)

第 1043 条 四肢または四肢の一部の知覚を一時的または恒久的に鈍麻あるいは過敏にする処置を施された馬は、日馬連競技会に参加することはできない。

2. 前項の知覚制御処置の有無を確認するために、獣医師団は、FEI が定める検査方法に準じて、知覚反応検査を実施することができる。
3. 知覚反応検査は、獣医師団長と競技場審判団長の協議のうえで、獣医師団およびスチュワー

ドが実施する。

4. 刺激処置、皮膚の損傷あるいは蹄冠部の知覚過敏または鈍麻処置の有無を判断するための触診検査を含む四肢の知覚反応検査は獣医師団が実施する。処置が疑われた馬体部位および薬物の使用が疑われた馬装具については、スチュワードが触れることはできない。

(違反が疑われたときの対応)

第 1044 条 知覚反応検査の結果、疑わしい馬装具あるいは知覚過敏または鈍麻処置の可能性が示唆された場合、獣医師団は本条に示すその後の手順を踏まずに、馬管理責任者に競技会参加を辞退する機会を与える。

2. 獣医師団は直ちに獣医師団長に、獣医師団長は直ちに競技場審判団長に報告する。

3. 馬管理責任者が参加辞退を受け入れない場合、獣医師団は馬管理責任者またはその代理人に、競技場審判団が定める時間に、当該馬は競技続行の可否を決定するための最終の四肢の知覚反応検査を受けなければならないことを通告する。

4. 最終の四肢の知覚反応検査は、少なくとも 1 名の競技場審判団メンバー立ち合いのもと、獣医師団長が実施する。

5. 本条に従って馬を失格処分にするためには、獣医師団の他、獣医師団長および競技場審判団メンバーの全員が、当該馬の四肢には知覚異常があり、失格処分することに同意しなければならない。上訴委員メンバーが臨場している場合、当該上訴委員が知覚異常による失格処分を支持していなければならない。

6. 四肢の知覚異常による失格処分の決定に対して上訴することはできない。

第VII章 競技期間中の馬の治療

(治療の規制)

第 1045 条 競技に参加する馬は、禁止物質の影響下にあってはならず、その責任は馬管理責任者にあり、絶対禁止物質はいかなる理由があっても使用してはならない。

2. 競技会期間中は、あらゆる物質の関節内投与は禁止される。

3. 競技会期間中は、経腸治療（座薬による薬物投与）は禁止される。

4. 競技会期間中は、酸素療法は禁止される。

5. 競技会期間中は、ワクチン接種をしてはならない。

6. 競技当日の競技前は、注射による治療を行ってはならない。例外として、18 時以降に開始する競技については、当日午前 10 時までの治療が認められる。

7. 獣医師団長は、馬管理責任者または獣医師から治療の申請または報告があったときは、馬のウェルフェアを最優先して治療の是非を検討し、治療を許可したときも、当該馬の競技参加適性について獣医学的な見地から評価判定しなければならない。

8. 薬物検査が義務付けられた日馬連競技会では、治療を受けた馬が競技に参加した場合、原則として当該馬を薬物検査の対象とする。

(治療用規制物質による治療)

第 1046 条 日馬連競技会期間中において治療用規制物質を用いた治療が必要な場合、治療を担

当する獣医師は当該馬の競技参加適性を極力考慮した治療法を検討しなければならない。

2. 治療を担当する獣医師は、所定の様式に治療計画を記入し、獣医師団長に提出しなければならない。
3. 獣医師団長は、前項の申請書の提出を受けた場合、FEI馬の治療用規制物質リストに掲載された物質や方法を用いる治療では、原則として当該馬の競技参加を取りやめることを前提に治療許可を与える旨を、馬管理責任者および治療を担当する獣医師に通知する。
4. 馬管理責任者または治療を担当する獣医師は、当該申請書の提出と上記の一連の手続き処理を、原則として馬を治療する前に行わなければならない。
5. 前項の定めに係わらず、競技会場への入厩から遡って10日前までに治療用規制物質を用いた治療を行った場合、または治療用規制物質を用いたことが疑われる場合、当該馬管理責任者は、当該馬が競技会場に到着後速やかに、治療を担当した獣医師により投与薬物、使用量、投与時期、投与方法、治療の理由が明記され、署名された報告書を添え、所定の様式を提出して、当該馬の競技参加適性について獣医師団長の判断を求めなければならない。
6. 獣医師団長は、所定の様式の提出を受けたときは、治療してから競技までの経過時間を考慮し、治療により当該馬が不当な利益を得る可能性を検討して競技参加の可否を決定し、競技場審判団長はこれに副署する。
7. 当該馬が治療前に競技参加を取りやめた場合でも、競技会場に滞在している限りは、治療を担当する獣医師は治療前に当該申請書を提出し、獣医師団長の許可を得なければならない。この場合は、当該申請書には競技場審判団長の副署を必要としない。

(禁止物質リスト以外の物質投与)

第1047条 日馬連競技会の期間中、馬管理責任者または治療を担当する獣医師は、禁止物質リストに記載された物質以外の補液剤、ビタミン剤、抗生物質、駆虫薬等を投与する場合、所定の様式により、治療の概要を獣医師団長に報告しなければならない。競技への参加適性に疑問があるときは治療前に獣医師団長に報告しなければならない。

2. 前項の治療概要報告書は、治療の当日または翌朝までに獣医師団長に提出しなければならない。

(禁止されていない補助的療法)

第1048条

1. 禁止されていない補助的療法には次のものが含まれる。

- (1) 磁気治療具（磁気ラグ、磁気肢巻き、磁気頸巻き）
- (2) 低周波磁気治療器（PEMF：プログラマブル電気医療システム）
- (3) クラスIからIIIのレーザー治療器（低出力レーザー治療器）
- (4) マッサージおよびマッサージ器具（equissageなど）
- (5) 冷却器具
- (6) 発光ダイオード（LED）治療器
- (7) 冷却および発熱パッド
- (8) イオンブーツ
- (9) キネシオテープ（厩舎内のみ）

(10) バイブレーションプレート

2. 禁止されていない補助的療法は、馬管理責任者、馬管理責任者補佐および／またはサポートスタッフが実施することができる。馬管理責任者、馬管理責任者補佐および／またはサポートスタッフは、彼らが直接的に責任を有する馬に対してのみ、禁止されていない補助的療法を行なうことができる。
3. 馬管理責任者、馬管理責任者補佐および／またはサポートスタッフは、上記以外の療法の実施については、獣医師団長に当該療法に対する許可を申請しなければならない。
4. 禁止されていない補助的療法の実施とそれに使用する器具は、獣医師団長、スチュワードおよびその他の FEI オフィシャルによる所定の点検の対象となる。
5. PEMF 機器の使用についてはその電磁域が 0.1 テスラ（1000 ガウス）以下の場合に限る。
6. 器具およびその他の冷却用資材を用いた冷却は、0 度以下にならないことを獣医師団長が確認した場合に限って認められる。

(制限のある補助的療法)

第 1049 条 制限のある補助的療法には次のものが含まれる。

- (1) 通電治療器（TENS：経皮的末梢神経電気刺激、NMES：神経筋刺激療法 または H ウェーブ）
- (2) 超音波治療器
- (3) 吸引療法
- (4) 透熱療法（ジオテルミー）（マイクロレーダーを含む）
- (5) 理学療法（物理療法、指圧、経穴マッサージ、筋膜剥離法、整体や徒手脊椎矯正療法など）

（注：筋膜剥離法とは筋膜の萎縮・癒着を引きはがして正常に戻す治療法）

* 超音波療法は、獣医師団長による許可を事前に得ている場合に限り、馬管理責任者、馬管理責任者補佐／サポートスタッフが実施することができる。

2. 制限のある補助的療法は、獣医師のみが行うことができる。
3. 制限のある補助的療法の実施とそれとともなう器具は、獣医師団／獣医師団長、スチュワードおよびその他の JEF オフィシャルによる所定の点検の対象となる。
4. 制限のある補助的療法が馬のウェルフェアをおびやかす場合、獣医師団長はその療法を禁止することができる。
5. 上記以外の療法の実施については、獣医師団長に当該療法に対する許可を申請しなければならない。

(鍼療法)

第 1050 条 鍼療法は、入場を許可された獣医師のみが実施することができる。

2. 内部が空洞になっていない鍼のみ使用することができる。
3. ドライニードル（注：鍼療法的一种）を実施することができるのは獣医師のみである。

(禁止される補助的療法)

第 1051 条 競技会では、クラス IV のレーザー（高出力治療用レーザー）の使用は禁止される。

2. 競技会では、電気鍼および灸療法の使用は禁止される。

3. 競技会および競技会前 5 日間は、冷凍療法およびショックウェーブ療法（胴体部へのショックウェーブ、ESWT：体外衝撃波治療 など）は禁止される。
4. 摂氏 0 度以下の氷入り冷却水で冷やすことは許されない。
5. キネシオ（関節規制）テープの使用は厩舎内でのみ許可される。厩舎外での使用は禁止される。
6. 馬の直腸に氷または冷水を挿入することは禁止される。

（安楽死および馬の死亡への対応）

第 1052 条 日馬連競技会期間中に馬が重篤な傷病に罹患し、安楽死処置が必要となった場合の対応は以下のとおりとする。

- (1) 獣医師団長は、処置を実施する前に審判長および競技委員長に報告しなければならない。
 - (2) 獣医師団長または救護獣医師によって安楽死が適切と判断され、それを馬管理責任者またはその代理人が承諾し、その処置を救護獣医師に依頼するときは、馬安楽死承諾・依頼書を競技委員長に提出しなければならない。
 - (3) 当該馬のチーム獣医師あるいは個人委託獣医師が処置を行うときは、事前・事後に係わらず、当該馬管理責任者あるいはその代理人は馬安楽死届を獣医師団長に提出しなければならない。
2. 馬が死亡または安楽死処置を施されたときは、獣医師団長が死亡診断書を作成する。

第八章 競技場の施設整備および管理

（獣医関連施設設備）

第 1053 条 獣医業務およびそれに関連する業務を行うために、主催者は以下の施設、器材を整備しなければならない。

- (1) 適切な獣医施設と隔離施設
- (2) 負傷した馬の周りに立てる遮蔽幕
- (3) 重篤な負傷馬または死亡した馬を競技場あるいはコースから搬出するための馬運車

（厩舎施設整備）

第 1054 条 厩舎施設は次のとおり整備されなければならない。

- (1) 厩舎地区の衛生、良質な飲料水の提供、清潔な馬糧および敷料の保管場所の提供に心掛け、馬糞と廃棄敷料の適切な廃棄場所を用意する。
- (2) 馬房は、原則として 3m×3m 以上の広さとする。
- (3) 薬物検査を行う競技会においては、少なくとも 3 頭分の静かな検体採取馬房と清潔な敷料ならびに検体採取業務を遂行するためのテーブル等を準備する。

（厩舎の保安管理）

第 1055 条 厩舎地区は、観客等、許可のない者の立ち入りや厩舎地区外への放馬を防止するため、適切な仕切りで囲うものとする。

2. 厩舎地区への立ち入りは、原則として下記の者に限る。
 - (1) 競技場審判団と上訴委員
 - (2) スチュワード

- (3) オフィシャル獣医師および検体採取補佐
- (4) 許可を得たチーム獣医師・個人委託獣医師および補助療法施術者
- (5) 公設装蹄師
- (6) 許可を得たチーム装蹄師・競技者個人の委託装蹄師
- (7) 選手、馬管理責任者および所有者
- (8) チーム監督と許可を得たトレーナーおよびグルーム
- (9) 許可を得た馬輸送業者
- (10) その他、競技委員長が認めた者

3. 前項に定めた者であって、競技会主催者から発行された入場許可証を有する者に限定して、当該厩舎地区への立ち入りを許可する。

4. グルーム等が夜間、馬に付き添うときは、馬管理責任者は主催者の許可を得なければならない。

附則 本規程は、平成 20 年 4 月 1 日から、当面は薬物検査が実施される競技会に適用する。その他の日馬連競技会においても本規程を準用するものとする。

附則 本規程は、平成 23 年 7 月 29 日から施行する。（「日馬連馬ドーピング防止および治療規制に関する規程」の制定に伴う所要の改正。）

附則 本規程は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。（獣医規程および同実施規則の統合に伴うもの等所要の改正。）

附則 本規程は、平成 25 年 4 月 25 日から適用する。（社団法人日本装蹄師会から公益社団法人日本装削蹄協会への名称変更に伴う改正。）

附則 本規程は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。（登録獣医師制度の廃止、競技会獣医師の各職務の定義の明確化等所要の改正）

附則 本規程は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。（補則「エンデュランス競技におけるインスペクション」の追加。公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の表現変更にとりなう「ドーピング防止」から「アンチ・ドーピング」への置き換え。）

附則 本規程は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。（インスペクション手順の一部改正）

附則 本規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。（報告書の提出について一部改正）

附則 本規程は、平成 29 年 10 月 12 日から適用する。（オフィシャル獣医師の兼務に関する規定を改正）

附則 本規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。（文言整理および内容の明確化）

附則 本規程は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。(検体採取補佐、補助療法施術者、競技馬の検査、補助的療法を規定)

本規程は、原則として、日馬連主催競技会および薬物検査が実施される競技会に適用する。その他の日馬連競技会においても本規程を準用するものとする。

エンデュランス競技におけるホース・インスペクション

(総則)

1. エンデュランス競技におけるホース・インスペクション(以下「インスペクション」)は、心拍、代謝状態、歩様を含む馬の健康状態に関する一連の検査であり、獣医師団によって実施され、それぞれのインスペクションにおいては判定を保留することなく審判長および選手への合否判定報告・通知をもって終了する。従って、ホールディングボックスを別に設けることはない。
2. インスペクションは原則として獣医関門検査エリアで行い、検査エリアでインスペクションに立ち会うことのできる選手およびクルーは1頭につき3人以内とする。また、検査エリアには、獣医師団(アシスタントを含む)、技術代表、審判団およびスチュワード以外の者は立ちすることはできない。
3. エンデュランス競技のすべてのインスペクションにおいて、獣医師団の各獣医師は、馬の状態を評価する上で等しく責任を負う。競技続行の適性ならびに完走を審査するために、獣医師団の各獣医師は、代謝、心拍および歩様検査について同じ基準を適用して実施する。
4. 第1回インスペクションは、原則として競技の前日に行われ、入厩時検査を兼ねることができる。
5. 獣医関門インスペクションは、各区間終了後に必ず実施する義務的インスペクションである。
6. 獣医関門インスペクションを実施した獣医師は、インスペクションに合格した後も馬の状態が安定しているか否かを検査するために、再インスペクションを指示することができる。この再インスペクションは、出発予定時刻から遡って15分前以降の休養時間中に原則として獣医関門検査エリアで行う。
7. 獣医師団長は、審判長と協議の上、タイミングを指定し、全頭を対象とした義務的な再インスペクションを実施することができる。このインスペクションは前項と同様、次の区間の出発予定時刻から遡って15分前以降に行わなければならない。
8. 競技に参加するすべての馬は、棄権・失権または失格した場合においても、競技を終了する前に必ずインスペクションを受けなければならない。選手が棄権を意図した場合においても、獣医師団の許可なくインスペクションを受けないときは、失格となる。
9. 獣医師団は、競技中のいつでも、すべての馬を対象にインスペクションを実施することができる。ただし、このインスペクションは、馬が異常を示していると獣医師団が認めたとときに限るものとする。獣医師団はこのインスペクションによって選手に不利が生じないよう細心の注意を払わなければならない。なお、このインスペクションに要した時間が走行時間から除外されることはない。

(心拍数・聴診器)

10. インスペクションにおいて心拍数は最初に測定、記録される項目である。心拍数は馬の回復および参加適性を正確に判断するために重要である。
11. 心拍数を正確に記録するために最大限の努力を払うべきである。馬の動きや興奮によって

測定が不可能または不正確になる可能性のある場合、あるいは測定が困難な場合は、一時測定を中止して馬が落ち着いてから測定することを推奨する。

12. 心拍数が 64bpm または実施要項に記載された基準値を超える馬は、競技を続行することは認められず、次の区間に進むことはできない。基準値を超える心拍数を示している場合は、直ちに別の獣医師が基準値を超えているか否かを確認しなければならない。馬の心拍数が 64bpm または実施要項に記載された数値を超えている場合、当該馬は定められた時間内に限り再度検査を受けることができる。心音の異常はすべて記録しなければならない。
13. 検査を実施する獣医師は、心音を確実に聴取することができる最適な場所に位置し、心音は、聴診器を被験馬の左胸のおよそ肘の高さに当てて聴取する。
14. 計時にはストップウォッチを使用しなければならない。心音が聞こえた時にストップウォッチをスタートさせ、次の心音から数え始める。15 秒経過時点で心拍数が 16 以下、または 30 秒経過時点で心拍数が 32 以下であれば、その時点で測定を終えることができる。いずれのケースにおいても、心拍数は 64bpm 以下と記録することができる。
15. 前述の手順により測定した心拍数が基準値を超えていることが確認された場合には、所定の時間内に 2 回目の測定を実施し、その数値が依然として基準値を超えている場合は不合格となる。
16. 心拍数が 15 秒で 16、または 30 秒で 32 を超えた場合、または心拍が不規則、心音が聞こえづらい、あるいは心音が弱い場合は、1 分間の心拍を計測しなければならない。当該馬は定められた時間内に再度検査を受けて合格しなければ、次の区間に進むことができない。
17. 心肺機能回復指標 (CRI=Cardiac Recovery Index) が各インスペクションで記録される。このため、インスペクション開始時の心拍数および歩様検査(片道 40m の往復速歩)を終えた後の 2 回の心拍数を計測する。2 回目の心拍数は、速歩を開始したときにストップウォッチをスタートさせ 1 分を経過した時点で計測する。この検査においては、前述の手順による 1 分間の心拍数が記録され、当該馬の競技参加適性を否定する何らかの獣医学的兆候を見極めるための心肺機能の検査が行われる。CRI は代謝機能(メタボリック)検査の一部であり、第 1 回と第 2 回の心拍数値の差で示される。
18. 心拍数の測定には、FEI 承認の電子的な心拍測定機器を使用することができる。ただし、CRI の 2 回目の心拍測定には聴診器を使用しなければならない。

(呼吸器)

19. 獣医師団により呼吸数または呼吸状態に異常があり、それが馬の安全を脅かすと判断されたとき、当該馬は次の区間に進むことができない。

(全身状態)

20. 全身状態が悪い馬または体温が異常に高い馬は、次の区間に進むことができない。

(代謝状態)

21. 代謝状態は、検査および当該馬の競技続行適性を示す記録(または数値)によって判断される。その記録には原則として粘膜の充血度合、毛細血管再充満時間、脱水度合、腸の蠕動運動、馬の拳動、CRI が含まれる。

22. 代謝状態、軟部組織の負傷、またはその他の理由で次の区間に進むことに問題があると判断される場合、獣医師団の3名の獣医師による再検討が必要である。臨床的所見について3名で匿名による合否判定投票を行い、直接その結果を審判長に通知する。

(歩様の異常)

23. すべてのインスペクションにおいて、強制屈曲検査または圧診を行わずに、手綱または引き綱を緩めて直線上を速歩で往復させたときに、継続的に明らかな不規則性歩様、あるいは異常歩様を示し、さらにその原因が痛みであることが明らかなきとき、または運動を続行した場合に当該馬の安全が危惧されるときは、当該馬は競技から除外され、次の区間に進むことはできない。
24. 速歩検査の後、担当する獣医師が当該馬の競技続行適性に疑問があると判断したときは、3名の獣医師により協議することなく、再度、速歩検査を行う。2回目の速歩検査の後、3名の獣医師は協議することなく匿名で合否判定投票を行い、直接その結果を審判長に通知する。
25. 上記2回目の速歩検査後の投票の前に、3名のうちいずれかの獣医師が3回目の速歩検査が人馬の利益のために必要と判断したときは、3回目の速歩検査を審判団に要請することができる。それを認めた審判団は、選手に3回目の速歩を要請する。3回目の歩様検査が最終となり、3名の獣医師は協議することなく匿名で合否判定投票を行い、多数決によって決定する。
26. 馬の歩様に何らかの異常が認められた場合、それが失権の理由になるか否かに関わらず、当該馬の獣医カードにそれを記録しなければならない。

(圧痛、外傷)

27. 腹帯および鞍による擦過傷を含む口内、四肢および体躯の圧痛、外傷の痕跡は記録しなければならない。競技への参加および続行が、それらの圧痛、外傷を悪化させると判断される場合、当該馬の競技続行は認められない。

(蹄鉄)

28. 蹄鉄を装着せずに競技に参加することができるが、蹄鉄を装着するのであれば競技に参加するために適正な蹄鉄が正しく装着されていなければならない。蹄鉄を装着して第1回インスペクションを受けた馬が、1肢またはそれ以上の落鉄状態でゴールしても構わない。馬用ブーツおよびパッドの装着も認められる。しかし、いずれの場合においても、馬の蹄の状態が悪化し、それが馬の運動能力に悪影響を与え、あるいは馬に痛みを与えていると判断されるときは、当該馬は次の区間に進むことができない。

(個体別獣医カード)

29. 個体別獣医カードは第1回インスペクションの前に発行され、各インスペクションの終了ごとに必要事項を記入しなければならない。
30. 獣医師団は、原則として各インスペクション（第1回インスペクションおよび最終インスペクションを除く）に合格した馬に「インスペクション合格証」を交付する。次の区間を出発するとき、選手またはクルーは「インスペクション合格証」を出発担当スタッフに手渡さなければならない。なお、「インスペクション合格証」には、馬番号、馬名、区間番号および

強制休養終了時刻を記載するほか、再インスペクション等の必要があればそれを記載する。

(最終インスペクション)

31. ゴール後に行われる最終インスペクションは、馬が引き続き競技続行適性を有し、通常の休養をとった後に騎乗が可能であるか否かを判断するためのものである。このインスペクションは、1回限りである（再検査がない）ことを除いてはコース走行中に行われるインスペクションと同じ方法と基準を用いて実施する。この検査は個体別獣医カードを参照しながら実施し、その結果がカードに記録される。
32. 最終インスペクションでは、獣医師団の3名の獣医師により速歩検査を行う。3名の獣医師は投票前に速歩での再検査を1回のみ要請できる。3名の獣医師は協議することなく匿名で合否判定投票を行い多数決によって決定する。

(その他)

33. 160km 競技において、すべての競技参加馬はゴールした後、予め定めた数時間の間、獣医師の監視下で厩舎地区に留まらなければならない。また、競技の走行距離にかかわらず代謝異常で失権した馬については、獣医師団は必要と思慮される時間を指示し厩舎地区に留め、監視し、必要があれば治療指導を行う。
34. 第1回インスペクションから当該馬の競技終了までの間は、獣医師による治療を行うことはできない。競技終了とは、合格するか否かを問わず最終インスペクション終了時または棄権・失権または失格後のインスペクション終了時をいう。ただし、ベストコンディション賞の候補馬ならびに検体採取の対象となっている馬は、その審査または検査が終了するまでは競技が継続しているものとみなす。
35. ベストコンディション賞候補馬の通告は、ゴール後1時間以内に行わなければならない。また、検体採取の通告は、ベストコンディション賞候補馬についてはその審査後30分以内に、その他の馬についてはゴール後（または棄権・失権または失格後）1時間以内に行わなければならない。
36. ベストコンディション賞候補馬の通告時間内または通告されてから治療行為を行ったときは、ベストコンディション賞候補馬にはなり得ない。また、検体採取の通告時間内または通告されてから獣医師団の許可を得ずに治療行為を行ったときは、当該選手は失格となる。
37. 本規程に記載のない事柄についてはFEIの規定に従うものとする。

附 則 この補則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この補則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第 24 条、第 25 条

附 則 この補則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

第 22 条

JEF公認競技会獣医事報告書

報告日:

競技会名:

獣医師名:

開催場所:

連絡先(電話番号):

開催日程:

主催団体:

入厩馬匹頭数(公認競技+非公認競技):

1. 入厩規程違反報告

馬匹名	JEF登録番号	所属団体	違反内容	措置

2. 指導等(予防接種間隔や時期、記載方法等について)

馬匹名	JEF登録番号	所属団体	特記事項

3. 特筆すべき疾病・外傷事例

馬匹名	JEF登録番号	所属団体	特記事項

4. その他

--

※エンデュランス馬術競技会で追加される報告事項(エンデュランス馬術競技については下記項目について御記入ください。)

E-1) 馬の状態に関わる事項

1) 競技開催中の馬の事故について。

--

2) 競技終了後(24時間以内)における馬の異常に関する報告等について。

--

平成 20 年 4 月	1 日施行
平成 21 年 4 月	1 日改正
平成 22 年 6 月 23 日	改正
平成 24 年 3 月	2 日改正
平成 24 年 4 月	1 日改正
平成 27 年 1 月	1 日改正
平成 29 年 4 月	1 日改正
平成 30 年 4 月	1 日改正
平成 31 年 4 月	1 日改正

公益社団法人日本馬術連盟（以下、JEF）は、JEF 登録馬に対する検査・予防接種実施要領を以下のとおり定める。なお、本要領は JEF 公認馬術競技会と併催する非認定種目に出場する馬匹についても適用する。

1. 馬インフルエンザ予防接種

(1) JEF 競技会に参加するすべての馬は、基礎接種を完了していなければならない。基礎接種は、初回ワクチン接種を実施してから 21 日以上・2 ヶ月以内に 2 回目のワクチン接種を行うこと。補強接種については、基礎接種（2 回目）から 7 ヶ月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は 1 年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。

【経過措置】

- 2008 年 3 月 31 日以前に基礎接種を完了している馬について
 - ① 基礎接種の後の最初の補強接種は 1 年以内であれば可とする。
 - ② 2 回の基礎接種の間隔は、2 週間以上 2 ヶ月以内であれば可とする。
 - その他、過去の履歴において本要領に定める要件を満たしていなくとも、その当時に軽種馬防疫協議会が定めていた要件を満たしていれば可とする。
- (2) 競技会等に参加する場合は、競技場へ入厩する 6 ヶ月+21 日以内に補強接種または基礎接種（2 回目）を受けていなければならない。
- (3) 競技場へ入厩する前 1 週間以内のワクチン接種は接種歴として認められない。

2. 日本脳炎予防接種

7 月 1 日～10 月 31 日の期間に開催される JEF 競技会に参加するすべての馬は、同年 5 月 1 日以降に 2 週間から 2 ヶ月の間隔で 2 回の日本脳炎ワクチン接種を受けていなければならない。ただし、接種開始時期が 4 月 30 日以前の馬については、上記間隔で 2 回接種完了後、入厩までに更に 1 回追加接種すること。

3. 馬インフルエンザ予防接種不備に対する制裁措置

馬インフルエンザ予防接種不備のうち以下に該当する場合、以下に定める反則金を JEF に納めることによって入厩許可を得ることができるものとする。なお、反則金の支払いをもって接種不備が解消されることはなく、競技会終了後、本実施要領に則った接種を行わなければならない。下記項目に該当しない接種不備馬の入厩は認められない。

- (1) 上記 1.(1)に定める 2 回の基礎接種の間隔が 2 週間以上であって 21 日未満：1 万円

- (2) 上記 1.(1)に定める 2 回の基礎接種の間隔が 2 ヶ月を超え 3 ヶ月未満：1 万円
- (3) 上記 1.(2)に定める期間から超過した期間が 1 週間以内：1 万円
- (4) 上記 1.(2)に定める期間から超過した期間が 2 週間以内：2 万円
- (5) 上記 1.(2)に定める期間から超過した期間が 4 週間以内：3 万円

4. その他

競技会実施要項に定められた防疫要領を遵守すること。

※ 馬伝染性貧血検査に係る要件は平成 30 年 4 月 1 日に撤廃。

日本馬術連盟 アンチ・ドーピング憲章

制定 平成 15 年 4 月 1 日

改正 平成 20 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 4 月 1 日

- 第 1 条 すべての馬スポーツは、フェアプレー精神を尊重し、医療および獣医療における倫理的な精神ならびに動物愛護の精神を堅持して、競技者と馬の健康と福祉、さらには安全を確保することを基本とする。
- 第 2 条 日本馬術連盟（以下、JEF）は、その傘下の関係者や団体に対し、アンチ・ドーピングの立場から競技者と馬の健康と福祉、さらには安全を尊重するよう十分に監督しなければならない。
- 第 3 条 JEF におけるアンチ・ドーピングに関する諸規程は、原則として JEF が関与するすべての馬スポーツに適用するとともに、練習期間中を通じて尊重されなければならない。
- 第 4 条 JEF は、馬スポーツにおけるアンチ・ドーピングの精神を普及啓蒙し、これを実践するため、関連する規程を制定するとともに、その内容を適宜見直して、随時適切な改廃を行わなければならない。
- 第 5 条 JEF は、アンチ・ドーピングの精神を普及啓蒙するとともに、競技者ならびにその関係者が公正な裁定を受ける権利を守らなければならない。

日本馬術連盟 アンチ・ドーピング規程

第1条 世界アンチ・ドーピング規程

1.1 (公社)日本馬術連盟(以下、「JEF」という。)は、(公財)日本アンチ・ドーピング機構(以下、「JADA」という。)がドーピング・コントロールの開始、実施及び実行することについて支援し、世界アンチ・ドーピング規程(以下、「世界規程」という。)及び国際基準(以下、「国際基準」という。)並びに日本アンチ・ドーピング規程(以下、「日本規程」という。)に基づくすべての義務を履行する責任を担っている。

1.2 世界規程に基づき、JEFは、以下の役割及び責任等を担うものとする。

- ・ JEFのアンチ・ドーピング規範及び規則が世界規程を遵守することを確保し、世界規程、国際基準及び本規程並びに日本規程(第23条の規程を含む。)を遵守すること。
- ・ JADAの自治を尊重し、その運営上の決定及び活動を妨げないこと。
- ・ JEFに加盟する団体(以下「加盟団体」という。)に対し、アンチ・ドーピング規則違反を示唆する又は当該違反に関連するいかなる情報もJADA及び国際競技連盟に報告すること、及び、ドーピング捜査を行う権限を有する全てのアンチ・ドーピング機関が行うドーピング捜査に協力することを、要求すること。
- ・ JADAに協力すること。
- ・ 加盟団体に対し、加盟団体又はその下部組織により承認され又は組織される競技会又は活動において、コーチ、トレーナー、マネージャー、チームスタッフ、公式役職員、医師又は医療従事者として参加する各サポートスタッフに対して、世界規程及び日本規程に準拠するアンチ・ドーピング規則及び結果の管理を所轄するアンチ・ドーピング機関に従うことに同意することを、当該参加の要件として要求する規則を定めることを要求すること。
- ・ アンチ・ドーピング規則に違反した競技者又はサポートスタッフに対し、資格停止期間中、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
- ・ 世界規程及び日本規程に違反した加盟団体又はその下部組織に対し、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
- ・ サポートスタッフ又はその他の人が各ドーピング事件に関与しているか否かのドーピング捜査を含む自己の管轄内における全てのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を積極的に追求すること。
- ・ アンチ・ドーピング教育を推進すること(加盟団体に対しJADAと協力してアンチ・ドーピング教育を行うよう求めることを含む。)
- ・ 関係する国内機関及び団体並びに他のアンチ・ドーピング機関と協力すること。
- ・ 正当な理由によることなく禁止物質又は禁止方法を使用しているサポートスタッフが競技者に対して支援を提供することを防ぐための懲戒規則を設けること。

第2条 アンチ・ドーピング規程の適用

2.1 本規程は以下に対して適用される。

- ・ JEF
- ・ 競技者
- ・ サポートスタッフ
- ・ JEF の権限下にあるその他の人
- ・ 加盟団体（その下部組織を含む。）

2.2 アンチ・ドーピング規則違反又は本規程のその他の違反に対し、制裁措置が適用される。

第3条 義務

3.1 競技者は、以下の義務を負うものとする。

- ・ 適用される全てのアンチ・ドーピング規範及び規則、すなわち、世界規程、国際基準、日本規程（第 24.1 項を含む。）、本規程並びにアンチ・ドーピング機関、国内競技連盟及び国際競技連盟の政策及び規則を理解し、遵守すること。
- ・ 検体採取にいつでも応じること。
- ・ アンチ・ドーピングと関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。
- ・ 医療従事者に、禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、自己に適用されるアンチ・ドーピング規範及び規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。
- ・ JADA 及び競技者が所属する国際競技連盟に対して、この 10 年以内にアンチ・ドーピング規則違反を行ったとする非署名当事者によりなされた競技者に対する決定を開示すること。
- ・ アンチ・ドーピング規則違反をドーピング捜査するアンチ・ドーピング機関に協力すること。

3.2 国内競技連盟に通常登録していない競技者は、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の 1 年前から、世界規程に従い実施された検体採取に応じ、正確な最新の居場所情報を定期的に提出すること。

3.3 国内競技連盟に加入していない競技者で、JADA の検査対象者登録リストに加わる要件を満たしている競技者は、国内競技連盟に加入しなければならず、競技者が所属する国内競技連盟の国際競技大会又は国内競技大会に参加する少なくとも 6 カ月前に、検査を受けるものとする。

3.4 サポートスタッフは、以下の義務を負うものとする。

- ・ 自らに又は支援する競技者に適用されるアンチ・ドーピング規範及び規則、すなわち世界規程、国際基準、日本規程（第 24.2 項を含む。）、本規程並びに国内アンチ・ドーピング機関、国内競技連盟及び国際競技連盟の規範及び規則を理解し、遵守すること。
- ・ 競技者の検査プログラムに協力すること。

- ・ 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使しアンチ・ドーピングの姿勢を育成すること。
- ・ JADA 及びサポートスタッフが所属する国際競技連盟に対して、この 10 年以内にアンチ・ドーピング規則違反を行ったとする非署名当事者によりなされたサポートスタッフに対する決定を開示すること。
- ・ アンチ・ドーピング規則違反をドーピング捜査するアンチ・ドーピング機関に協力すること。
- ・ 正当な理由なくして、いかなる禁止物質又は禁止方法も使用しないこと。

3.5 国内競技連盟は、以下の義務を負うものとする。

- ・ 世界規程、国際基準及び本規程並びに日本規程(第 23 条の規程を含む。)を遵守すること。
- ・ JADA が世界規程及び日本規程に基づく義務を遂行することに協力し、かつ、これを援助すること。
- ・ アンチ・ドーピング規則違反を示唆する又は当該違反に関連するいかなる情報も JADA に報告すること、及び、ドーピング捜査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関が行うドーピング捜査に協力すること。
- ・ 世界規程及び日本規程に準拠するアンチ・ドーピング規範を採択し、実施すること。
- ・ その国際競技連盟が日常的なアンチ・ドーピングプログラムを実施することに協力し、かつ、これを援助すること。
- ・ 全ての競技者、及び国内競技連盟又はその加盟機関の 1 つによって承認され又は運営される競技会又は活動において、コーチ、トレーナー、マネージャー、チームスタッフ、公式役職員、医師又は医療従事者として参加する各サポートスタッフに対し、世界規程に適合するアンチ・ドーピング規則及び結果の管理を所轄するアンチ・ドーピング機関に拘束されることに同意することを、当該参加の要件として要求すること。
- ・ 国内競技連盟の権限の範囲内で、正当な理由によることなく禁止物質又は禁止方法を使用しているサポートスタッフが競技者に対して支援を提供することを防止すること。
- ・ 加盟条件として、国内競技連盟のメンバー又は国内競技連盟により承認されたクラブの政策、規則及びプログラムが世界規程に準拠することを義務付けること。
- ・ 世界規程及び日本規程の違反を防止するために適切な措置を講じること。
- ・ 聴聞を要求することなく、国際競技連盟、JADA 又はその他の署名当事者によるアンチ・ドーピング規則違反の認定を承認し、かつ尊重すること。ただし、その認定が世界規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。
- ・ 通常登録していない競技者に対し、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の 1 年前から、要求された場合には、検体採取に応じ、正確な最新の居場所情報を定期的に提出するよう義務付けること。
- ・ 正式加入していない人で、JADA の検査対象者登録リストに加わる要件を満たしている人に対し、国内競技連盟に加入すること、及び、国際競技大会又は国内競技大会に参加する少なくとも 6 カ月前には検査を受けることを、要求すること。
- ・ JADA 以外のアンチ・ドーピング機関により、JEF の競技者、サポートスタッフに対するアンチ・ドーピング規則違反の認定およびこれに対する制裁措置が行われた場合、JADA に速やかに通知すること。
- ・ JADA と協力してアンチ・ドーピング教育を推進すること。

第4条 相互承認

- 4.1 JEF は、世界規程に整合しかつ署名当事者の権限内でなされる検査、聴聞会の結果又は当該署名当事者によるその他の最終的な決定を承認する。
- 4.2 JEF は、世界規程を受諾していないその他の機関が行った前項に掲げられる決定等についても、当該機関の規則が世界規程に適合している場合には、これを承認する。

第5条 本規程違反

- 5.1 アンチ・ドーピング規則違反を犯すことは、本規程に違反する。
- 5.2 競技者、サポートスタッフ、その他の人又は加盟団体が本規程に基づく JEF に対する義務に違反することは、本規程に違反する。

第6条 JEF が課す制裁措置

- 6.1 アンチ・ドーピング規則違反を行ったと判定された人は、日本アンチ・ドーピング規律パネルの決定に従いなされる JEF 理事会の決定により、世界規程及び日本規程違反の重さに従って、日本代表選手団又はその選考の資格、JEF からの交付金、助成金及び補助金の交付の全部又は一部を受け資格、並びに、JEF で役職に就く資格を失う。
- 6.2 制裁措置の期間は、世界規程及び日本規程の第 10 条及び第 11 条に従って決定される。
- 6.3 JEF は、違反が 1 回目か 2 回目か 3 回目かを判断するにあたり、いかなるアンチ・ドーピング機関によって課された以前の制裁措置をも承認する。

第7条 規律手続

- 7.1 アンチ・ドーピング規則違反が問われる全ての事件は、世界規程及び日本規程に従って判断され、世界規程及び日本規程の条項に従って認定され、世界規程及び日本規程の条項に従って不服申立がなされるものとする。
- 7.2 世界規程第 8 条及び日本規程第 8 条に従って規律手続は遂行されるものとする。

第8条 通知

本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には、JEF は課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。

- ・ 関係する国際競技連盟
- ・ 世界規程第 14.1 項及び日本規程第 14.3 項に基づき、通知を受ける権利を有する者
- ・ 関係する加盟団体
- ・ JEF が通知を必要と考えるその他の人又は組織

第9条 不服申立て

不服申立てについては、日本規程第 13 条の規程に従うものとする。

第10条 アンチ・ドーピング規則違反の審査

アンチ・ドーピング規則違反を行ったとして記録された人が後日、当該アンチ・ドーピング規則違反を犯していないことが判明した場合、又はその他の誤りが CAS、日本スポーツ仲裁機構又はアンチ・ドーピング機関により明らかになった場合、JEF はアンチ・ドーピング規則違反及びそのアンチ・ドーピング規則違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第 8 条により制裁措置が課された旨通知された全ての人に対し、そのことを報告するものとする。

第11条 解釈

本規程において使用された語は、世界規程及び日本規程並びに国際基準に従い解釈されるものとする。世界規程及び日本規程並びに国際基準は、本規程の一部とみなされるものとし、矛盾が生じた場合は、世界規程及び日本規程並びに国際基準が自動的に適用され、本規程に優先するものとする。

附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の施行に伴い、日本馬術連盟 競技者アンチ・ドーピングのための検査規程は廃止する。

日本馬術連盟 馬アンチ・ドーピングおよび治療規制に関する規程

馬術スポーツをクリーンに保つため、また、競技馬のウェルフェアを守るために、馬アンチ・ドーピングおよび治療規制に関する規程を定める。競技に参加する馬は、ドーピング物質および治療用物質の影響下にあってはならず、その責任は馬管理責任者にある。

(目的)

第1条 本規程は、国際馬術連盟（以下、FEI）馬アンチ・ドーピングおよび治療規制規程（以下、FEI-EADCM 規程）の原則に基づき、日本馬術連盟（以下、JEF）が主催または公認する競技会および国民体育大会馬術競技会（以下、JEF 競技会）における馬のアンチ・ドーピングおよび治療規制について定めることを目的とする。本規程に言及されていない事項については、FEI-EADCM 規程の基本理念に則って対処する。

(主催者の義務)

第2条 本規程に基づきアンチ・ドーピングおよび治療規制のための検査（以下、検査）を行うことを JEF が指定した競技会の主催者は、JEF の指示に従って、当該競技会場に、検査に必要な施設を準備・設置しなければならない。

(馬管理責任者の義務および責任)

第3条 JEF 競技会に参加する馬管理責任者は、JEF が実施する検査および検体採取に協力するものとし、何人もこれを拒否または妨害してはならない。

2 馬管理責任者は、競技会の期間中、第 6 条 2 項に定める禁止・規制物質および禁止・規制方法をその管理馬に使用してはならない。

3 競技会の期間中、馬に対して第 6 条 2 項に定める禁止・規制物質および禁止・規制方法が使用されたことが明らかになったときは、当該馬管理責任者は、その原因が過失または故意の如何にかかわらずその責任を負うものとする。

(検査の実施)

第4条 JEF 獣医委員会（以下、獣医委員会）は、JEF が行うすべての検査を監督する責任を負う。

2 JEF が検査の実施を指定した競技会または競技種目に参加するすべての馬は、JEF による検査の対象となり、その検体採取は獣医委員会の指定する獣医師が行う。

3 JEF が実施する検査は、検査を行う時点で公示されている JEF 獣医規程に定められた検査手順に則って実施しなければならない。分析結果の有効性を損なうような検査手順からの逸脱があったときは、その検査自体が無効となる。

4 JEF が国を代表する人馬を選考するために特に指定して行う検査（選考補助検査）については、本規程を適用しない。

(検査の立案等)

第5条 JEF 獣医委員長は、馬のアンチ・ドーピングおよび治療規制を推進するため、以下の事項について立案する。

- (1) JEF 競技会における競技馬を対象とした検査の実施運営
- (2) 年度毎の検査実施計画（検査対象競技会の選定、検査日程、検査方法、検査 1 回あたりの被検馬数、被検馬の選定方法など）の立案
- (3) 検査分析所および検体輸送業者の選定と調整
- (4) その他、JEF が必要と認める事項

(違反行為の区分)

第6条 ドーピングとは本条 2 項 1 号に定める物質または方法に関する違反の発生を、治療規制違反とは本条 2 項 2 号に定める物質または方法に関する違反の発生をいう。

2 禁止物質・方法および規制物質・方法については、FEI が公表する最新の禁止・規制リスト（以下、リスト）を適用し、以下のとおり区分する。

- (1) 禁止物質または禁止方法（ドーピング目的に使用される物質または方法）
- (2) 治療用規制物質または規制された方法（治療目的に使用される物質または方法）

(違反行為の定義)

第7条 馬管理責任者およびそのサポートスタッフ（オーナー、トレーナー、グルーム、獣医師等）は、リストに示されている物質および方法、禁止物質・方法と治療用規制物質・方法の違いを認識しておく必要がある。以下に該当する場合、規程違反となる。

- (1) 馬から採取した検体中に禁止・規制物質あるいはその代謝物またはマーカ存在。ただし、FEI 規程において許容基準値が定められている物質については、その基準値以下であれば違反行為とはならない。
- (2) 禁止・規制物質の使用または使用の企て
- (3) 受検通告後に、正当な理由なく検体採取を拒否または回避すること
- (4) 検査の施行段階における、不正な操作や改ざんの実行またはその企て
- (5) 禁止物質あるいは禁止方法の所持
- (6) 本規程違反あるいはその企てに係る支援、教唆、隠蔽等あらゆるタイプの共謀

(立証責任および証拠基準)

第8条 JEF は本規程違反があったことを立証する責任を有する。その立証のためには、JEF は合理的かつ客観的な証拠を提出しなければならない。

2 第 7 条 1 号に規定する違反を立証するには、次のいずれか一方を満たしていれば十分であり、それが過誤、不注意、故意のいずれによるものかは問わない。

- (1) 当該馬から採取した A 検体に禁止・規制物質あるいはその代謝物またはマーカ存在し、馬管理責任者が B 検体の分析を放棄した場合
- (2) B 検体の分析が行われ、その結果、A 検体から検出された物質あるいはその代謝物またはマーカの存在が確認された場合

(検査方法・手順に対する反論)

第9条 検査方法・手順の不備を争点とした反論については、以下のとおりとする。

- (1) 馬管理責任者は、検体の採取、搬送、検査所における保管と分析などの一連の検査手順に不備があったことを立証することができれば、その嫌疑に反論することができる。
- (2) 馬管理責任者が検査手順における不備を示して反論した場合、JEF はそれら一連の手順における不備が、違反が疑われる分析結果の原因ではないことを立証する責任を負う。
- (3) それら検査手順の不備が、違反が疑われる分析結果の原因ではないことを JEF が立証できれば検査結果は有効であるが、それが立証できないときは検査結果が無効となり、当該事例の違反性の追及は中止する。

(検体の所有権および分析)

第10条 JEF 競技会で採取した検体所有権は JEF にあり、その分析は公益財団法人競走馬理化学研究所（以下、競理研）で実施する。

- 2 検体は、原則としてリストに公示された物質および方法を検出する目的で分析するが、JEF が必要と認めたときは、調査研究と監視を目的に他の物質の検出分析を行うことができる。
- 3 前項に定めた目的以外に、馬管理責任者から書面にて同意を得ることなく、検体を使用することはできない。
- 4 検体は第 33 条に定める時効を待たずに廃棄することができる。

(結果の管理)

第11条 分析結果および関連する調査結果は、その事例についての裁定を経て処分が下されるまでは、機密裡に管理されなければならない。

(調査および B 検体の分析)

第12条 JEF は A 検体について違反が疑われる分析結果を受領した場合、当該事例について次の調査を行う。

- (1) 馬の治療目的使用許可（ETUE）の事前付与の有無
- (2) 検査手順における明らかな不備の有無
- 2 前項に定める事項が存在しないことが確認されたときは、JEF は馬管理責任者に書面にて、速やかに以下の通知を行う。
 - (1) 違反が疑われる分析結果
 - (2) 第 6 条 2 項に定める違反区分
 - (3) 当該馬管理責任者には、費用の自己負担により B 検体の分析を要求する権利があること。ただし、B 検体の分析結果が陰性の場合には、費用は JEF が負担する。この要求は通知を受け取った日から 10 日以内に行わなければならない。
 - (4) 当該馬管理責任者は、B 検体の分析要求権利を放棄し、違反行為を認めることができること

- (5) 当該馬管理責任者には、A 検体と B 検体の分析報告書の複写を請求する権利があること
- 3 B 検体の分析は、当該馬管理責任者の要求を受けてから、休業日を除く 10 日以内に競理研で実施する。なお、当該馬管理責任者が B 検体の分析要求権利を放棄した場合でも、JEF は B 検体の分析を実施することができる。
- 4 B 検体が陰性であったときは、当該検体に係る検査結果は陰性とみなされ、すべての調査や審理を中止する。JEF は書面にてその旨を当該馬管理責任者に通知する。
- 5 B 検体の分析要求権利が放棄された場合、または B 検体の分析により禁止・規制物質あるいはその代謝物またはマーカ存在が確認された場合、JEF は当該事例の審理を裁定委員会に付託する。
- 6 前項に係わらず、裁定委員会が必要と認めたときは、JEF は追跡調査を行うことができる。それら調査が終了した際には、JEF は速やかにその結果を馬管理責任者に書面にて通知する。

(暫定資格停止)

- 第13条 JEF は、A 検体の分析結果が、違反が疑われるものであった場合、当該馬管理責任者の JEF 競技会および JEF 主催または公認事業への参加資格を暫定的に停止する措置を講じる。会長は、第 12 条 2 項に定めた通知と同日付けで、その措置を当該馬管理責任者に対して書面にて通知する。
- 2 当該馬の B 検体の分析が行われ、A 検体の陽性結果が再確認できなかったときは、速やかに当該馬管理責任者に科された暫定資格停止処分を解除する。

(聴聞会)

- 第14条 本規程違反が確認された事例は、審理のために裁定委員会に付託される。裁定委員会は、聴聞会を開催し、当該馬管理責任者に対して弁明の機会を与える。
- 2 当該馬管理責任者は、聴聞会における弁明あるいは挙証反論の権利を放棄して、裁定委員会の下す処分を受け入れることができる。
- 3 聴聞会にあたっては、馬管理責任者は、関連する証拠の提出と弁明および聴聞会への本人あるいは代理人の出席に遅滞なく協力しなければならない。
- 4 聴聞会では、以下の原則を尊重しなければならない。
- (1) 聴聞会における審理は中立かつ公平であること
 - (2) 馬管理責任者は費用を自己負担することにより弁護人を立てる権利を有すること
 - (3) 馬管理責任者は、疑われる規程違反とその結果として生じる裁定に対して反論する権利を有すること
 - (4) 証人を召喚して尋問する権利など、各当事者が証拠を提出する権利を有すること、および電話や書面による証言を受理するか否かは裁定委員会の判断に任されること
 - (5) 聴聞会は、当事者からの適期かつ適切な陳述書または証拠の提出に基づき、適正な時期に開催されること。特に、暫定資格停止処分を科された事例については、当該馬管理責任者に不利益を与えないように注意すること

(審理と裁定)

第15条 裁定委員会は、第12条1項の調査結果または聴聞会での当該馬管理責任者からの弁明および陳述内容を元に当該事例についての審理を行い、その裁定内容を取りまとめて会長に答申し、会長は当該事例についての裁定を下すものとする。

第16条 前条の裁定内容は、当該馬管理責任者に書面にて通達するとともに、JEF ウェブサイトに公示する。

(成績の失効)

第17条 JEF 競技会において本規程違反があったとき、当該競技における当該馬管理責任者と競技馬の成績は自動的に失効し、メダル、ポイントおよび飼育奨励金等はすべて没収される。

2 当該競技以外の当該競技会における当該馬管理責任者の成績は、騎乗馬に係わらず、メダル、ポイントおよび飼育奨励金等の没収を含み、すべて失効する。ただし、他の競技の成績が、本規程違反の影響を受ける可能性がある場合を除き、当該馬管理責任者が本規程違反に関するいかなる過失も不注意もないことを証明したときには、他の競技における成績は失効しない。

3 当該競技以外の当該競技会における当該競技馬の成績は、本規程違反の影響を受ける可能性がある場合、メダル、ポイントおよび飼育奨励金等の没収を含み、当該成績にともなうすべてが失効する。これは当該馬管理責任者以外の者が騎乗して獲得したものであっても適用される。

(制裁処分)

第18条 第6条2項1号の違反に対しては、原則として下記の資格停止処分と罰金を適用する。ただし、減免あるいは加増する相当の事由があればこの限りではない。なお、資格停止期間には暫定資格停止期間を算入する。

(1) 1回目の違反：2年間の資格停止。100万円以下の罰金および5万円の事務手数料。

(2) 2回目の違反（1回目の違反通告から8年以内の本規程違反）：4年の資格停止。100万円以下の罰金および5万円の事務手数料。

第19条 第6条2項2号の違反に対しては、原則として下記の資格停止処分と罰金を適用する。ただし、減免あるいは加増する相当の事由があればこの限りではない。なお、資格停止期間には暫定資格停止期間を算入する。

(1) 1回目の違反：1年以下の資格停止。100万円以下の罰金および5万円の事務手数料。

(2) 2回目の違反（2回目の違反通告から8年以内の本規程違反）：2年以下の資格停止。100万円以下の罰金および5万円の事務手数料。

(複数の違反行為)

第20条 第18条2号および第19条2号に基づく2回目の違反行為への処分の適用は、当該馬管理責任者が初回の違反通知を受け取った後、あるいはJEFが相応な努力を払って通知を試みた後に、当該馬管理責任者が2回目の違反を犯したことをJEFが立証できる場合に限られる。

2 JEFが前項の事実を立証できない場合、複数の違反があっても、それは初回に含まれる単一の違反であるとみなされ、それらの複数の違反行為のうち、最も重い違反事例を対象として処分を科すものとする。

第21条 同一の検査において、馬管理責任者が第6条2項1号の禁止物質または禁止方法に関する本規程違反と第6条2項2号の治療用規制物質または治療用規制方法に関する本規程違反を同時に犯したことが判明した場合、当該馬管理責任者に科される処分の裁定は、より重大な処分が科される禁止物質または禁止方法を対象として決定する。

(簡易処分手続き)

第22条 本規程違反が第6条2項2号の治療用規制物質または治療用規制方法に関するもので、かつ以下に該当する場合、当該馬管理責任者は以下に示す簡易手続きに基づくプロセスを選択することができる。

- (1) 採取した検体から検出された治療用規制物質（その代謝物を含む）が1種類を超えない
- (2) 当該馬管理責任者は、違反が疑われている事例以前の4年間において審理中または結審した事例の当事者ではないこと。

2 前項に該当するときは、JEFは、第12条2項に定めた通知と同日付けで、簡易処分を選択することができる旨を当該馬管理責任者に通知する。

3 簡易手続きが適用された場合、以下に示す処分が科される。

- (1) 当該馬管理責任者および当該馬の当該競技会全体からの失格、および当該競技会で獲得したメダル、ポイントおよび飼育奨励金等の没収。
- (2) 10万円の罰金

4 簡易手続きを適用するためには、馬管理責任者は本規程違反を疑われていることを通知する文書を受け取った日から3週間以内に罰金を支払わなければならない。

5 所定の期間を過ぎても罰金が支払われなかったときには、暫定資格停止措置を講じ、裁定委員会に付託する。

(未成年者)

第23条 当該馬管理責任者が未成年（検体採取日において20歳未満）の場合、科される処分は競技会からの失格と当該競技会で獲得したメダル、ポイントおよび飼育奨励金等の没収とする。

(サポートスタッフに対する処分)

第24条 本規程違反の責任は当該馬管理責任者にあるが、サポートスタッフもその責任に応じて制裁処分を科されることがある。

(資格停止期間中の対応)

第25条 資格停止処分を受けた馬管理責任者は、当該処分の期間中、FEI 公認競技会あるいは JEF 競技会または JEF の活動には、観客以外のいかなる立場でも参加することはできない。ただし、JEF が主催または公認するアンチ・ドーピングまたは治療規制に関する教育プログラムへの参加は認められる。

2 第6条2項1号の違反事例においては、当該馬管理責任者に対する JEF からの財政支援や補助金等の給付のすべて、もしくは一部を保留するものとする。

(チームに対する措置)

第26条 個人成績の合計を基にチームの順位が決まる競技会中に本規程違反を犯した場合、違反を犯した馬管理責任者の成績がチーム成績から除外され、同チームにおける次点の競技者の成績を繰り上げてチーム成績を決定する。

2 前項の結果、チームとしてのメンバー数に満たなくなった場合、当該チームは失権となる。

(失格処分にともなう繰り上げ措置)

第27条 本規程違反により馬管理責任者または競技馬が競技から失格となった場合、下位の人馬の成績は繰り上がるが、ポイントおよび飼育奨励金等の再配分は行わない。

(FEI による処分の効力)

第28条 FEI-EADCMR の違反者に対して FEI が科した処分（暫定資格停止を含む）は、本規程に定める諸手続きを経ることなく JEF 競技会および JEF の行事において自動的に適用される。

2 JEF 競技会に併せて実施する FEI 競技において違反があったとき、JEF 競技会中の JEF 各競技における処分については、第17条を適用する。

(再審理の請求)

第29条 当該事例についての処分が科された馬管理責任者は、裁定の通知から30日以内に、新たな証拠を付した文書を提出することにより再審理を請求することができる。

2 再審理請求の根拠が薄弱であると裁定委員会が判断したときには、この請求は却下される。

3 裁定委員会が再審理請求を受理し、再審理が行われている期間中も、当初の処分は引き続き効力を有するものとする。

4 再審理の結果、提出された新たな証拠が却下されたときは従前の処分が引き続き効力を有するが、新たな証拠により当該馬管理責任者の処分の取り消しあるいは減免が必要な場合には、新たな裁定内容を会長に答申し、会長は当該事例につい

ての裁定を下すものとする。ただし、すでに経過した資格停止期間については、補償の限りではない。

(上訴)

第30条 会長から違反行為に対する処分を通達された当該馬管理責任者は、その処分内容について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構へ仲裁の申し立てをすることができる。

(情報の記録と公開)

第31条 JEF は、本規程に係わるすべての調査、分析結果、審理および裁定結果を集積して記録、保管する。

第32条 当該馬管理責任者が、当該事例について JEF が公示する前に、本規程違反もしくはその嫌疑に係わる情報を自ら開示した場合、第 11 条の規定に係わらず、JEF は当該事例に関する意見や見解を公表することができる。

(時効)

第33条 違反の発生から 3 年以内に何らかの手続きが講じられない限り、JEF は当該事例に関して本規程違反を問うことはできず、当該馬管理責任者に対するいかなる処分を科すこともできない。

附則 この規程は、平成 23 年 7 月 29 日から施行する。なお、従来の「JEF ドーピング防止および薬物規制規程」は廃止し、競技馬のドーピング防止および治療規制に係わる規程は本規程に、競技者のドーピング防止および治療規制に係わる規程は別途「JEF 競技者ドーピング防止のための検査規程」に定める。

附則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の表現変更にともなう「ドーピング防止」から「アンチ・ドーピング」への置き換え。一般財団法人日本スポーツ仲裁機構から公益財団法人日本スポーツ仲裁機構への名称変更に伴う改正。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。簡易処分手続きにおける期間設定の変更。FEI による処分の効力の適用について改正。

**日本馬術連盟
競技会関連規程集
2019年度版**

(2020年1月1日改正)

発行 東京都中央区新川 2-6-16
馬事畜産会館 6F

公益社団法人 日本馬術連盟